

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月30日

【中間会計期間】 自 2020年1月1日 至 2020年6月30日

【会社名】 ナティクス
(Natixis)

【代表者の役職氏名】 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門アジア太平洋チーフ・エグゼクティブ
ブルーノ・ル・サン
(Bruno Le Saint, Chief Executive, Corporate and Investment Banking Asia Pacific)

【本店の所在の場所】 フランス、75013 パリ市ピエール・マンデス - フランス通り30番地
(30, avenue Pierre Mendès France, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
同 山橋 信也
同 稲村 将吾
同 八木 雄史

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1603

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注) 1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」、「€」または「EUR」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国の統一通貨を、「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」または「日本円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝125.47円の為替レート（2020年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。
2. 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「当行」および「ナティクス」は、ナティクスを、「当行グループ」はナティクスおよびその連結子会社を指す。
3. 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「Groupe BPCE」は、Groupe BPCEを指す。Groupe BPCEは、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneの2大ブランドを有するフランスの銀行グループである。Groupe BPCEは主にBanques Populairesの14の銀行、15のCaisses d'Epargne、ナティクス、Crédit Foncier、Banque PalatineおよびBPCE Internationalで構成される。
4. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
5. 将来予測に関する記述
本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」および「～に違いない」といった用語ならびにこれらに類似する表現は、将来予測に関する記述であることを明確にすることを意図している。これらの将来予測に関する記述は、将来の事象に関する本書の日付現在の当行の予想および仮定に基づくものである。
かかる将来予測に関する記述は、リスク、不確実性その他実際の結果と将来予測に関する記述において明示または黙示される記述との相違を生じさせる要因による影響を受ける。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

（１）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

2020年 6 月10日付で提出した有価証券報告書（以下「2019年度有価証券報告書」という。）に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下の事項を除き、2019年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。2019年度有価証券報告書に記載された事項から変更された箇所には下線を付す。

（前略）

定款は2020年 7 月28日に最終更新された。

（中略）

株式

（a）資本金（定款第 3 条）

当行の資本金は5,049,522,403.20ユーロとし、1 株当たり額面金額1.60ユーロの当行の普通株式 3,155,951,502株からなり、そのすべてが全額払込済である。

（中略）

株主総会

（中略）

（c）参加許可および委任状（定款第22条）

（中略）

現行法令の規定に従って、株主は、郵送または委任状によって投票を行うことができる。取締役会の決定に基づき、株主はテレビ会議により株主総会に出席し、その時点において適用される規則に従い、インターネットを含むすべての電磁的方法および遠隔伝達を用いて投票を行うことができる。かかる決定は、フランス法定公報に公表される会議通知に記載される。株主総会事務局が作成し、ウェブサイト上に提供する電磁的方法で定められた期限までに投票を行う株主は、自らまたは委任状により出席した株主とみなされる。適用される法令の規定に従って取締役会が定める手続により、かかるユーザー名とパスワードを要求するサイトから電磁的用紙に直接記入し、署名を行うことができる。

（後略）

2 【外国為替管理制度】

以下の事項を除き、2019年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。2019年度有価証券報告書に記載された事項から変更された箇所には下線を付す（なお、2019年度有価証券報告書において付されていた下線は、訂正箇所の明示のため、以下においては表示していない。）。

（１）株式の所有

本書の日付現在、フランス通貨金融法典第L.151- 1 条に従い、フランスおよび外国との間の外国為替取引は原則として自由である。しかしながら、フランスの政府機関は、フランス通貨金融法典第L.151- 2 条に従い、特に国益の防衛を確保するため、また、経済大臣の報告を受けて制定された命令により、通知お

および事前の許可を与え、またはフランスにおける対内投資の設立および清算を管理する（下記を参照のこと。）。

フランス通貨金融法典第L.151-3条に従い、EUの非居住者が、フランス企業の支配的持分を取得する際、事前の許可を得る必要はない。ただし、慎重を要する一部の業界および戦略分野については、この限りではない。

当行に対する対内投資は、フランス通貨金融法典第L.151-3条の範囲に該当しないため、事前の許可を得る必要はない。

フランス通貨金融法典第L.151-2条以降に規定される承認制度の実行ならびに慎重を要する業界および戦略分野への対内投資に係る申請の目的において、「投資」という用語は、フランス通貨金融法典第R.151-2条によれば、3つの種類の投資を指す。

- (a) フランス法に準拠する事業体における支配的持分の買収
- (b) フランス法に準拠する事業体に係る事業分野（*branche d'activité*）の直接買収または間接買収
- (c) フランス法に準拠する事業体の資本金もしくは議決権の単独もしくは共有の直接保有または間接保有を25%超に増加させること。この基準は、規制市場において承認されたフランス企業への投資に係る議決権の10%に一時的に引き下げられる（2020年7月22日付の政令第2020-892条）。

() 欧州連合の加盟国の国籍もしくはフランスと「管理支援協定」を締結している欧州経済地域の加盟国の国籍を有し、かかる国に居住する自然人または()管理チェーンのすべての構成員が、これらの国のうちの1つの法律に該当するか、もしくはかかる国の国籍を有し、かつ、居住する事業体には上記(c)は適用されないことに留意すべきである。

フランス通貨金融法典第R.151-1条に従い、不安定な産業および戦略部門に対する対内投資に適用される許可制度は、以下による（上記に定義されるような）投資を懸念している。

- () 外国籍を有する自然人
- () フランスに居住していないフランス国籍の自然人
- () 外国法に準拠する事業体
- () 上記()、()もしくは()で述べられている1もしくは複数の人または事業体によって管理されている、フランス法に準拠する事業体

フランス通貨金融法典第L.151-3条の意味における不安定な産業および戦略部門の一覧表は、フランス通貨金融法典第R.151-3条に規定される。

フランス通貨金融法典第R.151-5条以下に記載される承認制度は、30営業日以内にフランスの経済大臣により第一段階の審査が行われ、必要に応じて、45営業日以内に第二段階の審査が行われることを規定している。

一時的な手続の簡略化がフランス政府により実施された（2020年7月22日付の政令第2020-892条）。かかる簡略化された手続は、フランスの上場企業に対して、10%の基準を超えて投資したい投資家にも適用される（上記(c)に記載のとおり）。この特定の場合においては、潜在的投資家は、()経済大臣に対する事前の通知、および()かかる通知後6ヶ月間以内に予定されている取引の完了を条件として、通常の承認制度の手続を免除される。この特定の免除手続は、2020年12月31日まで効力を有する。

3 【課税上の取扱い】

以下の事項を除き、2019年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。2019年度有価証券報告書に記載された事項から変更された箇所には下線を付す。

フランスの租税制度

（中略）

また、フランスの租税に関する行政指導指針（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts* BOI-INT-DG-20-50-11/02/2014、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20/12/2019）の規定に従って、以下のいずれ

かに該当する場合は、当行が社債の発行の主たる目的および趣旨を立証する証拠を提出しなくても、社債の発行には控除不適用の免除および源泉免除が適用される。

（後略）

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

最近中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2019年上半期	2020年上半期	2020年上半期と 2019年上半期 との比較
純収益	4,057	3,314	(18) %
費用	(3,044)	(2,874)	(6) %
営業総利益	1,013	439	(57) %
貸倒引当金繰入額	(140)	(482)	
関連会社	11	(7)	
その他資産に係る損益	675	3	
のれんの価値の変動	0	0	
税引前利益	1,559	(47)	(103) %
税金	(349)	(19)	
非支配持分	(133)	(51)	
純利益 - Coface寄与純額を除くグループ持分	1,077	(116)	(111) %
Coface寄与純額	33	(145)	
純利益 - Coface寄与純額を含むグループ持分	1,110	(261)	(124) %

(注) Cofaceの29.5%の持分の売却発表後、修正再表示された数値。会計の観点からの修正再表示後の数値の調整については、下記「第3 事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 業績等の概要 - () 附属 - ナティクス - 管理上および会計上の数値の調整」を参照のこと。

2 【事業の内容】

2019年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【関係会社の状況】

2019年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

4 【従業員の状況】

2020年6月30日現在、Groupe BPCEは100,223人の常勤労働者を、またナティクスおよびその他の子会社は17,296人の常勤労働者を雇用している。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

下記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 業績等の概要」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(2) 経営環境

ナティクシスの将来の展望

2020年下半期および2021年に関する予測は不確実性に満ちている。基本的には、2020年下半期において次第に危機から脱し、回復していく予測であるが、企業（倒産件数が増加する可能性が高い。）の財務状態および労働市場に追加的な悪影響が及ぶことも予測される。2021年には多くの国々において力強い回復が見込まれるが、2022年半ばまでに2019年末の活動水準に回復することは期待できない。

中国は、GDP成長率が2020年通年において1.5%、2021年において8%と予想されていることを背景に、景気後退の回避に取り掛かっている。最近の米国経済の動向は、景気後退が当初予想されたよりも緩やかであることを示唆しているが、2020年に4%の回復を遂げるまで、景気後退は深刻（2020年において6.4%減）である。しかしながら、6月中旬以降、米国では新型コロナウイルスの大流行が加速し、新たな地域制限および（場合により）部分的なロックダウンが実施されたことから、欧州において「制御下にある」と思われる感染のホットスポット（ドイツ、スペイン等）が新たに出現したにもかかわらず、成長に対するリスクは欧州よりも米国の方が大きい。ユーロ圏の成長率は、2020年には8.7%低下し、2021年には7%上昇すると予想されている。

フランスでは、3月中旬以降の厳重なロックダウンにより経済が足踏み状態となり、様々な推計によると、結果として経済活動が30%減少した。

ロックダウンが解除されたことにより経済活動は大幅に回復し、経済の各部門が再開したことによりすべての部門において活動が増加した。さらに、家計消費も3月から5月における減少傾向（2020年第1四半期において5.6%減）から急激に増加した。

厳重なロックダウンが5月11日に終了するまでの経済活動の低迷およびその後の緩やかな回復を考慮すると、2020年上半期のGDPの減少は歴史的なものとなり、年間平均では約マイナス10%となる見込みである。2020年下半期にはGDPが回復し始め、2021年においても引き続き改善し、成長率は5.5%に達する見込みである。

2020年において、ナティクスは、3つの強力なイニシアチブにより、顧客にさらに広範な高付加価値ソリューションを与えるために、ニュー・ディメンション戦略計画の実施を完了する。これには、ニュー・フロンティア計画の下で順調に開始した当行の事業モデルの転換を強化させること、当行の投資の大部分をデジタル技術に割り当てること、およびナティクシスのチームがその優れた専門知識を認められている分野においてリードすることにより当行を差別化することが含まれる。かかる事業の最終段階は、ナティクシスのすべての事業分野に影響を与えている新型コロナウイルス危機により生み出された例外的な環境において実施される。

公共衛生上の危機を背景とした経済および財政の見通しの悪化ならびにそれらに起因する不確実性（例えば、信用リスクの評価に影響を与える可能性があるマクロ経済シナリオならびにナティクシスの部門および取引相手方の行動、純資産価額に影響を与える市場水準等）により、2020年のニュー・ディメンション計画の財政目標は古くなっており、2021年の新たな目標が2020年11月に公表される予定である。新たな中期戦略計画は、2021年6月に提示される。

なお、ナティクシスの様々な部門別の戦略的優先順位は以下のとおりである。

- 資産運用およびウェルス・マネジメント：規模、収益性およびイノベーション力に関して、積極的な投資戦略における世界のリーダーとしての地位を確かなものとする。

- コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング：革新的なソリューションに対する評判を基盤とし、４つの主要な分野（エネルギーおよび天然資源、航空機、インフラストラクチャー、不動産およびホスピタリティ）において主要な銀行となること。
- 保険：フランスにおける一流保険会社としての地位を強固にすること。
- 決済：欧州の決済業界において純然たるプレーヤーとなることおよびデジタル移行を加速化すること。

下記「２ 事業等のリスク」および「３ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」も参照のこと。

(3) 対処すべき課題

下記「２ 事業等のリスク」および「３ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

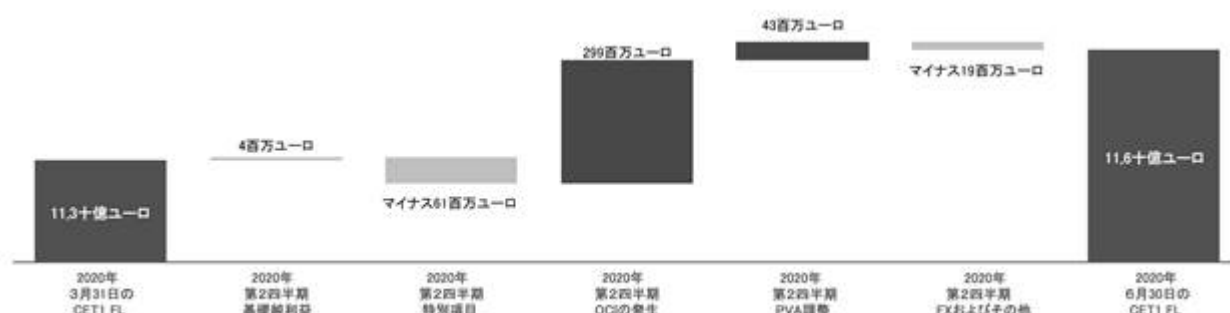
2 【事業等のリスク】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、本書の提出日現在の予測である。

規制比率

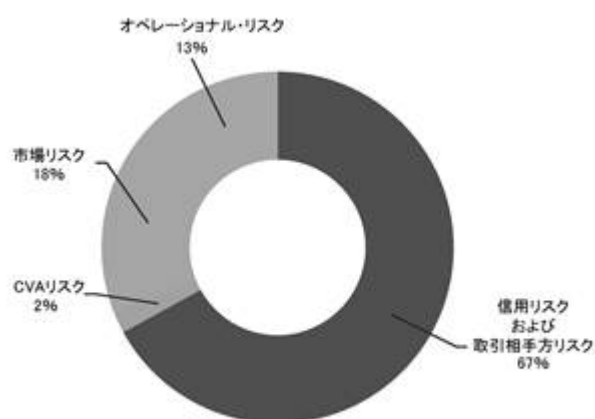
段階的なCET 1 比率	資本比率合計
11.2%	15.5%
レバレッジ比率	LCR
3.6%	120%

財政構造

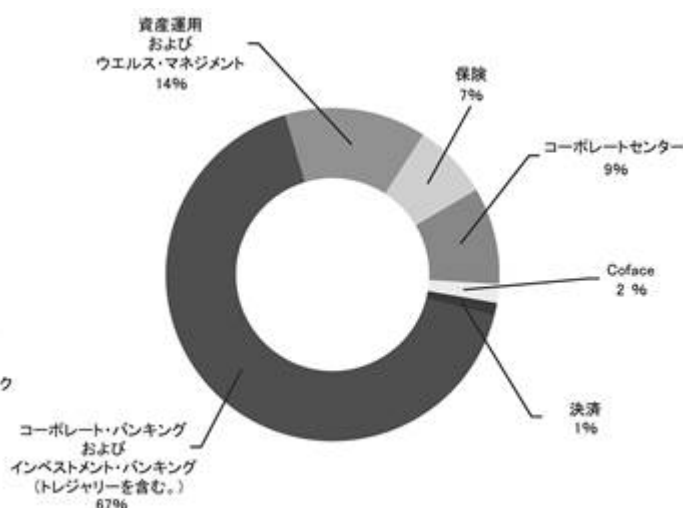


リスク加重資産

リスク分類別資本要件



事業分野別資本要件



(1) リスク要因

ナティクスがさらされているリスクの主な種類は、以下のとおりである。現在、これらは重要なリスクとして認識されており、ナティクスの見積りによると、ナティクスの業務の実行力に悪影響を及ぼす可能性がある。また、通常、これらのリスクは、ナティクスのソルベンシー比率または純利益に与える可能性がある影響の観点から測定されている。以下に記載されているリスク要因は、COVID-19による健康危機の影響を反映して更新されている。ナティクスがそのすべての事業分野にわたりさらされているリスクは、

特に、マクロ経済上およびナティクシスの業務環境の規制上の変更または戦略の実行および事業の実施に関するいくつかのリスク要因から発生する可能性がある。

「目論見書3」として周知されている、2017年6月14日付規則（EU）第2017/1129号第16条の2019年7月21日付で効力が発生したリスク要因に関する規制に従って、ナティクシスの事業特有のリスクは、以下の6つの主要なカテゴリーとして示される。

- ・ 信用リスクおよび取引相手方リスク
- ・ 金融リスク
- ・ 非金融リスク
- ・ 戦略および事業リスク
- ・ 保険事業に関するリスク
- ・ ナティクシスの有価証券の保有に関するリスク

信用リスクおよび取引相手方リスク

信用リスクおよび取引相手方リスクの集中により、ナティクシスのエクスポージャーが高まる可能性がある。

ナティクスは、そのコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（CIB）部門が主に行う融資、ストラクチャリング、取引および決済活動を通じて、信用リスクおよび取引相手方リスクにさらされている。

信用リスクおよび取引相手方リスクは、ナティクスが認識する主要なリスクの1つであり、2020年6月30日現在のRWA合計の67%を示した。

したがって、2020年6月30日現在、ナティクシスの信用リスクおよび取引相手方リスクのエクスポージャー（CVAを除くデフォルト時エクスポージャー）は合計で277.4十億ユーロとなり、主に企業（38%）、ソブリン（17%）、銀行および類似項目（35%）に分かれていた。信用リスクおよび取引相手方リスクのエクスポージャーのうち48%はフランスに集中している一方、フランス以外の欧州（EU域内および域外）は19%、北米は17%、アジアは8%を占めていた（「(2) リスク管理 - (a) 信用リスクおよび取引相手方リスク - 定量的情報」を参照のこと。）。

1つまたは複数の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合、ナティクスは、当該取引相手方へのエクスポージャーの集中度合いにより、様々な程度の財務損失を被る可能性がある。さらに、単一のグループもしくは事業部門に属する取引相手方の格付が著しく悪化した場合、または国の経済状況が悪化した場合にナティクシスの信用リスクのエクスポージャーが高まる可能性がある。

また、ナティクシスの融資、ストラクチャリング、取引および決済活動を実行できるかどうかは、特に、その他の金融機関および市場参加者の安定性ならびに財務の健全性などの要因に左右される。これは、金融機関が、主にそれらの取引、決済、取引相手方および融資業務により、相互に密接に関連しているためである。金融業界市場の一参加者の不履行がその他の金融機関に影響を与え、かかる市場においてその他の参加者による不履行の連鎖を招くことで、ナティクシスの財務損失が発生する可能性がある。

ナティクシスの減損または予想信用損失引当金の大幅な増加は、ナティクシスの業績および財政状態に悪影響を与える可能性がある。

ナティクスは、その活動の一環として、また必要に応じて、不良債権の引当金を認識し、損益計算書上の「貸倒引当金繰入額」に記録された貸付金および債権のポートフォリオに関する実際の損失または潜在的損失を反映している。2020年6月30日現在、ナティクシスの貸倒引当金繰入額は、COVID-19による健康危機の影響を直接受け、482.5百万ユーロ（うち94.5百万ユーロはステージ1およびステージ2に対する引当金）となった。これは、政府による大規模な支援策にもかかわらず、経済見通しの中長期的な悪化が想定されることを反映している。

COVID-19のパンデミックに関連して、ナティクスは、そのポートフォリオにおいて、次の6つの部門が特に脆弱であると考えている。すなわち、石油／ガス（総エクスポージャーの4.9%）、空輸および航空／防衛（総エクスポージャーの2.8%）、自動車（総エクスポージャーの1.5%）、ホテル／ケータリングおよび

観光／レジャー（総エクスポージャーの0.4％）、特化型販売（総エクスポージャーの1.1％）ならびに通信／メディア（総エクスポージャーの0.7％）である。

2018年1月1日以降、ナティクスはIFRS第9号「金融商品」を適用しており、これにより、金融商品の当初認識時点で引当金を計上することが義務付けられた。この新たな引当金のモデルは、所定の利益、貸出コミットメントおよび保証コミットメント（損益を通じて公正価値で認識されるものを除く。）ならびにリース債権に振り替えられる回収可能なその他の包括利益を通じて、償却原価または公正価値で認識される残高に適用される（2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務諸表 - 連結財務諸表注記」の注記6を参照のこと。）。

2020年6月30日に、ナティクスは、健康危機に関して基準設定機関および監督当局によって公表された勧告を考慮に入れるための調整を行った上で、2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務諸表 - 連結財務諸表注記」の注記6.3に記載されているとおり、予想信用損失について減損または引当金の計上方法を適用した。

ナティクスは、ECBが2020年6月4日に公表したユーロ圏の経済・財政予測に基づき、加重平均を100％として、3年間にわたる新たな基本シナリオを定めた。

この新たなシナリオは、パンデミックがどのように進展していくか、封じ込め対策ならびに家計および企業の行動に関する一連の重要な仮定に基づいている。

シナリオは、各国で観察されたロックダウンの期間および条件に基づいており、またユーロ圏の国によって異なるが、部分的かつ段階的な回復に基づいており、2020年第3四半期には75％から80％、2020年第4四半期には95％から100％に近い通常の生産レベルまで回復が見込まれる。

デフォルト率（PD）は、6ヶ月から12ヶ月の期間における各セクターの格付に基づきセクターごとに調整される。セクターの将来予測加重平均PDは、移行マトリックスによって決定され、セクターの予想格付に相当するPDと合致するように比較および調整が行われる。方法論的な観点からは、2020年6月30日に実施されたセクター別のデフォルト率の調整が、リスクの増加をモニタリングするための基準として、セクター格付の変更に代わるものとなった（下記を参照のこと。）。

これらの進展については、「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 連結財務諸表注記」の注記3.3に記載されている。

かかる枠組の下、当初認識時以降に信用リスクが大幅に増加していない正常債権（ステージ1）は、12ヶ月間の予想損失で引当金計上される。当初認識時以降に信用リスクが大幅に増加したが、不良債権には分類されない不採算債権（ステージ2）は、存続期間予想損失に基づいて引当金計上される。不良債権（ステージ3）は、減損の客観的証拠がある債権である。ナティクスは、個々の予想されるキャッシュ・フローの回復分析に基づき、これらのキャッシュ・フローが取引相手方の活動によるものか、または担保の潜在的な執行によるものかを問わず、不良債権の引当金を決定する。かかる個々の分析に従って減損されない不良債権は、引当金ではない債権に対する過去の偶発損失に基づいた標準比率で引当金計上される。2020年6月30日現在、不良債権は合計3,746百万ユーロとなり、うち22％はフランス、14％はフランス以外の欧州、21％は北米、15％は中央およびラテンアメリカによるものであった。ナティクスの不良債権比率は5.4％であり、不良債権のカバレッジ比率は40.2％であった。

ステージ1からステージ2までの間の債権の信用リスクの増加は、当初認識以降の取引相手方の格付変更（大企業、銀行およびソブリン債の貸出金勘定）、当初認識以降1年以内の債務不履行の可能性の変化（個人顧客、専門顧客、中小企業、公共部門およびソーシャル・ハウジングの貸出金勘定）、警戒リストへの記載、その耐久力、取引相手方の国の格付および期日が30日間を経過した1つまたは複数の契約の存在を基準に測定される。

健康危機（持続時間、規模、再発）を取り巻く不確実性により、経済ならびにナティクスの取引相手方の国および事業部門への危機の影響を予測することが困難になっている。その結果、損失および引当金が大幅に増加し、ナティクスの貸倒引当金繰入額、業績および財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

債権などの資産の流動性が低下した、または流動性がない場合、ナティクスがかかる資産を分配するまたは積み立てることがさらに困難となり、その結果ナティクスの業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

ナティクスは、「販売に向けた組成」モデルに従い、シンジケーションや証券化の後の段階での分配を目的として、特定の資産を創出または獲得する。ナティクスの創出活動は、大企業向け融資および専門金融に集中している一方で、分配は銀行および銀行以外の金融機関に対するサービスである。

特にかかる資産において、シンジケーション市場もしくは証券化市場での流動性が低下した場合、またはナティクスが販売できないもしくはかかる資産の位置付けが低下した場合、予想された期間よりも長期にわたって、ナティクスは、かかる資産に関連した信用リスクおよび市場リスクをさらに抱える可能性がある。かかる流通市場でこれらの資産の流動性がない場合、ナティクスは、オリジネーション活動を縮小しなければならない可能性があり、その結果、ナティクスの収益および顧客との関係に影響を及ぼし、ナティクスの業績および財政状態に悪影響を与える可能性がある（「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析 - () 2020年6月30日現在の経営報告書 - (a) 連結決算」を参照のこと。）。さらに、市場状況を考慮して、ナティクスは、その業績に悪影響を与えそうな資産について評価調整額を計上しなければならない可能性がある。

金融リスク

金融市場の悪化により、ナティクスの資本市場事業において著しい損失が発生する可能性がある。

資本市場事業の一部として、また顧客のニーズに応えるため、ナティクスは金融市場、すなわち債券、外国為替、コモディティおよび株式市場で積極的に活動している。

近年では、時に非常に不安定な環境で金融市場が激しく変動しており、これが再び発生して資本市場事業において著しい損失が生じる可能性がある。

市場の高いボラティリティにより計上される損失は、ナティクスが取引するいくつかの市場製品に影響を与える可能性がある。金融市場のボラティリティは、傾向の予測および効果的なポートフォリオ・マネジメント戦略の実行を困難にして、価格が低下した場合のネット・ロング・ポジションからの損失のリスク、反対に価格が上昇した場合のネット・ショート・ポジションからの損失のリスクを増加させる。したがって、ナティクスは特に株価の変動にさらされている（「(2) リスク管理 - (b) 市場リスク - 市場リスク管理の定量的開示」を参照のこと。）。

例えば、COVID-19による健康危機は、株式リスク要因に敏感な商品を扱うナティクスの事業分野に悪影響を及ぼした。かかる悪影響には、以下のものが含まれる。

- 株価のボラティリティが急激に上昇し、株価指数オプションの評価に悪影響が及んだ。
- 引当金の急激な減少により、配当支払いの急激な減少または中止が大企業の定時株主総会において発表され、エクイティ商品にマイナスの影響が及んだ。

2020年6月30日現在のコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの事業分野の市場活動に関連するリスク（CVAを含む。）は、ナティクスのRWA合計の16%を占めていることに留意すべきである（「(3) パーゼル3 Pillar の開示 - (a) 資本管理および自己資本 - 2020年における規制上の自己資本、自己資本規制要件および比率の変更」を参照のこと。）。

ナティクスが実施するヘッジ戦略は、すべての損失リスクを排除するものではない。

ナティクスがさらされている様々なタイプのリスクをヘッジするために使用されている手段およびヘッジ戦略のいずれかが有効でないと判明した場合、ナティクスは損失を被る可能性がある。これらの戦略の多くは、過去の市場行動の観測および過去の相関分析に依存しているが、使用モデルの不完全性により、特定の市場構成（最近の例としては、COVID-19危機を受けて発表された配当の減少が挙げられるが、これは前例が全くないため、過去の観測に基づいて未然に防ぐことができなかった。）には適さないと判明する可能性がある。

ナティクスがある資産をロングポジションで保有した場合、過去にロングポジションのパフォーマンスを相殺するような動きをした別の資産をショートポジションで保有することにより、そのリスクをヘッジすることができる。しかしながら、ある場合には、ナティクスが一部しかまたは十分にリスクヘッジできないことや、その戦略が将来のリスクを完全にヘッジできないか、あらゆる市場構成において効果的にリスクを軽減できないだけでなく、リスクを増大させる要因となる可能性がある。ナティクスの予測とは反対の

方向または方法での市場の動きが、これらのヘッジ戦略の有効性を低減させ、ナティクスが潜在的な著しい損失にさらされる可能性もある。さらに、特定の無効なヘッジにより生じた損益が計上に使用される方法によっては、ナティクスにより報告される利益の変動性を高めるおそれがある。ヘッジ会計関連の点から、2020年6月30日現在、ヘッジの一部が無効とされ、合計7百万ユーロ（2019年12月31日現在はマイナス18百万ユーロ）が利益として計上された（「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 連結財務諸表注記」の注記4.3を参照のこと。）。

デリバティブのポートフォリオの公正価値には、ナティクスの純利益および株主資本に影響を与える可能性がある追加評価調整が含まれる。

ナティクスのデリバティブの公正価値は、以下を構成するための特定の追加調整を考慮することにより決定される。

- ・ 関連する取引相手方の債務不払いリスクに相当する信用リスクをデリバティブ商品の価値に計上することによる取引相手方の特性（信用評価調整 - CVA）
- ・ 当行の取引相手方が負担するリスク（すなわち、債務不履行があった場合またはナティクス自身の信用度が悪化した場合に、ナティクスがその取引相手方に負わせる潜在的損失）をデリバティブ商品の受動的価値に計上することによるナティクス自身の信用リスク（債務評価調整 - DVA）
- ・ 将来のキャッシュ・フローの資金調達費用に関連する無担保または一部担保付費用の価値に計上することによる資金調達リスク（資金調達評価調整 - FVA）

これらの損益計算書に計上された追加調整は、ナティクスの銀行業務純収益および株主資本に直接的な影響を与える。したがって、COVID-19による健康危機は、ナティクスの取引相手方の信用スプレッドの大幅な拡大および市場における資金調達コストの水準に関して、特に不利な影響を及ぼした。参考情報として、2020年6月30日現在、CVA、DVAおよびFVAに基づいた売買目的で保有された金融資産および負債に計上された調整は、それぞれマイナス110.2百万ユーロ、プラス17.7百万ユーロおよびマイナス45.2百万ユーロである（「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 連結財務諸表注記」の注記4.3を参照のこと。）。

金融危機が生じるまたはナティクスもしくはGroupe BPCEの格付が引き下げられる場合、ナティクスによる特定の資金調達の形式の利用が悪影響を受ける可能性がある。

2011年以降、ナティクスの資金調達の構造は、ナティクスおよびBPCE間のジョイント・リファイナンスングプールに依存している。ナティクスは、BPCE S.A.による公共部門および民間部門の中長期のバニラ債券（優先株式および劣後債務）の発行を通じて、Groupe BPCEから業務の資金調達の一部を確保している。ナティクスは、すべての構造化された民間部門のリファイナンス取引に関して、Groupe BPCEのMLT発行体である。

COVID-19による健康危機により、市場でのターム・ローン取引が一時的に停止され、その結果、法人顧客によるクレジット・ラインの引出しが増加し、預金額も増加した。中央銀行の措置（特にECBおよびFRBの措置）を受けて、ターム・ローン市場は、ドル、ユーロを皮切りに徐々に再開し、6月には通常の水準に回復した。COVID-19危機の間、Groupe BPCEの企業であるナティクスの流動性は、上級経営陣によって厳重に監視されていた。ナティクスの流動性カバレッジ比率（LCR）は、100%を超えている。

格付機関であるFitchは2020年3月30日に、またStandard & Poorsは2020年4月23日に、COVID-19による健康危機の影響を考慮して、BPCEの格付を更新した。BPCEはA+の長期格付を維持したものの、Groupe BPCEの格付見通しは「安定的」から「ネガティブ」に下方修正された。BPCEの信用格付およびそれに伴ってナティクスの信用格付が主要格付機関により格下げとなった場合、Groupe BPCEの流動性およびそれに伴いナティクスの流動性ならびに資金調達コストが悪影響を受ける可能性があり、また金融市場契約に基づき追加の債務が生じる可能性がある。さらに、危機（すなわちCOVID-19）が再発した場合、その結果として生じる新規顧客による引出し、預金残高の減少およびローン市場の緊張などの要因により、Groupe BPCEの流動性およびその延長線上でナティクスの流動性に悪影響が及ぶ可能性がある。

発行体の信用度変更によるナティクシスの持株の公正価値の変動は、ナティクシスの株主資本およびソルベンスに悪影響を与える可能性がある。

規制面では、このリスクは、その他の包括利益（OCI）の調整により公正価値で測定される銀行勘定の分類のナティクシスの持分と関係している。ナティクスは、主に流動性資産バッファの一部としてナティクスが保有する負債性金融商品を通じて、かかるリスクにさらされている。かかるリスクは、債務証券の発行体の信用度変更によって発生する金融資産価値の減少として現れる（CSRBB - 銀行勘定の信用スプレッド・リスク）。

信用スプレッドは、発行体の信用度を反映するものであるが、COVID-19による健康危機の間に大きく変化した。信用スプレッドは、発行体の信用度に対する認識の低下を示して3月初頭に急速に拡大した後、5月末以降、危機前の水準にまでは至らなかったものの、徐々に縮小した。流動性資産バッファの一部として保有されている資産の質を考慮すると、株式の公正価値の変動はほとんど抑制されており、この種のリスクについてナティクスが自ら設定したリスク選好は遵守されている。危機（すなわちCOVID-19）が再発した場合、信用スプレッドに悪影響が及ぶ可能性がある。

2020年6月30日現在、流動性準備金目的で保有された株式の信用リスクの大幅な増加は見られなかった（「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 連結財務諸表注記」の注記3.2を参照のこと。）。

非金融リスク

ナティクスは、適用される法律および規制を遵守しない場合、ナティクシスの財政状態、事業および評判に重大な悪影響を及ぼすであろう多額の罰金およびその他の行政処分もしくは刑事罰が課される可能性がある。

コンプライアンス・リスクは、法的リスク、行政上または刑事上の制裁としてだけでなく、財務損失または風評被害としても定義される。これは、国内外の法的および規制条項、行動規範ならびに銀行および保険事業特有のグッドプラクティスの基準を準拠しないことに起因する。

銀行部門および保険部門は、フランス国内外で増加する規制監督の対象である。過去数年では、金融市場ならびに投資サービス・プロバイダーおよび顧客または投資家との間の関係に影響する著しい変更を導入した新たな規制が大幅に増加した。新たな規制は、第2次金融商品市場指令、PRIIPs、保険販売指令、市場濫用規制、第4次マネーロンダリング防止およびテロリストへの資金提供の防止指令、個人データ保護規制ならびにEUベンチマーク規制を含み、当行の事業プロセスに重大な影響を与える。

コンプライアンス・リスクは、例えば、銀行の商品およびサービスを展開および販売する不適切な手段の使用ならびに利害対立の可能性、機密情報もしくは内部情報の開示における不十分な管理または特に金融セキュリティ（マネーロンダリング防止およびテロリストへの資金提供の防止、禁輸措置の遵守、不正防止および汚職防止）に関する新たな顧客または仕入先のデューディリジェンス手続の不遵守を含む。

ナティクシスのコンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスク防止および軽減を監視する（2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (h) コンプライアンス・リスク」を参照のこと）。ナティクスは、それでもなお、ナティクシスの財政状態、事業および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある規制当局または監督当局により課せられる罰金またはその他の主要な処罰ならびに民事または刑事訴訟のリスクに引続きさらされている。

事業の過程で、ナティクスは、従業員または第三者の非倫理的もしくは法および規制に違反する活動および行動にさらされており、これによりナティクシスの評判が損なわれ、制裁措置が課されるおそれがある。

全従業員に適用されるナティクシスの行動規範は、ナティクスで施行される行動の一般原則をまとめており、全従業員に向けて、責務および責任の遂行にあたって求められる行動に関するガイドラインを設けている。

ナティクスまたはナティクスが50%以上を保有する事業体の労働者は、常勤か、または臨時で雇用されているかを問わず、かかる行動規範を遵守しなければならない。かかる要件は、適用される内部規則ならびに国内外の法および規制に遵守する責務に加わるものである。

また、ナティクスは、その仕入先および請負業者に対して、行動規範の基本原則に従うよう求めている。

かかる行動規範を日々実行するため、ナティクスは、自身の専門委員会（グローバル文化および行動委員会）との行動枠組および研修プログラムを設けた。（行動規範および行動枠組の詳細については、2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - （1）コーポレート・ガバナンスの概要 - (1) 従業員の行動および経営理念」を参照のこと。）

行動規範を適用し、行動枠組を構築したにもかかわらず、ナティクスは従業員、仕入先および請負業者が汚職もしくは不正行為に関する法および規定を遵守しない、または金融セキュリティの市場統合要件を満たさない非倫理的または顧客にとって好ましくない活動または行動を取る可能性にさらされている。

かかる活動または行動がナティクスに悪影響を与え、ナティクスの評判、株主価値を傷つけ、ナティクスとその従業員または株主が刑事制裁、行政処分または民事制裁を課される可能性があり、これによりナティクスの財政状態および事業が悪影響を受ける可能性がある。

オペレーション上の失敗、すなわちナティクスの第三者パートナーの情報システムの中断もしくは故障、またはナティクスの情報システム違反により、損失および風評被害が発生する可能性がある。

ナティクスは、銀行業務特有の数種類のオペレーショナル・リスクにさらされている。これらのリスクには、過程および手続上の欠点、（外部および内部の）不正行為、システムの故障または利用不能、さらにサイバー犯罪ならびに健康リスクに関する業務上の障害が含まれる。所定の統制および手続にもかかわらず、ナティクスは、例えば、データ入力への誤り、担保管理不足および誤った手続の適用を通じてオペレーショナル・リスクにさらされる可能性がある。こういった状況によって影響を受けた手続のために多額のコンプライアンスおよび管理費が発生し、ナティクスの財政状態に影響を与える可能性がある。

他の多くの銀行と同様に、ナティクスは、その事業における多くのより複雑化する取引を処理するため、通信および情報システムに大きく依存している（ナティクスの通信および情報システムの詳細については、2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (h) コンプライアンス・リスク - ITシステム・セキュリティおよび事業継続性部門」を参照のこと。）。ナティクスは、データ伝送のセキュリティを最優先事項としているが、かかる通信および情報システムの運転停止、中断または不具合は、顧客関係管理、総勘定元帳、預金および貸付取引処理ならびに／またはリスク管理に使用するシステムの不具合または中断を引き起こす可能性がある。例えば、ナティクスの情報システムが故障した場合、短期間であっても、時宜を得て顧客の要求に応えることができなくなり、ビジネス機会を失う可能性がある。したがって、ナティクスの情報システムの運転停止、中断および障害は、バックアップシステムおよび非常事態計画にもかかわらず、情報復旧および検証ならびに現在進行中の活動およびポートフォリオ取引におけるビジネスの機会損失もしくは財務損失に関連する、例えば、オプションが権利行使できないこと、またはヘッジ取引などの取引が解消されることに関しての相当な費用を発生させるおそれがある。

さらに、ナティクスは、決済機関、外国為替市場、クリアリングハウス、保管機関または証券取引を行うもしくは促進するために利用しているその他の金融仲介機関もしくは外部のサービス提供者の運営上の失敗または中断のリスクにも直面する。顧客との相互接続性が伸びるにつれ、ナティクスは、顧客の情報システムの運営上の失敗にさらされるリスクが増加する可能性もある。

ナティクスは、サイバー犯罪リスクにもさらされている。サイバー犯罪は、会社、従業員、パートナー、顧客および取引相手方に重大な損失を被らせることを目的とし、データ（個人情報、銀行情報、保険情報、技術情報または戦略情報）、プロセスおよびユーザーを操作しようとするデジタルでの様々な不当および／または不正行為を犯すことを指す。あらゆる会社（特に銀行部門）の財務および評判に重大な影響を与える可能性のある新しく、複雑かつ発展的な脅威に、会社のデータ資産はさらされている。サイバー攻撃を行う犯罪組織の巧妙化が進み、規制当局および監督機構は情報通信技術（ICT）リスク管理の重要性を強調し始めている。サイバー犯罪のリスク防止はナティクスにとって最優先事項であるため、ナティクスは、その情報システム部門（IS）とITシステム・セキュリティ部門（ITSS）間の連携を通じて、かかる当局が策定したガイドラインの実施に対して最大限の努力を払う。これにより、ITシステム・セキュリティに関するリスクの解析が進み、全従業員のITSS問題に関する認識を向上させる広範囲にわたるキャンペーンが実施される。2019年、サイバー犯罪関連の事件は、ナティクスの財政状態もしくは評判に重大な悪影響を与えなかった。しかし、サイバー攻撃は絶えず進化し益々高度になっているため、上記の方策は、将来ナティ

クシス、その従業員、パートナーおよび顧客を完全に保護するためには十分でないおそれがある。かかる攻撃の発生は、ナティクシスの顧客サービスを妨害する可能性があり、機密情報の書換えもしくは暴露または事業中断および、さらに広く見れば、ナティクシスの事業、財政状態および評判に悪影響を与える可能性がある。一例として、2019年、ナティクシスの情報システムは、フィッシング活動を通じたランサムウェア Payroll の対象となった。これは重大に捉えられたが、かかる事件の財務的影響はなく、ナティクシスの評判に対する影響もなかった。

また、大規模な自然災害、パンデミック、テロ攻撃その他の緊急事態などの不測の事態によっても、ナティクシスの事業活動が突然中断される可能性があり、保険契約により補填されない、または十分に補填されない限り、多大な損失が生じる可能性がある。そのため、ナティクスは、COVID-19危機の際に、パンデミックに対する独自のリスク管理メカニズムを構築した。当該メカニズムは、ナティクスおよびフランス国内外の子会社について上級経営陣によって直接管理されており、遠隔勤務に大きく依存している。これに関連して、ナティクスは、EASYプログラムを広く利用しており、これにより2018年以来、従業員に仕事用PCを用意し、安全なコラボレーション・ツールへのアクセスを提供している。情報システムへのリモート・アクセスは既に厳しく監視されていた（強固な認証の必須化、オープンVPNトンネル）が、現状ではサイバー・リスクが高まっており、その結果、このリスクに対応するための対策が追加され、強化されている（フィッシング・リスクに関する意識向上キャンペーン、定期的なセキュリティ・パッチ、セキュリティ・オペレーティング・センターによる監視の強化、ビデオ会議サイトへのアクセス遮断）。その結果、ナティクスにおいて業務上の軽微なインシデントは、非常に限られた数しか発生していない。

ナティクスは、自身のかかる通信および情報システム、第三者のシステムの中断もしくは障害または情報システムの侵害が起こらないという保証をすることができない上に、起こった場合には適切に解決される保証もすることはできない。1つまたは複数の上記事象の発生により、ナティクシスのビジネス機会の損失ならびにその他の追加的費用および損失または風評被害をもたらすおそれがある。

ナティクシスの風評被害は、ナティクシスの競争力に影響を及ぼし、財政状態に悪影響を与える可能性がある。

ナティクシスの評判は、事業を行う上で極めて重要である。現在のナティクシスの評判のおかげで、ナティクスは、顧客、従業員、仕入先、パートナーおよび投資家との信頼関係を維持することができる。

本項に記載された1つまたは複数のリスクが発生した場合、発生した回数にかかわらず、透明性の欠如またはコミュニケーション・エラーによりナティクシスの評判が損なわれる可能性がある。今日、経済領域にわたって、ソーシャル・メディアの利用が拡大することで、レピュテーション・リスクがより高まっている。内在する悪影響以上に、ナティクシスの風評被害が事業の損失につながり、ナティクシスの株価が下がる可能性があり、ナティクシスの財政状態を圧迫するおそれがある。この一例として、いくつかの報道記事によりナティクシスの株価に非常にマイナスの影響が及んだことを受けて、ナティクシスの資産運用子会社であるH2O AMのいくつかのファンドを巻き込んだ流動性リスクに関する論争があった。

戦略および事業リスク

COVID-19のパンデミックが継続した場合、ナティクシスの事業活動、業務および財務業績が悪影響を受ける可能性がある。

2019年12月に中国でウイルス性肺炎が流行し、2020年1月9日に世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス（COVID-19（新型コロナウイルス感染症）と称されるこの新たな感染症の原因であるウイルス）の発見を正式に発表した。このウイルスは、その後世界中の多くの国々に広がり、2020年3月にWHOによりパンデミックと認定された。パンデミックの影響ならびに多くの国々の政府および中央銀行による様々な措置（国境閉鎖、移動制限、ロックダウンなど）の影響は、世界経済および金融市場に多大な悪影響を及ぼしており、今後も引き続き多大な悪影響を及ぼすであろうが、パンデミックの持続期間および実施されている経済・金融政策による影響については、依然として不確実性が存在する。

COVID-19のパンデミックにより、経済活動がほぼ停止したため、顧客、サプライヤーおよび従業員に大きな混乱（生産上の問題、サプライチェーンの寸断、投資の低迷、需給ショックなど）が生じた。世界経済お

よび金融市場への持続的な影響は、パンデミックの度合いおよび当局が経済を刺激しかつウイルスの拡散を抑えるために行った決定の効果により、大きく左右される。例えば、ロックダウンの措置が延長または追加された場合、人々の社会生活、労働環境、生産条件および経済情勢に影響が及ぶ。COVID-19のパンデミックは、ナティクシスの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本および財務格付（見通しまたは格付の変更の可能性を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2020年上半年期において、COVID-19危機の影響（および特に市場の影響）は、特にナティクシスの純収益、貸倒引当金繰入額およびCET 1 比率に反映された。危機による事業別純収益への影響は、約マイナス396百万ユーロと見積もられた。うちマイナス327百万ユーロは、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングに帰属していたが、これは、信用スプレッドの拡大、および企業が2019年の配当支払いの中止を発表したことに伴い配当が減額されたことによるもので、その結果、配当先物カーブが急激に変動した。マイナス18百万ユーロは、コーポレートセンターに帰属しており、FVA（金融商品の資金調達コストの増加）に関係していた。また、マイナス51百万ユーロは、資産運用およびウェルス・マネジメントに帰属しており、これは、2020年第2四半期において相場が上昇したものの、2020年3月における相場の急落および経済情勢によりシード・マネー・ポートフォリオ（上場および非上場）の評価額が下落したことに起因している。危機によるナティクシスの損益計算書へのもう1つの影響は、主としてIFRS第9号に基づく引当金ならびにエネルギーおよび天然資源部門（より具体的には、石油およびガス）に集中している個別引当金の増加による、貸倒引当金繰入額の増加であった。したがって、2020年上半年期に計上された482百万ユーロの貸倒引当金繰入額のうち、約325百万ユーロは、COVID-19の進展による状況に起因するものといえる。IFRS第9号に従い、経済環境の悪化を考慮するために、ステージ1およびステージ2の貸出金（正常債権）に対する引当金の基準が改訂された。ナティクシスの内部モデルは、ECBが2020年6月4日に公表した最新のマクロ経済の基本シナリオで使用されているパラメーターに基づいている。個別引当金については、原油価格を巡る緊張状態に加え、特にアジアにおけるCOVID-19に伴う景気低迷による需要ショックもあり、個別の貸倒引当金および不正行為が間接的に増加した。ソルベンシーの観点からは、危機による影響としては、CET 1 資本の165百万ユーロの減少（OCI準備金の減少および健全性評価控除の増加）に起因してナティクシスのCET 1 比率が約135ベースポイント低下したこと、ならびに特にコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングにおいてRWAが約9.9十億ユーロ増加したことであった。RWAの増加は、新たなクレジット・ラインの引出し（未調整の経営データではプラス2.1十億ユーロ）、政府保証債の承認（未調整の経営データではプラス0.5十億ユーロ）、CVA（プラス0.3十億ユーロ）および特に規制上のVaRの計算方法に関係する市場効果（プラス7十億ユーロ）によるものであった。

厳しい経済または市場状況および低金利が長引く経済環境は、ナティクシスの収益性および財政状態を圧迫する可能性がある。

ナティクスは、資産運用およびウェルス・マネジメント、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング、保険ならびに決済事業を行うGroupe BPCEの子会社である。

これらの事業は、金融市場の変化ならびにより一般的にはフランス、欧州およびその他の世界の国々の経済状況における変化に敏感である。

ナティクシスの主要な市場における厳しい経済状況は、特に以下の悪影響を受ける可能性がある。

- ・ ナティクシスの顧客の事業および運営に対する影響による、貸付金および売掛金ならびに不採算債権のための引当金の増加におけるデフォルトの金利上昇。これらの引当金または計上された引当金を超える実現損失の著しい増加により、ナティクシスの業績および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 債券、株主資本またはコモディティ市場での価格の下落は、これらの市場における事業量を低下させる可能性がある。
- ・ 実際のまたは予想された不利な経済状況に応じて採用されたマクロ経済方針は、意図しない悪影響を有する可能性があり、金利および外国為替レートなどの市場パラメーターに悪影響を及ぼすことがある。これにより、最も市場リスクにさらされているナティクシスの業績にも影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 把握された良好な経済状況は、一般的にまたは特定の事業部門において、基礎となる原資産のなす実際の価値と相互関係のない資産価格バブルを引き起こす可能性がある。これは同様に状況が不利に傾いた際の反落の悪影響を悪化させ、ナティクスの事業に損失を与える可能性がある。
- ・ 著しい経済的混乱（2008年の世界的金融危機または2011年の欧州のソブリン債務危機など）は、特に、その混乱が、ナティクスへの融資および一定の分野の資産を予想された市場評価価格での売却を困難にさせるまたはその資産を販売不能にさせる市場流動性の欠如によるものである場合、ナティクスのすべての業務に対して厳しい悪影響を与える可能性がある。
- ・ 様々な資産クラスの市場価格の下落により、特にマネジメント・フィーが課される資産の減少により、Natixis Investment Managersの会社の業績に悪影響を与える可能性がある。
- ・ 保険関係会社がその保険商品のある程度の支出額を十分にカバーする投資利回りを得ることができない可能性があるため、ナティクスの保険事業の収益性は、低金利により悪影響を受ける可能性もある。さらに、市場金利が将来上昇した場合、大幅に低い金利ローンおよび固定利付証券を盛り込んだポートフォリオは価値が下落すると予想される。また、マネーマーケットおよびその他の固定収益商品に関して、低金利によりNatixis Asset Managementの関係会社から課せられる手数料に悪影響を及ぼす可能性がある。これにより、ナティクスの収益性および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。数値としては、2020年6月30日現在、（ ）マイナス200ベースポイントの推移および（ ）プラス200ベースポイントの推移に対するナティクスの連結範囲内の主要な事業体の経済価値の感応度は、EBAガイドラインのとおり計算され、プラス13百万ユーロおよびマイナス82百万ユーロを示した（「(2) リスク管理 - (c) 貸借対照表上の管理 - 総合的な金利リスク」を参照のこと。）。

さらに、ナティクスが取引する主要な市場は、ブレグジット後の英国と欧州連合との将来の関係、グローバルな貿易、地政学的状況およびあらゆる種類の不確実性のような不確実性により影響を受けるおそれがある。COVID-19のパンデミックによる世界経済への影響が、これを完璧に示している。ナティクスへの影響については、リスク要因の「COVID-19のパンデミックが継続した場合、ナティクスの事業活動、業務および財務業績が悪影響を受ける可能性がある。」に記載されている。

ナティクスは、戦略的計画の目標を達成できない可能性がある。ナティクスの財政状態および有価証券の市場価格は、悪影響を受ける可能性がある。

2017年11月20日に発表されたニュー・ディメンション計画は、顧客に対して付加価値の高いソリューションを発展させることを目標としている。かかる戦略は、ナティクスの事業モデル転換の深化、デジタル技術および外部成長の機会への投資、およびナティクスのチームが高度な専門知識で認められた分野での顧客の基準となる試みの3つの構成から成る（ニュー・ディメンション戦略計画の詳細については、2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - (1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等 - ニュー・ディメンション：ニュー・フロンティア戦略計画（2014年-2017年）の成功に続くナティクスの2018年-2020年戦略計画」を参照のこと。）。ニュー・ディメンション戦略計画では目標を掲げており、ナティクスはかかる計画が多く的好機をもたらすと考えている一方、当行は、潜在的に不安定な金融市場の不確実性およびマクロ経済状況への変化により発生する不確実性について引き続き取り組む必要がある。したがって、ナティクスがその戦略的計画の目標 - 今後公表するその他の戦略の目標を達成する保証はない。特に、ニュー・ディメンション戦略計画に基づき、ナティクスは、自己資本規制比率ならびに戦略的取組みおよび優先事項の目標だけでなく、主に収益性およびリスク加重資産の成長率、資本形成目標および株主配当金目標の特定の財政目標を公表した。財政目標は、主に資源を計画および配分する目的で設定され、多くの前提に基づいており、利益の計画または見通しとはなっていない。実際のナティクスの業績は、これらの目標とは大きく異なる可能性がある。2020年5月6日に2020年第1四半期の業績が公表された際、ナティクスは、COVID-19の進展による経済・財政見通しの悪化およびそれに伴う不確実性により、ニュー・ディメンション戦略計画における2020年の主要な財政目標が陳腐化したと発表した。

危機による純収益への潜在的影響以外に、貸倒引当金繰入額について感応度テストが実施された。それによると、2020年においてフランスのGDPが約10%減少すること（2020年-2021年の累積減少率は約5%）、ま

たナティクスの専門分野については、原油価格 1 バレル当たり40ドルおよび実物資産価格の大幅な割引（例えば、航空機については約45%、不動産については約15%）という厳しい仮定が示された。このシナリオにおいて、2020年度の貸倒引当金繰入額は、2020年第 1 四半期の貸倒引当金繰入額（すなわち、サイクル全体の貸倒引当金繰入額に関する指針を上回る水準）と同程度となるか、またはこれをやや上回る可能性がある。さらに、資本要求指令 5（CRD 5）第104条の適用およびそれによるナティクスのCETの規制上の自己資本要件に対する約100ベースポイントの影響を受けて、2020年-2021年のバーゼル 3 に基づく完全適用CET 1 比率について新たな目標を10.2%とすることが発表されたが、これは、この規制の進展（2020年目標:11.2%）に合わせて置き換えたものである。ナティクスは、2020年11月 5 日に、この新たなCET 1 目標に加えて、2021年の新たな目標を発表する予定である。2021年 6 月には、新たな中期戦略計画が発表される。ナティクスがこれらの目標を達成しない場合、ナティクスの財政状態および有価証券の市場価格は、悪影響を受ける可能性がある。

世界的金融危機に関する法的処置および規制措置は、ナティクスならびにナティクスが活動する財政および経済環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。

法律および規制は、近年、世界的金融システムにおける多くの変化（一定数で恒久的なものもある。）を取り入れる観点で制定または提案されている。これらの新たな措置の目的は、世界的金融不況の繰返しを防ぐことであり、ナティクスおよびその他の金融機関が活動する環境を大幅に変化させ、引続き変化させる可能性がある。ナティクスは、これらの法的処置および規制変更に関するリスクにさらされている。

かかる方策のうち、適用された、または適用される可能性があるものは以下のとおりである。

- ・ 特定の種類の金融商品もしくは活動の禁止または制限。これにより、ナティクスの収入源の多様性が部分的に制限される。例えば、特定の状況下における借入有価証券からの配当に源泉徴収税が導入されることにより、いくつかのナティクスの現在の商品の魅力が薄れる可能性がある。
- ・ 内部統制の要件の強化。これにより、リスクの監視およびコンプライアンスの目的のために人事および人材への多大な投資が必要となる可能性がある。
- ・ 資本要件の枠組の修正および内部計算モデルへの投資の必要性。例えば、バーゼル規制に関する変更（特に改訂されたバーゼル 3）により、見直しが行われる特定の業務において、リスク加重資産の計算モデルが必要となる可能性がある。
- ・ 個人データ保護およびサイバー犯罪に関する要件の強化。これにより、銀行の情報システムへの追加投資のため、費用の増加につながる可能性がある。
- ・ 決済サービスおよびフィンテックの技術革新に関する規制の強化。
- ・ 取引プラットフォームおよび中央決済機関（クリアリングハウス）の規制の強化。これにより、特定の市場活動の業務（店頭商品に関する活動など）が影響を受ける可能性がある。
- ・ 銀行に対して、欧州の銀行システムの安定性を保証するため、ならびに公共財政および実体経済に対する銀行破産の影響を限定的にするための多大な財政貢献の要求。

この法的および規制環境の変化の中で、これらの新たな措置がナティクスに対してどのような影響を及ぼすか予想することは不可能である。ナティクスは、プログラムを更新または開発してこれらの新たな法的処置および規制措置に対処するため、またはそれに対応もしくはそれに備えて、情報システムを更新および開発するための膨大な費用を被り、かつ今後も被る可能性がある。かかる努力にもかかわらず、ナティクスはまた、すべての適用ある法律および規制を完全に遵守することができない可能性があり、ナティクスは罰金または行政処分を受ける可能性がある。さらに、新たな法的処置および規制措置は、ナティクスに対して、事業を適応させるよう要求する可能性があり、ナティクスの業績および財政状態に対し影響を及ぼす可能性がある。最後に、新しい規制の下では、ナティクスがその資本要件または全体的な資金調達費用の増加を余儀なくされる可能性がある。

ナティクスが適任の従業員を引き付け、保持できるかは、事業の成功において極めて重要であり、そのいかなる失敗も業績を著しく悪化させるおそれがある。

ナティクスは、世界中で16,277名超の従業員（金融投資を除く。）を雇用しており、その所在地は、67.1%がフランス、10.7%がEMEA地域、17%が南北アメリカ大陸および5.2%がアジア太平洋である。ナティ

クシスの業績は、これらの人々に密接に結びついている。実際にナティクスシスの事業モデルは、適任の従業員の雇用を要する専門的な分野に基づいている。さらに、2008年の金融危機を背景とする規制の強化により、ひっ迫した求人市場（希少性かつモバイルプロファイル）を利用する必要のある専門分野において、ナティクスシスの事業の規制に対する強化および規制への対応を行う必要が生じている。ナティクスシスの成功は、経営陣、リーダーまたはスタッフとなる主要な人々を維持する能力ならびに継続して適任の専門家および人材を強く惹きつける能力に部分的に依拠している。高い労働移動率または人材の流出は、ナティクスシスの重要分野におけるスキルおよびノウハウに影響を与えるおそれがあり、ナティクスシスの事業の見通しが縮小して財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

モデルの使用に基づいたナティクスシスのリスク管理システムは機能しなくなるおそれがあり、ナティクスシスは未確認または予期せぬリスクにさらされていることで、大きな損失につながる可能性がある。

モデルを使用することが多いリスク管理技術は、特定の種類のリスクに対して不十分であることが明らかになる可能性がある。ナティクスシスがリスク管理に使用する特定の格付またはVaRの測定モデル（2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (e) 市場リスク - 市場リスクの測定方法」に定義される。）は、観測された過去の市場行動に基づいている。その後、ナティクスシスは、そのリスク・エクスポージャーを数量化するため、主にこれらの観測について統計的な分析を実行する（リスク管理システムの詳細については、2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (e) 市場リスク - 市場リスク管理の定量的開示」を参照のこと。）。使用される測定基準およびツールは、主にナティクスシスが自身の統計モデルにおいて予測しないもしくは正確に評価しないもしくは考慮しない可能性があるという要因、または予期していなかった前例のない市場動向を要因として、将来のリスク・エクスポージャーに関する不正確な結論を与える可能性がある。このため、ナティクスシスのリスク管理能力が低下する可能性がある。これによりナティクスシスが被る損失は、過去の平均値を用いて予想されるものよりも著しく大きくなる可能性がある。さらに、ナティクスシスの数量的モデルは、すべてのリスクを考慮するものではない。例えば、VaR測定モデルの一部は、良好な金利環境の前提に基づいて設計されている。2016年初頭、金利デリバティブの金利環境が不利であったため、ストレスのかかったVaRは5百万ユーロ多く見積もられた。

気候変動に関するリスクを防ぐことにより、環境および気候への悪影響となる部門で行うナティクスシスの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ナティクスシスは、今世紀末までに地球温暖化を2度未満に収める、パリ協定に従うことを約束した。ナティクスシスは、低炭素社会に向けたエネルギー転換を支援する多数のイニシアチブを発表し、これには気候に対して重大な悪影響となる部門への資金調達を減らすためのイニシアチブが含まれている。

これにより、ナティクスシスは、主要な業務にオイルサンドの探査、生産、輸送および貯蔵を含む企業への融資を止めることを約束した。また、ナティクスシスは、北極地方の石油探査および生産計画に対する融資ならびに2020年5月からはシェールオイルおよびシェールガスの生産に係る計画およびこれらに関する業務を行う企業に対する融資を止めることも約束した。最後に2015年、ナティクスシスは、石炭の探査、生産、輸送および貯蔵に対する融資を止めることを約束したが、これには、これらの業務が事業の50%に相当する企業への融資が含まれている。2019年には、かかる割合が25%に引き下げられた。かかる方針は、欧州およびOECD加盟国の施設においては2030年、その他の国々の施設においては2040年までに、石炭火力発電から完全に撤退するためのタイムテーブルにより補完される。

2019年、ナティクスシスは、カラスケールを使用して気候リスクに対する貸付記入帳のエクスポージャーを評価するツールであるグリーン・ウェイティング・ファクターを導入した。かかる目的は、信用リスクが同じであれば、業務上気候への影響が少ない顧客および計画を優遇する融資事業を奨励することである。

気候および環境にプラスの影響となる取引を優先するナティクスシスの融資活動の事業内容の変更は、環境に対して重大な影響を示す部門の機会損失のため、ナティクスシスの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。そのポートフォリオに対してかかる調整を先送りすることにより、信用度に悪影響を及ぼす可能性がある。しかし、貸付記入帳の気候に対して重大な影響がある借手を維持することは、より厳しい規制が課された場合、信用度に悪影響を及ぼす可能性がある。

最後に、2019年12月、EBAは、地球温暖化との闘いのために、より厳格な規制を伴うサステナブル・ファイナンス業務計画を公表した。これらの規制は、気候に対して重大な影響がある活動を（直接的にナティクシスの顧客に対する操業制約を通じて、または炭素の割当価格の値上げを通じて）罰する可能性がある。これらはまた、炭化水素部門、商品および輸送への融資および投資など、いくつかのナティクシスの活動に悪影響を与える可能性がある。

保険事業に関するリスク

2020年6月30日現在、保険の事業分野の純収益は449百万ユーロとなり、ナティクシスの純収益の14%となった。保険の純収益（3百万ユーロの事業横断的な純収益を除く。）は、279百万ユーロの個人保険と167百万ユーロの損害保険に分けられる。

市場状況の悪化、特に金利の過度の上昇または下落の動向は、ナティクシスの個人保険事業およびその利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

個人保険事業において、ナティクシスの保険関係会社がさらされている主なリスクは、市場リスクである。市場リスクへのエクスポージャーは、その大半がユーロ建ての貯蓄型商品のファンドの範囲に関する資本保証によるものである。

金利リスクは、かかる市場リスクの1つであり、ナティクシスの一般的なファンドは、主に債券で構成されているため、金利リスクがナティクスにとって構造上重要である。金利リスクの変動により、以下の可能性がある。

- ・ 金利が高い場合、（新規投資がより魅力的になることにより、）ユーロ建ての募集の競争力が低下し、既発債の未実現損失を伴う不利な期間での償還の波を引き起こす。
- ・ 金利が低い場合、長期において、一般的なファンドのリターンが資本保証を満たせないほど低下する。

一般的なファンドの配分により、スプレッドの拡大および株式市場の下落もまた、ナティクシスの個人保険事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

保険業者による見込み保険金請求費用とナティクスが保険契約者に実際に支払う給付金との不一致は、ナティクシスの個人保険事業における損害保険および個人保護保険ならびに業績および財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

ナティクシスの保険関係会社がその事業においてさらされている主なリスクは、引受リスクである。このリスクは、第一に、実際に受けた請求とこれらの請求に対して補償金として実際に支払う給付金との不一致に起因しており、第二に、ナティクシスの保険商品の価格を設定するために、および補償の可能性のための技術的準備金を設けるために、関係会社が使用する想定に起因している。

ナティクスは、自身の経験ならびに保険商品の価格決定および関連する責任準備金の設定に使用される情報を含む業界データを使用して、将来の保険給付の見積りを発展させる。しかし、実際の経験がこれらの予測と一致する保証はなく、パンデミックまたは自然災害などの予想外のリスクが予測された保険契約者に対する支払いよりも高くなる可能性がある。

ナティクスにより保険契約者へ支払われる実際の利益が、将来の保険契約準備金に使用される基礎となる仮定より高い限り、または事象もしくは流行によってナティクスが基礎となる仮定を変更する場合、ナティクスは、ナティクシスの個人保険事業における損害保険および個人保護保険ならびに、業績および財政状態に悪影響を与える可能性がある、予想を上回る負債にさらされるおそれがある。

ナティクシスの保険事業は、COVID-19のパンデミックに係る危機により深刻な影響を受けたが、事業の維持および対顧客営業の維持を目的として適切な措置を講じることにより適応した。

パンデミック、とりわけ2020年3月中旬からフランスが講じたロックダウンの措置により売上は低迷した。収益は、2020年上半期における悪影響を受け、またロックダウン期間中の貯蓄流入額の著しい減少を反映して5.3十億ユーロとなった。

2020年上半期の業績もまた、健康危機による影響および特に株式市場の下落が顕著であったが、これは市場の下落により最も影響を受けた個人保険のユーロ建て貯蓄の領域に設定されたヘッジによりその大半が軽減された。

この危機の間、Natixis Assurancesは、Natixis Assurancesがさらされているリスクおよび特に市場リスクおよび信用リスクを監視している。この目的のため、Natixis Assurancesは、シェア・ヘッジ戦略により利益を得る投資の監視を増加させた。

引受リスクについては、以下の影響が残っている。

- ・ 損害保険：ロックダウン期間の影響によってリスクが減少したため、自動車に係る保険金請求は減少する見込みである。反対に、営業損失保険においては深刻な悪影響が見込まれるが、これは再保険によりカバーされる。
- ・ 個人保険：個人保護保険において、死亡リスクに係る保険金請求（カバーされる主要なリスク）に変化はないが、一方で専門家に対する休業補償の増加が見られた。

経常外項目を除き、保険事業の営業総利益は、依然として非常に弾力的であり、プラスの成長を示している。

さらに、経済環境および金融環境の悪化（株式市場の下落、著しい低金利ならびに信用スプレッドのボラティリティの拡大および増加）もまた、Natixis Assurancesのソルベンシーに影響を及ぼし、将来の利ざやに悪影響を及ぼした。しかしながら、ソルベンシー資本要件は維持されており、また資金調達に関する警戒も必要性も生じていない。特に経済的補償、再保険、事業の多様化または投資の管理の観点から、過去数年間にわたって講じた措置は、Natixis Assurancesのソルベンシーの頑健性および弾力性に寄与した。ソルベンシーの変動は、内在する複雑性およびCOVID-19を背景とする不安定性があることから、綿密かつ強化された監視が体系的に行われた。

ナティクシスの有価証券の保有に関するリスク

ナティクスが破綻処理手続を行う場合、ナティクシスの証券保有者および他のナティクシスの債権者は、損失を被る可能性がある。

信用機関および投資会社の再生・破綻処理の枠組を制定する欧州規制ならびにかかる規則をフランス法に組み込んだ条文（「BRRD規制」）は、主に「ベイルイン」権限を破綻処理当局に対して付与する単一破綻処理制度を設けることを目的としている。これらの権限の目的は、財務システムに關係するシステムック・リスクに対応することであり、より具体的には、危機が発生した場合に国の財務介入を防ぐことである。BRRDの対象である金融機関（または金融機関が所属するグループ）が破綻もしくは破綻しかけた場合、これらの権限により、破綻処理当局は、金融機関の株式に対する適格有価証券およびコミットメントの機能を失わせる、取り消すまたは変換することができる。「ベイルイン」制度を利用する選択肢以外に、BRRDにより、破綻処理当局はより広い権限が与えられ、（１）営業の承認条件を遵守し、十分な水準の市場の信頼を伴って承認された営業を追求することを目的として、事業体に対して資本再構成を強制すること（必要に応じて、事業体の法的組織構造を変更すること）、（２）債権もしくは負債性金融商品の価値を減らすことまたは、承継機関への移転、資本化の目的、事業の売却もしくは資産管理ピークルを用いるために、これらを株式に転換することができる。

2020年6月30日現在、ナティクシスのCET 1 資本は11.6十億ユーロ、Tier 1 資本合計は13.7十億ユーロ、Tier 2 規制上の自己資本は2.2十億ユーロとなった。ナティクスは、非上位優先証券は発行しなかった。

Groupe BPCEの構成員として、ナティクスは、ナティクスおよびGroupe BPCEが破綻した場合、破綻処理手続の対象となる可能性がある。関連する破綻処理当局は、とりわけ協同連帯制度の申請がある場合には、破綻処理手続をBPCEの水準であるGroupe BPCEの「シングル・ポイント・オブ・エントリー」で管理している。ナティクスまたはGroupe BPCEの財政状態が悪化したまたは悪化していると認識された場合、BRRDで規定されたかかる権限の存在がナティクシスの有価証券の市場価格をより急速に下落させる可能性がある。

破綻処理手続がGroupe BPCEの水準で実施された場合、BRRDで規定された正当な権限ある当局の執行により以下の可能性が考えられる。

- ・ ナティクシスの資本証券の全部または一部の評価減による、これらの証券の価値のすべてまたは一部の損失
- ・ ナティクシスの株式に対する適格有価証券の全部または一部の転換による、ナティクシスの株式の不必要な保有およびこれらの株式を転売した場合の潜在的な財務損失
- ・ 金銭的条件および償還条件を変更できる金融商品の契約上の条件を変更すること。かかる変更が利率の低下または満期の延長につながり、上記金融商品の価値に悪影響を与える可能性がある。

また、破綻処理手続の実施により、かかる証券に対するナティクシスの支払能力、またはより一般的には、第三者に対して債務を履行するナティクシスの信用が著しく影響を受ける可能性がある。

(2) リスク管理

(a) 信用リスクおよび取引相手方リスク

定量的情報

地理的地域およびパーゼルのエクスポージャーの分類別のEAD (NX05)

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

(単位：百万ユーロ)					
エクスポージャー・クラス	フランス	欧州*	北米	コーポレート センター	合計
企業	33,147	28,644	16,381	25,975	104,147
中小企業およびSF以外	28,786	21,792	12,484	20,315	83,377
専門金融 (SF)	3,515	6,612	3,809	5,326	19,262
中小企業	846	240	87	334	1,508
機関	70,204	12,478	7,579	5,816	96,077
中央政府または中央銀行	14,648	10,095	10,558	11,071	46,372
政府および中央銀行	13,265	7,835	10,467	11,060	42,628
国際機関		1,606			1,606
地域政府または地方自治体	470	38			507
公共部門事業体	913	616	91	11	1,631
証券化	5,799	1,031	10,959	391	18,181
その他の項目	5,513	234	413	44	6,205
株式	3,843	666	678	139	5,326
リテール	504	41		95	640
中小企業以外	343	16		4	363
中小企業	161	25		91	277
不動産抵当付 エクスポージャー	219			2	221
短期信用格付を有する機関 および法人に対するエクスポ ージャー	4	35	13	101	153
デフォルト時エクスポージャー 合同運用投資 (CIU)	24	1		7	32
合計 (2020年6月30日現在)	133,906	53,226	46,581	43,640	277,353
合計 (2019年12月31日現在)	121,530	52,056	47,004	44,215	264,806

* 欧州 = 欧州連合 + 欧州連合加盟国以外

内部格付別 (S&Pに相当) のEAD (NX12)

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

以下の表は、リスクにさらされているエクスポージャーの内訳を、IRB方式を用いて計算した資産クラスに対する内部格付 (S&Pに相当) 別に示している。ただし、以下を控除したものとする。

- ・ 株式に対するエクスポージャー (単純加重手法により計算)

- ・ 共同出資ベースのエクスポージャー（取得したポートフォリオ）および同種のリスクのクラスに分類された第三者
- ・ 証券化ポジション

(単位：内訳%)			
適格	内部格付	2020年 6 月30日	2019年12月31日
投資適格	AAA	0.1%	0.5%
	AA+	6.2%	7.2%
	AA	6.6%	7.0%
	AA-	15.1%	13.6%
	A+	6.6%	6.4%
	A	11.4%	12.5%
	A-	10.2%	9.4%
	BBB+	7.3%	6.9%
	BBB	7.7%	8.6%
	BBB-	9.0%	8.9%
投資適格		80.2%	81.0%
投資不適格	BB+	4.4%	5.1%
	BB	5.0%	4.6%
	BB-	3.0%	3.4%
	B+	2.1%	2.4%
	B	0.9%	0.9%
	B-	0.5%	0.2%
	CCC+		0.1%
	CCC		
	CCC-		
	CC		
	C		
投資不適格		16.0%	16.7%
格付なし	格付なし	1.3%	0.5%
債務不履行	D	2.6%	1.8%
合計		100.0%	100.0%

(b) 市場リスク

市場リスク管理の定量的開示

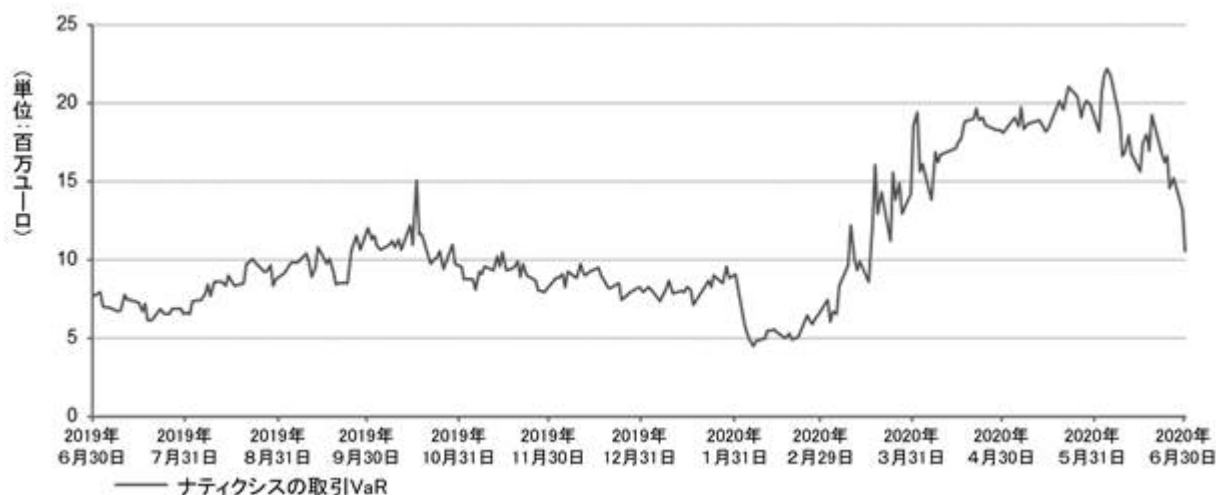
(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

ナティクシスのVaRの変動

ナティクシスのトレーディング勘定に関するVaRの水準は、平均で11.1百万ユーロとなった。2020年 6 月 4 日には最大で22.2百万ユーロに達し、2020年 2 月 6 日には最低水準の4.5百万ユーロまで下落し、2020年 6 月30日現在では10.6百万ユーロとなった。

以下の図は2019年 6 月30日から2020年 6 月30日までの期間の、VaRのトレーディング推移全体を示している。

ナティクシスの全体的なVaR - トレーディングポートフォリオ (信頼水準99%の1日VaR)



ポートフォリオ別のトレーディングVaR合計の内訳

（IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ）

以下の表は、主要VaR数値を示している（信頼水準99%の1日VaR）。

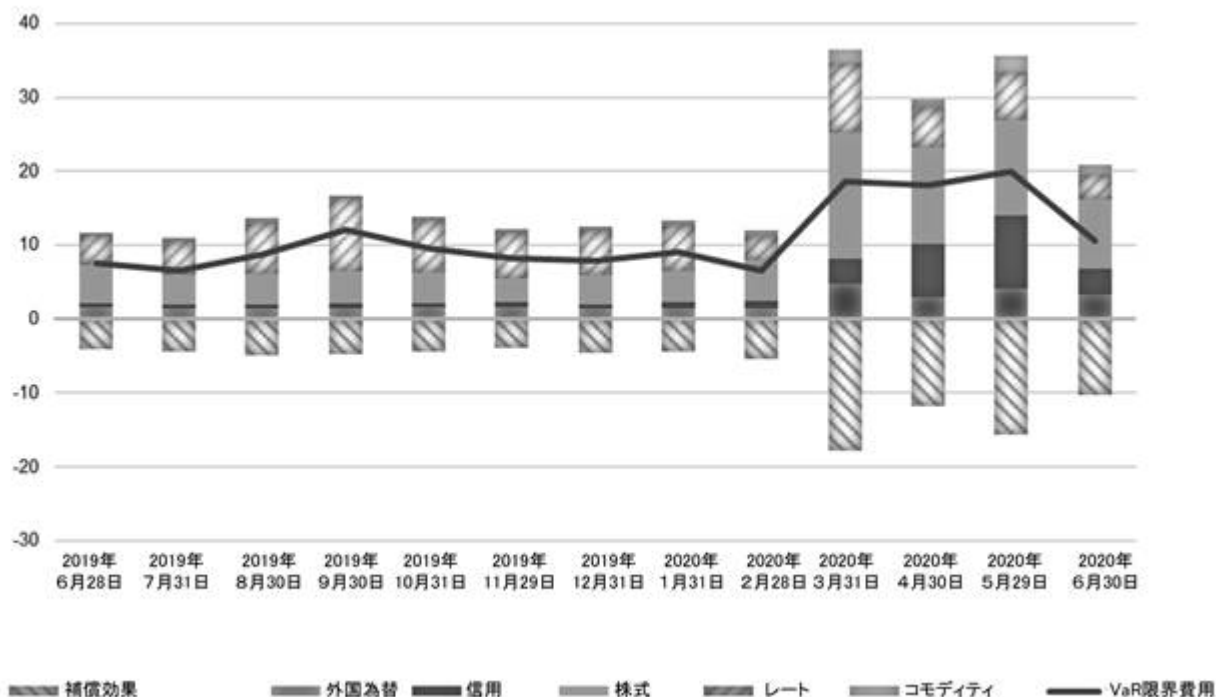
（単位：百万ユーロ）	
ナティクスのトレーディング勘定	
ナティクス	
内訳	
グローバル・マーケット	10.5
株式市場	7.2
コモディティ	1.5
債券	4.1
グローバル証券ファイナンス	6.0
その他ランオフ事業	1.9
	10.6

2020年6月30日現在、事業別のVaRは、前年度より高い水準（7.5百万ユーロと比較して10.6百万ユーロ）である。

リスク要因別および相殺効果別のVaRの内訳

リスク要因別のVaRの内訳は、主要なリスクの毎月の寄与およびVaRに関する相殺効果の実態を示している。

(単位:百万ユーロ)

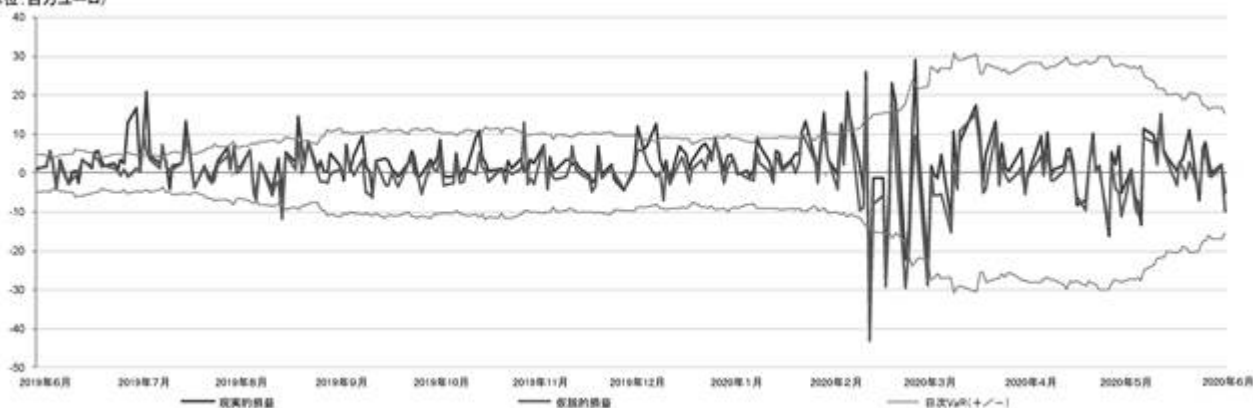


連結VaRの3.1百万ユーロの増加は、大半が株式で構成される範囲のVaRの増加により部分的に説明されるが、これはCOVID-19危機を背景とする市場のボラティリティの急上昇に起因する。

規制上の範囲に関するナティクシスのバックテスト

以下のグラフは、規制上の範囲に関するバックテスト（VaR（信頼水準99%の1日VaR）により事前に計算された潜在的損失の事後の比較ならびに仮説的および現実的損益への影響）の結果を示したものであり、VaR指標の信頼性の証明に利用される。

(単位:百万ユーロ)



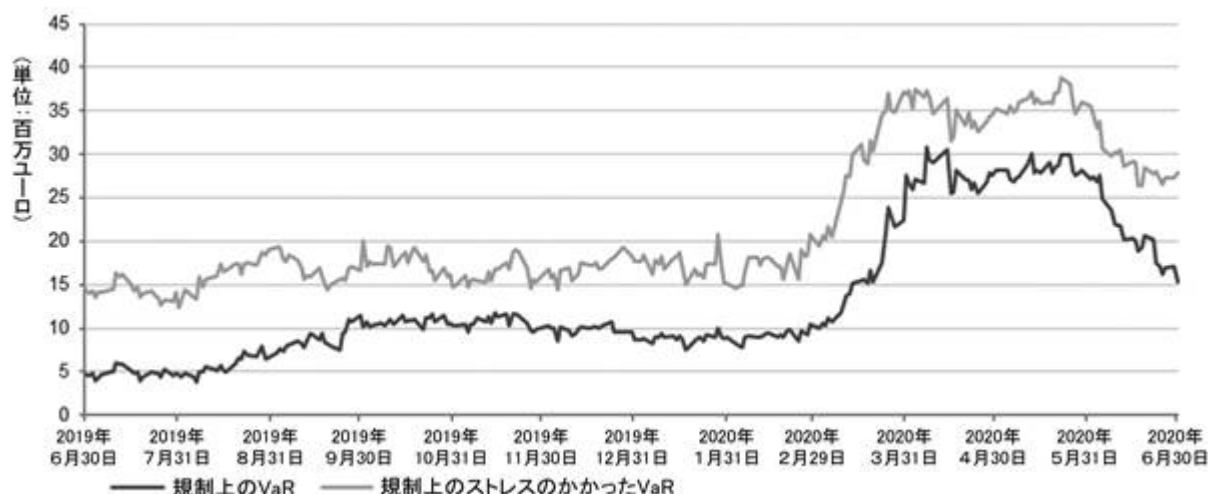
2019年6月28日から2020年6月30日までに、ナティクシスの規制上の水準において4つの実質的バックテストの例外および6つの仮説的バックテストの事象が確認された。

4つの実質的バックテストの例外は、2020年上半期の3月12日、17日、23日および30日に記録された。これらの4つの例外は、COVID-19のパンデミックという困難な状況に対して講じられる措置の不確実性の結果として生じた市場のボラティリティの急上昇により説明される。これらの例外は、2020年4月16日付の発表において、ECBにより許可された乗数に係る措置の計算には織り込まれない。

ナティクシスの規制上のストレスのかかったVaR

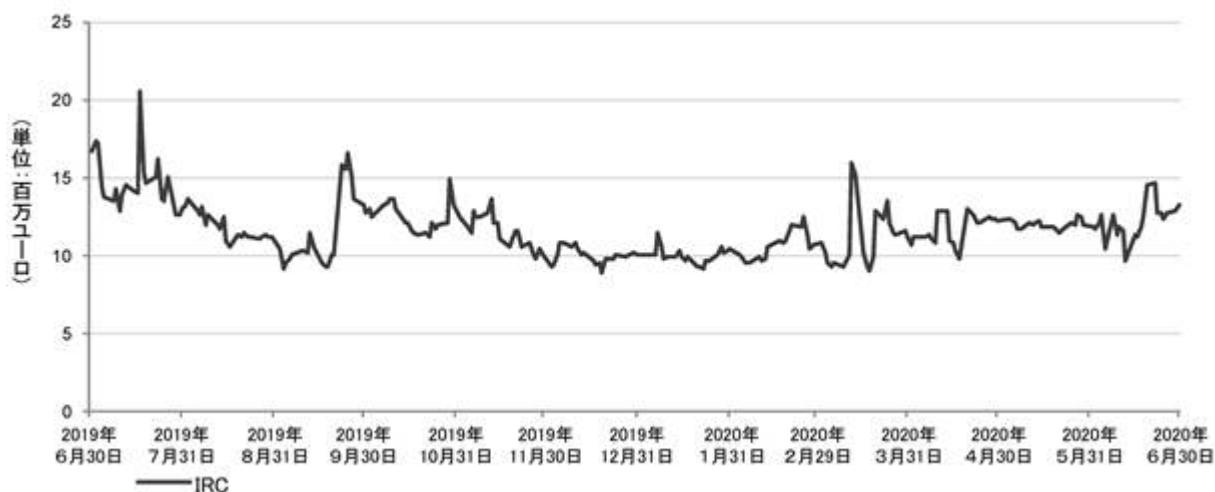
ナティクスの規制上のストレスのかかったVaRは、平均で21.7百万ユーロとなった。2020年5月22日には最大で38.9百万ユーロに達し、2019年7月31日には最低水準の12.4百万ユーロまで下落し、2020年6月30日現在では27.9百万ユーロとなった。

規制上のストレスのかかったVaR（信頼水準99%の1日VaR）およびストレスのかかったVaR（信頼水準99%の1日SVaR）の変動



IRC指標

この指標は、規制上の範囲を対象としている。ナティクスのIRCは、平均で11.7百万ユーロとなった。2019年7月17日に最大で20.5百万ユーロに達し、2019年12月19日には最低水準の9百万ユーロまで下落し、2020年6月30日現在では13.2百万ユーロとなった。



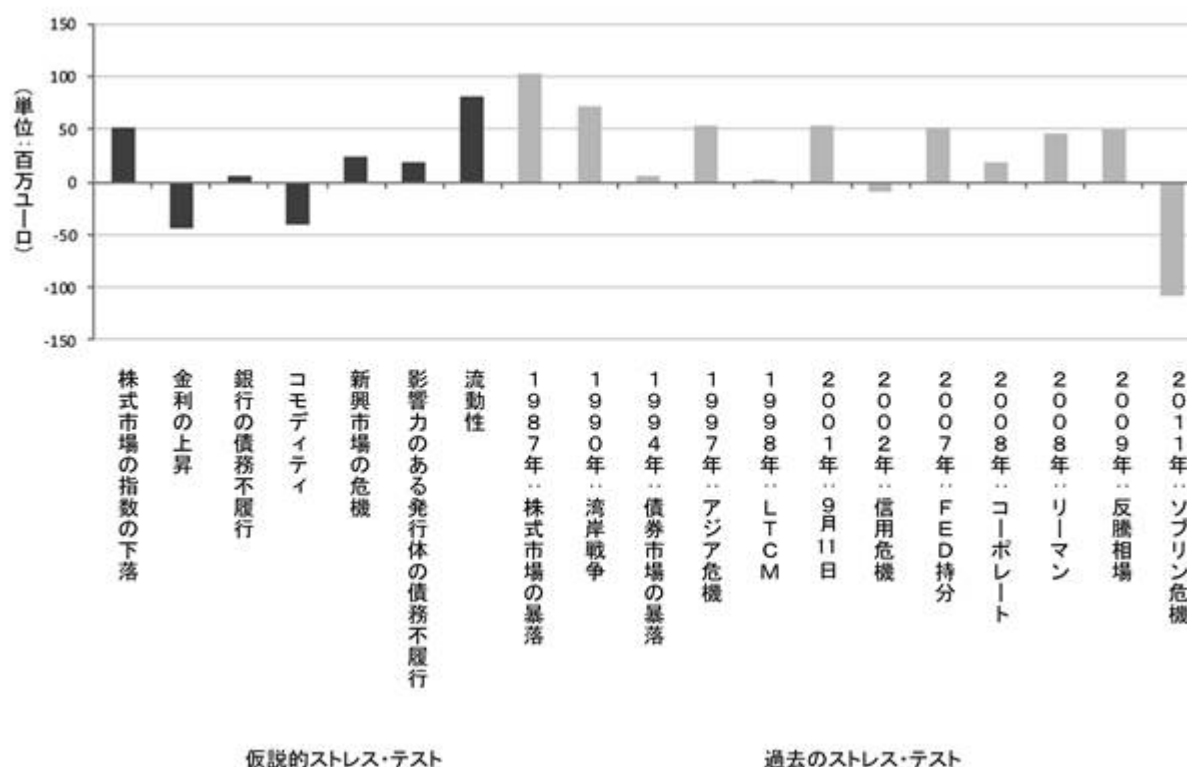
ナティクスの範囲に関するストレス・テストの結果

（IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ）

全体的なストレス・テストの水準は、2019年6月28日現在のプラス12百万ユーロに対して2020年6月30日現在には平均水準のプラス23百万ユーロとなった。

2011年のソブリン債務危機を再現する過去のストレス・テストにおいては損失が最大となった（2020年6月30日現在、マイナス108百万ユーロ）。

2020年6月30日現在の全体的なストレス・テスト



(c) 貸借対照表上の管理

ガバナンスおよび組織構成

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

ナティクスの構造的な貸借対照表上のリスクは、財務部門、リスク部門ならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門を担当する上級経営委員会の委員、ジョイント・リファイナンスングプール部門長、財務管理部門長ならびにBPCEおよびナティクスの財務管理部門長から構成され、最高経営責任者が議長を務める資産負債管理委員会（ALM委員会）の権限の下、管理および監視されている。同委員会は隔月で開催され、主に以下の責務を負う。

- ・ ナティクスのALMの規定および監視。
- ・ BPCEが策定するALM基準枠組に従った、構造的な貸借対照表上のリスク（構造、権限の委任、資金収支管理等）に関する主要方針の承認。
- ・ ALMのリスクの管理および監視に使用される測定基準の計算の基礎となる、ALMの前提および慣例の確認。
- ・ ALM指標についての内部の限度枠、BPCEによって規定された当行グループ全体の限度枠の認証。
- ・ BPCEに連動する資金調達に関する全体方針の認証。
- ・ 過度のレバレッジリスクの管理を含む構造的な貸借対照表上のリスクの管理。
- ・ 主要な貸借対照表の集計およびそれらの作成の管理。

ALM委員会は、N2の貸借対照表を監視する。

その義務を遂行するため、またALM管理および制御の主な原則に適用するため、ALM委員会は、以下の部門に対して一定の運営上の職務を委任している。

- ・ 第1防衛ラインとしての財務管理部門：ALM部門は、ALMの原則、基準、慣習および制限を更新する責任を有している。ALM部門は、リスク部門の構造的リスク責任者（SRO）により監督されたALM委員会にそれらを報告し、構造的な貸借対照表上のリスク、規制上の流動性比率リスクおよびレバレッジ比率リスクの管理を確保している（「(3) バーゼル3 Pillar の開示 - (b) その他の規制比率 - レバレッジ比率の監督」を参照のこと。）。
- ・ 財務部（ジョイント・リファイナンスングプール）は、財務管理部門の権限下となり、事業分野の資金調達要件を補填し、適用あるリスクの法令および制限に従って流動性リスクを運営管理し、ALM

委員会が採択したナティクスの中期借換え方針を実行し、また経営上、規制上の流動性比率の遵守を管理する責任を有している。

- ・ リスク部門 / SROは、第2防衛ラインならびに財務および現金管理の監督に責任を有している。市場リスク委員会において、当該部門はまた、銀行業務ポートフォリオに関するリスクの法令および業務上の制限を検討する。最後に、当該部門は、当行のリスク選好方針の一部として定義されたリスクの制限を取締役に提出し、承認を得る。

流動性リスクおよび資金調達リスクの管理

目標および方針

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

ナティクスは、フランス財政金融法に定義されるところのCaisses d'Epargne銀行およびBanques Populaires銀行 (BPCE) の中央機関に属している。フランス通貨金融法典第L.511-31条は、中央機関となるのは信用金融機関であり、したがって、中央機関としてネットワークのまとまりを監視し、関係機関および関連会社の適切な運営を保証しなければならないと規定している。このため、中央機関は、とりわけかかるすべての機関および会社だけでなくネットワーク全体の流動性と自己資本を保証するために必要なあらゆる措置を行う。

最終手段の貸手としての銀行の流動性を確保し、保証するためにGroupe BPCEが監督当局に与えたコミットメントを鑑み、ナティクスは引き続きBPCEの管轄下に置かれている。

この監督は、すべての関連会社により適用され、共有され、調整される統制システムならびに全体的な流動性リスク管理および監視システムを通じて行われており、その主な指針はGroupe BPCEのALM委員会によって定められている。

ナティクスの流動性リスク管理に関する方針は、当行グループの方針と合致する。かかる方針は、ガバナンスおよびALM規制に関して、当行グループのリスク制約に即して、明確かつ共通の標準化された枠組におけるナティクスの事業の最適化を目指す。

ナティクスの資金調達構造は、ナティクスとBPCEに共通のジョイント・リファイナンスグループに依存している。当行グループのALM委員会の権限の下、かかるプラットフォームは、市場の資金調達の使用を制限し、資金調達費用を削減する目的で、事前に定められた規則に従い、当行グループの資金調達を確保するため、また当行グループ内の流動性の担保および配分の管理を最適化するために実施された。

とりわけ、債券発行に関する責任は次のとおりである。BPCEは、公共部門および民間部門の優先株または劣後債務によるバニラ資金調達取引に関するナティクスの中長期資金調達を担当する。ナティクスは、すべての構造化された民間部門のリファイナンス取引において、Groupe BPCEのMLT発行体である。

包括的な流動性リスクの管理方針の目的は、以下のとおりである。

- ・ ナティクスの資金調達ニーズと満期転換が当行グループの短期および中期のリファイナンス可能額と合致していることを確認する一方で、ナティクスがローンコミットメントを満たしていることを保証すること。
- ・ 利益目標の達成を促進させるために設定されたリスク制約の範囲内で、資金調達費用を最適化すること。
- ・ BPCEとの密接な協力関係において規定され、ナティクスの最終的な流動性の必要量に見合う当行グループの能力に課される内部の限度枠を遵守すること。
- ・ 国内および海外の規制を遵守すること。
- ・ Groupe BPCEにより調達された資金源の (地理的地域、商品および取引相手ごとの) 多様化を支援すること。特に、非金融資産の流入を促進すること。

監視システム

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

流動性リスクは、以下のとおり統制、管理および監視が行われる。

- ・ 各事業分野の資金調達ニーズの管理：当行の資金調達のニーズを管理するために、予算手続の一環として各事業分野に流動性予算が分配され、ALM委員会によって承認される。消費額は、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングに関しては毎週、その他の事業分野に関しては毎月監視される。
- ・ Groupe BPCEの最終的な市場勢力に対する当行の寄与の管理：これは流動性割当システムを当行グループの戦略的意欲および業務上の監督に適合させることを目標としている。
- ・ 短期的な満期転換の管理：これは、流動性ギャップを利用して測定される。この指標は、すべての親会社（一部の子会社を含む。）の取引に関して、1日間隔の365日間を期間として日次的に作成される。ALM委員会が承認する4つの永久的な制限の対象となっており、開始時の夜間の市場エクスポージャー、60日間、150日間および330日間の静的流動性ギャップに対して日次的に監視される。
- ・ 中期的な満期転換の管理：これは、満期に達していない資産と満期に達していない負債との比率のような満期のトランシェにより定められるカバレッジ比率を使用して行われる。これらの比率は、長期的な現金資産、中期的な活動を行う信用子会社、およびナティクスに関して連結ベースで計算されており、ALM委員会が承認し、毎月監視される最低カバレッジ比率により制限される。さらに、規制に従い、また当行のリスク選好の枠組の範囲内で、2015年以降、ナティクスは、ALM委員会により提案され、また取締役会により認められ、ガバナンスならびに特にカバレッジ比率に適用される全般的な限度枠および警戒閾値を設定した。
- ・ Groupe BPCEの短期、中期および長期転換における当行の寄与の管理：これは、60日間、5ヶ月間、11ヶ月間および5年間の制限の対象となる、ナティクスの連結流動性ギャップをベースに測定される。これらの指標は毎月作成される。
- ・ 流動性ストレス・シナリオのシミュレーション：これらのシナリオは、流動性危機の発生時において義務を果たし、業務を継続するための当行グループの能力を測定することを目的とする。ナティクスは、様々な危機的シナリオ（システムック、個別、複合等）および異なる深刻度レベル（中度、重度、極度等）に基づき、1ヶ月、2ヶ月および3ヶ月の期間にわたって当行グループのストレス結果に対する貢献を定期的にシミュレーションし、これに関してBPCEは仮定を設定する。
- ・ 資金調達構造：資金調達構造は、すべての集中リスク（下記「資金調達の原理および構造」を参照のこと。）の軽減に向けて、取引相手方の種類別、市場セグメント別および地理的地域別に、資金の十分な多様化が確実に行われるために監視される。
- ・ ジョイント・リファイナンスングプールにより行われる市場の深さの調査：かかる流動性調査は、当行の発行に関して取引相手方により設定された限度枠を調査することを目的とする。

流動性ストレス下における非常事態資金調達計画

（IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ）

当該非常事態資金調達計画（「流動性ストレス下におけるCFP」）は、当行グループの資金調達を得る能力を変化させる流動性危機の発生時において、すべての資源が協調的に、かつ最適化された方法で利用され、当行グループがその現在および将来の財政義務を果たし、それによって事業継続性を維持できることを保証することを目的とする。

ナティクスが中央機関としての立場でBPCEの監視下にあること考慮に入れ、また流動性管理（「ガバナンスおよび組織構成」を参照のこと。）に関してBPCEとナティクスが密接な相互作用を有していることを考慮に入れ、当該計画は、Groupe BPCEの計画と合致している。

流動性を強化し、資金調達要件を軽減するため、ガバナンスシステム（専門のチームおよび委員会、規則の有効化および無効化、報告および伝達の手続等）ならびに改善計画が規定され、文書化される。加えて、BCPIは、規制に従い、運用可能であることを保証するため、定期的に検査される。

資金調達の原理および構造

（IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ）

資金調達戦略

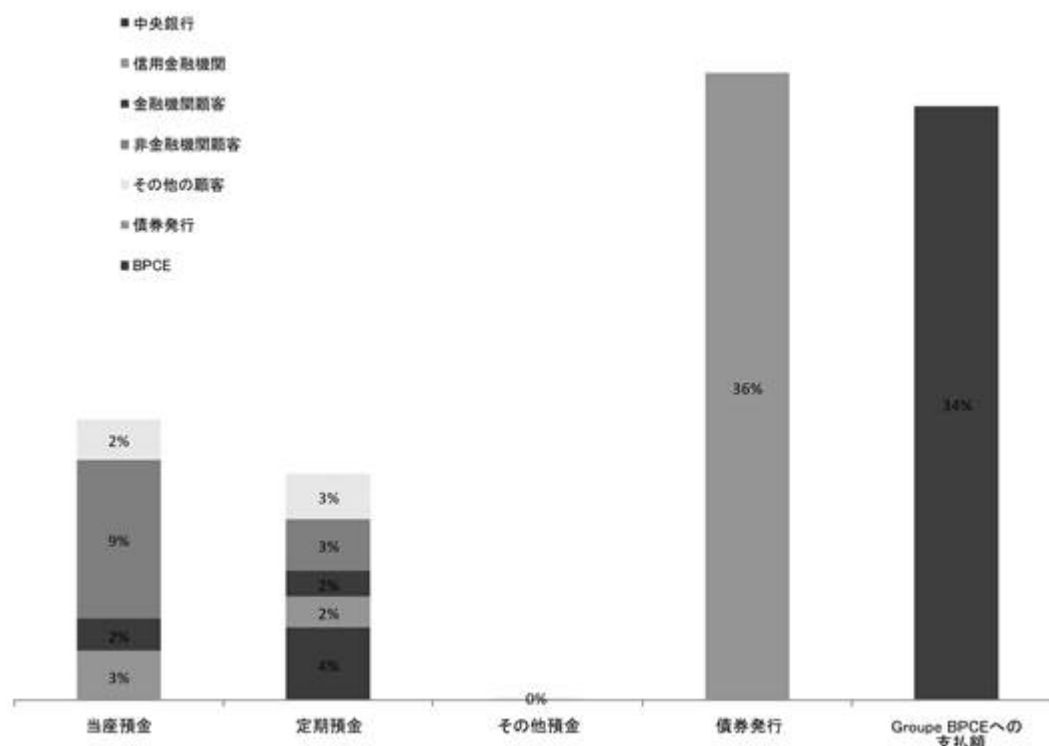
ナティクシスの資金調達構造は、ナティクスとBPCEに共有されるジョイント・リファイナンスプールに依拠する。当行グループのALM委員会の監視下に置かれ、このプラットフォームは、市場でのファイナンス費用の使用を制限しおよび資金調達費用を削減することを目的として事前に定められた規則に従い、当行グループの資金調達を確保し、当行グループ内での流動性の管理と割当を最適化するために実施された。

分散化戦略は現在、当行グループの水準でもって理解される必要があり、ナティクスは当行グループにとって、ただの戦略部門ではない。戦略は、顧客向け事業分野における、いわゆる「市場」流動性の需要を制限すると同時に、株式市場における調達量を制限し、地理的な区域、通貨、商品および取引相手方による当行グループの資金源の拡大を目標としている。ナティクスに関する限りでは、この戦略の実施には、欧州、アジアおよび米国における社債を通じた預金受入れだけでなく私募による仕組債発行も明確に含まれる。

以下のグラフは、情報提供を目的として、2020年6月30日現在の管理データに基づき立証されている。

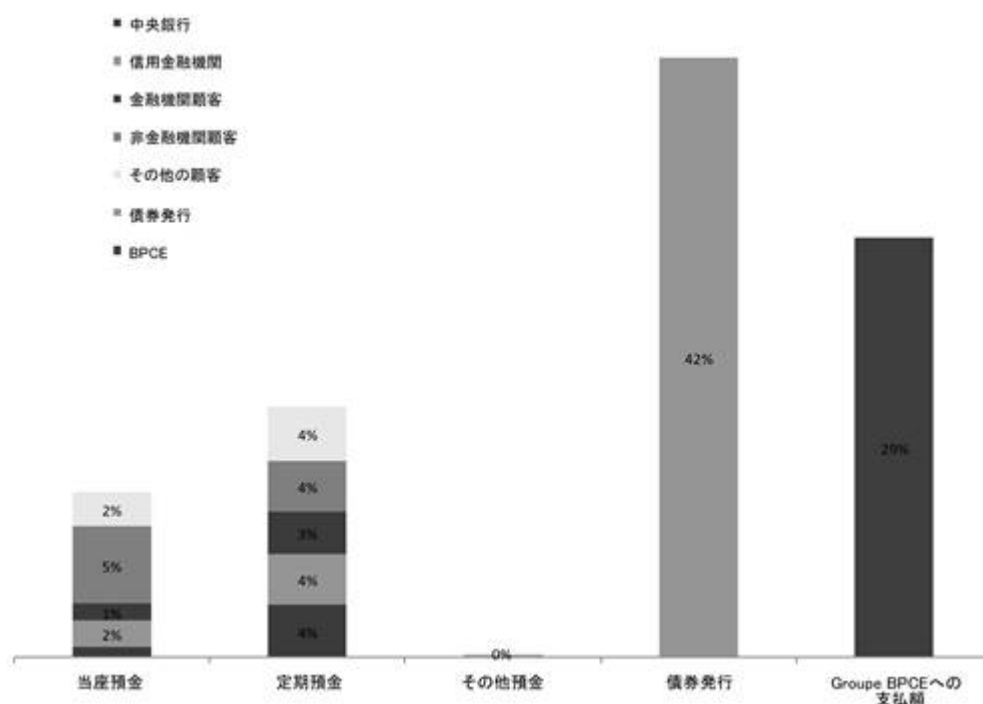
2020年6月30日現在の主要な調達手段別および／または顧客セグメント別の貸借対照表上の資金調達源の総重量

2020年6月30日

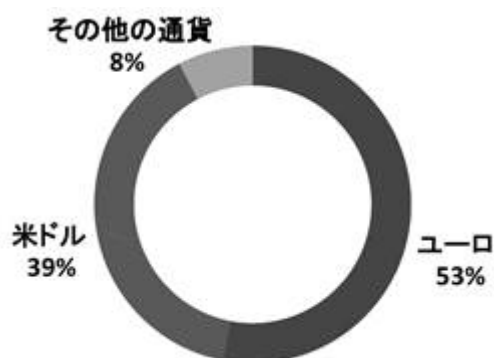


2019年6月30日現在の主要な調達手段別および／または顧客セグメント別の貸借対照表上の資金調達源の総重量

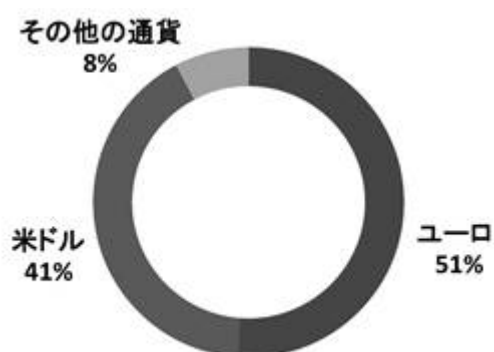
2019年6月30日



2020年6月30日現在の米ドルの為替レートにおける資金調達構造全体の通貨別の内訳



2019年6月30日現在の米ドルの為替レートにおける資金調達構造全体の通貨別の内訳

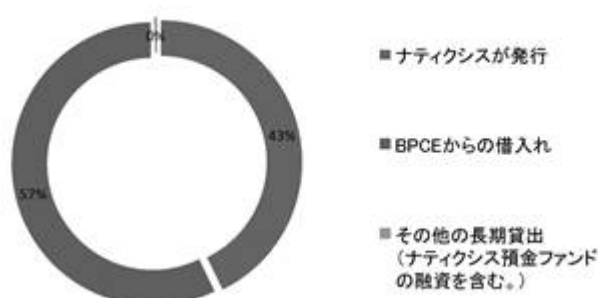


2020年の年間の中期資金調達計画の下で、2019年上半期における8.3十億ユーロ（6.1十億ユーロの買戻しおよび募集時の価値差引後。）に対し、ナティクスは2020年上半期において1年超の期限で純資金5.1十億ユーロを調達した（3.1十億ユーロの買戻しおよび募集時の価値差引後。）。

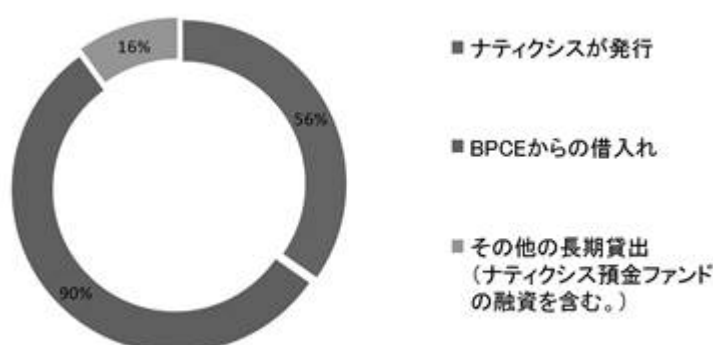
この減少は、2020年のリファイナンス計画が2019年よりも小規模であったことに沿ったものであり、顧客活動の一部は長期リファイナンス以外の政府保証債スキームの結果であることを念頭に置いている。

仕組債の私募は、総計で見るとこの計画の43%を占めており、当行グループのALM委員会により承認された当行グループの中期資金調達方針の一環としてBPCEによって、その残りの大部分が資金提供された。

2020年6月30日現在の中長期総資金調達計画



2019年6月30日現在の中長期総資金調達計画



銀行の資金調達への論評

短期資金調達

COVID-19のパンデミックの発生は、世界経済を一変させ、資本市場を根底から揺るがした。疾病の拡大を抑制するために不可欠なロックダウン措置は、経済の全部門を麻痺させ、危機の影響を制限するため政府および中央銀行に対し予算および金融措置の倍増を余儀なくさせた。

2020年第1四半期は、短期資金調達市場が凍結され、コマーシャル・ペーパー発行プログラムを通じて市場で調達した当行グループの資金が減少した。今回の凍結は主として、企業が保有する現金によるものであり、これは、当座勘定の準備金を直に取り崩すために、マネー・マーケット・ファンドまたは基礎的な銀行商品に投資している部分にあたる。企業によるかかる戦略の目的は、営業収益の一部の予想される損失に対応することであった。この動きを受けて、マネー・マーケット・ファンドの運用担当者は、投資の更新を取り止め、保有する銀行債務を減額した。当行グループのレベルでは、かかる流動性資源の損失は、銀行口座への営業預金の増加により大部分が相殺された。

中央銀行による大量の資金注入は、マネー・マーケットへの数々の標的を絞った介入とともに、第2四半期初めから短期金融市場の流動性を回復させた。かかる現象は、ドルにおいて初めて観測され、他の通貨に拡大していった。当行は、市場は昨年とほぼ同規模で、平常通り機能していると考え。当行の様々な短期発行プログラム残高は、概ね安定（2019年12月31日現在の39.9十億ユーロに対し、39.2十億ユーロ）しているが、ユーロ市場が5月中旬から再開したことで、上半期を通してドル建て債券の比率が上昇し、バランスが崩れ始めた。

ナティクスによる短期債券発行プログラムの発行額

(単位：百万ユーロまたはユーロ換算額)	譲渡性預金証書	コマーシャル・ ペーパー
プログラムの上限*	45,000	25,395
2020年6月30日現在発行済	29,103	10,100

* 譲渡性預金証書のため、NEU CPプログラムの上限のみ。

長期資金調達

2020年上半年期は、COVID-19危機を特徴とし、ロックダウン措置により世界経済活動が劇的に減速した。IMFのPTSの直近の予想は、2019年にはプラス2.4%であったのに対し、マイナス4.9%に増大した。

COVID-19のパンデミックの経済的影響を抑制し、市場の円滑な運営を支援するためには、中央銀行の介入を必要とした。ECBは、3月に第1次措置（預金金利は変わらないが、TLTRO の条件がより好ましいもの）を発表した後、1,350十億ユーロの資産買入プログラム（PEPP - パンデミック緊急買入プログラム）を2021年6月まで実施することを発表した。一方で、連邦準備制度理事会は、インター・ミーティング（1.50%-1.75%の範囲から0.00%-0.25%の範囲）において、フェデラル・ファンド・レートを2度引き下げ（マイナス50ベースポイントおよびマイナス100ベースポイント）、ほぼ無制限の量的緩和プログラム（財務省証券およびMBSを含む。）およびその他の金融緩和策（PMCCF（第一次市場コーポレート・クレジット・ファシリティ）および中長期のSMCCF（流通市場コーポレート・クレジット・ファシリティ））を発表した。

3月中旬以降、連邦準備制度理事会の貸借対照表は、3十億ドル上昇して7.2十億ドルとなり、ECBの貸借対照表は、1十億ユーロ上昇して5.6十億ユーロとなった。信用市場では、中央銀行の介入を受け、3月に休場したユーロ主要市場が再開した。iTraxxヨーロッパ優先金融指標は、3月に164ベースポイントでピークに達した後、6月末には70ベースポイントで取引され、年初来の安値（47ベースポイント以下）に戻ることはなかった。長期イールド・カーブにおいて、10年物米国債は、2020年に126ベースポイント下落し、0.66%で当年度半期を終了した。10年物国債は26ベースポイント下落し、マイナス0.45%で終了した。

こうした市場の背景に対し、ナティクスはその中長期借換プログラムに基づき、2020年第1四半期に資金調達において8.2十億ユーロ（うち、809百万ユーロは当行保有債券）を調達した。公募債発行セグメントにおける唯一の長期債発行体として、BPCEはナティクスに対しユーロ換算額で合計4.4十億ユーロの融資を提供した。

ナティクスによる中長期債券発行プログラムの発行および発行額

(単位：百万ユーロまたはユーロ換算額)	EMTN	NEU MTN	US MTN	債券発行
2020年6月30日現在発行	1,423	0	14	2,386
2020年6月30日現在発行済	12,952	477	159	12,456

構造的な為替リスク

（IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ）

目標および方針

ナティクスの普通株式等Tier 1（CET 1）は、主に米ドル建ての加重通貨リスク・エクスポージャーを有する。ナティクスの構造的な為替リスクを管理するための一般的な方針は、為替レートの変動に対してCET 1比率（同一通貨のRWAとの関係する通貨におけるCET 1）を免除することである。この目的に向けて、対象通貨におけるRWAの消費に比例して、外国において持続可能で戦略的な純投資の資金調達を行うために為替を購入する際に「構造的な」為替ポジションを設定している。非中核貨幣への純投資は、依然として借入れにより賄われる。

監視システム

CET 1比率の為替変動に対する感応度は、ALM委員会によって定期的に評価される。

総合的な金利リスク

一般的な方針

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

総合的な金利リスクを管理するためのナティクスの方針は、銀行帳簿において長期にわたる構造的な指向性金利ポジションを保有することを目的としているのではない。

例外を除いて、固定金利金融資産および負債は金利スワップを通じて銀行間出し手レートに戻され、大部分は継続的な金利リスクの管理対象となるトレジャリー・ポートフォリオにおいて保有される。ヘッジシステムの会計上の取扱い、国際会計基準に従う。

総合的な金利リスク管理システム

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

金利リスクの評価システムおよび監視システムは、欧州銀行監督機構（EBA）の2018年7月の新たなガイドライン「EBA-GL-2018-02」を織り込んだ。Groupe BPCE内でのIRRBBの枠組の実施に合致しており、ナティクスのプルーデンシャル・バンキングの範囲に適合するという測定および制限を含む。

ナティクスの銀行ポートフォリオの金利リスクは、資産負債管理委員会（ALM委員会）の権限下で（「ガバナンスおよび組織構成」を参照のこと。）流動性リスクと同様の手順で管理される（「ガバナンスおよび組織構成」を参照のこと。）。

指標には、次のようなものがある。

- ・ 静的な金利ギャップ測定：（銀行業務の）貸借対照表上の金利リスクに対するエクスポージャーを確認すること。
- ・ 経済価値測定の感応度：EBAにより定義されたシナリオに従い、価値の変化を測定すること。
- ・ 純受取利息測定の変動：純受取利息の感応度を測定すること。

これらの測定は、リスク部門 / SROの第2レベルの管理下にある財務管理部により策定され、BPCEにより統合される。これらの測定は、資産負債管理委員会で承認された限度枠の範囲内に収められ、リスク部門により監視される。

このシステムを補完するものとして、オペレーショナル金利リスクの測定（金利感応度およびストレス・テスト）があり、リスク部門により毎日管理され、貸借対照表上の管理業務および信用子会社に関しては毎月管理される。

定量的開示

(IFRS第7号に従い、法定監査人により認定されたデータ)

金利ギャップの指標は、次の金利リセット日まで、すべての資産および負債ポジションならびに可変レートポジションを考慮に入れる。すなわち、同一の金利レート指数を使用し、異なる満期にわたり、負債エクスポージャー額と資産エクスポージャー額を比較する。

満期スケジュールは、静的に決定される。金利ギャップの指標は、四半期ごとに計算される。

2020年6月30日現在の金利ギャップ

満期(単位：十億ユーロ換算額)	1年	3年	5年	7年
金利ギャップ（固定金利）	(1.6)	(0.3)	(0.5)	(0.2)

経済価値および純受取利息の感応度（IRRBB - テーブルB）

	EVE ^()	NII ^()
(単位：百万ユーロ換算額)	2020年6月30日	2020年6月30日
上昇の平行移動（200ベースポイント増）	(82)	154
最低水準の下落の平行移動（200ベースポイント減）	13	(23)

- ()経済価値感応度は、2018年7月のEBAガイドラインに準拠し、先進的な規制フロア・アプローチおよび複数通貨集約法を用いている。NIIに関連し以下に示された感応度は、初年度の情報である。
- ()初年度のNII感応度。

その特性を考慮すると、総合的な金利リスクはナティクスにとってはわずかなリスクであり、取り立てて言及する必要はない。

(d) 法的リスク

訴訟手続および仲裁手続

Madoff詐欺

ユーロで示される、Madoff事件にさらされた資産残高は、2020年6月30日現在で548.5百万ユーロと見積られ、その時点で全額引き当てられていた。当該エクスポージャーの有効な影響は、ナティクスに投資された資産の回収額および当行による特に法的手続に関する措置の結果の両方に依拠する。さらに、2011年にはこの件について、専門職賠償責任保険の適用について紛争が生じており、承継保険会社に合計123百万ユーロが拠出されている。2016年11月、パリ控訴裁判所は、Madoff詐欺によりナティクスが被った損失に対して、当行が保証された金額については原保険会社が負担する責任があるという商事裁判所の過去の判決の正当性を示した。2018年9月19日、破棄院は控訴に基づき判決を破棄し、本訴訟を異なる裁判官で構成されたパリ控訴裁判所に差し戻した。2019年9月24日、裁判所はナティクスに対して判決を言い渡し、パリ商事裁判所の判決を覆した。2019年12月、ナティクスは、破棄院に上訴した。

Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BMIS) の管財人として裁判所が任命したアーヴィング・H・ピカールは、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所において、いくつかの銀行機関に対して申立（ナティクスに対する400百万ドルの請求を含む。）を行うことにより、詐欺発覚の前に受領した金額の清算に関する補償請求を行った。ナティクスは自身に不利な当該主張を否認しており、ナティクスの地位を擁護し、自身の権利を保護するために必要な措置を行った。ナティクスは、本件を予備的に、または本件の判決の前に棄却することを含む申立を行い、また特定の案件を米国地方裁判所に移転する言及を撤回する請求を行った。これらの訴訟は多数の判決および申立を待っており、未だ進行中である。2016年11月の破産裁判所からの判決は、管財人が起こした複数の補償請求を域外的管轄権に基づき棄却するものであった。2017年9月、第2巡回裁判所は、BMISの清算人および被告に対して域外的管轄権に基づく破産裁判所の判決に対する上訴権を直接付与し、そうすることで地方裁判所への中間申立が必要となるのを避けた。2019年2月、第2巡回裁判所の控訴裁判所は、破産裁判所の域外的管轄権判決を覆した。2019年8月、ナティクスは、最高裁判所に対して、第2巡回裁判所に対する上訴を許可するよう申請した被告団に加わった。2020年6月、最高裁判所は訴訟の審理に合意することを拒否した。本件は破産裁判所の第2巡回裁判所に差し戻される。BMISの清算人は、補償要求における信義・誠実の原則に従って、特定の訴訟で和解が保留中の補償にかかる未処理の訴訟を停止しようとしている。

さらに、Fairfield Sentry LimitedおよびFairfield Sigma Limitedの清算人らは、これらのファンドから受益証券の買戻しに係る支払いを事前に受けた投資家に対して多数の法的手続（ニューヨーク州において200件を超える法的手続がなされている。）を開始している。これらの手続の一部について、ナティクスのいくつかの事業体が被告とされている。ナティクスはこれらの手続に全く根拠がないものとみなしており、積極的に自身の地位を擁護している。これらの手続は数年間停止していたが、2016年10月に破産裁判所は清算人に対しその当初の請求を修正することを承認した。被告は2017年5月および6月に共同で答弁した。2018年8月、破産裁判所は、本件を予備的に、または本案判決の前に却下することを求める被告による却下の申立について判決を下した。裁判官は、申立の1つである対人管轄権についてのみ判決を行い、被告に対する請求への判断は示さなかった。2018年12月、裁判官は棄却の申立について判決を下し、清算人の慣習法に関する請求（不当利得、不当利得返還請求、誤払いおよび法定信託）および契約に基づく請求を棄却した。しかし、裁判官は、免責条項第546条（e）項を適用するための答弁をする権利を留保しながらも、イギリス領バージン諸島の法律に基づく請求については棄却の申立を覆した。2019年5月、清算人は破産裁判所の判決を不服として地方裁判所に控訴した。ナティクスを含む被告は2020年3月9日、かかる控訴を棄却するよう申立を行い、2020年3月16日にかかる当初の申立を再度行った。破産裁判所は、被告に対し、棄却の申立を清算人のすべての訴訟を棄却し得る議論に限定するよう要請した（免責条項第546条（e）項または当初の申立の不適切性など。）。本件は進行中である。

Union Mutualiste Retraite

2013年6月、Union Mutualiste Retraite (UMR) はAEW S.A. (旧AEW Europe) に対し、2006年から2008年にかけて行われたドイツにおける2つの不動産ポートフォリオの取得および運用に関して3件の申立を行った。UMRによる請求額は合計149百万ユーロとなった。

UMRおよびAEW S.A.はそれぞれ、2019年11月末にパリ商事裁判所にて申立を取り下げた。

本件は現在結審している。

EDA - Selcodis

2013年11月20日に提起された2件の申立を通じて、SelcodisおよびEDAもまた、ナティクスおよび他の2つの銀行に対して、違法契約につき、パリ商事裁判所において申立を行い、かかる行為がEDAに対する保証の付与拒否および種々のローンの終了の要因となったことを主張している。

Selcodisは裁判所命令による子会社のEDAの清算の結果被った損失について補償を求めており、被告に対し、32百万ユーロと査定する損害および利息の支払命令を行うことを要求している。EDAは、被告に対し資金不足分全額を負担する命令を求めており、その金額は裁判所が指定する受取人により算定されるものとする。

ナティクスは、これらのすべての申立には根拠がないと考えている。

2018年12月6日、これらの申立の併合後、パリ商事裁判所はこれらの申立期間が経過しているとの判決を下し、終了したものとみなした。2019年1月、原告はこの判決に対して控訴した。

2020年6月22日、控訴裁判所は商事裁判所の判決を覆し、訴訟の無効化および手続の停止を棄却した。ナティクスは、かかる判決を不服として更なる申立の選択肢を再検討している。

競争委員会 / Natixis Intertitresおよびナティクス

2015年10月9日、レストラン・パウチャー部門で事業を行う会社は、競争委員会に対し、レストラン・パウチャーの発行および承認に関する部門の慣行について異議を申し立てた。かかる異議申し立ては、レストラン・パウチャー部門で事業を行うフランス企業数社を対象とし、Natixis Intertitresが含まれている。

2019年12月17日の判決において、競争委員会は、ナティクスがレストラン・パウチャー市場への新たな参入者を防ぐ目的で、市場の確保を目的とした極秘情報の交換および一連の合意の採用という2つの行為に加担したと判決を下した。

Natixis Intertitresは、ナティクスと連帯して4,360,000ユーロの罰金を科され、2つの追加の罰金も言い渡されて、合計で78,962,000ユーロの罰金となった。

この判決は、2019年12月18日付の競争委員会のプレスリリースのテーマであった。

ナティクスおよびNatixis Intertitresは、この判決を控訴している。

Bucephalus Capital Limited / Darius Capital Conseil

2019年6月7日、Bucephalus Capital Limited (英国の法律事務所) は、他の法律事務所とともに、パリ商事裁判所においてDarius Capital Partners (フランスの法律事務所であり、現在はDarius Capital Conseilの名義で業務を行っている、株式を70%保有するNatixis Investment Managersの子会社) に対する請求を行い、特に2013年9月5日付の包括協定に関して契約上の関係および様々な事後協定を定め、様々な契約上の義務の不履行について異議を申し立てた。Bucephalus Capital Limitedは合計178,487,500ユーロを請求した。

Darius Capital Partnersは、これらの請求は根拠がないものと考えている。

Lucchini Spa

2018年3月、Natixis S.A.は他の銀行と連帯して、Lucchini Spaから(特別管理手続下で)ミラノの裁判所への出頭命令を受けた。Lucchini Spaの管財人は、Lucchini Spaに認められたローン再編契約の履行に関する不正を主張した。

2020年7月21日の判決において、ミラノの裁判所はLucchini Spaの申立すべてを棄却し、合計1.2百万ユーロの手続費用（そのうち、グループの銀行それぞれに対して174千ユーロ）を支払うよう命じた。この判決は、申立の対象である。

Société Wallonne du Logement

2013年5月17日、Société Wallonne du Logement（SWL）はナティクスに対し、2006年3月にSWLとナティクス間で締結したスワップ契約の適法性を係争し、その破棄を求める申立をシャルルロア商事裁判所（ベルギー）に行った。

SWLのすべての主張は2014年11月28日付のシャルルロア商事裁判所による判決により棄却された。2016年9月12日、モンス控訴裁判所は係争中のスワップ契約を破棄し、ナティクスにSWLがスワップ契約の一部として支払った金額から同契約に基づきナティクスがSWLに支払った額を差引き、前スワップ契約が終了していなければ支払うはずであった金額を考慮した額をSWLに対しナティクスが払い戻す旨の命令を行った。2018年6月22日、ベルギー破棄院はこの判決を覆した。2019年2月、SWLは控訴裁判所に対し控訴手を申し立てた。

2020年4月22日、リエージュの控訴裁判所は係争中のスワップ契約を無効とし、ナティクスに対して、法定利率に加え、係争中のスワップ契約の実行費用と前スワップ契約が終了していなければ支払うはずであった種々の費用との差額に関する金額をSWLに対し払い戻す旨の命令を行った。

ナティクスは、かかる判決に対する申立を行うことを決定した。

欧州国債に係る反トラスト訴訟

2019年12月末、ナティクスは欧州国債（EGBs）市場における違反行為の疑惑に関してニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において申立が行われた集団訴訟の被告に加えられた。集団訴訟は、2019年3月、名称が判明している複数の銀行と匿名の銀行（「John Doe」）に対して最初に申し立てられた。

他の被告らと同様に、ナティクスは、予備的に、かつ、本件についての判決が下される前に、独占禁止法上の被害者としての人的管轄権の欠如、領土管轄権の欠如、および適用法上のかかる訴訟の制限を含むいくつかの理由で、本件を棄却する申立を行うことを承認するよう裁判所に要請した。

ナティクスは、根拠がないと考えているこれらの疑惑に対して、自らを擁護するつもりである。

(e) その他のリスク

保険業務に関するリスク

Natixis Assurances

Natixis Assurancesはナティクスの保険部門であり、2つの事業で構成されている。

- ・ 投資および年金目的の生命保険および養老保険ならびに個人保護保険におけるポートフォリオの開発に焦点を当てた、個人保険事業。
- ・ 自動車およびマルチリスク住宅保険、個人傷害保険、法的保護保険、健康保険ならびに損害・災害保険のポートフォリオの開発に焦点を当てた、損害保険事業。

投資ソリューション活動が優位にあることを考慮すると、Natixis Assurancesがさらされる主なリスクは、金融リスクである。当行は、引受リスク、また取引相手方リスクにもさらされる。

市場リスク

市場リスクは、その保証元本および保証利益率のコミットメント（ユーロ建て保険では、主要なファンドの貸借対照表上58.9十億ユーロ）を支持する金融資産を通じて、子会社のBPCE Vieが大部分を負担する。当行は、資産価値の減損リスク（株式の低下または不動産市場の下落、スプレッドの拡大、金利の引き上げ）にさらされ、また保証元本および保証利益率に見合う十分な収益を生み出さない金利の低下のリスクにさらされる。このリスクに対処するため、近年、BPCE Vieは、最低保証利益率を持つ保険のみを販売してきた。保険の95%超は最低保証利益率が0である。最低保証利益率の平均は0.13%である。

市場リスクに対処するため、利益率の源泉は、特に新たなアセットクラス（経済、インフラストラクチャー等への資金供給）への投資を通して、多様化されてきた。この多様化は、年ごとに規定され、規制上の制約、保険契約者へのコミットメントおよび商業的要件を考慮に入れた、戦略的配分により管理される。

信用リスク

信用リスクは、Natixis Assurancesの基準および内部制限に従って、監視および管理されている。2020年6月30日現在、確定利付ポートフォリオの65%がA以上の格付を有する有価証券に投資されている。

個人保険事業に関連する引受リスク

主な個人保険の引受リスクは、投資ソリューションの活動に関係している。特に低金利の環境では、最大のリスクは、有価証券の再投資により主なファンドの利益率が希薄化することによる、償還の減少および／またはユーロ建てピークルへの過度の流入のリスクである。ユニットリンク保険への流入を優先させるため、ユニットリンク商品の創出およびユニットリンク保険の広報キャンペーンの構築ならびに顧客およびネットワークをターゲットとする広報キャンペーン等の措置が取られている。

損害保険事業に関連する引受リスク

Natixis Assurancesがさらされる損害保険の引受リスクは、その子会社であるBPCE Assurancesがほとんどを負担する。

- ・ 保険料リスク：保険契約者から支払われた保険料が転換リスクに相当することを確実にするため、BPCE Assurancesは、ポートフォリオ監視策を実施し、これにより各保険は3年間にわたる実績に基づき評価が行われている。保険金請求のタイプ、保険金請求の数、その費用および問題となる活動に特有のその他の変数（例えば債務の度合いおよび自動車保険の配当金／違約金）がその結果に影響を与えている。この監視策は、多額の保険金請求により生じる潜在的リスクの検知や十分な再保険の補償範囲の手配にも寄与している。
- ・ 損失リスク：棚卸しが行われるごとに、専門家により広く認識され、規制機関により要求された方法に基づき、支払われるべき保険金請求に備えた準備金の数値的評価が行われる。
- ・ 異常災害リスク：異常災害リスクとは、多数の保険金請求を生じさせるような重大な事態（暴風雨、民事責任のリスク等）に対するエクスポージャーである。したがって、このリスクについては、例えば自然災害もしくは攻撃等が生じた場合には政府により、または特に暴風雨もしくは民事責任請求が生じた場合には民間の再保険会社により、または再保険プールにより再保険が掛けられる。

取引相手方リスク

Natixis Assurancesがさらされる取引相手方リスクは、主に再保険の取引相手方に関するものである。再保険会社の選択は、当該リスクを管理する上で重要な構成要素である。

- ・ Natixis Assurancesは3つの国際的に認識された格付機関のうちの少なくとも1つによる金融格付の対象となる再保険会社と取引を行っており、かかる再保険会社はA-以上のスタンダード&プアーズに相当する格付を有する。
- ・ 複数の再保険会社を利用することで、取引相手方の多様化が保証され、取引相手方リスクを制限できる。

Coface

その活動を通して、Cofaceは5種類のリスク（戦略リスク、信用リスク、金融リスク、オペレーショナル・リスクおよび不遵守リスクならびに再保険リスク）にさらされている。2つの主要なリスクは信用リスクと金融リスクである。信用リスクは当行グループの保険契約者の債権が債務者によって支払われないことによる損失のリスクとして定義される。金融リスクは、金利、為替レートまたは有価証券もしくは不動産投資の市場価値の悪化から生じる損失のリスクに関連するリスクである。Cofaceグループは、効果的な運営および手順の取扱いを保証するリスク管理の枠組を有する。

2020年上半期において、世界経済はCOVID-19危機の影響に直面した。Cofaceは、かかるリスクを新しい環境に適応させるために迅速に方策を講じた。並行して、主にヨーロッパのいくつかの州は貿易信用を強化させる保証の仕組みを構築するために信用保険会社と連携した。

ソブリンリスクに対するエクスポージャー

(この情報は、法定監査人により認定された財務書類の一部を構成している。)

エクスポージャー（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日	2019年12月31日
ドイツ	331	328
オーストリア	102	107
ベルギー	1,193	1,094
スペイン	808	818
米国	150	236
フランス	8,921	9,057
イタリア	680	955
ルクセンブルグ	712	679
ポルトガル	187	199
ポーランド	114	122
香港	-	111
シンガポール	-	100
スロバキア	99	102
その他主権国	222	592
合計	13,518	14,499

(3) バーゼル3 Pillar の開示

(a) 資本管理および自己資本

規制上の枠組

2014年1月1日以降、資本要求指令（CRD）4および資本要求規則（CRR）は、バーゼル3規制を欧州に適用した。CRD 4は、2014年11月3日付フランス省令によりフランス法に制定された。

この規制上の枠組は、金融機関の財政力を強化することを目的としており、以下をもたらした。

- ・ 規制上の自己資本要件を満たす資格のある資本項目の定義の強化。
- ・ 特にデリバティブの取引相手方リスクに関する強化された規制上の自己資本要件。
- ・ 特にCET 1 資本および資本バッファに関する遵守率の増加。
 - 資本保全バッファ：リスク・エクスポージャー合計の2.5%を占める。
 - カウンター・シクリカル・資本バッファ：つまり、かかるエクスポージャーの額により補正された、ナティクスがリスク・エクスポージャーを有する各国のカウンター・シクリカル・資本バッファの平均である。2019年にフランスにおいて適用された比率は0.25%であり、2020年4月2日からは0%に引き下げられた。
 - システミックリスク・バッファ：つまり、BPCEなどのグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）向けの追加要件である。ナティクスには、このバッファは適用されない。
- ・ さらに、配当金支払い、その他Tier 1（AT1）劣後債に係る利息および変動報酬（最大分配可能額、つまりMDA）を制限するためのメカニズムを含む、その他のメカニズムが導入された。

これらの新たな規定はすべて、新たな要件を徐々に実施することを目的としており、段階的なメカニズムを伴うものであった。

バーゼル2、バーゼル3に基づき、規制上の要件は、以下の3つの柱に分類される。

- ・ Pillar 1：取り得る様々な手法および最低遵守要件に基づきリスクおよび資本の測定を規定する一連のルール
- ・ Pillar 2：銀行監督機関の役割を管理するメカニズム（機関がリスクならびに内部統制および監督システムに基づき、各機関の個別の規制上の自己資本要件を定義することができるようにする。）
- ・ Pillar 3：被ったリスクの程度、自己資本および経営の妥当性を強調する多くの項目を開示することを機関に要求する。このメカニズムは、EBAによる新ガイドラインの発行に伴い、2016年に大幅に改善された。

最終的に、2014年11月現在、欧州中央銀行が主要な欧州の銀行の監督に対して直接的な責任を負っている。これ以降、この新たな監督枠組の実施が継続している。監督上の検証・評価プロセス（SREP）を利用して、ECBは各機関が遵守する比率レベルを設定している。その範囲内にある各機関は、Pillar 2 要件（P2R）およびPillar 2 指針（P2G）に割り当てられている。

当該文書は、COVID-19危機の状況に応じて順応された。これに従い、ECBは現在銀行に対し、Tier 1およびTier 2 資本を使用してPillar 1 要件の一部をカバーすることを許可している。

SREPプロセスの結果、ナティクスは、2020年におけるCET 1 比率を8.29%（2019年は9.21%）、Pillar 1（P2Gを除く。）に関しては1.27%、資本保全バッファに関しては2.5%およびカウンター・シクリカル・資本バッファに関しては0.03%を遵守しなければならない。

さらに、CRR 2 条項の早期適用を導入するためのCRR 1 に対する一連の修正が2020年6月27日に施行された。

健全性のための連結の範囲

CRR第19条に基づき、以下の原則に基づく規制上の連結の範囲が設定された。

保険会社を除く事業体のうち、完全連結会社または法律で規定された連結の範囲に基づく持分法による連結会社は、規制上の連結の範囲に含まれている（2019年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務諸表 - 連結財務諸表注記」の注記19を参照のこと。）。当行グループの保険会社は、規制上の連結の範囲に基づく持分法により計上されている。

2020年6月30日以降、ヴェルサイユの事業体は、ソルベンシーおよび流動性に対する持分法に基づく規制上の連結の対象である。

2020年における規制上の自己資本、自己資本規制要件および比率の変更

規制上の自己資本および自己資本比率

以下は、主要な構成要素ごとに2020年6月末現在のCET 1、Tier 1 およびその合計の比率を示している。比較対象として2019年の同じ比率も示している。

バーゼル3 / CRRの規制上の枠組およびPillar の適用により、2020年にそれぞれ7.03%、8.53%および10.53%である累積的安全バッファに加え、同比率はそれぞれ最低基準の4.5%、6 %および8 %を超えていなくてはならない。

資本比率合計

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2020年6月30日
株主資本（グループ株式）	19,396	19,116
超劣後債務（DSN）	1,978	1,978
永久劣後債（PSN）	0	0
連結株主資本（グループ株式）（DSNおよびPSNを除く。）	17,418	17,138
非支配持分（段階的实施措置前の額）	286	152
無形資産	(479)	(487)
のれん	(3,385)	(3,256)
株主総会で提案された配当金の額および費用	(977)	0
控除金、健全性の修正再表示ならびに段階的实施措置	(1,696)	(1,938)
普通株式等Tier 1 資本合計	11,168	11,609
超劣後債務（DSN）	2,165	2,153
その他Tier 1 資本	0	0
Tier 1 控除金および段階的实施措置	(22)	(22)
Tier 1 資本合計	13,311	13,741
Tier 2 商品	2,996	2,935
その他Tier 2 資本	26	71
Tier 2 控除金および段階的实施措置	(760)	(760)
資本全体	15,573	15,987
リスク加重資産合計	98,990	103,258
信用リスク加重資産	73,084	71,316
市場リスク加重資産	11,142	18,208
オペレーショナル・リスク加重資産	13,733	13,733
その他リスク加重資産	1,031	0
自己資本比率		
普通株式等Tier 1 比率	11.3%	11.2%
Tier 1 比率	13.4%	13.3%
資本比率合計	15.7%	15.5%

2020年上半期において、段階的实施措置後のバーゼル3 / CRRの規制上の自己資本における以下の変更が記録された。

普通株式等Tier 1（CET 1）は、当期中0.44十億ユーロ増加し、2020年6月30日現在、合計11.6十億ユーロとなった。かかる増加は、主にリバース効果の相殺によるものであった。

- ・ Cofaceの除外（0.11十億ユーロ減）による当期中マイナス0.26十億ユーロの会計上の損失。
- ・ マイナス0.06十億ユーロの永久超劣後債に対する支払利息。

- ・ 繰越欠損金の繰延税金に関するマイナス0.10十億ユーロのブルーデンシャル控除。
- ・ マイナス0.08十億ユーロの慎重な評価調整における変更。
- ・ Cofaceの所有権の損失に関連したプラス0.13十億ユーロののれんの変更。
- ・ マイナス0.04十億ユーロの好ましくない為替換算効果。
- ・ 保険会社による、IAS第39号に基づくマイナス0.13十億ユーロの資産価値の変更。
- ・ 2019年の業績に伴う2020年におけるプラス0.98十億ユーロの配当金支払いの取り消し。

その他Tier 1 資本は、安定的であった。

Tier 2 資本は、内部アプローチに基づく適格予想損失（0.05十億ユーロ増）に対する引当金超過額の増加によるブルーデンシャル・ディスカウント（0.07十億ユーロ減）の取り消し後、2.2十億ユーロとなった。

リスク加重資産は、当期中に4.3十億ユーロ増加し、103.3十億ユーロとなった。

(b) その他の規制比率

レバレッジ比率

会計上のエクスポージャーおよびレバレッジ・エクスポージャーの比較（LR1）

（単位：百万ユーロ）		
項目	2020年 6 月30日	2019年12月31日
財務諸表において報告された連結資産の合計	503,812	513,170
会計目的であるが規制上の連結の範囲外で連結されている銀行、財務、保険または商業の事業体への投資に関する調整	(107,853)	(105,920)
（業務上の会計の枠組に従い貸借対照表上で認識されるが、規則（EU）第575/2013号「CRR」第429(13)条に従いレバレッジ比率エクスポージャーの測定から除外される受託資産に関する調整）		
デリバティブ金融商品に関する調整	(32,601)	(28,956)
証券金融取引に関する調整（買戻し取引およびその他の種類の有担保ローン）	(5,603)	(15,612)
オフバランスシート項目（与信相当額へのオフバランスシート・エクスポージャーの算定等）に関する調整	42,210	38,494
その他の調整	(22,478)	(19,300)
レバレッジ比率エクスポージャー	377,486	381,876
うち、関連会社に関連するエクスポージャー	65,362	56,614
関連会社に関連するエクスポージャーを除く。	312,124	325,262

レバレッジ比率の監督

ナティクスは、事業部門との連携により財務管理部門が構築したオペレーショナル監督に従い、2021年に発効される規制上の閾値よりも高いレバレッジ比率の目標を達成した。2019年において、この比率は、小規模のリスク加重資産を消費するが、貸借対照表上では集約して示される活動（買戻条件付契約、証券貸付、デリバティブ等）を制限することにより管理および監督が行われた。

大規模エクスポージャー比率

大規模エクスポージャー比率

大規模エクスポージャーの監視に関する規制は、2014年に改訂され、現在はCRRの一部である。

これらの規制は、「グループ・ヘッド」として知られるブランドの下にグループ化された一連の取引相手方に関連するリスクに対するナティクスのエクスポージャーを制限することを目的としている。これらの規制の遵守状況は、毎日測定され、各グループ・ヘッドに関連するリスク加重資産（RWA）が、現在ナ

ティクシスの総資本の10%に設定されている大規模エクスポージャーの限度を機械的に下回ることが確保されている。ナティクスは、2020年上半期を通してかかる要件を遵守した。

(c) 流動性要件のカバレッジ比率

準備金および比率の運営管理

業務上の流動性準備金

業務上の観点から、ナティクスはGroupe BPCEの準備金に寄与する2つの流動性準備金を有している。

- ・ 日中の決済を確保するために担保が付された中央銀行のリファイナンス業務の対象となる流動性資産の準備金。この比較的安定した準備金は、パリのBanque de Franceの3 G プール、ニューヨークのFRBのディスカウント・ウィンドウおよび日本銀行の預金ファシリティといった中央銀行のローンおよび有価証券により構成されている。
- ・ LCRによりシミュレートされた流動性危機と同様の流動性危機に対応するために事前に設定された流動性準備金。この準備金の額は、20十億ユーロから30十億ユーロに及び、主にECB、米国連邦準備制度理事会および2019年8月以降、BoJに再投資される。かかる準備金における資産の一部は、効力あるLCRの規制により定義されるとおりレベル1およびレベル2のHQLAであると考えられる金融商品のリストに重点を置いた配分戦略による特別なポートフォリオによって専用の管理がなされてきた。（主にNatixis Ostrumによる委託管理に従い、2017年以降のナティクシスの委任に基づき直接管理された）ポートフォリオの流動性および中央銀行に再投資された資産は、必要に応じて準備金が即座に動員できることを保証する。

LCRの分子において報告されたHQLA資産も、資本市場業務により一時的にもたらされた処分制約のないHQLA証券を含む。これらの証券は区分された流動性準備金の一部とはみなされず、長期間保有されることを意図されているものではない。これらのポートフォリオの残高および構成は、価格が変動するにつれて、報告日ごとに大幅に異なる可能性がある。しかし、それらはレポおよび有価証券の借入/貸付市場において貨幣化することができ、かかる貨幣化は、当行グループの流動性ストレスBCPが始動し、実行される場合、強制的に行われる可能性がある。

これらのバッファに加えて、残存流動性剰余金の投資を統制する内部方針の目的は、預金ファシリティのためにかかる流動性を蓄え、その継続的な利用可能性を確実にすること（結果として、かかる流動性剰余金もLCR分子において報告された資産の金額に含まれる。）または中央機関にかかる流動性を与えることのいずれかである。

短期流動性比率の監督

ナティクスはLCRの管理のための統治システムを設置し、特に、LCRの限度枠を100%超と設定した。LCRの監督は、Groupe BPCEの財務部門の保護の下でのGroupe BPCEの枠組の一部である。ナティクシスのLCRヘッジは、BPCEと緊密に協力して組織され、ジョイント・リファイナンスグループにより管理されており、財務管理部門の予測に基づく許可を得て行われている。かかる枠組の範囲内で、ナティクシスの範囲に関する戦略は、不測の事態に直前で対処するため、安全なバッファで、100%を超えるLCRをヘッジすることを目的とする。当行グループのLCRの構造的なオーバーヘッジ、すなわち、100%の閾値（規制上の限度枠）を上回るヘッジは、BPCEが負担する。

レーティング・トリガー条項の監視

当行の外部信用格付が格下げされた場合、レーティング・トリガー条項を含む契約に基づき投資家に対して追加の担保を提供することが要求される可能性がある。特に、流動性カバレッジ比率（LCR）を算定する際に、これらの追加的な資金流出額および追加的担保の要件が測定される。かかる金額は、その信用格付が3段階と同程度格下げされる場合に銀行が30暦日以内に行うべき支払額からなる。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

() 2020年上半期においてCOVID-19の状況下で観測された主要な影響（特別項目（「() 2020年第2四半期および2020年上半期の業績 - 特別項目」を参照のこと。）に分類されたものを除く。）⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)		2020年 第1四半期	2020年 第2四半期	2020年上半期
純収益		(290)	(106)	(396)
シード・マネー・ポートフォリオの減額	AWM	(34)	(17)	(51)
- 上場		(33)	25	(7)
- 非上場		(2)	(42)	(44)
株式商品に係る配当の減額	CIB	(130)	(143)	(273)
CVA / DVAの影響	CIB	(55)	1	(54)
FVAの影響	コーポレート センター	(71)	53	(18)
リスク費用	CIB	(115)	(210)	(325)
税引前利益に係る影響の合計		(405)	(316)	(721)
CET 1 資本		(507)	342	(165)
OCI		(389)	299	(90)
PVA		(118)	43	(75)
リスク加重資産（十億ユーロ）		3.2	6.7	9.9
信用RWA		1.7	0.9	2.6
- RCFからの引出しおよび新規資金 ⁽²⁾		1.7	0.4	2.1
- 政府保証債 ⁽²⁾		0.0	0.5	0.5
市場RWA		1.0	6.0	7.0
CVA RWA		0.5	(0.2)	0.3
CET 1 比率の影響の合計（ベースポイント）		(90)bps	(40)bps	(135)bps

(1) 網羅的ではない。

(2) 経営データ（総額）。2020年第2四半期において、最大0.5十億ユーロが政府保証債によるRWAへの影響であり、うち最大0.3十億ユーロは2020年6月30日現在においてまだ有効ではない保証に関連するものである。

損益：市場状況によって2020年上半期の影響の最大125百万ユーロが回復可能（シード・マネー、XvA）。

資本：市場状況および時間の経過によって2020年上半期の影響の最大105ベースポイントが回復可能（OCI、PVA、市場RWAおよびCVA RWA、政府保証）。うち、最大40ベースポイントは、2020年第3四半期において即座に実現する可能性がある（市場RWAおよび政府保証が有効となることに起因する。）。

() 2020年上半期の業績

(単位：百万ユーロ)	2020年 上半期 (修正再表示)	2019年 上半期 (修正再表示)	2020年 上半期 (うち 基礎項目)	2019年 上半期 (うち 基礎項目)	2020年 上半期 と 2019年 上半期 との比較 (修正再表示)	2020年 上半期 と 2019年 上半期 との比較 (基礎項目)
純収益	3,314	4,057	3,328	4,053	(18) %	(18) %
うち事業 (CVA / DVAを除く。)	3,386	4,004	3,400	4,004	(15) %	(15) %
費用	(2,874)	(3,044)	(2,857)	(3,018)	(6) %	(5) %
営業総利益	439	1,013	471	1,035	(57) %	(55) %
貸倒引当金繰入額	(482)	(140)	(482)	(140)		
営業純利益	(43)	873	(11)	895	(105) %	(101) %

関連会社および その他の項目	(4)	686	11	4		
税引前利益	(47)	1,559	(1)	899	(103) %	(100) %
所得税	(19)	(349)	(28)	(278)		
非支配持分	(51)	(133)	(51)	(100)		
純利益 (グループ持分) (Coface寄与純額を除く。)	(116)	1,077	(80)	521	(111) %	(115) %
Coface寄与純額	(145)	33	3	34		
純利益 (グループ持分) (Coface寄与純額を含む。)	(261)	1,110	(77)	555	(124) %	(114) %

2020年上半期の**基礎純収益**は、前年比で18%の減少となった。これらは、以下の直接的にまたは間接的にCOVID-19の状況に関連するすべての項目（合計額が最大マイナス396百万ユーロ）による影響を受けた。

- ・ **AWM**：上場資産およびプライベート資産の両方を含むシード・マネー・ポートフォリオ（オーバーレイ後）に係るマイナス51百万ユーロの減額の影響。
- ・ **CIB**：認識された取引相手方の信用リスクの悪化を背景とする2019年12月31日現在と比較した2020年6月30日現在のスプレッドの拡大に起因するCVA / DVA（信用 / 債務評価調整）に係るマイナス54百万ユーロの影響。企業の2019年の配当の取り止めおよび関連する配当先物カーブの急激な変動に伴う株式全体の配当の減額に係るマイナス273百万ユーロの影響。
- ・ **コーポレートセンター**：年初から現在までの市場の資金調達コストの増加に起因するマイナス18百万ユーロのFVA（資金調達評価調整）の影響。

基礎費用は前年比で5%の減少（恒常為替レートでは前年比で6%の減少）となったが、これは環境に順応するナティクスの能力および特に資産管理（「（ ）2020年第2四半期および2020年上半期の業績 - 資産運用およびウェルス・マネジメント」を参照のこと。）におけるさらなる費用削減が実現したことを示している。ナティクスの**基礎費用収益比率**(注1)は、2020年上半期において82.6%（2019年上半期は71.8%）に達した。

基礎リスク費用は、IFRS第9号への引当ておよび主にエネルギーのエクスポージャーにおける、詐欺件数の増加ならびに不良債権の増加を主に反映している。貸出金残高（金融機関を除く。）においてベースポイントで表示される**事業の基礎リスク費用**は、2020年上半期は145ベースポイント（COVID-19の直接的な影響および詐欺を除くと最大45ベースポイント）となった。

最大13%の残余持分（2019年上半期は最大42%）に基づく**Coface寄与純額**は、2020年上半期において3百万ユーロに達した。

IFRIC第21号の影響および特別項目を除いた調整後の純利益（グループ持分）は、2020年上半期においてプラス17百万ユーロに達した。特別項目（2020年上半期における税引後でマイナス184百万ユーロの影響）およびIFRIC第21号の影響（2020年上半期におけるマイナス94百万ユーロの影響）を計上すると、報告ベースの純利益（グループ持分）は、2020年上半期においてマイナス261百万ユーロとなった。

ナティクスの**基礎ROTE**(注1)は、IFRIC第21号の影響を除くと、2020年上半期においてマイナス0.7%に達した。

（注1）「（ ）付属 - 方法論に関する注記」を参照のこと。特別項目およびIFRIC第21号の影響を除く。

（ ）2020年第2四半期および2020年上半期の業績

特別項目

2019年第1四半期におけるリテール・バンキング業務の売却からの586百万ユーロのプラスの正味影響額：697百万ユーロのキャピタル・ゲインから78百万ユーロの所得税および33百万ユーロの非支配持分を控除。

(単位：百万ユーロ)		2020年 第 2 四半期	2019年 第 2 四半期	2020年上半期	2019年上半期
保険連帯基金に対する拠出（純収益）	保険	(7)	0	(14)	0
通貨におけるDSNに係る為替レートの変動（純収益）	コーポレート センター	(25)	(15)	(1)	4
不動産管理戦略（費用）	事業分野および コーポレート センター	(3)	0	(5)	0
転換および事業効率の投資費用（費用）	事業分野および コーポレート センター	(12)	(10)	(12)	(26)
ADIR Insuranceにおけるレバノン・デフォルトの影響（関連会社）	保険	0	0	(14)	0
ブラジルの子会社の売却（その他の資産に係る損益）	CIB	0	0	0	(15)
キャピタル・ゲイン・リテール・バンキングの売却（その他の資産に係る損益）	コーポレート センター	0	0	0	697
Cofaceのフィット・トゥ・ウィン（Coface寄与純額） ⁽¹⁾	Coface	0	(1)	0	(1)
Cofaceのキャピタル・ロス（Coface寄与純額） ⁽¹⁾	Coface	0	0	(112)	0
Cofaceの残存持分の減損（Coface寄与純額） ⁽¹⁾	Coface	(29)	0	(36)	0
所得税効果合計		14	8	9	(71)
非支配持分効果合計		0	0	0	(33)
純利益に対する影響合計（グループ持分）		(61)	(17)	(184)	555

(1) 財務コミュニケーションの目的のため、Cofaceに関連するすべての影響は、損益計算書の「Coface寄与純額」の欄に個別に表示されている。会計上の観点から、2020年第1四半期のCofaceのキャピタル・ロスは「その他の資産に係る損益」に分類され、また2020年第1四半期のCofaceの残余持分に係る減損は「関連会社」に分類されている。会計上の観点からの調整については、「() 付属 - ナティクス - 管理上および会計上の数値の調整」を参照のこと。

別段の記載がある場合を除き、下記の説明およびデータは基礎業績、すなわち特別項目（上記「特別項目」を参照のこと。）を除くものである。

資産運用およびウェルス・マネジメント

(単位：百万ユーロ)	2020年 第 2 四半期 と2019年 第 2 四半期 との比較			2020年上半期 と 2019年上半期 との比較 恒常的なFX			
	2020年 第 2 四半期	2019年 第 2 四半期	2020年 第 2 四半期 と2019年 第 2 四半期 との比較	2020年上半期	2019年上半期	2020年上半期 と 2019年上半期 との比較	2020年上半期 と 2019年上半期 との比較
純収益	704	932	(24) %	1,478	1,705	(13) %	(14) %
うち資産運用 ⁽¹⁾	668	900	(26) %	1,401	1,642	(15) %	(16) %
うちウェルス・マネジメント	36	32	12 %	77	63	22 %	22 %
費用	(530)	(605)	(12) %	(1,109)	(1,158)	(4) %	(6) %
営業総利益	174	327	(47) %	369	547	(33) %	(33) %
貸倒引当金繰入額	(11)	(2)		(10)	(1)		
関連会社およびその他の項目	(3)	(2)		(5)	(4)		
税引前利益	160	323	(50) %	354	542	(35) %	
費用収益比率 ⁽²⁾	75.5 %	65.1 %	10.4pp	74.9 %	67.8 %	7.1pp	
税引後ROE ⁽²⁾	8.9 %	15.0 %	(6.1)pp	9.1 %	13.5 %	(4.5)pp	

(1) 資産運用は、プライベート・エクイティおよび従業員貯蓄制度を含む。

(2) 「() 付属 - 方法論に関する注記」を参照のこと。特別項目およびIFRIC第21号の影響を除く。

資産運用の基礎純収益は、2020年第2四半期において、前年比で24%減少（2020年上半期は前年比で13%減少）した。これらは2020年第2四半期において、非上場シード・マネー・ポートフォリオの減額により影響（マイナス42百万ユーロ）を受けたが、2020年第1四半期後の上場シード・マネー・ポートフォリオの影響に係る（2019年第2四半期の27百万ユーロの全体の寄与と比較した）25百万ユーロの回復により部分的に相殺された。資産運用の総基本報酬は、費用が前年比で14%減少したことに伴い前年比で12%減少となったが、これはマルチ・ブティック・モデルに組み込まれた費用の高い融通性を示している。

成功報酬を除く資産運用の総合的な報酬率は、2020年第1四半期において株式市場と債券市場の業績の格差が生じた後、（特に4月および5月において）不利な混合効果による影響を受けた。総合的な報酬率は、株式市場の回復が平均運用資産額にも波及したことにより、当該四半期を通して改善が見られたことに伴い、6月には最大28ベースポイントとなった。欧州の関連会社においては、総合的な報酬率は15ベースポイント超（生命保険の一般会計を除くと27ベースポイント超）となり、北米の関連会社においては、最大35ベースポイント（Harrisの平均運用資産額の割合は減少した。）となった。**資産運用の成功報酬**は、2019年第2四半期の138百万ユーロと比較して2020年第2四半期は22百万ユーロとなった。

資産運用の純流入額は、最大16十億ユーロに達し、2015年第1四半期以降で最高の四半期となった。北米の関連会社の純流入額は、（とりわけ、アジアの顧客との良好な取引（最大5十億ユーロの純流入額）を通じて）最大7十億ユーロとなったが、これは主にフィックスド・インカムおよびエクイティ増加の戦略によるものであった。LoomisおよびWCMについては、強い勢いが見られた。欧州の関連会社の大半では、堅調な成果が継続したこと（例えばMirova）に伴い、プラスの純流入額となった。

資産運用の運用資産額は、2020年6月30日現在906十億ユーロとなり、前四半期比で9%増加した。72十億ユーロ増のプラスの市場効果、マイナス10十億ユーロのマイナスの為替および周辺効果、上記のとりの純流入額となった。

2020年の見通し

- ・ 2020年第3四半期の運用資産額の水準は、大部分が2019年第3四半期の平均水準に一致する水準で開始する。
- ・ 2022年末までに最大100百万ユーロ（2020年末までに最大50百万ユーロ（うち、その大半が2020年下半期）および2021年末までに最大80百万ユーロ）が新規の費用削減として認識される。かかる費用削減を達成するために、2020年下半期において最大45百万ユーロおよび2021年において最大25百万ユーロの再編費用が計上される予定である。

別段の記載がある場合を除き、下記の説明およびデータは基礎業績、すなわち特別項目（上記「特別項目」を参照のこと。）を除くものである。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

(単位：百万ユーロ)	2020年 第2四半期と 2019年 第2四半期 との比較			2020年上半期と 2019年上半期 との比較 恒常的なFX			
	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期	2020年 第2四半期と 2019年 第2四半期 との比較	2020年上半期	2019年上半期	2020年上半期と 2019年上半期 との比較	2020年上半期と 2019年上半期 との比較 恒常的なFX
純収益	519	847	(39) %	1,207	1,654	(27) %	(28) %
CVA / DVA / その他を 除いた純収益	530	844	(37) %	1,271	1,644	(23) %	(27) %
費用	(477)	(520)	(8) %	(1,034)	(1,099)	(6) %	(7) %
営業総利益	43	327	(87) %	173	554	(69) %	(69) %
貸倒引当金繰入額	(275)	(104)		(469)	(134)		
関連会社およびその 他の項目	2	3		5	6		
税引前利益	(230)	225	(202) %	(291)	426	(168) %	
費用収益比率 ⁽¹⁾	93.6 %	62.4 %	31.2pp	84.1 %	65.5 %	18.6pp	
税引後ROE ⁽¹⁾	(9.9) %	9.3 %	(19.2)pp	(5.8) %	9.5 %	(15.3)pp	

(1) 「() 付属 - 方法論に関する注記」を参照のこと。特別項目およびIFRIC第21号の影響を除く。

基礎純収益は、2020年第2四半期において前年比で39%の減少となり、2020年上半期において前年比で27%の減少となった。

グローバル・マーケット：株式の収益は、マイナス143百万ユーロの減額ならびにロックダウン下における顧客活動の低下およびヘッジ費用の増加のため、マイナス174百万ユーロとなった。2020年下半期におけるこれ以上の無配のリスクはない。Groupe BPCEリテール向けネットワークおよびナティクスの主要な戦略的顧客に焦点を当てるエクイティ・デリバティブのポジションを調整する計画である。エクイティ収益のランレートは、見直し実施後年間最大300百万ユーロに達し、さらなる費用削減につながる可能性がある。

グローバル・マーケット：FICTの収益は、2020年第1四半期と比較して特にFXの環境が悪化したにもかかわらず、全体的に顧客活動に回復力が見られた堅調な2019年第2四半期と比較して、2020年第2四半期においてわずかに減少して279百万ユーロとなった。

グローバル・ファイナンス：純収益は前四半期比で8%増加し、前年比で概ね安定していた。これは、フランス経済の支持および高いポートフォリオ収益がもたらした新商品の高い水準によるものであり、より低いシンジケーション・フィーを相殺している。インフラストラクチャーおよび欧州の不動産における活発な動きは、航空機および米国の不動産の寄与の減少を補っている。

インベストメント・バンキング / M&A：純収益は、フランス企業への継続的な支援とともに、特にSSAおよびFIGにおけるIBおよびDCMの力強い開発業績により、前年比で11%の増加となった（CAC40の発行のうち最大80%が活発であった。）。M&Aブティックの寄与は、2019年第2四半期よりも低くなったものの、PJ SolomonおよびNatixis Partnersなどの収益確保により回復が見られた。

基礎費用は、2020年第2四半期において前年比で8%の減少となり、2020年上半期において前年比で6%の減少となった。これは、継続的な費用の厳格な抑制を特徴とするものであり、今後もこれを追及する見込みである。

市場RWAIは、VaR計算に関連した2020年第2四半期の技術的高騰を受けて減少する見込みである。

別段の記載がある場合を除き、下記の説明およびデータは基礎業績、すなわち特別項目（上記「特別項目」を参照のこと。）を除くものである。

保険

(単位：百万ユーロ)	2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較			2020年上半期と2019年上半期の比較		
	2020年第2四半期	2019年第2四半期	2020年第2四半期との比較	2020年上半期	2019年上半期	2020年上半期との比較
純収益	235	207	14%	463	425	9%
費用	(117)	(114)	3%	(250)	(239)	5%
営業総利益	119	93	27%	213	186	14%
貸倒引当金繰入額	0	0		0	0	
関連会社およびその他の項目	(2)	5		2	5	
税引前利益	117	98	19%	214	192	12%
費用収益比率 ⁽¹⁾	51.7%	56.9%	(5.2)pp	51.9%	54.2%	(2.3)pp
税引後ROE ⁽¹⁾	34.9%	27.7%	7.2pp	33.9%	30.4%	3.5pp

基礎純収益は、2020年第2四半期における損害・災害保険（P&C）の請求の減少とともに、株式市場の下落に対する効率的なヘッジ戦略のおかげで、市場のボラティリティからの影響が限定的となったことに伴い、2020年第2四半期において前年比で14%増加し、2020年上半期において前年比で9%増加した。

報告純収益には、上記「特別項目」に定義された特別項目が含まれている：2020年第1四半期および2020年第2四半期ともに保険連帯基金に対する拠出の影響により7百万ユーロの減少（純収益）。2020年第1四半期における34%を保有するADIRの保険価額に対するレバノンのデフォルトの影響により14百万ユーロの減少（関連会社）。

基礎費用収益比率（注1）は、2020年第2四半期において51.7%、2020年上半期において51.9%となり、前年同時期と比較して改善が見られた。プラスのジョーズ効果は、2020年第2四半期においてプラス11パーセントポイントとなり、2020年上半期においてプラス4パーセントポイントとなった。

基礎ROE（注1）は、2020年第2四半期において34.9%、2020年上半期において33.9%となり、それぞれ2019年第2四半期から27.7%、2019年上半期から30.4%増加した。

商業的観点から：2020年上半期において、生命保険の総流入額は3.9十億ユーロ（注2）、純流入額は1.7十億ユーロ（注2）となった。総流入額（注2）におけるユニットリンク商品のシェアは、2つのGroupe BPCEネットワーク上で最大36%となり、2019年上半期の最大29%と比較して急激に増加している。

2020年の見通し：

- ・ ロックダウン前の水準を取り戻す6月中旬現在の全体的な商業活動
- ・ 2020年6月末現在の市場環境下において、2020年のニュー・ディメンション計画の財務目標をすべて達成するかまたは上回る見込みである（注3）。

2020年のニュー・ディメンション計画の財務目標の注釈：

基礎純収益：最大7%のCAGR、すなわち2020年において最大900百万ユーロの純収益

基礎費用収益比率（注1）：最大54%

基礎ROE（注1）：最大30%

（注1） 「（ ）付属 - 方法論に関する注記」を参照のこと。特別項目およびIFRIC第21号の影響を除く。

（注2） CNPとの再保険特約を除く。

（注3） 特別項目を除く。

別段の記載がある場合を除き、下記の説明およびデータは基礎業績、すなわち特別項目（上記「特別項目」を参照のこと。）を除くものである。

決済

(単位：百万ユーロ)	2020年 第2四半期と 2019年 第2四半期 との比較			2020年上半期と 2019年上半期 との比較		
	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期		2020年上半期	2019年上半期	
純収益	86	105	(18) %	198	208	(5) %
費用	(93)	(94)	(1) %	(187)	(181)	3 %
営業総利益	(7)	11	(164) %	12	27	(56) %
貸倒引当金繰入額	0	(1)		2	(1)	
関連会社およびその 他の項目	0	0		0	0	
税引前利益	(7)	10	(164) %	14	26	(48) %
費用収益比率 ⁽¹⁾	108.3 %	89.8 %	18.5pp	93.9 %	87.0 %	6.9pp
税引後ROE ⁽¹⁾	(4.6) %	7.2 %	(11.7)pp	5.0 %	9.8 %	(4.7)pp

(1) 「() 付属 - 方法論に関する注記」を参照のこと。特別項目およびIFRIC第21号の影響を除く。

基礎純収益は、2020年第2四半期において前年比で18%減少し、2020年上半期において前年比で5%減少した。これは、フランスでの4月/5月のロックダウン政策の影響を受けたことによるが、6月には大半の事業で商業活動が通常の水準に戻った。

- ・ **決済手続およびサービス**：カード取引手続数は、ロックダウン期間により著しく影響を受けた（取引高が4月は前年比で最大50%、5月は前年比で最大30%減少した。）が、6月には活動水準は通常に戻った（取引高が前年比で横ばいとなった。）。
- ・ **マーチャント・ソリューション**：PayPlugは、ロックダウン期間中にオンラインへ販売チャネルを広げようとする新規および既存の顧客を持つ中小企業にわたる自身のポジションから多くの利益を得た（2020年第2四半期において業績が前年比で2.8倍となった。）。一部の部門（旅行、娯楽）における活動水準の低下にもかかわらず、Dalenysは、引続き2020年第2四半期において業績が前年比でプラス10%の伸びを示した。
- ・ **プリペイドおよび発行ソリューション**：テクニカルな失業および食事券を利用できるレストランなどの受入場所の閉鎖の影響により、4月/5月における取引高は前年比で最大60%の減少となった。6月に活動は正常化した。が、まだ2019年6月の水準を下回っている。

2020年の見通し：

- ・ 2020年の純収益は、2020年下半期のプラスのジョーズ効果とともに、2019年と比較して引続き上昇する動きを示す見込みである。
- ・ 2020年のEBITDAは、2019年と比較して概ね安定的となる見込みである（「() 付属 - EBITDA単独での計算」を参照のこと。）。

別段の記載がある場合を除き、下記の説明およびデータは基礎業績、すなわち特別項目（上記「特別項目」を参照のこと。）を除くものである。

コーポレートセンター

		2020年 第2四半期と 2019年 第2四半期 との比較		2020年上半期と 2019年上半期 との比較
(単位：百万ユーロ)	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期	2020年上半期	2019年上半期
純収益	51	24	(18)	61
費用	(62)	(105)	(277)	(340)
SRF	(2)	0	(165)	(170)
その他	(60)	(105)	(112)	(171)
営業総利益	(11)	(81)	(295)	(279)
貸倒引当金繰入額	(4)	(3)	(5)	(4)
関連会社およびその他の項目	7	(5)	9	(3)
税引前利益	(7)	(88)	(291)	(286)

基礎純収益は、2020年第2四半期におけるプラス53百万ユーロの資金調達評価調整（FVA）により影響を受け、マイナス71百万ユーロの調整を行った2020年第1四半期から回復した。注釈として、資金調達評価調整は、無担保デリバティブ取引の無リスク金利を上回る資金調達費用の変動により、損益計算書を通じて実現する。かかる調整は非常に不安定となる可能性があり、時間の経過により標準化する傾向がある。

基礎費用は、特に組織内で行われた費用削減への取組みが反映され、2020年第2四半期において前年比で40%超の減少となり、2020年上半期において前年比で30%超の減少となった（SRFを除く。）。

() 財政構造

バーゼル3 完全適用(注1)

ナティクスのバーゼル3 完全適用CET1 比率は、2020年6月30日現在、11.2%となった。

- バーゼル3 完全適用CET1 資本は、11.6十億ユーロであった。
- バーゼル3 完全適用RWAは、103.3十億ユーロであった。

2020年第2 四半期の主要なCET1 資本の影響：

- 基礎純利益（グループ持分に）関連するプラス4 百万ユーロ
- 特別項目に関連するマイナス61百万ユーロ
- 有価証券に対するその他の包括利益（OCI）の発生に関連するプラス299百万ユーロ
- 健全性評価（PVA）調整に関連するプラス43百万ユーロ
- その他の影響（FXなど）に関連するマイナス19百万ユーロ

2020年第2 四半期の主要なRWAの影響：

- RCFの引出し / 新規資金（経営データ（総額））によるプラス0.4十億ユーロおよび政府保証債によるプラス0.5十億ユーロ（そのうち、最大0.3十億ユーロは2020年6月30日現在でまだ保証が有効となっていない。）を含む信用RWAによるマイナス2.0十億ユーロ
- 市場RWAによるプラス6.0十億ユーロ
- CVA RWAによるマイナス0.2十億ユーロ
- その他の影響（主にフランチャイズのメカニズム関連）によるプラス0.2十億ユーロ

2020年6月30日現在、ナティクスのバーゼル3 完全適用資本比率は、Tier1 が13.0%、総資本が15.1%であった。

当事業年度の利益および配当を含むバーゼル3 の段階的導入(注1)

2020年6月30日現在、ナティクスの当事業年度の利益および配当を含むバーゼル3 の段階的導入資本比率は、CET1 が11.2%、Tier1 が13.3%、総資本が15.5%であった。

- コアTier1 資本は11.6十億ユーロとなり、Tier1 資本は13.7十億ユーロとなった。
- ナティクスのRWAは、合計103.3十億ユーロとなった。その内訳は以下のとおりである。
 - 信用リスク：63.0十億ユーロ
 - 取引相手方リスク：6.6十億ユーロ
 - CVAリスク：1.7十億ユーロ
 - 市場リスク：18.2十億ユーロ
 - オペレーショナル・リスク：13.7十億ユーロ

1 株当たり簿価

株式資本（グループ持分）は、2020年6月30日現在、合計19.1十億ユーロとなり、そのうち2.0十億ユーロは株式資本に公正価値で計上されたハイブリッド証券（DSN）（ハイブリッド証券の再分類によるキャピタル・ゲインを除く。）の名目であった。

ナティクスの1 株当たり簿価は、2020年6月30日現在、自己株式を除く3,151,102,683株（株式総数は3,155,846,495株）に基づき、**5.39ユーロ**となった。1 株当たり有形資産簿価（のれんおよび無形資産の控除後）は**4.15ユーロ**となった。

レバレッジ比率(注1)

2020年6月30日現在、**レバレッジ比率は4.4%となった。**

(注1) 「() 付属 - 方法論に関する注記」を参照のこと。

総自己資本比率

金融コングロマリットの超過資本は、2020年6月30日現在、約2.7十億ユーロと評価された。

() 付属

方法論に関する注記

2020年6月30日現在の業績は、2020年8月3日に開催された取締役会において検討された。

2020年6月30日現在の数値は、同日現在において適用のある、欧州連合によって採用されたIAS / IFRS会計基準およびIFRS解釈指針委員会（IFRIC）による指針に準拠して作成された。

2020年4月20日付プレスリリース「2020年第1四半期財務コミュニケーションの作成」

2019年の四半期系列は、ナティクスがCofaceの29.5%の持分をArch Capital Groupへ売却したことに關する2020年2月25日の発表に伴い更新された。かかる発表は、特に以下の点について説明している。

- 2020年第1四半期、ナティクスはCofaceに対する独占的な支配力を失い、かかる支配力の喪失時点におけるキャピタル・ロスを計上した。損失は、2020年の売却価格に基づき112百万ユーロと見積もられている。
- Cofaceにおいてナティクスが保有する残余持分に対するIAS第28号基準「関連会社およびジョイントベンチャーへの投資」の適用。財務コミュニケーションの目的において、ナティクスの損益計算書におけるCofaceの寄与は、（2019年中における最大42%の所有率および2020年第1四半期現在における最大13%の所有率に基づく）「Coface寄与純額」項目に分離して記載されている。なお、**金融投資部門**は現存しない。
- さらに、（持分法に基づき会計処理される）保有株式の価値は、2020年3月31日に広がった状況に關連したCofaceの価値の下落による7百万ユーロの減損による影響が見込まれる。財務コミュニケーションの目的において、キャピタル・ロスおよび残余持分に係る減損という2つの項目は、2020年第1四半期において例外項目に分類され、どちらも「Coface寄与純額」の項目内に示されることとなる（**会計の観点からの修正再表示後の数値の調整については、下記「ナティクス - 管理上および会計上の数値の調整」を参照のこと。**）。
- Cofaceにおけるナティクスの持分に適用されたブルーデンシャル・トリートメントは、2020年第1四半期において最大2十億ユーロのリスク加重資産の拋出をもたらした。取引の終了時には、最大1.4十億ユーロの追加のリスク加重資産が拋出され、合計で最大3.5十億ユーロとなった。
- 残りの**金融投資**、すなわちNatixis Algeriaおよびランオフにおいて管理されるプライベート・エクイティ業務は、分離せず、ナティクスの持ち株および一元管理された財務諸表の管理機能が集約されているコーポレートセンターに分類されることになった。

Cofaceの持分法価値は、特に経済状況の進化に応じて四半期ごとに再評価され、かかる価値の変化は貸借対照表内の「Coface寄与純額」に反映される。

バーゼル3基準を適用した事業分野業績

- ナティクスの事業分野の業績はバーゼル3基準に基づき表示されている。バーゼル3のリスク加重資産は、2013年6月26日に公表されたCRR-CRD 4規則（適格企業に係るデンマーク妥協の適用を含む。）を基準としている。
- **ナティクスのROTE**は、DSNの利息費用を除いた純利益（グループ持分）を分子に用いて計算される（関連会社の税制優遇については、IAS第12号の修正の適用に従い、すでに純利益に計上されている。）。株式資本は、IFRSに定義されるとおり、配当金(注1)の支払い後、グループ持分株主資本の平均から平均ハイブリッド負債、平均無形資産および平均のれんを差し引いたものである。
- **ナティクスのROE**：純利益（グループ持分）からDSNの利息費用を差し引いた業績が算出に用いられる（関連会社の税制優遇については、IAS第12号の修正の適用に従い、すでに純利益に計上されている。）。株式資本は、IFRSに定義されるとおり、配当金(注1)の支払い後、グループ持分株主資本の

平均から平均ハイブリッド負債、資本に計上された未実現または繰延の損益（その他包括利益（OCI））を差し引いたものである。

- **事業分野のROE**は、標準資本にのれんおよび事業分野における無形資産を足した額に基づいて算出される。ナティクスの事業分野への標準資本配分は、バーゼル3のリスク加重資産の平均の10.5%を基準に実行される。事業分野は、配分される標準資本の報酬により恩恵を受けている。慣例により、標準資本の報酬率は2%に保たれている。

(注1) ECB勧告に従い、2019年の配当金はナティクスの資本へと再統合され、2020年に繰り越される経過配当はなくなる。2020年3月31日付プレスリリースを参照のこと。

ナティクスのROEおよびROTEの計算に関する注記：公表済みであるCofaceの29.5%の持分の売却を反映するための2020年第1四半期の四半期貸借対照表に基づく収益。112百万ユーロの正味キャピタル・ロスは、年率換算されていない。

正味簿価：ハイブリッド証券およびキャピタル・ゲインに係るハイブリッド証券を持分金融商品として再分類するために修正再表示されたグループ持分株主資本（取締役会により提案され、株主総会でいまだ承認を得られていない配当金の支払いを差し引いた額(注1)）を用いて算出される。有形正味簿価は、持分法適用会社に関するのれん、修正再表示されたのれんおよび無形資産について、以下のとおり調整される。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日
修正再表示されたCofaceの非支配株主持分	3,602
修正再表示された資産運用およびウェルス・マネジメントにおける繰延税金負債 およびその他	(348)
修正再表示されたのれん	3,255

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日
無形資産	659
修正再表示された資産運用およびウェルス・マネジメントにおける繰延税金負債 およびその他	(8)
修正再表示された無形資産	651

自己優先債務の公正価値調整：契約ごとにスワップ・カーブおよび再評価スプレッド等（BPCEによる再オフアー・カーブを基準とする。）のパラメーターを含む割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して算出されている。2016年11月22日、IFRS第9号の基準書の採択により、2016事業年度終了時点の自己の信用リスクに関連する規定の早期適用が認められた。

段階適用ベースの資本および比率（当事業年度の収益および配当を含む。）：デンマーク妥協を含む、2013年6月26日に報告されたCRR-CRD 4規則（段階適用ベース）に基づく。**表示は、当事業年度の利益と経過配当(注1)を含む。**

完全適用資本および比率：デンマーク妥協を含む、2013年6月26日に報告されたCRR-CRD 4規則（段階適用はない。）に基づく。**表示は、当事業年度の利益と経過配当(注1)を含む。**

レバレッジ比率：委任立法の規則に基づいている（段階適用（表示は、当事業年度の利益と経過配当(注1)を含む。）はなく、適格債務によるバーゼル3に基づく非適格劣後債務の展開を前提とする。）。中央決済機関との間におけるレポ取引は、満期または通貨の基準のないIAS第32号に従い相殺される。開示されたレバレッジ比率には、グループ内消去の影響も含まれている（ECBの承認待ち。）。

(注1) ECB勧告に従い、2019年の配当金はナティクシスの資本へと再統合され、2020年に繰り越される経過配当はなくなる。2020年3月31日付プレスリリースを参照のこと。

特別項目：本「(1) 業績等の概要」における数値および注釈は、ナティクスおよびその業務の損益計算書（営業外項目および／または特別項目を除く。）に基づいている。「基礎」と言及されている数値および注釈は、かかる特別項目を除く。かかる項目を含むナティクスおよびその業務の損益計算書は、本「(1) 業績等の概要」に表示されている。

IFRIC第21号の影響による修正再表示：2020年上半期におけるIFRIC第21号の影響を除いた費用収益比率、ROEおよびROTEの計算は、かかる会計規則により対象となる年間の税金および賦課金の2分の1を考慮に入れる。

収益力：純利益（グループ持分）は特別項目およびIFRIC第21号の影響において修正再表示される。

費用：営業費用ならびに有形固定資産および無形資産に係る減価償却、償却および減損の合計額。

IAS第12号：2019年第3四半期現在、IAS第12号（法人所得税）の修正の適用に従い、これまで連結積立金に記録されていたDSN利息費用に対する税制優遇は現在、損益計算書（法人所得税項目）で会計処理される。過去の事業年度については、2019年における47.5百万ユーロ（うち、35.9百万ユーロは2019年第3四半期に計上された。（23.8百万ユーロは2019年上半期に関連した。））の好影響により修正再表示されることはなかった。

ナティクス - 連結損益計算書（修正再表示）

	2019年		2019年		2019年		2019年		2020年		2020年		2020年 第2四半期 と2019年 第2四半期 との比較	2019年 上半期	2020年 上半期	2020年 上半期と 2019年 上半期 との比較
(単位：百万ユーロ)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	との比較	との比較	との比較	との比較
純収益	1,957	2,100	2,102	2,326	1,750	1,564	(26)%	4,057	3,314	(18)%						
費用	(1,597)	(1,448)	(1,465)	(1,606)	(1,582)	(1,292)	(11)%	(3,044)	(2,874)	(6)%						
営業総利益	360	653	637	719	167	272	(58)%	1,013	439	(57)%						
貸倒引当金繰入額	(31)	(109)	(70)	(119)	(193)	(289)		(140)	(482)							
関連会社	3	8	3	6	(8)	1		11	(7)							
その他の資産に係る損益	682	(7)	9	1	(0)	4		675	3							
のれんの価値の変動	0	0	0	0	0	0		0	0							
税引前利益	1,015	545	579	607	(34)	(13)	(102)%	1,559	(47)	(103)%						
税金	(201)	(149)	(114)	(153)	(13)	(5)		(349)	(19)							
非支配持分	(65)	(68)	(66)	(96)	(39)	(12)		(133)	(51)							
純利益 - Coface寄与純額 を除くグループ持分	749	328	399	358	(87)	(30)	(109)%	1,077	(116)	(111)%						
Coface寄与純額	15	18	16	12	(118)	(27)		33	(145)							
純利益 - Coface寄与純額 を含むグループ持分	764	346	415	371	(204)	(57)	(116)%	1,110	(261)	(124)%						

Cofaceの29.5%の持分の売却発表後、修正再表示された数値。会計の観点からの修正再表示後の数値の調整については、下記を参照のこと。

ナティクス - 管理上および会計上の数値の調整 2019年上半期

(単位：百万ユーロ)	2019年上半期		2019年上半期		売却範囲からの残 余寄与額 (専門金融サービ スを除く。)	2019年上半期
	(基礎項目)	特別項目	(修正再表示)	Coface (修正再表示)		(報告ベース)
純収益	4,053	4	4,057	356	22	4,436
費用	(3,018)	(26)	(3,044)	(252)	(22)	(3,319)
営業総利益	1,035	(22)	1,013	104	(0)	1,117
貸倒引当金繰入額	(140)	0	(140)	(1)	(0)	(141)
関連会社	11	0	11	0	0	11
その他の資産に係る損益	(7)	682	675	5	0	681
税引前利益	899	660	1,559	108	(0)	1,668
税金	(278)	(71)	(349)	(30)	0	(379)
非支配持分	(100)	(33)	(133)	(45)	0	(178)
純利益 - Coface寄与純額 を除くグループ持分	521	556	1,077			
Coface寄与純額	34	(0)	33			
純利益 - Coface寄与純額 を含むグループ持分	555	555	1,110			1,110

2020年上半期

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期		2020年上半期		2020年上半期
	(基礎項目)	特別項目	(修正再表示)	Coface (修正再表示)	(報告ベース)
純収益	3,328	(15)	3,314	0	3,314
費用	(2,857)	(17)	(2,874)	0	(2,874)
営業総利益	471	(32)	439	0	439
貸倒引当金繰入額	(482)	0	(482)	0	(482)
関連会社	7	(14)	(7)	(33)	(40)
その他の資産に係る損益	3	0	3	(112)	(109)
税引前利益	(1)	(46)	(47)	(145)	(192)
税金	(28)	9	(19)	0	(19)
非支配持分	(51)	0	(51)	0	(51)
純利益 - Coface寄与純額 を除くグループ持分	(80)	(36)	(116)		
Coface寄与純額	3	(148)	(145)		
純利益 - Coface寄与純額 を含むグループ持分	(77)	(184)	(261)		(261)

ナティクス - IFRS第9号貸借対照表

資産(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日	2020年3月31日
現金および中央銀行預け金	20.9	15.3
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 ⁽¹⁾	212.0	223.4
公正価値で測定し評価損益が資本直入される金融資産	13.0	12.3
貸出金および債権 ⁽¹⁾	126.8	126.1
償却原価で測定される負債性金融商品	1.6	1.5
保険資産	107.0	103.2
売却目的保有の非流動資産	0.5	0.5
未収勘定およびその他の資産	15.5	15.8
関連会社に対する投資	0.9	0.9
有形資産および無形資産	2.0	2.0
のれん	3.6	3.6
合計	503.8	504.7

負債および資本(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日	2020年3月31日
中央銀行預り金	0.0	0.0
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 ⁽¹⁾	206.4	216.9
顧客預り金および金融機関からの預り金 ⁽¹⁾	112.5	104.9
債務証券	44.7	45.3

売却目的で保有する非流動資産に係る負債	0.0	0.0
未払勘定およびその他の負債	16.8	17.3
保険負債	99.1	95.3
偶発損失積立金	1.5	1.4
劣後債務	3.6	3.6
親会社の持分所有者の株式	19.1	19.7
非支配持分	0.2	0.3
合計	503.8	504.7

(1) 預金およびマージンコールを含む。

ナティクス - 2020年第2四半期における損益計算書の事業分野別内訳

(単位: 百万ユーロ)	コーポレート ・バンキング 資産運用およびインベ びュエルス・ストメント・ マネジメント	バンキング	保険	決済	コーポレート センター	2020年 第2四半期 (報告ベース)
純収益	704	519	228	86	27	1,564
費用	(537)	(477)	(117)	(96)	(66)	(1,292)
営業総利益	167	42	112	(10)	(39)	272
貸倒引当金繰入額	(11)	(275)	0	0	(4)	(289)
営業純利益	156	(232)	112	(10)	(43)	(17)
関連会社および その他の項目	(3)	2	(2)	0	7	4
税引前利益	153	(230)	110	(10)	(36)	(13)
					税金	(5)
					非支配持分	(12)
					Coface寄与純額を除く純 利益(グループ持分)	(30)
					Coface寄与純額	(27)
					Coface寄与純額を含む純 利益(グループ持分)	(57)

資産運用およびュエルス・マネジメント

(単位: 百万ユーロ)	2019年 第1四半期	2019年 第2四半期	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期	2020年 第2四半期 と2019年 第2四半期 との比較	2019年 上半期	2020年 上半期	2020年 上半期と 2019年 上半期 との比較
純収益	773	932	945	1,109	774	704	(24)%	1,705	1,478	(13)%
資産運用 ⁽¹⁾	742	900	908	1,061	733	668	(26)%	1,642	1,401	(15)%
ュエルス・ マネジメント	31	32	37	48	41	36	12%	63	77	22%
費用	(558)	(605)	(648)	(681)	(579)	(537)	(11)%	(1,163)	(1,116)	(4)%
営業総利益	216	327	297	428	195	167	(49)%	542	362	(33)%
貸倒引当金繰入額	1	(2)	(8)	2	1	(11)		(1)	(10)	
営業純利益	216	325	289	430	195	156	(52)%	541	352	(35)%
関連会社	0	0	0	0	0	0		0	1	
その他の項目	(2)	(2)	8	1	(2)	(3)		(4)	(6)	
税引前利益	214	323	297	432	194	153	(53)%	537	347	(35)%
費用収益比率	72.1%	64.9%	68.5%	61.4%	74.8%	76.3%		68.2%	75.5%	
IFRIC第21号の影響を 除いた費用収益比率	71.6%	65.1%	68.7%	61.5%	74.3%	76.4%		68.0%	75.3%	
RWA (バーゼル3 - 十億ユーロ)	12.5	13.7	13.4	14.0	14.0	14.1	3%	13.7	14.1	3%
標準資本配分 (バーゼル3)	4,364	4,407	4,555	4,581	4,604	4,623	5%	4,385	4,613	5%

税引後ROE (バーゼル3) ⁽²⁾	11.5%	15.1%	13.3%	19.0%	9.0%	8.6%	13.3%	8.8%
IFRIC第21号の影響を 除いた税引後ROE (バーゼル3) ⁽²⁾	11.8%	15.0%	13.3%	19.0%	9.2%	8.5%	13.4%	8.9%

(1) 資産運用は、プライベート・エクイティおよび従業員貯蓄制度を含む。

(2) 標準資本配分法は、10.5%の平均RWAに基づく。また、のれんおよび無形資産を含む。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

	2019年 第1四半期	2019年 第2四半期	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期	2020年 第2四半期 と2019年 第2四半期 との比較	2019年 上半期	2020年 上半期	2020年 上半期と 2019年 上半期 との比較
(単位：百万ユーロ)										
純収益	807	847	784	899	688	519	(39)%	1,654	1,207	(27)%
グローバル・ マーケット	366	419	344	381	279	106	(75)%	785	386	(51)%
FIC-T	251	304	258	306	367	279	(8)%	554	646	16%
株式	125	117	94	81	(32)	(174)	(248)%	242	(206)	(185)%
CVA / DVAデスク	(9)	(3)	(8)	(6)	(55)	1		(12)	(54)	
グローバル・ ファイナンス ⁽¹⁾	337	333	369	369	302	326	(2)%	670	628	(6)%
インベストメント・ バンキング ⁽²⁾	87	90	73	145	104	100	11%	177	204	15%
その他	16	6	(2)	5	2	(12)		22	(11)	
費用	(582)	(523)	(527)	(602)	(557)	(477)	(9)%	(1,105)	(1,034)	(6)%
営業総利益	225	324	256	297	130	42	(87)%	549	173	(69)%
貸倒引当金繰入額	(30)	(104)	(59)	(118)	(194)	(275)		(134)	(469)	
営業純利益	195	219	197	179	(64)	(232)	(206)%	414	(296)	(171)%
関連会社	2	3	2	2	2	2		6	5	
その他の項目	(15)	0	(0)	(0)	0	0		(15)	(0)	
税引前利益	183	222	200	181	(61)	(230)	(203)%	405	(291)	(172)%
費用収益比率	72.2%	61.8%	67.3%	67.0%	81.1%	91.8%		66.8%	85.7%	
IFRIC第21号の影響を 除いた費用収益比率	69.1%	62.7%	68.3%	67.9%	76.9%	93.6%		65.9%	84.1%	
RWA (バーゼル3 - 十億ユーロ)	62.0	61.1	62.3	62.2	65.4	69.2	13%	61.1	69.2	13%
標準資本配分 (バーゼル3)	6,634	6,740	6,734	6,768	6,757	7,120	6%	6,687	6,939	4%
税引後ROE (バーゼル3) ⁽³⁾	7.6%	9.6%	8.5%	7.8%	(2.8)%	(9.5)%		8.6%	(6.2)%	
IFRIC第21号の影響を 除いた税引後ROE (バーゼル3) ⁽³⁾	8.6%	9.2%	8.2%	7.5%	(1.6)%	(9.9)%		8.9%	(5.8)%	

(1) 映画産業ファイナンスを含む。

(2) M&Aを含む。

(3) 標準資本配分法は、10.5%の平均RWAに基づく。また、のれんおよび無形資産を含む。

保険

	2019年 第1四半期	2019年 第2四半期	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期	2020年 第2四半期 と2019年 第2四半期 との比較	2019年 上半期	2020年 上半期	2020年 上半期と 2019年 上半期 との比較
(単位：百万ユーロ)										
純収益	218	207	205	216	221	228	10%	425	449	6%
費用	(125)	(116)	(112)	(125)	(134)	(117)	1%	(241)	(250)	4%

営業総利益	93	92	93	90	87	112	22%	184	199	8%
貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	0	0		0	0	
営業純利益	93	92	93	90	87	112	22%	184	199	8%
関連会社	0	5	1	4	(11)	(2)		5	(13)	
その他の項目	0	(0)	0	0	0	(0)		0	0	
税引前利益	93	96	94	94	76	110	14%	189	186	(2)%
費用収益比率	57.5%	55.8%	54.6%	58.1%	60.6%	51.1%		56.7%	55.7%	
IFRIC第21号の影響を 除いた費用収益比率	51.7%	57.8%	56.6%	60.1%	53.9%	53.2%		54.7%	53.6%	
RWA（バーゼル3 - 十億ユーロ）	8.0	7.9	8.4	8.3	7.6	7.6	(4)%	7.9	7.6	(4)%
標準資本配分 (バーゼル3)	858	942	926	978	965	896	(5)%	900	930	3%
税引後ROE (バーゼル3) ⁽¹⁾	29.4%	28.4%	27.7%	26.4%	20.7%	34.2%		28.8%	27.2%	
IFRIC第21号の影響を 除いた税引後ROE (バーゼル3) ⁽¹⁾	33.3%	27.2%	26.4%	25.2%	25.0%	32.7%		30.1%	28.7%	

(1) 標準資本配分法は、10.5%の平均RWAに基づく。また、のれんおよび無形資産を含む。

決済

	2019年 第1四半期	2019年 第2四半期	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期	2020年 第2四半期 と2019年 第2四半期 との比較	2019年 上半期	2020年 上半期	2020年 上半期と 2019年 上半期 との比較
(単位：百万ユーロ)										
純収益	103	105	103	111	113	86	(18)%	208	198	(5)%
費用	(88)	(94)	(93)	(96)	(94)	(96)	2%	(181)	(190)	5%
営業総利益	16	11	10	15	18	(10)	(192)%	27	8	(69)%
貸倒引当金繰入額	(0)	(1)	(1)	(0)	2	0		(1)	2	
営業純利益	16	10	9	15	20	(10)	(194)%	26	10	(61)%
関連会社	0	0	0	0	0	0		0	0	
その他の項目	0	0	0	(0)	0	0		0	0	
税引前利益	16	10	9	15	20	(10)	(194)%	26	10	(61)%
費用収益比率	84.8%	89.6%	90.1%	86.1%	83.8%	111.7%		87.2%	95.8%	
IFRIC第21号の影響を 除いた費用収益比率	84.1%	89.8%	90.3%	86.3%	83.2%	111.9%		87.0%	95.6%	
RWA（バーゼル3 - 十億ユーロ）	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2	0%	1.2	1.2	0%
標準資本配分 (バーゼル3)	356	373	385	384	391	403	8%	365	397	9%
税引後ROE (バーゼル3) ⁽¹⁾	12.0%	7.3%	6.5%	10.9%	14.3%	(6.6)%		9.6%	3.7%	
IFRIC第21号の影響を 除いた税引後ROE (バーゼル3) ⁽¹⁾	12.5%	7.1%	6.3%	10.7%	14.7%	(6.7)%		9.7%	3.8%	

(1) 標準資本配分法は、10.5%の平均RWAに基づく。また、のれんおよび無形資産を含む。

EBITDA単独での計算

特別項目を除く数値⁽²⁾

	2019年 第1四半期	2019年 第2四半期	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期
(単位：百万ユーロ)						
純収益	103	105	103	111	113	86
費用	(88)	(94)	(91)	(93)	(94)	(93)

営業総利益-ナティクスは 特別項目を除いて報告した。	16	11	13	18	19	(7)
純収益に対する分析的調整	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1
費用に対する仕組管理調整	6	5	5	5	(6)	(6)
営業純利益-単独での視点	20	15	17	22	24	(2)
所有物、設備および無形資産 における減価償却、償却およ び減損	4	4	3	4	4	4
EBITDA-単独での視点	24	19	20	26	28	2

(2) 「() 2020年第2四半期および2020年上半期の業績 - 特別項目」を参照のこと。

EBITDA = 純収益 (-) 営業費用。単独での視点は、分析的項目および仕組管理を除く。

コーポレートセンター

	2019年 第1四半期	2019年 第2四半期	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期	2020年 第2四半期 と2019年 第2四半期 との比較	2019年 上半期	2020年 上半期	2020年 上半期と 2019年 上半期 との比較
(単位: 百万ユーロ)										
純収益	55	10	64	(10)	(46)	27		65	(19)	
費用	(244)	(110)	(84)	(102)	(217)	(66)	(40) %	(354)	(284)	(20) %
SRF	(170)	0	0	(0)	(163)	(2)		(170)	(165)	(3) %
その他	(74)	(110)	(84)	(102)	(54)	(64)	(42) %	(184)	(118)	(36) %
営業総利益	(188)	(100)	(20)	(112)	(263)	(39)	(61) %	(289)	(302)	
貸倒引当金繰入額	(1)	(3)	(2)	(2)	(2)	(4)		(4)	(5)	
営業純利益	(190)	(103)	(22)	(114)	(265)	(43)	(58) %	(293)	(308)	
関連会社	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)		0	(0)	
その他の項目	699	(5)	1	(0)	2	7		694	9	
税引前利益	509	(108)	(21)	(114)	(263)	(36)	(66) %	402	(299)	
RWA (バーゼル3 - 十億ユーロ)	8.8	9.2	9.8	9.4	9.1	9.3	2 %	9.2	9.3	2 %

2019年第1四半期におけるリテール・バンキング業務の売却による697百万ユーロのキャピタル・ゲイン。

	2019年 第1四半期	2019年 第2四半期	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期
(単位: 十億ユーロ)						
Coface RWA (バーゼル3)		3.9	3.8	3.8	4.0	1.9

2020年第2四半期の業績: 営業外項目を除いたデータから報告ベースのデータまで

	2020年 第2四半期 (基礎)	通貨における 保険連帯基金 に対する拠出金	DSNに係る 為替レートの 変動	不動産管理 戦略	変革および 事業効率の 投資費用	Coface 残余持分に係 る減損	2020年 第2四半期 (修正再表示)
(単位: 百万ユーロ)							
純収益	1,596	(7)	(25)				1,564
費用	(1,278)			(3)	(12)		(1,292)
営業総利益	318	(7)	(25)	(3)	(12)	0	272
貸倒引当金繰入額	(289)						(289)
関連会社	1						1
その他の資産に係る損益	4						4
税引前利益	33	(7)	(25)	(3)	(12)	0	(13)
税金	(19)	2	7	1	3		(5)
非支配持分	(12)				0		(12)
純利益 - Coface 寄与純 額を除くグループ持分	2	(5)	(17)	(2)	(8)	0	(30)

Coface寄与純額	2					(29)	(27)
純利益 - Coface寄与純額を含むグループ持分	4	(5)	(17)	(2)	(8)	(29)	(57)

Cofaceの29.5%の持分の売却発表後、修正再表示された数値。会計の観点からの修正再表示後の数値の調整については、上記「ナティクス - 管理上および会計上の数値の調整」を参照のこと。

2020年上半期の業績：営業外項目を除いたデータから報告ベースのデータまで

(単位：百万ユーロ)	2020年 上半期 (基礎)	保険連帯 基金に対 する拠出 金	通貨におけ るDSNに係 る為替レ ートの変動	不動産 管理 戦略	変革およ び事業効 率の投資 費用	ADIR保険にお けるレバノ ン・デフォ ルトの影響	Coface Coface 残余持 分に係 る減損	2020年 上半期 (修正再表 示)
純収益	3,328	(14)	(1)					3,314
費用	(2,857)			(5)	(12)			(2,874)
営業総利益	471	(14)	(1)	(5)	(12)	0	0	439
貸倒引当金繰入額	(482)							(482)
関連会社	7					(14)		(7)
その他の資産に係る損益	3							3
税引前利益	(1)	(14)	(1)	(5)	(12)	(14)	0	(47)
税金	(28)	4	0	2	3			(19)
非支配持分	(51)				0			(51)
純利益 - Coface寄与純額 を除くグループ持分	(80)	(10)	(1)	(4)	(8)	(14)	0	(116)
Coface寄与純額	3						(112)	(145)
純利益 - Coface寄与純額 を含むグループ持分	(77)	(10)	(1)	(4)	(8)	(14)	(112)	(261)

ナティクス - 2020年第2四半期における自己資本およびパーゼル3財政構造

「方法論に関する注記」を参照のこと。 - 2020年第2四半期現在の比率の一部として開示されている取消不能の支払コミットメント（IPC）の控除。

完全適用

(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日
株主資本	19.1
ハイブリッド証券（ハイブリッドにおける利益を含む。）	(2.1)
のれんおよび無形資産	(3.7)
繰延税金資産	(0.8)
配当引当金	0.0
その他控除金	(0.8)
CET 1 資本	11.6
CET 1 比率	11.2%
その他Tier 1 資本	1.8
Tier 1 資本	13.4
Tier 1 比率	13.0%
Tier 2 資本	2.2
資本合計	15.6
資本比率合計	15.1%
リスク加重資産	103.3

適用段階ベース（当事業年度の収入および配当を含む。）

(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日
CET 1 資本	11.6
CET 1 比率	11.2%

その他Tier 1 資本	2.1
Tier 1 資本	13.7
Tier 1 比率	13.3%
Tier 2 資本	2.2
資本合計	16.0
資本比率合計	15.5%
リスク加重資産	103.3

事業分野別IFRIC第21号の影響

費用における影響								
(単位：百万ユーロ)	2019年 第 1 四半期	2019年 第 2 四半期	2019年 第 3 四半期	2019年 第 4 四半期	2020年 第 1 四半期	2020年 第 2 四半期	2019年 上半期	2020年 上半期
資産運用およびウェルス・マネジメント	(4)	1	1	1	(4)	1	(3)	(3)
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	(24)	8	8	8	(28)	9	(16)	(19)
保険	(13)	4	4	4	(15)	5	(8)	(10)
費用	(1)	0	0	0	(1)	0	(0)	(0)
コーポレートセンター	(119)	40	40	40	(113)	38	(80)	(76)
ナティクス合計	(161)	54	54	54	(161)	54	(107)	(107)

2020年 6 月30日現在における標準資本配分およびRWA別内訳

(単位：十億ユーロ)	RWA (期末時点)	合計 (%)	2020年上半期 における のれんおよび 無形資産	2020年上半期に おける 資本配分	2020年上半期 における 税引後ROE
資産運用およびウェルス・マネジメント	14.1	15%	3.1	4.6	8.8%
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	69.2	75%	0.2	6.9	(6.2)%
保険	7.6	8%	0.1	0.9	27.2%
費用	1.2	1%	0.3	0.4	3.7%
合計（コーポレートセンターおよびCofaceを除く。）	92.1	100%	3.7	12.9	

RWA別内訳 (単位：十億ユーロ)	2020年 6 月30日
信用リスク	63.0
内部方式	52.6
標準方式	10.4
取引相手方リスク	6.6
内部方式	5.8
標準方式	0.8
市場リスク	18.2
内部方式	12.3
標準方式	5.9
CVA	1.7
オペレーショナル・リスク - 標準方式	13.7
RWA合計	103.2

完全適用レバレッジ比率⁽¹⁾

2014年10月10日に欧州委員会により公表された委任行為の規則（グループ内消去の影響を含む。）に従っているが、いまだECBの承認待ちである。

(単位：十億ユーロ)	2020年 6 月30日
Tier 1 資本⁽¹⁾	13.7
健全性貸借対照表合計	396.0

デリバティブ調整額	(51.6)
レボ調整額 ⁽²⁾	(17.1)
関連会社へのその他エクスポージャー	(53.0)
オフバランスシートコミットメント	43.2
規制上調整額	(5.4)
レバレッジ・エクスポージャー合計	312.1
レバレッジ比率	4.4%

(1) 「方法論に関する注記」を参照のこと。既存の発行済劣後債が不適格になった後の代替を考慮した段階適用はない。

(2) IAS第32号に従いクリアリングハウスにより決済された満期または通貨基準を有さないレボ。

2020年6月30日現在における正味簿価

(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日
株主資本（グループ持分）	19.1
ハイブリッド資本証券の控除	(2.0)
ハイブリッド証券の販売収益に係る控除	(0.1)
販売	0.0
正味簿価	17.0
修正再表示された無形資産 ⁽¹⁾	(0.7)
修正再表示されたのれん ⁽¹⁾	(3.3)
有形資産の正味簿価⁽²⁾	13.1
(単位：ユーロ)	
1株当たり正味簿価	5.39
1株当たり有形資産の正味簿価	4.15

(1) 「方法論に関する注記」を参照のこと。

(2) 有形資産の正味簿価 = 簿価 - のれん - 無形資産。

2020年上半期における1株当たり利益

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日
純利益（グループ持分）	(261)
優先株式調整に係るDSN利息費用	(64)
株主に帰属する純利益	(325)
1株当たり利益（ユーロ）	(0.10)

2020年6月30日現在における株式数

	2020年6月30日
自己株式を除く当期平均株式数	3,151,380,328
自己株式を除く株式数（期末時点）	3,151,102,683
自己株式数（期末時点）	4,743,812

株主に帰属する純利益

(単位：百万ユーロ)	2020年第2四半期	2020年上半期
純利益（グループ持分）	(57)	(261)
税引後優先株式に係るDSN利息費用	(31)	(64)
ROEおよびROTE分子	(88)	(325)

ROTE⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日
株主資本（グループ持分）	19,116
DSN控除	(2,122)
配当引当金	0
無形資産	(651)
のれん	(3,256)
期末現在ROTE資本	13,088
平均ROTE資本（2020年第 2 四半期）	13,359
ROTE年換算（2020年第 2 四半期） （IFRIC第21号の調整なし。）	(2.6)%
IFRIC第21号の影響	(47)
ROTE年換算（2020年第 2 四半期） （IFRIC第21号を除く。）	(4.0)%
平均ROTE資本（2020年上半期）	13,495
ROTE年換算（2020年上半期） （IFRIC第21号を除く。）	(2.6)%

ROE⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日
株主資本（グループ持分）	19,116
DSN控除	(2,122)
配当引当金	0
資本における未実現損益または繰延損益（OCI）	(357)
期末現在ROE資本	16,637
平均ROE資本（2020年第 2 四半期）	17,024
ROE年換算（2020年第 2 四半期） （IFRIC第21号の調整なし。）	(2.1)%
IFRIC第21号の影響	(47)
ROE年換算（2020年第 2 四半期） （IFRIC第21号を除く。）	(3.2)%
平均ROE資本（2020年上半期）	17,217
ROE年換算（2020年上半期） （IFRIC第21号を除く。）	(2.0)%

不良貸出金⁽²⁾

(単位：十億ユーロ)	2020年 3 月31日	2020年 6 月30日
暫定コミットメント ⁽³⁾	2.1	2.4
暫定コミットメント / 債務総額	1.7%	1.9%
引当金総額 ⁽⁴⁾	1.5	1.7
引当金総額 / 暫定コミットメント	73%	73%

(1) 「方法論に関する注記」を参照のこと。収益は、公表されたCofaceの29.5%の持分の売却を反映した2020年第 1 四半期末のバランスシートに基づく。112百万ユーロの正味キャピタル・ロスは年換算されていない。

(2) レボを除くオンバランスシートベース、担保控除後。

(3) コミットメントの正味金額。

(4) 個別およびポートフォリオ・ベースの引当金。

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし。

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本項に含まれる将来予測に関する記述は、本書の提出日現在の予測である。

「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 連結財務諸表注記」の注記1.2を参照のこと。

() 2020年上半期における重要事象

(a) マクロ経済の背景

COVID-19の世界規模のパンデミックに端を発した公衆衛生上の危機は、世界経済を深刻な不確実性が特徴の前例のない不況に陥れた。ワクチンも効果的な治療法もなく、ウイルスが世界中に蔓延したため、各国当局はパンデミックを食い止めるための抜本的な措置を講じた。3月以降、ほとんどの国が程度の差はあれ厳しいロックダウン措置（不必要な活動の休止、移動の制限）を課した。これにより、経済活動は急激に低下し、国境は封鎖され、世界貿易は崩壊した。2020年第1四半期の数値は、その衝撃を垣間見せた。

COVID-19の流行が始まった中国では、GDPは第1四半期に9.8%激減した。ユーロ圏では3.8%、英国では2.2%、米国では1.2%（年率では5%）減少した。ユーロ圏の主要国の中ではドイツが最も耐性があり「わずか」2.2%しか減少しなかった一方で、フランス、スペインおよびイタリアでは5%超も経済活動が落ち込んだ。2020年第2四半期の落込みははるかに深刻だった。4月にはほぼ全面的にロックダウンが実施されたため、GDP成長率は低下し、第2四半期の成長率はさらに低下した。フランスではInsee（国立統計経済研究所）およびBanque de FranceはGDPが15%減少すると予想している一方、ECBは欧州の経済成長率が8.7%低下すると予想している。

各国政府が、医療制度を支援し、家計所得を守り、企業を支援するための例外措置を講じる一方で、中央銀行は金融市場を安定させるために介入した。

欧州では、失業に係る制度の一部が家計所得への影響を緩和し、雇用を守るのに役立った。ユーロ圏の失業率の上昇はわずかであり、5月は7.4%であり、3月の7.1%という低い値からわずか0.2ポイント上昇したに過ぎない。今後数ヶ月においてこの上昇傾向が確認されるはずである。

しかし、米国の労働市場の統計によると、3月の失業率は3.7%上昇し、4月には14.7%となったが、5月には13.3%に、6月には11.1%に下降した。

米国および英国では、家計は一時金および失業保険給付の増額という形で支援を受けた。

貸出保証プログラム、納税猶予および/または減税は、崩壊した経済活動が民間部門の事業に与える影響を緩和するために用いられた。銀行の貸出業務を支援するため、銀行規制が緩和された。銀行が小企業および個人向けのローン返済に猶予を与えるケースもあった。

これらの措置はいずれも、財政赤字を歴史的水準まで拡大させ、民間部門および公共部門の両方で債務を急増させるだろう。

金融市場の緊張の高まりに直面して、中央銀行は、流動性リスクを制限し、特定の資産および特に企業債務の価格が暴落することを回避するために、従来型および非従来型の措置を迅速かつ積極的に展開した。このため、複数の銀行は、主要金利を引き下げ、長期金利を低い水準に維持するために資産買入プログラムを復活または強化し、ドル資金調達のスプレッドを緩和するために通貨スワップ契約を強化した。

実施されたすべての措置は、前回の世界金融危機のものよりもはるかに先手を取った広範なものであり、金融市場のわずかな安定性を回復し、金融資産の価格動向を逆転させ、ボラティリティを低下させるのに役立った。

2020年上半期、連邦準備制度理事会は、中小企業支援を目的として資産買入プログラムの対象となる証券の範囲を社債にまで拡大し、銀行が供与する適格ローンの最大95%まで買い入れた（メインストリート貸付プログラム）。ECBはまた、特別な資産買入プログラムである「パンデミック緊急買入プログラム（PEPP）」

を強化した。このプログラムは750十億ユーロの枠から始められ、追加で600十億ユーロ増額された。また、買入期間を2021年6月（当初は2020年末）まで延長し、満期を迎える買入有価証券は2022年末まで再投資される。貸出条件付長期資金供給オペレーション（TLTRO）の対象条件を緩和することとしたほか、ECBは、金融システムにおける流動性問題を回避するため、既に決定しているパンデミック緊急長期資金供給オペレーション（PELTRO）という新たな手段を追加した。市場資産の買入プログラムの適格条件も緩和された。

消費者物価については、弱いインフレ（目標を大きく下回っている）により、中央銀行は、その物価安定という使命の下で、自らの行動に大きな疑問を抱くことなく、高度に緩和的な政策を維持することができた（特にECBの場合）。

最低水準まで下降した後、規制が徐々に緩和されたため5月以降は景気指標（実体経済活動の調査データおよび測定値）が次第に上昇し、4月が最低だったことが裏付けられた。報告データは経済活動の急速な回復を示唆しているが、危機前の状況への回復は衛生リスクが蔓延している限り長くなるだろう。

公衆衛生上の危機はまた、世界貿易に既に重くのしかかっているいくつかの不確実性（米中間の緊張、ブレグジット等）を増幅させた。WTOによると、2020年第1四半期の貿易額は前年比で3%減少し、第2四半期についての最初の予測は18.5%程度の減少を見込んでいる。

原油を中心とした物価の下落および消費の低迷という二重の影響により、ここ数ヶ月インフレは著しく減速した。ブレント原油の4月の平均価格は、1バレル当たり27ドル（前年比64%減）を下回っていたが、6月には40ドルまで上昇し、すなわち2019年6月の水準を35%下回る水準となった。ユーロ圏では、インフレ率は、5月に前年比で0.1%まで、6月に0.3%まで低下したが、基礎インフレ率（エネルギーおよび食料を除く。）はそれぞれ0.9%および0.8%となった。

ボリス・ジョンソン政権は、（6月30日以前には）移行期間を当年度末まで延長するよう要請しなかった。このため、英国および欧州連合が期限内に合意しない限り、両者は2020年末現在で合意なき離脱に向かって進んでいる。

こうした状況を背景に、米国を始めとする先進国の大半で金利が低下した。フェデラル・ファンド・レートを1.75%から0.25%（レンジの上限）に引き下げ、流動性の大規模な注入（連邦準備制度理事会のバランスシートは4.2兆ドルから7.08兆ドルに増加した。）を進めることで、米国の中央銀行は、長期金利を史上最低水準にまで引き下げた。このため、米国の10年物国債の利回りは1.80%から0.60%に低下したが、イールド・カーブはフラット化しなかった。逆に、米国の2年物から10年物の国債のカーブの傾きは、長期金利が0.50%の閾値を下回ることができない限り、25ベースポイント近くスティーブ化した。

欧州では、ECBが政策金利を引き下げなかった結果、債券利回りが上半期を通じて安定的に推移した。このため、10年物債券の利回りがかかる危機から得たものはほんのわずかで、年初のマイナス0.22%から6月末にはマイナス0.45%に低下した。注目すべきは、10日間で債券が過去最低のマイナス0.85%からマイナス0.19%になったことであり、この危機がドイツの財政に与える影響に対する投資家の不安を反映している。ECBは、その断行（特にPEPPの発表による）により、欧州のソプリンのスプレッドの大幅拡大を回避した。スプレッドは、10年物BTP債券のスプレッドが3月初旬の170ベースポイントから3月中旬には280ベースポイントに拡大したことから分かるように、3月に変動が大きかったが、ECBが何千億ユーロも支出したことにより、6月には危機前の水準に戻った。対GDP債務比率を2020年に25%上げると設定したにもかかわらず、イタリアの10年物政府債券の利回りは、当年上半期に18ベースポイント減少して同上半期末には1.25%となった。欧州のイールド・カーブは、Euriborの3ヶ月物から10年物のスワップの勾配が同期間に25ベースポイント低下した（6月末現在25ベースポイント）のと同様に、全体的にフラット化した。

信用市場全体の利回りは、4月および5月に上昇したものの、2020年上半期にはほとんどの分野でマイナスとなった。新型コロナウイルスの影響による3月の金融市場の落込みは、はるかに深刻だった。最終的に、シニア銀行債および非金融シニア債（ユーロ）の利回り合計は、2020年上半期に1%（上位非優先債について。上位優先債についてはマイナス0.2%）、劣後金融債は2%、その他Tier 1銀行債およびユーロ建てHY債は6%から6.5%の間で低下した。ハイブリッド社債、劣後保険債およびドル建てHY債は3%から3.5%の利回り低下となった一方で、ドル建て投資適格債は6%の利回り上昇となった。

スワップ金利に対するスプレッドも同様の傾向がみられ、3月初頭から大幅に拡大した後、4月初頭以降は小幅ながら縮小した。2020年上半期のスワップレートに対するスプレッドは、非金融シニア債およびシニア銀行債が50ベースポイント、ハイベータ債が100ベースポイントから280ベースポイント、ユーロ建

HY債が155ベースポイント、ドル建てHY債およびAT 1 銀行債が280ベースポイント拡大した。最後に、CDSは、iTraxx Main単独でプラス22ベースポイントとなり、現金のパフォーマンスを上回った。

発行市場は非常に活発で、過去 6 ヶ月間に社債発行は320十億ユーロ（2019年上半期は230十億ユーロ）あり、そのうち200十億ユーロ近くが2020年第 2 四半期に発行された。このため、2020年第 2 四半期には新規発行プレミアムが上昇し、四半期平均で25ベースポイントまで上昇した。企業発行の平均応募超過率は2020年上半期において4.2倍に達し、新規取引に対する投資家の旺盛な需要を示唆している。上半期の金融機関向け発行額は、他のチャネル、特にTLTRO およびその寛大な条件を通じた資金調達機会により、2019年上半期の発行額を上回らなかった（175十億ユーロと比較して174十億ユーロ）。

2020年上半期のDXYドル指数は、1%上昇して97.39となったが、2020年3月9日の94.65という2018年9月以来の最低水準を初めて記録した後、COVID-19の世界的な蔓延および欧州の数ヶ国が講じた厳しいロックダウン措置の継続の真っ只中で、11日間で102.99という3年ぶりの高い値となった。その後、景気回復を後押しするための国家および中央銀行の介入を受けて、段階的にロックダウン措置が解除されたため、DXYドル指数は、5月末まで99から100のレンジで推移した後、95.7まで下落し、97超で安定し、リスク選好は着実に回復した。

同様に、上半期のEURUSDの継続的上昇（0.1%増となり6月30日現在1.1243）は、DXY指数のEURUSD（3月9日現在1.1522、3月23日現在1.0638）と同程度の最大のポイントで、広範囲に及んだ。この結果、1ヶ月から1年のEURUSD通貨オプションのインプライド・ボラティリティは第1四半期の過去最低から3倍に拡大した後、過去最低にまでは至らなかったものの、第2四半期には低下した。当年上半期末現在、ユーロは、比較的弱いドル、欧州の回復計画の投資家からの好評およびユーロ圏における合意を上回るマクロ経済指標の発表から恩恵を受けた。このため、ユーロは2019年末の水準に戻ることができ、第1四半期に公表した著しい下落を解消した。

英ポンドは、6.8%下落し、対ユーロで2019年12月31日現在の0.847から2020年6月30日現在の0.908へ推移した。英ポンドは、2月中旬には対ユーロで0.828に上昇したが、新型コロナウイルスの蔓延に対する懸念が最大限に達したため、Bank of Englandが主要政策金利を2度引き下げ（3月11日にマイナス50ベースポイント、3月19日にマイナス15ベースポイントで、0.10%とした。）、景気刺激策を打ち出したため、3月19日には対ユーロで10年ぶりのポンド安の0.95に下落した。しかしながら、ブレグジット交渉で進展がなかったことに加え、移行期間の延長も除外されたため、EUからの合意なき離脱の可能性は大きくなり、ポンドは下落した。

第1四半期におけるCOVID-19の蔓延および広範なロックダウン措置の実施は、前例のない大規模な売却を引き起こし、2月19日から3月23日までの最大累積損失は、S&P500が34%、SXXPが38%で、史上最速の売却となった。インプライド・ボラティリティおよび実現ボラティリティは、2008年の危機のピーク時よりもさらに記録的な水準に達し、回復が始まる前の3月23日に頂点に達した。

部門別では、最も大きな打撃を受けたのは、循環株（特に旅行/レジャー）および原油価格下落の影響を受けた石油株だったが、防衛部門（食品、医薬品およびテクノロジー）は業績が好調だった。大資本は、信用市場の悪化の影響をあまり受けなかった最小負債企業のように、大幅に業績がよかった。種類別では、品質要因および勢いが最も優れていたが、「価値」は苦戦した。また、中央銀行および政府の勧告に基づき、特別支援交付金と引き換えに配当金の支払いが中止される旨の発表を前に、配当指数先物、特に短期物（2020年12月/2021年12月）が下落したことも注目に値する。その結果、Dec. SX5E DEDZ0先物契約は、2020年第1四半期に55%を失った。

2020年の悲惨な第1四半期（史上最悪）の後、主要指数は20年以上で最高の第2四半期の上昇を記録し、目覚ましい回復を遂げた。2020年第2四半期において、S&P500指数は20%上昇（1998年以来最高）、ダウ指数はプラス20%（1987年以来最高）、ナスダック指数はプラス31%であった。一方欧州は、COVID-19の安定化の恩恵を受け、SXXE指数は16%上昇し、Dax指数（23%増、2003年以来最高）となった。新興市場の指数も回復し、特に6月には先進国市場の指数（6月のMSCI EM\$はプラス7.0%、同四半期はプラス17.3%）を上回った。指数は、中央銀行および政府の大規模な介入（回復/救援計画）と共に、欧州、次に米国での段階的なロックダウン措置の解除による世界経済の迅速な回復への期待に基づき、回復した。先物株価収益率は現在、米国では非常に高く、他の地域では高い。

部門別にみると、欧州および米国の両方でテクノロジー部門の業績が好調だった。石油および食料部門は、米国での電力および通信部門と同様、欧州で業績が悪かった。循環部門は、米国および欧州の両方で防衛部門に対して著しく回復した。欧州の指数に対する米国の指数の好調なパフォーマンスは、米国の方がはるかに大きな比重を占めているテクノロジー部門に大きく起因している。3月23日（米国の指数が最低となった時点）以降、欧州のパフォーマンス低下の11パーセントポイントのうち10パーセントポイントはテクノロジー関連株によるものだった。年初来、銀行、自動車およびエネルギーのパフォーマンスは他の部門を下回った。配当金については、先物契約に顕著な回復がみられ、2022年12月（DEDZ2）先物契約は、3月23日の63.6および6月9日の97.4以降、90超で終了した。ボラティリティも標準化し、V2Xは3月末現在の55%から6月末現在の31%に推移した。SXXEの30日間の実現ボラティリティは26.7%だった。

全体的に見て、当年上半期において、米国の指数はパフォーマンスが好調だった（S&P500指数は4%下落し、ナスダック指数はプラス16%という並外れたパフォーマンスだった。）が、欧州の指数は依然としてマイナスのままで、ユーロストックス50およびストックス600についてはマイナス13%からマイナス14%にパフォーマンスが低下した。ストックス600では、石油およびガス部門と同様、金融部門は34%下降し、旅行およびレジャー部門は38%下降し、自動車および部品部門は23%下降した。医療およびテクノロジー部門はそれぞれ1%および5%上昇した。

2020年の石油市場は、米国のシェールオイル生産者の資本調達が減少すると予想されることから、供給が不足するという期待に支えられて、やや楽観的なスタートを切った。ブレント原油は、1月初頭に1バレル当たり70ドルまで上昇した。中国では、COVID-19のパンデミックを阻止するために多くの都市でロックダウンが実施されており、2月の石油価格は月末に1バレル当たり50ドルまで下落し、公衆衛生上の危機が世界的なものとなるにつれて下落し続けた。サウジアラビアおよびロシアの主導により、OPECプラスが3月初頭に開催されたが、合意には至らず、生産諸国は代わりに大量生産に踏み切ることにしたため、4月まで増産となった。投資家が備蓄量（または備蓄不足）にますます注目するようになったため、消費の縮小および生産の急増が相まって、ブレント原油は4月末には1バレル当たり19ドルに達する大暴落に陥った。OPECが最終的に（1日当たり9.7百万バレルという記録的な量の）減産に合意するまでに、生産コストを下回る価格に下落したため、OPEC以外の生産国は既に油田を閉鎖していた。4月の全面的なロックダウンの後、5月には経済活動が徐々に持ち直し、6月には加速化し、このため4月の底に比べて石油消費量が増加した。需給により市場の逼迫が救われたため、価格は正常化した。6月までに、ブレント原油は、1バレル当たり38ドルから43ドルのレンジで安定した。市場における石油供給過剰はそれほど顕著ではなく、現物市場の指標（先物契約の金利スプレッドおよび現物差異を含む。）は、市場バランスの改善を示した。

(b) ナティクシスの事業分野における重要事象

2020事業年度は、米国の専門保険会社であるArch Capital Groupに、Cofaceの29.5%の持分を売却する発表で幕開けした。取引の完了には、特に規制上の承認につき慣習的な条件に従って、6ヶ月から12ヶ月かかる可能性がある。このため、2020年3月31日の取引終了時から、Cofaceの寄与額はナティクシスの財務書類の連結対象から除外され、CET1のソルベンシー比率には15ベシスポイントのプラスが創出された。

ナティクスはまた、引続きニュー・ディメンション戦略計画を展開した。

資産運用およびウェルス・マネジメント部門では、2020年6月28日、Natixis Investment Managersの子会社であるOstrum AMとLa Banque Postaleの子会社であるLa Banque Postale AMが固定収益業務と保険関連の管理業務を統合する合意に署名したことで、Natixis Investment Managersはその発展の節目を迎えた。

2020年上半期において、Natixis Investment Managersは以下の賞を受賞した。

- ・ Insurance Asset Risk : Mirovaが「2020 Responsible Investor award」を受賞した。
- ・ Barron's : Natixis Investment Managersは、米国における前年比の業績について、2019年「Barron's Best Fund Families」の第11位を受賞した。Natixis Investment Managersは、「World Equity」分野の第2位になった。

さらに、Lipper Fund Awards 2020において、ナティクスおよびその子会社は、いくつかの分野および国（米国、フランス、英国、ドイツ、スイス、オーストリア、オランダ）で認知された。

Natixis Wealth Managementの2020年上半期における純流入額は、75百万ユーロであった。継続中の事業活動があり、かつ顧客の減少がほとんどなかったにもかかわらず、フランスおよび海外におけるウェルス・マネジメント事業への流入額は著しく減少し、その傾向は第2四半期でより顕著であった。それにもかかわらず、ネットワークからのB2Bプライベート・マネジメントおよび資産運用事業への流入額は、当期間中はプラスであった。

市場効果にかかわらず、資産運用額は前年比でわずかに増加し、28.5十億ユーロとなった（Massena Partnersの範囲の影響を含む。）。これと並行して、貸付残高は1.4%増加し、2.1十億ユーロとなった。

ウェルス・マネジメント部門では、2020年上半期において、Natixis Wealth Managementのフランスおよびルクセンブルグにおけるすべての事業分野および事業体を網羅する横断的な事業運営の意義が再確認された。Impak Financeと締結したパートナーシップは、ESGへの取り組み強化に向けた新たな一歩であった。

2020年6月30日、**従業員貯蓄制度**における預金額は、年初から4%減少し、25.9十億ユーロとなった。これは、不利な市場環境（1.8十億ユーロ減）およびプラスの流入額（0.8十億ユーロ）の両方に起因するものであった。

年金貯蓄プラン（PERCO）は、年初から資産運用額が2%増加し、投資家数も絶え間なく増加した（年初から8%増）。これは、従業員貯蓄制度の市場拡大を推進するうえで退職貯蓄制度が貢献していることを示している。

大口の法人顧客セグメントにおける事業活動は堅調であった。2020年上半期、いくつかの大口の入札を勝ち取った。3月中旬から停止されていたBPCEネットワークにおける販売は、ロックダウンが解除されるにつれて緩やかに回復し始めた。2020年6月30日現在、ビジネス・プロバイダーのネットワークからの新規保険契約は、前年比で減少した。退職貯蓄市場の改革は、PACTE（フランスの事業成長および変革のための行動計画）によりもたらされ、その規定を実装することは上半期における最優先事項であった。Natixis InterépargneおよびARIAL CNP ASSURANCESは、団体年金貯蓄を補完することに完全に特化した初めての保険会社であり、7月初旬に、従業員貯蓄および退職貯蓄の包括的な解決案（事業成長および変革についてのフランスのPACTE法により設定された新しい退職年金貯蓄プラン（PER）を組み込んでいる。）を企業に提供するための専門家を共有することを発表した。このパートナーシップを通じて、Ariale CNP AssurancesとNatixis Interépargneは、すべての規模の企業（零細企業から大企業まで）が、従業員貯蓄および退職貯蓄の包括的な解決案を完全に入手できるようにしている。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング事業部門の発展については、複数の事象、プロジェクトおよびイニシアチブが2020年上半期に発生した。

資本市場事業では、ロックダウンという異例の状況にかかわらず、ナティクシスのチームは投資家からの多くの要請に応えるべく最善を尽くした。ナティクスは、事業の継続性および顧客から期待されるサービスの質を確保するために組織を適応させることで、機動力と耐性を示した。ナティクスは、COVID-19の影響を強く受けた企業のポジションのヘッジを支援し、機関投資家に対しては投資先の選択およびヘッジ戦略について指針を示した。この期間中、当行は、初めての完全なグリーン・ファイナンシャル貯蓄商品（グリーン・ボンド+ECO 5E「気候」インデックス）を、フランス市場において一般大衆向けに販売したことで、*Structured Retail Products*誌から「Deal of the Year 2020 award」も受賞した。

株式デリバティブ事業においては、極端かつ例外的な市場の動向が、2020年上半期の収益に悪影響を及ぼした。それにもかかわらず、商業的な活動を機関投資家のために多数の専用取引を実行しつつ継続した。販売窓口では、複数の販売キャンペーンが行われた。この中には、新ウォーター&オーシャンESGインデックス（WATER5D）（Water&Ocean ESG index（WATER5D））と呼ばれる初めての商品や、初めての「ソーシャル」負債性金融商品（この商品による利益は、フランス大都市の経済的に恵まれない地域に社会的に良い影響を与える融資計画のために使用される予定である。）が含まれていた。

フィックスド・インカム事業では、ボラティリティの高い環境にもかかわらず、ナティクスは、企業がそのヘッジ・ポジションおよび投資先を確保できるよう、支援することができた。当行は、危機により最も悪影響を受けた分野で事業を展開している企業のために、外国為替市場において特に活発に活動した。ナティクスはまた、機関投資家の積極的なパートナーであり、市場機会（特にクレジット）を有利に生かすために、新しい取引を提案し、オペレーションを再構築した。当行はまた、「販売に向けた組成」モデルを

発展させるために、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneのネットワークと引続き密接に協力した。

グローバル・ストラクチャード・クレジット・アンド・ソリューションズでは、ナティクシスは引続きCLO市場で特に活発な活動を行っており、パンデミックの開始以後最初のCLOミドル・マーケット（Owl Rock CLO IV）および最初の1十億ドル超のCLOをアレンジした。

国際的なプラットフォームは引続き拡大した。

この点において、ナティクシスは、「The Banker Deal of the Year 2020」に選ばれたDEWA IV ハイブリッド・ソーラー IPPプロジェクト（DEWA IV hybrid solar IPP Project）、「IJGlobal MENA Water Deal of the Year 2019」に選ばれた淡水化プロジェクトのための世界初の「持続可能なローン」認定を取得したタウィーラIWP（Taleewah IWP）といった象徴的な資金調達取引を先導することで、顧客と共にグリーン社会への移行を支援する確約を確認した。ナティクシスはまた、インフラストラクチャーの分野において著名な、IJGlobal 2019 Company Awardsで、「Middle East and North Africa MLA of the Year」に選ばれた。

3つの実物資産事業分野（航空機、インフラストラクチャー、不動産およびホスピタリティー部門）は、2019年末から2020年初めの活動的な販売の勢いにより、また、取引の完了に危機の開始前に着手したために、2020年上半期は回復力があつた。危機により「販売に向けた組成」モデルの底堅さも示された。経済環境に大きな圧力がかかっているにもかかわらず、当該部門は、引受リスクを効果的かつ継続的に制御しながら、引続き取引をシンジケートした。

航空機部門は、危機により大きな影響を受けたが、積極的なポートフォリオ管理で利益を得た。

インフラストラクチャー部門の基盤は依然として底堅く、一定の市場参加者のマーケットへの復帰および米国におけるDCMおよびM&Aの大規模拠出が追い風となつて、力強い回復の兆しを既に見せている。当該部門の回復力は、電力・再生可能エネルギーおよび電気通信部門への資金調達のため、本質的なものである。大規模な債券橋渡し取引があり、米国およびEMEA地域において活動は活発であつた。

最後に、不動産およびホスピタリティー部門は、組成および販売の両方においてEMEA地域で大きく回復し、これもまた、「販売に向けた組成（O2D）」モデルの妥当性を示すものであつた。米国の状況はより複雑で、証券化市場は2020年3月から6月まで一時停止状態であり、発行は標準的な貸出金に限定されていた。この部門においては、他の部門と同様に、積極的なポートフォリオ管理に重点が置かれていた。最後に、この部門は、EMEA地域におけるDCMおよびM&Aの著しい業績による恩恵を受けた。ナティクシスは、2020年第2四半期においてすべてのフランスのDCM取引（SFL、Klepierre、Unibail、Covivio、Mercialis & Aedifica）に参加した。

ナティクシスは、以下の2020年上半期のDealogicのランキングにより証明されているように、依然としてフランスおよび欧州市場において先導的立場にある。

- ・ シンジケート不動産貸出金の取引高につき、EMEAにおける第1位のブックランナー
- ・ シンジケート不動産融資の取引高につき、フランスにおける第2位のMLA

トレード・アンド・トレジャリー・ソリューションズ（TTS）は、この異例の危機の期間中に顧客の需要に適応しながら、引続き成長した。

貿易金融事業は引続き、企業および機関投資家と密接に協力した。TTSは、数多くの緊急の担保範囲の拡張要請に対して、効果的に対応することができた。電子署名はCOVID-19危機前から導入されていたが、その速やかな導入は、顧客に大変高く評価された。

トレジャリー・ソリューションズにおいて、法人顧客による流動性の管理は、この危機の期間中で重要な要素であり、TTSは、顧客がかかる状況下で必要とする柔軟性を提供することで、この例外的な状況に適応するべく迅速に行動した。TTSはまた、買収時のキャッシュ・フロー管理といった複雑な取引を含むサービスの優れた質の維持だけでなく、公衆衛生上の危機の期間中の不正詐欺に対する警戒強化についても傑出していた。

取引活動におけるGroupe BPCEとのパートナーシップは、サービスの卓越性（IT、業務の外注および販売支援）に引続き集中したために、当年上半期においてその強みはますます強固になった。

インベストメント・バンキングにおいて、戦略および買収ファイナンス事業は、何よりもまず、2020年上半期に行った数多くの戦略的買収のファイナンス取引のシンジケーションが成功したために、今期は好調で

終了した。ナティクシスは、Banijayが主導のEndemol Shine取引に、多方面にわたり参加した。ナティクシスは、すべてのファイナンス・トランシェにおいてグローバル・コーディネーターおよびジョイント・ブックランナーを務め、PJ Solomonをバイヤーの財務アドバイザーとして伴いながら格付アドバイザーも務めた。ナティクシスは、資金調達の実質的なブックランナーとして、BiogroupのLaborizon買収を支援した。レバレッジド・バイアウトによる資金調達において、ナティクシスは、CobepalによるGerflorの過半数の株式の取得につき、資金調達を行う実質的なジョイント・ブックランナーを務めた。

この活動と並行して、ナティクシスのASFチームも、ナティクシスの大口法人顧客および中企業が、第2四半期におけるCOVID-19危機の影響を乗り越えるのを支援するために、流動性枠および政府保証債を設定し、積極的に活動した。

2020年上半期、株式買戻しプログラムにおいて、ナティクシスは引続き（株式資本市場および戦略的株式取引で）フランスを先導する立場にあった。

株式資本市場においては、ナティクシスは5月にマーケットを再開し、2020年のフランスにおいては最大かつ欧州においては2番目に大きな規模であった、Safranの転換社債の発行（800百万ユーロ）のジョイント・ブックランナーを務めた。

ナティクシスはまた、Arcelor Mittalの複合オフアリング（普通株式／強制転換社債）（20億ユーロ）に、ジョイント・ブックランナーとして参加した。

フランス国外では、ナティクシスはベルギーの会社であるAedificaの増資（207百万ユーロ）のジョイント・ブックランナーを務めた。

2020年、ナティクシスは、2019年のFrançais des Jeuxの民営化につき、Global Capital（旧Euromoney）により欧州の「Best Bank for Privatizations」に選出された。

債券発行市場においては、COVID-19のパンデミックにより資金調達の需要が増大したことから、大量の取引が行われ、ナティクシスは複数の代表的な案件を通じて、主要なプレーヤーとしての地位を確固たるものにした。

社債市場において、ナティクシスは2020年上半期、Shell、Avolon、Telefonica、Gazpromその他の多数の国内外の顧客と協働し、世界中で50件を超える取引を主導した。フランスにおいて、ナティクシスは、債券発行市場に参入したほぼすべての借手を支援し、Auchanおよび格付のない発行体に関係し（Eiffageの最初の社債発行、SEBのためのベンチマーク債発行、およびIliad）、優れたグローバル・コーディネーターとして名を成した。

金融機関および保険の市場において、ナティクシスは、すべての金融発行体に関するユーロのリーグテーブルにおいて、カバード・ボンドの分野で第2位となり（出典：Bond Radar）、欧州における主導的立場を証明した。

保険部門において、ナティクシスは、Phoenix、Helvetia、CNPおよびLa Mondialeに関する4件のベンチマーク劣後債の発行を主導し、アレンジャーとしての専門性を証明した。

2020年6月末時点において、ナティクシスは、困難な市況にもかかわらず、グリーン、サステナブルおよび社会的責任関連の発行に関して公共部門の顧客およびFIGと協働することにより、グリーン・ファイナンスの実行水準を維持した。

銀行部門において、ナティクシスは、グリーン・ファイナンスにおけるベンチマーク・プレーヤーとしての地歩を固め、Green de Bankinter、SBABおよびKBKのためのグリーン案件、ならびにBPCEおよびBBVAのための社会的案件（COVID-19責任債）において主幹事を務めた。

マドリッド支店は、2020年において現在までわずか2件の、スペインの銀行が開始したソーシャルボンドの発行に係るブックランナーとして、大きな成功を収めた。かかる銀行とは、BBVA（COVID-19ソーシャルボンド5年物優先債）およびCaixabank（COVID-19ソーシャルボンド6NC5債）である。ナティクシスはまた、COVID-19のパンデミックによる衝撃の緩和に役立つことを目的とした、ある欧州のプライベート・バンクによる最初のソーシャルボンド発行の開始にも貢献した。

中東地域において、ナティクシスは、超国家機関によるサステナブル・ファイナンス・プログラムの一環として、Islamic Development Bankの最初のスーク債発行に係る主幹事兼ブックランナーを務めた。総額1.5十億ドルの5年債の発行による手取金は、加盟国がCOVID-19のパンデミックがもたらした影響に対処す

るための支援となることが意図されている。この案件は、発行体にとって初めてであったのみならず、ナティクスにとっても、最初のサステナブル・スクーク債の発行であった。

ソブリン、超国家機関および代理機関の市場において、ナティクスは、UNEDIC（フランスの全国商工業雇用連合）（2件の発行で総額40億ユーロ）および世界銀行（1件の発行で総額30億ユーロ）等、パンデミックに最前線に対処している発行体によるソーシャルボンドおよびCOVID-19対応債の発行を主導した。並行してナティクスは、カナダでOmersのこの分野で最初の債券発行において幹事引受会社を務め、また、超国家的発行体の領域において広く実績を積むことにより、引続き顧客ポートフォリオを拡大した。

2020年上半期におけるM&A業務の減少にもかかわらず、ナティクスは当該期間中にいくつかの画期的な案件を主導した。

フランスにおいて、Natixis Partnersは、AccorInvestに対し、同社がOrbis S.A.の持分を85.8%取得するにあたり、助言を行った。中国において、Natixis PartnersおよびVermilionは、PSA Groupに対し、CAPSAの持分50%のBaonengへの売却に関して助言を行った。英国において、Fenchurch Advisoryは、Investecに対し、Investec Asset Management（現Ninety One）の1.9十億英ポンドのスピンオフに関して助言を行った。米国において、PJ Solomonは、Astoria Project Partners LLCおよびAstoria Project Partners II LLCに対し、Astoria Energyの100%およびAstoria Energy IIの55%の売却に関して助言を行った。

NatixisおよびNatixis Partnersを合わせると、フランスにおいて取り扱う案件数では第6位である（出典：L'Agefi掲載のリーグテーブル）。

COVID-19危機は、**保険部門**に大打撃を与え、同部門は事業継続性の確保および対顧客営業の維持のため対策を講じることで適応した。

個人保険業務は、3月17日以降、リモート勤務を広範に実施したこと、ならびに当行の顧客向けサービスの質を高水準に維持するため、引受業務および運用業務を日次で監視するシステムを構築したことにより、ロックダウンの期間に適応した。

整備された保護メカニズムは、金融への打撃を制御可能に抑える上で特に有効であった。株式市場の縮小による打撃が、2019年に開始されたヘッジにより緩和されたこと、ならびに個人保護保険および個人保護保険リスクへの悪影響がほとんどみられないことは、注目に値する。

損害保険事業は、管理センターを含めて業務管理をリモート勤務に移行することにより、公衆衛生上の危機に適応した。600名を上回る従業員が在宅で勤務し、電話受付時間は、ロックダウンの期間中、人員および業務量に応じて調整され、顧客の主要な要望には確実に対応できるよう、引受業務および運用業務を日次で監視するシステムが構築された。

技術上および財務上の観点からは、この危機が封じ込め措置に伴い、損害保険事業に売上高の減少および契約終了をもたらしたことは、金融市場の縮小による財務への悪影響であるとともに、ロックダウンの間、特に自動車保険の分野において、当年度の保険金請求費用の点では改善であった。

本格的にバンカシュアランスを展開する専門的な事業者となり、Natixis Assurances内に個人顧客および企業顧客向けの特徴ある損害保険の事業モデルを創り出すという野心的な目標は、2019年5月に、Covéaとのパートナーシップを2020年1月1日より更新することが合意された後、実現した。このパートナーシップは、Caisses d'EpargneおよびBanques Populairesの各銀行の顧客向けに、専門職のリスクに関する保険を主な対象とするものである。この日以降、Natixis Assurancesは、#INNOVE2020プロジェクトの恩恵を受け、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneの個人顧客向けの唯一の損害保険プラットフォームとなっている。6月にはBanques Populairesのパイロット銀行、7月にはCaisses d'Epargneのパイロット銀行の好調な滑り出しを受けて、本計画は2020年末までに全面的に展開される見込みである。

6月中旬、Caisses d'Epargne系列の販売網において、新たな個人保護保険商品の「SECUR' Famille 2」が発売された。簡便、デジタルかつ競争力がある本商品は、顧客の需要を最善な方法で満たすのに適している。

決済部門およびその業況は、3月半ばまで各事業とも力強い成長（本年の最初の2ヶ月間においてエレクトロニック・バンキング取引は9%増、レストラン・バウチャーは11%増、Dalenys / Payplug事業の取引高は29%増）を遂げたものの、その後は、Payplugを例外として、ロックダウンの期間中に急激に悪化した。

エレクトロニック／フロー業務は、4月から5月にかけての35%近い落ち込みの後、6月には2019年の水準に回復した。それにもかかわらず、2020年第2四半期において、非接触型リテール決済は成長を続け（20%増）、「即時決済」の取引は5十億円を上回った。

同様に、Titres RestaurantおよびTitres Cadeauxの各事業は、こうしたバウチャーを受け付ける場所（レストラン、文化施設およびレジャー施設等）の閉鎖により著しく不利を被り、純収益が生じるだけの返済高を切った（2019年第2四半期と比較してNITは52%減、Titres Cadeauxは24%減）。

eコマースは第2四半期も成長が続き、特にPayplugは四半期取引高が初めて200百万ユーロを上回り、178%増となったことで、実店舗小売業者およびEPT／中小企業に健全な販路の多角化の選択肢を提供した。

公衆衛生上の危機にもかかわらず、決済部門は将来の発展のための投資を継続した。

Groupe BPCEにプールされる新たなEDIプラットフォーム（「ITデータ交換所」）が発足した。このプラットフォームは、決済取引処理および企業顧客からの回収の処理を管理する。Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneの各銀行は、2021年第1四半期末までに、新プラットフォームに完全に移行することになる。

この間の危機に際して、Payplugは、提供するサービスの質を証明した。すなわち、完全にデジタル、実行が簡便、かつあらゆる種類の顧客に合わせてカスタマイズ可能な、即時決済ソリューションの包括的サービスである。

Natixis Paymentsは、引続きオープン決済の進展に努めた。Caisses d'Epargne各行と協力し、本部門は、エクス・アン・プロヴァンスにおいてKeolysのネットワーク機材の多くを装備した。同様に、リオン市は、リオン大都市圏の都市交通ネットワーク全体にオープン決済ソリューションを整備するため、Natixis Paymentsを選定した。

本部門は、引続きブランド開発に努めた。Dalenysは、「決済は、ほんの始まりです。」という新しい標語を打ち出し、新しい単一リテール決済のプラットフォームを公表した。Dalenysが提供するのは完全（固定回線、モバイル）かつオムニチャネル（あらゆる経路、あらゆるネットワーク、あらゆる市場）な決済ソリューションで、リテール顧客の大半を主な対象に想定している。

最後に、ナティクスはBPCEを代表して欧州決済イニシアチブ（EPI）の一環としての交流に積極的に参加した。この新しい計画の目的は、全欧州にわたる消費者および小売業者に銀行カード、デジタルウォレットおよびピアツーピア（P2P）決済ソリューションを提供することにより、即時決済に基づく汎欧州単一決済ソリューション、すなわちSEPA即時信用振替（SCT Inst）を創出することである。EPIは、国際決済ソリューションに加えて実店舗の中、オンライン、金銭の引出しまたはP2P決済の別を問わず、あらゆる種類の取引に関して、欧州の消費者および小売業者のための決済の新しいスタンダードとなることを目指している。

この事業分野の発展は、以下の事項と密接な関係がある。

- ・ 流動性ニーズが前年比で4%増加したこと。
- ・ バーゼル3 RWAの消費が前年比で7%増加し、103.3十億ユーロとなったこと。

（ ）2020年6月30日現在の経営報告書

比較可能性の目的で、29.5%のCofaceの持分の売却に係る寄与は、損益計算書の下部に個別に表示されている。

(a) 連結決算

ナティクス				
(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期 プロフォーマ	変動	
			2020年と2019年との比較 現行	恒常
純収益	3,314	4,057	(18.3)%	(19.1)%
うち事業	3,332	3,992	(16.5)%	(17.3)%
銀行業務営業費用	(2,874)	(3,044)	(5.6)%	(6.4)%
営業総利益	439	1,013	(56.6)%	(57.1)%
貸倒引当金繰入額	(482)	(140)	244.6%	

営業成績	(43)	873	(104.9)%
関連会社	(7)	11	
その他資産に係る損益	3	675	
のれん価値における変動	0	0	
税引前利益	(47)	1,559	(103.0)%
所得税	(19)	(349)	(94.7)%
非支配持分	(51)	(133)	(61.9)%
Cofaceの寄与額	(145)	33	
報告対象の純利益グループ持分	(261)	1,110	(123.5)%
費用収益比率	86.7%	75.0%	
ROE	(3.1)%	9.8%	
ROTE	(4.0)%	12.7%	

連結損益計算書に含まれる主要な項目の増減の分析

純収益

ナティクシスの純収益は、2020年上半期において3,314百万ユーロとなり、恒常為替レートで2019年上半期と比較して19.1%の減少となった。

事業分野から生じた純収益は、2019年上半期に対して恒常為替レートで17.3%減少して、3,332百万ユーロとなった。COVID-19危機により、保険部門を除き、各部門で収益は減少した。資産運用およびウェルス・マネジメント部門の純収益は、恒常為替レートで14.4%減少した。コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門の純収益は、恒常為替レートで27.8%減少した。保険部門の純収益は、5.6%増加（合計マイナス14百万ユーロの連帯基金への拠出を除くと8.9%増）し、決済部門の純収益は、4.6%減少した。

コーポレートセンターの純収益には、現在Natixis Algérieおよびナティクシスのプライベート・エクイティのランオフ事業が含まれているが、2020年上半期において、マイナス19百万ユーロとなった。この純収益には、取引日の為替レートでの外貨建てDSNの利益に係るマイナス1百万ユーロが含まれている（2019年上半期はプラス4百万ユーロであった。）。

一般営業費用および人員

経常費用は、合計2,874百万ユーロとなり、恒常為替レートで2019年上半期と比較して6.4%減少した。資産運用およびウェルス・マネジメント部門に係る費用は、恒常為替レートで5.3%減少した。コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門に係る費用は、恒常為替レートで7.2%減少した。保険部門および決済部門に係る費用はそれぞれ3.9%および4.8%増加した。コーポレートセンターの費用は、19.9%減少して284百万ユーロとなり、2019年上半期の171百万ユーロに対して単一破綻処理基金への拠出は165百万ユーロであった。

人員は、期末時点で常勤労働者が前年比で3%増の16,639人となり、ポルトにおける統制機能およびITチームの拡大後、事業分野においてわずかに1.5%増加およびコーポレートセンターにおいて5%増加した。

営業総利益

2020年上半期の営業総利益は、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで57%急激に減少して合計439百万ユーロとなった。

税引前利益

貸倒引当金繰入額は、2020年上半期において482百万ユーロとなり、合計140百万ユーロであった2019年上半期と比較して著しく増加した。主要事業における資産の割合としての貸倒引当金繰入額は、COVID-19の影響により、2019年上半期の43ベースポイントに対して、2020年上半期には145ベースポイントとなった。

関連会社からの収益は、2019年上半期のプラス11百万ユーロに対して、2020年上半期には合計マイナス7百万ユーロとなった。

その他資産に係る損益は、2019年同期の675百万ユーロに対して、2020年上半期には合計3百万ユーロとなり、このうち697百万ユーロは、2019年上半期におけるリテール・バンキング業務のBPCE S.A.への売却に起因するものであった。

2020年上半期において、**のれん価値における変動**はなかった。

したがって、2020年上半期の**税引前利益**は、2019年上半期の1,559百万ユーロに対して、合計マイナス47百万ユーロとなった。

報告対象の純利益グループ持分

経常**税金費用**は、2020年上半期において19百万ユーロとなり、実効税率はマイナス12.3%であった。

非支配持分は、2020年上半期の業績低下に従い、2019年上半期のマイナス133百万ユーロに対してマイナス51百万ユーロとなった。

Cofaceの寄与額は、現在損益計算書に個別に表示されているが、合計で2020年上半期における純利益のマイナス145百万ユーロとなった。これには、2019年上半期におけるプラス33百万ユーロと比較して、かかる売却に関連する一時的な影響（その他資産に係る損益のマイナス119百万ユーロおよび2020年第1四半期における関連会社からの収益のマイナス7百万ユーロならびに2020年第2四半期における関連会社からの収益のマイナス29百万ユーロ）が含まれている。

これにより、2020年上半期の**会計純利益**は、2019年上半期のプラス1,110百万ユーロと比較して、マイナス261百万ユーロとなった。

2020年上半期の**連結管理ROE**は、税引後でマイナス0.5%となり（経常外項目およびIFRIC第21号の影響を除く。）、ROEはマイナス2.0%となった（経常外項目およびIFRIC第21号の影響を除く。）。

2020年上半期の**連結管理ROTE**は、税引後で0.7%となり（経常外項目およびIFRIC第21号の影響を除く。）、ROTEは2.6%となった（経常外項目およびIFRIC第21号の影響を除く。）。

(b) ナティクスの主要な事業分野別分析

資産運用およびウェルス・マネジメント

資産運用およびウェルス・マネジメント				
(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期 プロフォーマ	変動 2020年と2019年との比較	
			現行	恒常
純収益	1,478	1,705	(13.3)%	(14.4)%
資産運用	1,354	1,595	(15.2)%	(16.3)%
ウェルス・マネジメント	77	63	21.9%	21.9%
従業員貯蓄制度	47	47	1.7%	1.7%
銀行業務営業費用	(1,116)	(1,163)	(4.0)%	(5.3)%
営業総利益	362	542	(33.2)%	(34.0)%
貸倒引当金繰入額	(10)	(1)		
営業純利益	352	541	(35.0)%	
関連会社	1	0		
その他資産に係る損益	2	0		
のれん価値における変動	(7)	(4)		
税引前利益	347	537	(35.4)%	
費用収益比率	75.5%	68.2%		
株式（平均）	4,613	4,385		
ROE	8.8%	13.3%		

資産運用およびウェルス・マネジメント部門の収益は、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで14%減少（現行為替レートでは13%減）し、1.5十億ユーロとなった。

費用は、恒常為替レートで5%減少（現行為替レートでは4%減）し、1.1十億ユーロとなった。

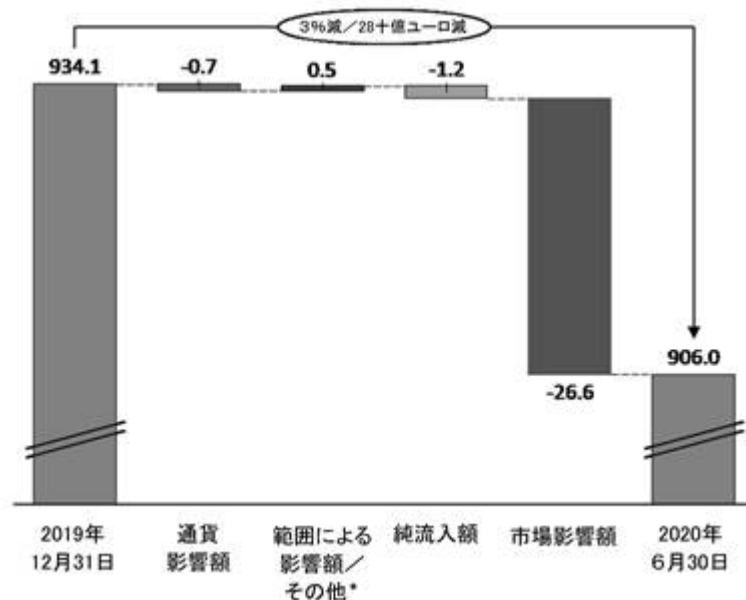
営業総利益は、恒常為替レートで34%減少（現行為替レートでは33%減）し、362.1百万ユーロとなった。

本部門のROEは8.8%であり、2019年上半期と比較して、現行為替レートで4.5ポイント減少した。

A - 資産運用

2020年6月末現在、運用資産額は906.0十億ユーロとなり、2019年12月31日現在と比較して、28.0十億ユーロ（3％）減少した（恒常為替レートでは、27.7十億ユーロ減、すなわち3％減）。これは主に、極めて不利な市場の影響、および程度は少ないものの流出額により不利益がもたらされたものであった。

当年上半期における運用資産額の変動(単位：十億ユーロ)



(*) 2020年の範囲による影響額：プライベート・エクイティにおける運用資産額の修正（0.5十億ユーロ増）に起因する。

当期中、当事業分野は、純流出額マイナス1.2十億ユーロを計上した。そのうち、マイナス4.4十億ユーロは、以下の長期商品によるものであった。

- ・ 欧州において、純流出額は合計マイナス2.7十億ユーロであった。これは主に、DNCA Investments（主にその分散型および債務商品）、Ostrum Asset Management（主にその生命保険商品）ならびにH2O Asset Management（主にその債務商品）に起因したものであったが、MirovaおよびThematics Asset Managementは、株式商品の大部分でプラスの純流入額を計上した。
- ・ アジアでは、株式商品における流出額は合計マイナス1.2十億ユーロであった。
- ・ 米国では、純流入額は合計1.7十億ユーロであった。これは主にWCM Investment Management（株式商品）およびLoomis Sayles & Co（債務商品）に起因したものであり、Harris Associates（株式商品および分散型商品）により部分的に相殺された。
- ・ プライベート・エクイティ会社からの純流入額は1.0十億ユーロとなり、これは主に代替商品において、Vauban Infrastructure PartnersおよびMV Creditにより創出されたものであった。

販売プラットフォームであるNIM International DistributionおよびNIM US Distributionの当期における純流入額は、770.0百万ユーロであった（それぞれ、6.5十億ユーロ増および5.8十億ユーロ減）。

2020年上半期における平均運用資産額は849.5十億ユーロとなり、ユーロの恒常為替レートで前年と比較して減少した（0.5％減）。運用資産額に係る利益率は、2019年上半期（29.8ポイント）と比較して、恒常為替レートで2％減少して27.8ポイントとなった。

2019年6月末現在の運用資産額は、以下のとおりの内訳となる。すなわち、債券商品（29.6％）が優勢であり、株式商品（27.9％）および生命保険（20.2％）が続いていた。

2020年6月30日現在、純収益は、2019年6月30日現在と比較して、恒常為替レートで16％減少（現行為替レートでは15％減）し、1,353.5百万ユーロであった。これは、主に欧州のH2Oにおける成功報酬の急激

な減少、米国および欧州における管理手数料の減少（大部分は米国の関係会社の業績悪化に関連した利益率の低下）ならびにシード・マネー・ポートフォリオの評価額へのマイナスの影響を受けた金融商品の減少により不利益がもたらされたものであったが、その他の営業収益により部分的に相殺された。

費用は1,002.2百万ユーロとなり、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで6%減少した（現行為替レートでは4%減）。これは、主に所得の変化に関連した変動報酬（主に米国およびフェデレーションにおける減少）、および程度は少ないが運営費用（文書化および市場データの費用増加を上回る、公衆衛生上の危機に起因した交通費、接待費、通信費および広告費の減少）によるものであるが、固定内部人件費（事業拡大に伴う人員増加）およびIT費用（ツールの開発およびプロジェクトの実施）の増加により部分的に相殺された。

B - ウェルス・マネジメント

2020年上半期において、主にMassena Partnersのネットワークおよび57百万ユーロの純流入額によりもたらされたB2Bプライベート・バンキング事業の好調により、**ウェルス・マネジメントの純流入額は75百万ユーロとなった**。

運用資産額は、28.5十億ユーロとなり、前年比で安定的であったが、これは第1四半期の極めて不利な市場の効果により不利益がもたらされたものであった。Massenaの買収からの範囲による影響は、合計1.5十億ユーロとなった。

同時に、**貸付残高**は1.4%増加して、2.1十億ユーロとなった。

2020年上半期において、**当事業分野の純収益は**、2019年上半期と比較して22%増加（13.9百万ユーロ増）し、**合計77.3百万ユーロとなった**。Massena Partnersの範囲による影響について修正されると、この増加は10%となる。この増加は、主に取引手数料の高い業績、堅実な金融業務の利ざやおよびその他の手数料における利益の増加（仕組商品）に起因するものである。

費用は、2019年上半期と比較して1%減少し、**75.9百万ユーロとなった**。Massena Partnersの範囲による影響について修正されると、費用管理のための活動を織り込むことにより、費用は2019年上半期と比較して11%の減少となる。

C - 従業員貯蓄制度

2020年6月末現在の運用資産額は、合計25.9十億ユーロとなり、2019年12月31日現在と比較して1.1十億ユーロまたは4%の減少であった。これは、極めて不利な市場の効果（6月末現在で1.8十億ユーロ減）および755百万ユーロの純発行額を背景としたものである。

2020年上半期の平均運用資産額は、合計25.2十億ユーロとなり、2019年上半期と比較してマイナス10%となった。

2020年6月30日現在の純収益は、2019年6月30日現在と比較して2%増加し、47.5百万ユーロとなった。これは、運用資産額の利益率の向上に関連した管理手数料の増加によるものであった。

費用は、2019年上半期と比較して4%減少し、38.1百万ユーロとなった。これは主に運営費用の減少（主に公衆衛生上の危機による交通費、接待費、通信費および広告費の減少ならびに費用削減策）および完了したITプロジェクト数の増加によるものであった。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングならびにトレジャリーおよび担保管理

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期 プロフォーマ	変動 2020年と2019年との比較	
			現行	恒常
純収益	1,207	1,654	(27.0)%	(27.8)%
グローバル・マーケット	386	785	(50.8)%	(51.1)%
フィックスド・インカム	646	554	16.5%	15.6%
株式	(206)	242	(185.1)%	(184.9)%
XVAデスク	(54)	(12)	351.6%	351.6%

ファイナンス	628	670	(6.3)%	(7.5)%
インベストメント・バンキング	204	177	15.0%	14.2%
その他の項目	(11)	22	(147.6)%	(143.7)%
銀行業務営業費用	(1,034)	(1,105)	(6.5)%	(7.2)%
営業総利益	173	549	(68.5)%	(69.0)%
貸倒引当金繰入額	(469)	(134)	249.2%	
営業成績	(296)	414	(171.5)%	
関連会社	5	6	(15.2)%	
その他資産に係る損益	0	(15)		
のれん価値における変動				
税引前利益	(291)	405	(171.9)%	
費用収益比率	85.7%	66.8%		
株式（平均）	6,939	6,687		
ROE	(6.2)%	8.6%		

2020年上半期において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの純収益は合計1,207百万ユーロとなり、これは2019年上半期から恒常為替レートで27.8%の減少であった。

資本市場の収益は、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで51.1%減少し、2020年は合計386百万ユーロとなった。

債券、外国為替、信用、コモディティおよびトレジャリー業務による収益は、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで15.6%減少し、2020年上半期には646百万ユーロとなった。各セグメントにおいて、下記の変動が見られた。

- ・ **債券および外国為替**の収益は16.9%増加し、**債券**の事業は、売上の低迷および低金利の継続に起因して17.5%減少し、**外国為替**の事業は、当年の最初の4ヶ月間における為替の急激な変動が顧客からヘッジの大きな需要を生み出したことにより、91.3%急増した。
- ・ **信用供与業務**による収益は、2019年上半期と比較して12.3%減少した。これは、証券市場の低迷により不利益がもたらされたものであった。
- ・ **回収業務**における収益は、現在フィックスド・インカムおよび株式の間で均等に分割されているが、2019年上半期と比較して4.2%の減少に限られた。これは、ソブリン債が基礎証券の減少および配当支払いに関する変更によるマイナスの影響を軽減する一助となったことによるものである。

収益は206百万ユーロの減少となったが、**株式業務**は、株式市場における急激なボラティリティおよびエクイティ・デリバティブの事業分野のエクスポージャーに強い影響を与えた配当支払い方針の変更があった上半期の過酷な市場環境に耐えた。

ジョイントベンチャーからの収益（すなわち、チームの連携を確保するためにグローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキング間で収益が均等に配分される。）は、2020年上半期において好調だった。

戦略および買収ファイナンスの収益は、主にPGE政府保証債による融資に対する法人顧客の堅実な需要に支持されたことにより、19.4%増加した。

債券市場におけるシンジケーションによる収益は、2020年上半期における非常に活動的な債券発行市場および顧客セグメントにおいて、2019年上半期と比較して32.1%増加した。

TTS（トレード・アンド・トレジャリー・ソリューションズ）および**映画産業ファイナンス**（Coficiné）を含む**ファイナンス**の収益は628百万ユーロとなり、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで7.5%減少した。

オリジネーションおよびシンジケーションの収益は、2019年上半期と比較して27.3%減少したが、これは各部門における業務の急激な低迷によるものであった。コモディティにおける第1四半期の石油価格の急落、COVID-19危機を背景とした航空機および2020年上半期に閉鎖された米国における不動産金融証券化市場が挙げられる。2020年上半期において、**ファイナンス・ポートフォリオ**の収益は、恒常為替レートで4.1%の減少に限られた。かかる減少は、組成が少ない状況が目立ったファイナンス・ポートフォリオの純受取利息で観察されたが、流動性枠の縮小の急増および新規融資の許可により支持されたコーポレート・ポートフォリオにおける利ざやの増加により部分的に軽減された。ENR（エネルギーおよび天然資

源)ならびに貿易金融の収益は、1バレル当たりの平均原油価格が昨年より低下したことにより、恒常為替レートで16.2%に低下した。

M&A業務を含むインベストメント・バンキングによる収益は、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで14.2%増加し、累計204百万ユーロの収益を計上した。

2020年6月30日現在、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの費用は、合計1,034百万ユーロとなり、2019年上半期と比較して、現行為替レートで6.5%および恒常為替レートで7.2%減少した。2019年上半期において、財務コミュニケーションの経常外項目として分類された転換および事業効率費用6百万ユーロを除くと、費用は、変動費の減少および費用管理の厳格化により、恒常為替レートで6.7%の減少となった。

営業総利益は、2019年上半期と比較して、恒常為替レートで69.0%減少し、合計173百万ユーロとなった。2020年上半期の費用収益比率は85.7%であり(IFRIC第21号の線形化の影響を含めると、84.1%となる。)、これは2019年上半期(66.7%)と比較して19.0ポイント悪化した。

貸倒引当金繰入額は468百万ユーロとなり、2019年上半期と比較して急激に増加した。これは、コモディティ部門のいくつかのローンに対するリスクの悪化ならびに不正およびIFRS第9号の引当金設定基準の影響によるものであった。

税引前利益は、プラス405百万ユーロであった2019年上半期と比較して、現行為替レートでマイナス291百万ユーロとなったが、これはその他の資産に係る損益のもとで2019年第1四半期に経常外項目として計上されたブラジルの子会社の売却に係るキャピタル・ロス(14.5百万ユーロ)が含まれる。

2020年上半期の税引後ROEは、2019年上半期(8.6%)と比較してマイナス6.2%となった。

保険

保険			
(単位: 百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期 プロフォーム	変動 2020年と2019年との比較
純収益	449	425	5.6%
銀行業務営業費用	(250)	(241)	3.9%
営業総利益	199	184	7.9%
貸倒引当金繰入額			
営業成績	199	184	7.9%
関連会社	(13)	5	
その他資産に係る損益 のれん価値における変動			
税引前利益	186	189	(1.8)%
費用収益比率	55.7%	56.7%	
株式(平均)	930	900	
ROE	27.2%	28.8%	

2020年上半期は、COVID-19のパンデミックに特徴づけられた。事業活動は、ロックダウン期間中に大幅に鈍化させられた。

直接事業プレミアムは3.9十億ユーロで、生命保険の流入額は2019年上半期と比較して27%減少した。ユニットリンク資産のプレミアムは合計1.4十億ユーロとなり、総流入額合計の36.4%を占めた。これは、2019年上半期と比較して8ポイントの減少であり、5月末の相場平均を1.4ポイント上回る。「ユーロ」ファンドに投資された総流入額は、35%減少して2.5十億ユーロとなった。

個人保護保険および債務返済補償保険(ADE)のプレミアム(507百万ユーロ)は、引続き増加した(3%増)。個人保護保険のプレミアムは、主に現在の業務の38%を占めるCaisses d'Epargneネットワーク(19%)により11%増加した。債務返済補償保険は、公衆衛生上の危機のプールキン法の改正による重大な影響を受けず、安定的であった。

損害保険のポートフォリオは、4%増加して合計6.3百万件の契約となった。総売上高は、公衆衛生上の危機に関連した2ヶ月間のロックダウン期間により、16%減少した。獲得したプレミアムは、Caisses d'EpargneおよびBanques Populairesネットワークと同じ領域の事業成長(それぞれ5%増および6%増)

に伴い、6%増加して820百万ユーロとなった。かかる増加は主要商品により促進され、ポートフォリオの増加および最新の関税に基づき、自動車保険が5%の増加、マルチリスク住宅保険が7%の増加、個人アカウント/マルチリスク・アカウント保険が6%の増加となった。

保険事業の純収益は、2019年と比較して5.6%増加し、合計449百万ユーロとなった。これは、以下の要因によるものである。

- ・ 個人保険の純収益の11%の増加。これは、残高の増加（7%）に後押しされたが、公衆衛生上の危機および金融市場の低迷の影響を受けた（既存の株式ヘッジにより緩和された。）。また、収益も増加したが、これは（前年の最終決算の更新に関連した）ADEのための保険金請求費用が減少し、個人保護保険において見られた休業補償に係る保険金請求も悪化したものの、個人保護保険および債務返済補償保険により抑えられたためであった。
- ・ ロックダウンによる個人顧客向け商品、特に自動車セグメントにおける保険金請求費用の激減による損害・災害保険の6%の増加。合算比率は、2019年上半期の89.7%から改善され、合計87.8%となった。
- ・ マイナス14百万ユーロの影響を与えた、フランス政府により設立された保険連帯基金に対する一時的な拠出。

営業費用は250百万ユーロに達し、3.9%増加した。この増加は、ニュー・ディメンション計画に基づく目標の実施、すなわち事業成長の支援ならびに戦略計画、特に#INNOVE2020の実施の推進を反映している。

営業総利益は、7.9%増加して199百万ユーロとなった。

関連会社の利益は、以下により影響を受けた。

- ・ レバノンの決済不履行：2020年第1四半期から銀行保険会社のADIR（34%保有）の14百万ユーロの価値の減損が計上された。
- ・ 2019年上半期における3.1百万ユーロと比較して、BPCE IARDの限定的な0.5百万ユーロの拠出。これは、主に公衆衛生上の危機を受けたレストランの経営者のための営業損失補償の保険金請求費用の悪化によるものであった。

本部門のROEは27.2%であり、前年同期比で1.6ポイント下落した。

決済

決済			
(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期 プロフォーマ	変動 2020年と2019年との比較
純収益	198	208	(4.6)%
銀行業務営業費用	(190)	(181)	4.8%
営業総利益	8	27	(68.9)%
貸倒引当金繰入額	2	(1)	
税引前利益	10	26	(60.5)%
費用収益比率	95.8%	87.2%	
株式（平均）	397	365	
ROE	3.7%	9.6%	

2019年に引き続き、決済部門は、フランスでロックダウンとなるまで、その業務において力強い成長を示した。2020年2月末現在、2019年2月末現在と比較して、電子決済取引は9%の増加を達成し、レストラン・バウチャーの発行は11%に増加し、eコマースの取引高は29%の増加となった。

公衆衛生上の危機もまた、3月中旬から本部門の活動に著しい悪影響を与えた。電子決済取引は、2019年4月/5月と比較して、2020年4月/5月において合計で35%急落し、同期におけるレストラン・バウチャーの発行は16%急落した。

それにもかかわらず、この期間において、eコマースは成長が見られ、特にPayplugは、販売チャネルを広げようとする中小企業に対してその決済商品の質を効果的に示すことにより、2020年第2四半期において良い業績を上げた（2019年第2四半期と比較して179%減）。同様に、小売業者のための非接触型決済は

引続き増加（2019年第2四半期と比較して2020年第2四半期において20%増）し、リアルタイム決済振替は、2020年第2四半期において5百万取引件数を達成した。

2020年上半期末において、決済部門の活動水準は、事業全体で2019年6月とほぼ同じとなり、本部門は成長軌道に戻った。

決済部門の収益は、2019年上半期と比較して、**5%減少**（9.6百万ユーロ減）し、**198.4百万ユーロ**となった。本部門の収益悪化は、大部分が過去の決済フローの処理機能およびサービス・パウチャー事業（決済取引は減少し、パウチャーの製造は中断され、レストラン、店、文化的施設および観光地などの販売場所は閉鎖された。）によるものであったが、フィンテック（すなわちPayplug）からのeコマースの収益は急増し、その他の業者向けの事業活動（特に第三者回収）の収益減少を相殺した。

決済部門の費用は、合計190.1百万ユーロとなり、2019年上半期と比較して5%増加した。運営費用の減少（主にコンサルティング費用、通信費、広告手数料ならびに交通費および接待費のすべてが公衆衛生上の危機を受けて減少した。）および当期に完了したプロジェクトの増加は、当部門の業務の開発に必要な人的投資およびIT投資を相殺するには至らなかった。

全体として、**営業総利益**は69%減少して8.3百万ユーロとなった。

本部門のROEは3.7%となり、2019年上半期と比較して5.9ポイント改善された。

コーポレートセンター

コーポレートセンター（トレジャリーおよび担保管理を除く）

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期 プロフォーマ	2020年 / 2019年の変動	
			現行	恒常
純収益	(19)	65	(128.9)%	(129.8)%
Algeria	28	33	(16.2)%	(14.9)%
NPE	(5)	0		
事業横断型機能	(42)	32		
銀行業務営業費用	(284)	(354)	(19.8)%	(19.9)%
営業総利益	(302)	(289)	4.7%	4.0%
貸倒引当金繰入額	(5)	(4)	35.5%	
営業成績	(308)	(293)	5.2%	
関連会社	0	0		
その他の資産に係る損益	2	690		
のれんの価値の変動	7	4		
税引前利益	(299)	402	(174.4)%	

コーポレートセンターの**純収益**は、2019年6月末現在のプラス65百万ユーロと比較して、2020年6月末現在では合計マイナス19百万ユーロとなった。

A - Natixis Algérie

恒常為替レートでは、2019年上半期と比較して、短期平均貸付残高は14%減少し、中期および長期貸付残高は12%減少した。これは、2019年以降のアルジェリアの経済および政治状況により不利となったことによる。顧客預金も4%増加し、特に大口顧客の堅調な活動を背景に、定期預金が増加した。

オフバランスシートコミットメントは、信用状の増加により安定的であったが、保証の再発行は、公開市場における活動の減少および海外の企業投資の減少により依然として圧迫された。

Natixis Algérieは、2019年上半期と比較して16%減の28百万ユーロの**純収益**を計上した。為替レートの影響を除くと、純収益は15%減少した。これは、アルジェリア政府が2020年3月以降の外国為替取引に係るマージンを（1%から）0.10%まで引き下げると決定したことに伴い、かかる取引に関する手数料収入が減少したことおよび中期的な信用供与業務における取引量減少の影響により純受取利息が減少したことにより起因したものであった。これらの減少は株式投資の増加（銀行間市場における長期国債および投資の増加）により部分的に相殺された。

B - Natixis Private Equity (NPE)

Natixis Private Equityは撤退戦略を追求し、その事業規模を2019年上半期と比較して34%縮小させた。

2019年上半期と比較して、キャッシュアットリスクのコミットメントは41%減少し、2020年6月30日現在において合計37.6百万ユーロとなった（主にベンチャー・ファンドの減価償却に起因する。）。オフバランスシートコミットメントは、2019年上半期と比較して4%減少し、13.6百万ユーロとなった。これは主に2019年第3四半期における資金需要（Ventech Fファンド）に起因したものであった。

純収益は、2019年上半期と比較して4.2百万ユーロ減少し、マイナス4.6百万ユーロ（主にベンチャー・キャピタル・ファンドに係る減損およびSolocalの上場株式投資に係る割引）となった。

C - 事業横断型機能

事業横断型機能は、2019年6月末現在のプラス32百万ユーロと比較して、2020年6月末現在は合計マイナス42百万ユーロの純収益を計上した。

- ・ ドル建ての極端な劣後債の為替レートの変動は、前年のプラス4百万ユーロと比較して、2020年6月末現在はマイナス1百万ユーロとなった。
- ・ FVAヘッジは、2019年6月末現在のプラス15百万ユーロと比較して、2020年6月末現在ではマイナス18百万ユーロであった。

これらの項目を除くと、2019年上半期におけるプラス13百万ユーロと比較して、2020年上半期の純収益はマイナス23百万ユーロとなり、基本的に以下により構成される。

- ・ トレジャリーおよびALM業務からの収益は、Comèteの取引残高の償却が終了したこと、ならびに為替および金利の影響により減少した。
- ・ 大部分がGroupe BPCE傘下の事業体への支援業務による再請求費用であり、BPCE S.A.に対するリテール・バンキング事業の売却に伴い、再請求は減少している。

コーポレートセンターの費用は、2019年6月末現在の354百万ユーロと比較して、2020年6月末現在は合計284百万ユーロとなった。

- ・ 2019年上半期の170百万ユーロに対し、2020年は合計165百万ユーロとなった単一破綻処理基金への拠出金。
- ・ かかる項目を除くと、2020年上半期の費用は、2019年上半期の184百万ユーロと比較して、合計118百万ユーロとなった。これらは主に以下で構成される。
 - ・ 2020年において、ナティクスの事業分野に対する支援業務の再分配純額である67百万ユーロの費用。これは、2019年上半期と比較すると40百万ユーロの減少となったが、かかる減少は支援業務により生じた預貯金および変動報酬の調整に起因したものであった。2020年上半期において51百万ユーロとなったかかる費用の差額は、BPCE S.A.に対するリテール・バンキング事業の売却を受けて設置されたサービスの一部として、主にBPCEの事業体に再請求された。
 - ・ 事業横断型費用は、2019年上半期と比較して21百万ユーロ減少して、33百万ユーロとなった。これは主に、変動報酬項目に関連している。

営業総利益は、2019年6月末現在のマイナス289百万ユーロと比較して、2020年6月末現在はマイナス302百万ユーロとなった。

コーポレートセンターの貸倒引当金繰入額は、主にアルジェリアへの拠出金により、2019年上半期のマイナス4百万ユーロと比較して、2020年上半期はマイナス5百万ユーロとなった。

税引前利益は、リテール・バンキング業務のBPCE S.A.への売却による資本拠出により、2019年6月末現在のプラス402百万ユーロと比較して、2020年6月末現在はマイナス299百万ユーロとなり、その他の資産に係る利益においてプラス697百万ユーロで計上されたことを示している。

貸倒引当金繰入額

2020年6月30日現在の貸倒引当金繰入額はマイナス482百万ユーロとなり、そのうちマイナス388百万ユーロが不良債権であり、マイナス94百万ユーロが正常債権における引当金であった。2019年6月30日現

在、貸倒引当金繰入額はマイナス140百万ユーロとなり、そのうちマイナス127百万ユーロが不良債権であり、マイナス13百万ユーロが正常債権における引当金であった。

部門別の貸倒引当金繰入額合計

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	(469)	(134)
保険	0	0
資産運用およびウェルス・マネジメント	(10)	(1)
決済	2	(1)
コーポレートセンター	(5)	(4)
貸倒引当金繰入額合計	(482)	(140)
Cofaceの事業体	0	(1)
合計	(482)	(141)

地理的地域別の貸倒引当金繰入額合計（2019年、Cofaceを除く。）

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
アフリカおよび中東	(27)	(12)
中央およびラテンアメリカ	(41)	9
北米	(106)	(53)
アジアおよびオセアニア	(136)	(6)
東欧	(1)	(1)
西欧	(171)	(77)
貸倒引当金繰入額合計	(482)	(140)

別表 - 連結決算

1. 2020年上半期における経營業績を連結決算へと調整

ナティクス - 2020年上半期

(単位： 百万ユーロ)	2020年 上半期	特別項目						2020年 上半期		2020年 上半期
	インベ スター・リ レーショ ンズ	資産運用 およびウェ ル・マネジ メント	コーポレー ト・バンキ ングおよび インベスト メント・バ ンキング	保険	決済	コーポ レートセ ンター	Coface	修正再表示	Cofaceの 再分類	公表値
純収益	3,328		0	(14)		(1)		3,314		3,314
銀行業務営業費用	(2,857)	(7)	0		(3)	(7)		(2,874)		(2,874)
営業総利益	471	(7)	0	(14)	(3)	(7)		439		439
貸倒引当金繰入額	(482)					0		(482)		(482)
営業成績	(11)	(7)	0	(14)	(3)	(7)		(43)		(43)
関連会社	7			(14)		0		(7)	(33)	(40)
その他資産に係る 損益	3					0		3	(112)	(109)
のれん価値におけ る変動	0					0		0		0
税引前利益	(1)	(7)	0	(28)	(3)	(7)		(47)	(145)	(192)
所得税	(28)	2	0	4	1	2		(19)		(19)
非支配持分	(51)	0				0		(51)		(51)
Cofaceの寄与額	3					0	(148)	(145)	145	0
報告純利益グルー プ持分	(77)	(5)	0	(24)	(2)	(5)	(148)	(261)		(261)
費用収益比率	85.8%							86.7%		86.7%

2. 2019年上半期における経營業績を連結決算へと調整

ナティクス - 2019年上半期

	2019年 上半期	特別項目						2019年 上半期		2019年 上半期	
	インベ スター・リ レーショ ンズ	コーポレー 資産運用 およびウェ ル・マネジ メント・バ ジメント	ト・バンキ ングおよび インベスト メント・バ ンキング	保険	決済	コーポ レートセ ンター	Coface	修正 再表示	処分 による 影響の 範囲	Cofaceの 再分類	公表値
(単位： 百万ユーロ)											
純収益	4,053		0			4		4,057	22	356	4,436
銀行業務営業費用	(3,018)	(5)	(6)	(2)	0	(13)		(3,044)	(22)	(252)	(3,319)
営業総利益	1,035	(5)	(6)	(2)	0	(9)		1,013	0	104	1,117
貸倒引当金繰入額	(140)					0		(140)	0	(1)	(141)
営業成績	895	(5)	(6)	(2)	0	(9)		873	0	103	976
関連会社	11					0		11	0	0	11
その他資産に係る 損益	(7)		(15)			697		675	0	2	678
のれん価値におけ る変動	0					0		0	0	3	3
税引前利益	899	(5)	(21)	(2)	0	688		1,559	0	108	1,668
所得税	(278)	2	2	1	0	(75)		(349)	0	(30)	(379)
非支配持分	(100)					(33)		(133)	0	(45)	(178)
Cofaceの寄与額	34					0	0	33	0	(33)	0
報告純利益グルー プ持分	555	(3)	(19)	(1)	0	579	0	1,110	0	0	1,110
費用収益比率	74.5%							75.0%		70.8%	74.8%

() 定義および代替業績指標

Cofaceの持分の29.5%を処分して同社を連結対象から除外したことを反映するため、ナティクシスの損益計算書の表示が修正された。Cofaceの残存寄与額は、損益計算書の下部に別途表示されている。金融投資のその他の構成要素(Natixis Algérie、ランオフされた設備投資)は、現在はコーポレートセンターに組み込まれている。この経営報告書の公表における比較可能性を担保するため、2019年の数値は、新組織に従い表示される。

なお、銀行業務の分離に係るフランスの法の要件を遵守するため、以前はグローバル・マーケットの一部であった、短期トレジャリーおよび担保管理の業務は、2017年4月1日に財務部門に移された。それにもかかわらず、互換性を確保するために、経営報告書においてCIBに言及する場合には短期トレジャリーおよび担保管理業務を含むCIBを指すものとする。

さらに、**部門の業績の評価**に利用される基準は、ニュー・ディメンション計画について定義された以下の基準である。

- ・ バゼル3の平均リスク加重資産の10.5%に基づく事業分野に分配される規制上の自己資本
- ・ 2%の資本利益率

なお、ナティクシスの事業分野の業績は、バゼル3の規制枠組に従って表示されている。保険事業に特有である資本配分は、CRD4およびCRR(「デンマーク妥協」)に置き換えられたとおり、保険会社の投資のためのバゼル3の会計上の取扱いに基づいている。

様々な事業分野によって創出された利益を断定するために適用される規則は、以下のとおりである。

- ・ 割り当てられた規制上の自己資本の利益率を各事業部門が記録していること。慣例により、標準自己資本の利益率は、2%である。
- ・ 各部門を構成する事業体の発行済株式資本利益率が除去されていること。
- ・ Tier2劣後負債の費用が、それぞれの規制上の自己資本に比例して各部門に請求されていること。
- ・ 各部門にナティクシスの諸経費の大部分についての金額の請求書が送られていること。請求書が送られない部分は、ナティクシスの諸経費合計の3%未満(単一破綻処理ファンド(SRF)を除く。)である。SRF拠出金はコーポレートセンターが負担し、各部門には再請求されない。

超劣後債務(DSN)は持分金融商品として分類され、すなわち、かかる商品に係る利息費用は、損益計算書において認識されていない。

ナティクスおよび各事業分野のROEおよびROTEは、以下のとおり計算される。

- ・ **ナティクシスのROE**を求めるために使用される利益の測定値は、純利益(グループ持分)からDSNの税引後利息費用を差し引いたものである。株式資本は、IFRSが定義した平均グループ持分株主資本であり、配当金を支払い(平均ハイブリッド負債を除く。)、株主資本として認識される未実現または繰延の損益(OCI)を除いた後のものである。
- ・ **事業分野のROE**の計算は、以下に基づく。
 - ・ 分子に関しては、事業分野の税引前利益。前述の規則のとおり、これに対して標準税率が適用される。標準の税率は、ナティクシスの企業が事業を行う法域における納税義務の条件を考慮して、各部門について決定される。これは年に1度決定され、当年度における繰延税金に関連する潜在的な変更については考慮に入っていない。
 - ・ 分母に関しては、部門に割り当てられたRWAの10.5%の基準で計算された標準自己資本と事業分野に関連するのれんおよび無形資産を足した額。
- ・ **ナティクシスのROTE**は、分子に関しては、純利益(グループ持分)から税引後の優先株に係るDSNの支払利息を除いた額を用いて計算される。使用される株主資本は、IFRSに従った平均株主資本(グループ持分)であり、配当金を支払い、平均ハイブリッド負債、平均無形資産および平均のれんを除いた後のものである。

() 2020年3月31日付プレスリリース

本日ナティクスの取締役会が開催され、COVID-19危機の財政的影響の不透明さがある中での配当に関して、欧州中央銀行（ECB）が2020年3月27日付で策定した勧告に従うことを決定した。

したがって、取締役会は、2020年5月20日に予定された年次総会において、1株当たり0.31ユーロの2019事業年度の配当支払いの承認を求める決議を行わない予定であり、またかかる配当は2019年の収益の充当に関する取締役会から総会への決議案から除外される。

結果としてナティクスは、ブルーデンシャルな観点からCET 1比率から控除されていた2019事業年度の配当支払いを行う予定であり、これによりナティクスの資本基盤は最大100ベースポイント上昇する。また、ECBによる現行の勧告に従い、ブルーデンシャルな観点から、2020年を通じて配当金は計上されない予定である。

ナティクスの取締役会は、2020年10月1日以降、その時々的一般情勢によっては配当を行うことができるようにするため、当該決定を再検討する予定である。

ナティクスの最高経営責任者であるフランソワ・リアイ氏は、以下のとおり述べた。「COVID-19が流行している現在の厳しい情勢の中、当行のチームは、各事業分野において私たちのクライアントを支援するために総力を挙げている。それは目下、当行の最優先事項であり、だからこそ当行は、今後数ヶ月にわたり当行のリソースをクライアントに行き渡らせられるよう、欧州中央銀行による勧告に従っている。株主のリターンは依然として当行のアセット・ライト・モデルの重要な特徴であるが、この未曾有の状況下においては、慎重な手法を用いること、また、当行の配当方針に一時的な例外を設けることは妥当である。」

() 2020年5月18日付プレスリリース

ナティクスは、シェールオイルおよびシェールガスから退くことを表明し、石炭産業からの完全な撤退を加速させる。

ナティクスは本日、そのエネルギー・気候移行政策において2つの新たな誓約を表明した。ナティクスは今後、シェールオイルおよびシェールガスの探鉱および生産を目的としたプロジェクトまたはこれらの分野に積極的に従事する企業に対して融資を行わない。ナティクスはまた、欧州連合およびOECD諸国においては2030年まで、その他の国々においては2040年までに、石炭火力産業から完全に撤退するためのタイムテーブルを設定したほか、今後は石炭火力または石炭鉱業において新たな発電開発を行う企業を支援しないことを決定した。

ナティクスは、2017年には既にタールサンドおよび重油から石油の抽出を行うプロジェクトおよび企業への融資を停止することを決定したが、現在はこの方針をさらに遂行し、シェールオイルおよびシェールガスの探鉱および生産に積極的に従事するプロジェクトおよび企業へとその対象を拡大している。ナティクスは今後、世界全体のシェールオイルおよびシェールガスの探鉱および生産に関するプロジェクトに対して融資を行わず、また、事業の25%超をシェールオイルおよびシェールガスの探鉱および生産に依拠する企業への融資を停止することを約束する。

2015年10月、ナティクスは石炭火力産業に関するすべてのプロジェクト・ファイナンスを停止し、1年前には一般目的ファイナンスに係る基準を強化し、世界全体で事業の25%超を石炭火力発電に依拠する企業を除外した。ナティクスは現在、石炭部門から完全に撤退することを公約に掲げている。ナティクスは今後、石炭火力または石炭鉱業において新たな発電開発を行う企業を支援せず、欧州連合およびOECD諸国においては2030年まで、その他の国々においては2040年までに、石炭火力産業から完全に撤退する予定である。

石炭火力産業からの撤退に向けたこの時間枠は、国際エネルギー機関(IEA)による持続可能な開発シナリオ(SDS)に沿ったものである。当該目標を達成するため、ナティクスは、とりわけエネルギー事業のクライアントとの対話を強化し、クライアントの事業構成が、各地域的領域における当行の公約に適合し得る範囲を分析する予定である。ナティクスは、石炭火力または石炭鉱業において新たな発電開発を行うクライアントとの関係を停止する予定である。

ナティクスは、過去数年にわたり低炭素経済への移行に関する専門性を高めてきた。2019年には、再生可能エネルギーがエネルギー発電部門における融資の90%超を占めた。パリ協定以来、ナティクスは、6.1GWの再生可能エネルギーの設備容量に資金提供を行った。

ナティクスはまた、投融資ポートフォリオのグリーン化を積極的に管理するためのツールであるグリーン・ウェイトング・ファクターを世界で初めて導入した銀行である。同制度は2019年9月に導入され、各ファイナンス案件の実行前に気候変動への影響を体系的に評価するものである。この内部資本配分メカニズムは、環境および気候に最も良い影響を与えるファイナンス取引を促進させる。

ナティクスの最高経営責任者であるフランソワ・リアイ氏は、以下のとおり述べた。「COVID-19に関連する現在の危機は、地球温暖化防止に向けたエネルギー転換を強化する機会となるはずである。ナティクスは、当行のクライアントが事業構成を長期的に移行させることを継続して支援し、具体的かつ革新的なファイナンス・ソリューションを彼らに提供するため、誓約を新たにする。」

() 2020年6月23日付プレスリリース

カトリーヌ・ルブラン氏およびフィリップ・ウルダン氏がナティクシスの取締役役に任命される。

ナティクシスの取締役会が2020年6月23日に開催され、ベルナール・デュピュイ氏の後任としてBanque Populaire Grand Ouestの取締役会会長であるカトリーヌ・ルブラン氏およびティエリ・カーン氏の後任としてBanque Populaire du Nordの取締役会会長であるフィリップ・ウルダン氏が任命された。

カトリーヌ・ルブラン氏は、フランス西部の12の業務部門をカバーする2つのブランドであるBanque PopulaireおよびCrédit Maritimeを有するBanque Populaire Grand Ouestの取締役会会長である。同氏は、そのキャリアを通じて、パリ商工会議所の財務部長および人事部長を、また、その後はHECビジネススクールのCPAビジネス・トレーニングセンターの開発責任者を務めた。同氏は、2018年末までの11年間にわたりESSCAビジネススクールのグループ長を務め、フランスの5つの主要地域で当該スクールを展開し、同グループの国際的なプレゼンスと名声を高めた。

カトリーヌ・ルブラン氏は、2010年よりGroupe BPCEの有するBanque Populaire Grand Ouestの取締役を務めており、2019年より取締役会会長を務めている。

フィリップ・ウルダン氏は、France Rail Publicitéにおいて営業としてそのキャリアを開始した後、リールにある同社の地域統括責任者に就任した。同氏は1983年に広告出版社Epureに営業部長として入社し、1986年にはフランス産業省の特別顧問に任命された。同氏は1988年に印刷グループTechniphotに営業部長として入社し、1994年から2018年にかけてSAS Investissement et actionsの会長を務めた。フィリップ・ウルダン氏はまた、2016年よりオー・ド・フランス地域圏の商工会議所長を、2017年よりNorlink Portsの会長を、また、CCIWEBSTORE SASの取締役を務めている。

フィリップ・ウルダン氏は、2016年よりGroupe BPCEの有するBanque Populaire du Nordの取締役会会長を務めている。同氏はまた、2018年よりBPCE Financementの取締役を務めている。

() 2020年6月29日付プレスリリース

ナティクスおよびLa Banque Postaleが欧州をリードする資産運用会社を設立する。

6月28日、ナティクスおよびLa Banque Postaleは、2019年12月に発表したとおり、各々の債券および保険関連資産運用事業を統合し、大規模な機関顧客向けに、415十億ユーロ超の運用資産を有する欧州のリーダーたる会社を設立する契約に調印した。

Ostrum Asset ManagementおよびLa Banque Postale Asset Managementの合併事業体による債券および保険関連資産運用事業の統合は、必要な規制当局の承認の取得を条件として、2020年第4四半期に完了する予定である。

バランスの取れたガバナンス体制

ナティクスおよびLa Banque Postaleは、バランスの取れたガバナンス体制の一環として、それぞれの子会社であるNatixis Investment ManagersおよびLa Banque Postale Asset Managementを通じて、合併事業体のそれぞれ55%および45%の株式を所有する。

Ostrum Asset Managementの最高経営責任者であるフィリップ・セトボンが、新設される事業体のトップとなる。本年9月1日にLa Banque Postale AMの業務執行役員会に加わるマテュー・シューラが、新設される合併事業体のCEO代理を務めるとともに、本取引の完了後、Ostrum AMに入社する。

フィリップ・セトボンおよびマテュー・シューラとともに、本事業体のエグゼクティブ委員会は、Ostrum AMおよびLBP AMの両方から抜擢される以下の資産運用の専門家により構成される。

- ・ イブライマ・コバール (CIO)
- ・ ギヨーム・アベル (事業開発担当部長)
- ・ ヴァレリー・ドランビュール (ファイナンス、戦略および変革担当部長)
- ・ ジュリアン・ランボー (オペレーション・IT/テクノロジー担当部長)
- ・ エマニュエル・ポルテル (コンプライアンスおよび内部統制担当部長)
- ・ レミ・アルダイユ (リスク担当部長)

・ シルヴィ・スレール・ギダ（人事部長）

2社のチームを2020年第4四半期までにOstrum Asset Managementの内部において統合する計画である。

欧州のプレーヤー

この重要なプロジェクトは、市場の進化に対応して立案されており、資産運用業界を変革するものとなる。415十億ユーロ超の運用資産を有する新しい事業体は、欧州全体を視野に入れ、負債主導型の機関投資家すなわち保険会社、年金ファンドおよび企業の需要に応えることに重点を置く。新しい事業体は速やかな業容の拡大に努め、また、来たる数年間において欧州市場の統合を推進するにあたり、中心的な役割を果たすよう努める。決定的な規模は、本企業に顧客のため絶えずイノベーションを行う能力を与えるものと見込まれ、また同時に、この統合により可能となる業務モデルの最適化および訴求力のある事業展開の機会の追求が本合併事業体の収益性を高めるものと期待される。

顧客志向で提供する資産運用およびサービス

債券資産および与信資産の投資運用（すべてISRおよびESG準拠である。）、ならびに競争力のあるテクノロジーおよびオペレーション・サービスを両方とも取り扱い、提供する新事業体は、事業モデルの進化を追求する投資家の新たな期待に応えるものとなる。この事業体は顧客中心主義を徹底し、資産運用とサービスとの両方にわたるすべてのやり取りを重要顧客関係マネージャーのチームが管理することにより、顧客満足度の最適化を目指す。

（ ）2020年7月28日付プレスリリース

ナティクシスの2016年パフォーマンス・シェアの無償割当プログラムに係る上級経営委員会の委員および最高経営責任者に対する普通株式割当後の資本の増加に関するプレスリリース

本プレスリリースは、フランス金融市場庁（AMF - *Autorité des Marchés Financiers*）の一般規則第221-3条の規定ならびに2017年6月14日付欧州規則第2017/1129号第1条第4項i）および第5項h）に基づき公表された。

ISINコード：FR0000120685

運用の枠組

運用の権限付与

2016年5月24日付の共同株主総会、第19号決議においてナティクス（以下「当行」という。）の取締役は、当行または当行に係る企業もしくは事業体の従業員または執行役の中で定められたカテゴリーに属する受益者の利益のために1つまたは複数の状況において当行の新規株式または発行済株式の割当を行う権限を付与された。

株主総会により付与された権限の期間

2016年5月24日付の共同株主総会より開始する38ヶ月。

割り当てることができるナティクシスの普通株式数の上限

2016年5月24日付の共同株主総会、第19号決議に基づき割り当てることができる株式数の上限は、取締役会により割当が決定された日付現在の当行の資本金の0.2%を超えてはならない。執行役員に対する割当の場合には、かかる割当日現在の資本金の0.03%の二次上限が規定される。

割当の決定

2016年7月28日付取締役会において、（ ）（権利確定期間の終了時に条件が満たされた場合）権利確定期間の終了時から割当株式の発行時に、準備金、利益または発行プレミアムの資本化による増資につながる、当行の上級経営委員会の委員（当行の執行役員を含む。）に対するフランス商法第L.225-197-1条以下の規定に基づく最大151,283株の株式の割当を行うことを決定し、（ ）受益者のリストを作成し、（ ）権利確定期

間および保有期間を設定し、また()2016年の「パフォーマンス・シェアの無償割当」プログラム(以下「2016年LTIP SMCプログラム」という。)を決定した。

運用の諸条件

取締役会は、当行の上級経営委員会の委員および執行役員(以下「本件受益者」という。)に当行の無償株式を割り当てることを決定した。

当該株式は、2016年LTIP SMCプログラムに規定された諸条件が満たされた場合に限り、2016年LTIP SMCプログラムに規定された権利確定期間(以下「権利確定期間」という。)の終了後にのみ交付される。

本件受益者は、2016年LTIP SMCプログラムに規定された権利確定の諸条件を満たした場合に限り、権利確定期間の終了時に株式の保有者となる(以下「権利確定」という。)。

権利確定期間の終了時に株式が本件受益者に交付されるが、これらの株式は譲渡することができず、また取締役会が決定する期間(以下「保有期間」という。)終了までこれらの一部を保有しなければならない。

無償株式の割当理由

取締役会は、ナティクスの上級経営委員会の委員を対象とする当行の長期報酬制度の実施の一環として、無償株式の割当を決定した。

割当プログラムの詳細

本件受益者および取締役会により割り当てられる株式数

2016年7月28日付取締役会において、2016年LTIP SMCプログラムに関連して、当行の上級経営委員会の委員および執行役員の給付として、最大合計151,283株の当行の株式を割り当てることを決定した。

本件受益者に対して割り当てられる無償株式は、新規株式の予定である。

権利確定期間の期間

本書に概略が記載される株式の権利確定条件の遵守に基づき、割当株式は、権利確定期間の終了時に本件受益者の完全保有の形に移行する。

権利確定期間は、取締役会による株式の割当日から2020年7月27日(同日を含む。)までである。

フランス商法第L.225-197-3条の規定に基づき、割当により生じる権利は、2016年LTIP SMCプログラムに規定されるいくつかの例外の場合を除き、権利確定期間の終了時まで譲渡および移転することができない。

権利確定の条件

これらの株式の所有権の移転は、特定の条件(とりわけ以下の条件を含む。)の遵守に従う。

- ・ 権利確定期間中における当行、その関連会社またはGroupe BPCEでの勤続条件の遵守(2016年LTIP SMCプログラムに規定された一定の例外の場合を除く。)
- ・ 2016年LTIP SMCプログラムに規定された幾つかの業績条件の遵守

保有期間の期間

当該株式は、以下の条件において一部義務的な保有期間の対象となる。

- ・ 権利確定期間の終了時に上級経営委員会の委員に交付される株式の30%は、当行の上級経営委員会の職務の終了時まで保有義務の対象となる。
- ・ 権利確定期間の終了時に執行役員に交付される株式の30%は、当行の企業の委任統治またはその他の執行に係る職務の終了時まで保有義務の対象となる。

株式に付与された権利

権利確定期間の終了時に各本件受益者に対して交付される株式は、保有期間中を含めて、当行の普通株式と等しい特権を有するものとする。当該株式は、定款のすべての規定に従うものとし、また、株主総会のすべての決議は本件受益者に対して法的強制力を有するものとする。

本件受益者は、株主総会への参加および投票の権利、発言権ならびに配当権を有するものとする。

（一部の株式については）権利確定期間の終了時および（その他の部分の株式については）保有期間の終了時において、本件受益者は株式を売却する権利を有する。これらの株式の売却においては、本件受益者は、当行が規定するコンプライアンス規則およびフランス商法第L.225-197-1条に基づく制限を遵守しなければならない。

権利確定した株式の時価

権利確定

2020年7月28日において、2016年LTIP SMCプログラムに関して最終的に権利確定する株式を新規株式とすることが決定した。

2020年7月28日において生じるナティクシスの資本金増加額の最終的な額面金額は、本件受益者が2016年LTIP SMCプログラムに規定された諸条件を満たしたことにより権利確定した株式数（すなわち、最終的に権利確定した105,007株）にナティクシスの株式の1株当たり額面金額（すなわち、1.60ユーロ）を掛けたものに相当する168,011.20ユーロとなった。

最終的な本件受益者のリストならびに資本金増加額の最終的な金額および発行済株式数は、2020年7月28日に定まった。

資本に関連する当行の定款第3条は、これに従って更新される。

ユーロネクスト・パリ証券取引所に対する取扱申請

2016年LTIP SMCプログラムの一環として発行されたナティクシスの新規株式は、2020年7月28日から開始するユーロネクスト・パリ証券取引所の取引取扱申請の対象となる。

詳細な規定

本書に含まれる情報は、通知として伝達されたものであり、また2016年LTIP SMCプログラムの条件を要約するものである。本書の情報と2016年LTIP SMCプログラムの情報に齟齬がある場合には、後者を優先するものとする。

4 【経営上の重要な契約等】

2019年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

主要な設備の状況について、当該半期中に重要な変更はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

授 権 株 数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	3,155,846,495株 (2020年6月30日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授權株式という概念はない。しかしながら株主から取締役会への委託により発行される株式という概念がある。当行の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役会に与えることができる。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
当行の株式は、株主の判断により、記名式または識別可能な無記名式のいずれかの形式とする。 (1株の額面金額1.60ユーロ)	普通株式	3,155,846,495株 (2020年6月30日現在)	ユーロネクスト・パリ	議決権に制限のない株式

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 連結財務諸表注記」の注記10を参照のこと。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

	年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式総数残高	資本金増減額 (単位：ユーロ)	資本金残高 (単位：ユーロ)
普通株式	2020年3月1日	2,768,013	3,155,846,495	4,428,820.80	5,049,354,392

権利確定期間の無償株式

2020年4月10日付役会において、ナティクスの取締役会は、2019年5月28日付の共同株主総会、第25号決議において付与された権限に基づき、取締役会により指名されたナティクスの従業員に対して無償株式3,598,382株を割り当てることを決議した。当該株式は、勤続および業績基準を満たすことを条件として、2022年3月1日に3分の1および2023年3月1日に3分の2のランシェが権利確定される。

2020年5月20日付役会において、ナティクスの取締役会は、2019年5月28日付の共同株主総会、第25号決議において付与された権限に基づき、ナティクスの上級経営委員会委員（最高経営責任者を除く。）に無償株式189,835株およびナティクスの最高経営責任者に無償株式77,783株を割り当てることを決議した。当該株式は、勤続および業績基準を満たすことを条件として、2024年5月19日まで（同日を含む。）の権利確定期間終了時点で権利確定される。

保有期間の無償株式

2017年計画に関して、2017年4月10日付役会において、取締役会は、2016年5月24日付の共同株主総会、第20号決議において付与された権限に基づき、ナティクスおよび子会社の一定の従業員に合計2,958,466株ならびにナティクスの最高経営責任者に53,841株の無償株式を割り当てることを決定した。本割当の最後のランシェの権利確定期間は、2020年3月1日に終了した。2018年計画に関して、2018年4月13日付役会において、取締役会は、2016年5月24日付の共同株主総会、第20号決議において付与され

た権限に基づき、ナティクスおよび子会社の一定の従業員に合計3,304,903株ならびにナティクスの最高経営責任者に84,775株の無償株式を割り当てることを決定した。本割当の最初のトランシェの権利確定期間もまた、2020年3月1日に終了した。

これにより、2020年3月1日付の決定において、取締役会により付与された権限に基づき、ナティクスの最高経営責任者は、2017年計画の受益者に対して発行された新規株式数が1,850,703株、また2018年計画の受益者に対して発行された新規株式数が917,310株に達したことを認識した。

最高経営責任者は、2017年計画に関して1株当たり額面金額1.60ユーロの1,850,703株の新規発行を通じた2,961,124.80ユーロおよび2018年計画について1株当たり額面金額1.60ユーロの917,310株の新規発行を通じた1,467,696ユーロの準備金の資産計上による増資を認識した。これにより、当行の資本金は、5,044,925,571.20ユーロから5,049,354,392ユーロに増加した。

(4) 【大株主の状況】

2020年4月30日における株式資本の配分

2020年4月30日におけるナティクスの主要株主は以下のとおりであった。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	資本に占める割合	議決権の割合
BPCE S.A.	パリ・セデックス13、75201 ピエール・マンデス - フランス通り 50番地	2,227,221,174	70.57%	70.68%
従業員株式 (従業員ストック・ オプション・プランおよび 無償新株付与プラン) ⁽¹⁾	該当なし	92,643,511	2.94%	2.94%
Amundi	パリ、75015、ブルバール・パス ツール、91-93	41,315,000	1.31%	1.31%
BlackRock, Inc.	ニューヨーク州、イースト55、52ス トリート	31,571,000	1.00%	1.00%
自己株式	該当なし	4,540,735	0.14%	0.00%
流通株式	該当なし	831,441,075	26.35%	26.38%

(1) うち1.07%は、従業員のために留保される資本の増加を通じて保有されている。

うち1.05%は、Groupe BPCEの株式を含む、BPCE Actions Natixisの従業員株式所有計画に基づき保有されている。

うち0.82%は、従業員および元従業員による従業員貯蓄制度外で保有されている。

当行の知る限り、BPCE S.A.、AmundiおよびBlackRock, Inc.を除き、ナティクスの資本または議決権の1%以上を保有する株主は存在しない。

2 【役員の状況】

(a) 取締役会

2020年6月23日、ナティクスの取締役会は、

- 辞任したティエリ・カーン氏の2021年12月31日に終了する年度に係る財務書類を承認するために2022年に招集されるナティクスの株主総会の終了時に満了する残りの任期を務める後任の取締役として、即効でフィリップ・ウルダン氏を選出し、ティエリ・カーン氏の後任者を指名委員会の構成員として任命した。フィリップ・ウルダン氏は正当な戦略委員会の構成員でもある。
- 辞任したベルナール・デュピュイ氏の2022年12月31日に終了する年度に係る財務書類を承認するために2023年に招集されるナティクスの株主総会の終了時に満了する残りの任期を務める後任の取締役

として、即効でキャサリン・ルブラン氏を選出し、ベルナール・デュピュイ氏の後任者を報酬委員会の構成員として任命した。キャサリン・ルブラン氏は正当な戦略委員会の構成員でもある。

男性の数：9名（監査人を含む。）、女性の数：7名（女性の比率44%）

氏名	当行内での 主な役職	社外での 主な役職	略歴
フィリップ・ウルダン 生年月日：1956年6月19日 国籍：フランス ナティクス株式持分： 1,000株	取締役会会長 初就任：2020年6月 23日開催の取締役会 任期満了日：2022年 開催の株主総会 指名委員会委員 初就任：2020年6月 23日開催の取締役会 戦略委員会委員 初就任：2020年6月 23日開催の取締役会	Banque Populaire du Nordの取締役会会長 マルク・アン・バルー ル、59700、レピュブ リック通り847番地	リールのIAEビジネススクールの大学 院学位を取得後、フィリップ・ウルダ ン氏は、1979年からFrance Rail Publicitéにおいて営業としてその キャリアを開始した後、同社の地域統 括責任者に就任した。 同氏は1983年に広告出版社Epureに営 業部長として入社し、1986年にはフラ ンス産業省の特別顧問に任命され、観 光庁の副大臣の補佐を務めた。同氏は 1988年から1994年にかけて、印刷グ ループTechniphotに営業部長として 在籍した。そして1994年から2018年 にかけてSAS Investissement et actionsの会長を務めた。 Groupe BPCE内において、フィリッ プ・ウルダン氏は、2016年10月16日よ りBanque Populaire du Nordの取締 役会会長を務めている。同氏はまた、 2018年よりBPCE Financementの取締 役を務めている。 主要な専門能力：銀行業務に関する深 い知識、経営管理における専門性、産 業部門に関する知識

キャサリン・ルブラン 生年月日：1955年 2 月11日 国籍：フランス ナティクス株式持分：現在権利確定中	取締役会会長 初就任：2020年 6 月 23日開催の取締役会 任満了日：2023年 開催の株主総会 報酬委員会委員 初就任：2020年 6 月 23日開催の取締役会 戦略委員会委員 初就任：2020年 6 月 23日開催の取締役会	Banque Populaire Grand Ouestの取締役 会会長 サン・グレゴワール セデックス、35768、 ブティエール通り15番 地	Université Paris XIの卒業生で、法学の博士号保有者であるキャサリン・ルブラン氏は、1980年にFédération Nationale de la Mutualité Françaiseの法律顧問としてそのキャリアを開始し、1982年にはCentre National sur les Droits de la Femmeの上級顧問を務めた。 1983年より同氏はパリ商工会議所に在籍し、とりわけ1990年から1999年に財務部長および人事部長ならびに1999年から2000年に開発部長として勤務した。 2001年、同氏はESSCA経営管理大学院に教育および研究部長として勤務した。同氏はその後、2006年にESSCAの副学部長に任命され、2007年から2018年11月まで学部長を務めた。 Groupe BPCE内において、キャサリン・ルブラン氏は、2019年 5 月21日よりBanque Populaire Grand Ouestの取締役会会長を務めている。同氏はまた、2016年よりBPCE Factorの取締役を務めている。 主要な専門能力：銀行業務に関する深い知識、人事および法律における専門性
--	--	---	---

(b) 上級経営陣

2020年 8 月 3 日のフランソワ・リアイ氏の退任に伴い、取締役会は、後任として、指名委員会の好意的な意見に従って、ニコラ・ナミア氏を即効で任命した。ニコラ・ナミア氏の任期は 4 年であり、2023年12月31日に終了する年度の財務書類を承認するために2024年に招集されるナティクスの株主総会の閉会とともに終了となる。

男性の数：1 名、女性の数：0 名（女性の比率 0 %）

氏名	当行内での 主な役職	社外での 主な役職	略歴
----	---------------	--------------	----

ニコラ・ナミア 生年月日：1976年3月25日 国籍：フランス ナティクス株式持分： 12,780株	取締役会会長 初就任：2020年8月 3日開催の取締役会 (2020年8月3日付 で有効) 任期満了日：2024年 開催の株主総会	BPCE業務執行委員会委 員	スタンフォード大学経営大学院（エグゼクティブプログラム）、ESSECおよびInstitut d'Études Politiques de Parisの学位を保有し、エリートÉcole Nationale d'Administration (ENA)の卒業生であるニコラ・ナミア氏は、2004年にフランス経済・財務省の財務省においてそのキャリアを開始した。同氏は初め、G8およびG20の国際的な財務会議の準備を任され、のちにAutorité des marchés financiers (AMF)の政府委員代理として任命された。2008年6月、同氏はGroupe BPCEの財務部門に入社し、商業銀行業務および保険業務の企画長となった。2012年、同氏は、経済、事業および国際経済関係の財源に関する首相のテクニカル・アドバイザーとして任命された。ニコラ・ナミア氏は、2014年にナティクスの戦略企画部長およびエグゼクティブ委員会委員としてGroupe BPCEに戻った。かかる役割の中で、同氏は、2014年以降ナティクスにより実行されたすべての買収の調整を行なった。2017年9月、同氏は、最高財務責任者、戦略企画部長およびナティクスの経営企画委員会の構成員に任命された。2018年6月、ニコラ・ナミア氏は財務部門、戦略部門および法務部門および監査役会秘書室を担当する、BPCEの業務執行役員会委員として任命された。2018年11月から2020年8月まで、同氏は、財務部門およびグループ戦略部門を担当するBPCEの業務執行役員会委員を務めた。2020年8月3日より、ニコラ・ナミア氏は、ナティクスの最高経営責任者およびBPCEの業務執行役員会委員を務めている。
--	---	---------------------------	---

(c) 上級経営委員会およびエグゼクティブ委員会

2020年6月10日以降、上級経営委員会およびエグゼクティブ委員会の委員に変更があった。すべての変更は下線で示されている。

フランソワ・リアイ氏は2020年8月3日以降、上級経営委員会およびエグゼクティブ委員会の委員ではなくなった。

アンヌ・ルベル氏は2020年7月7日以降、上級経営委員会およびエグゼクティブ委員会の委員ではなくなった。

ドミニク・フレス氏は2020年6月18日以降、エグゼクティブ委員会の委員ではなくなった。

ジャン・フランソワ・レコア氏は2020年9月14日以降、上級経営委員会およびエグゼクティブ委員会の委員ではなくなった。

ニコラ・ナミア氏は2020年8月3日付で、上級経営委員会およびエグゼクティブ委員会の委員に選任された。

セシル・トリコン・ボサード氏は2020年7月8日付で、上級経営委員会の委員に選任された。

・上級経営委員会（SMC）の委員（本書提出日現在）

男性の数：6名、女性の数：3名（女性の比率33%）

<u>ニコラ・ナミア</u> 最高経営責任者 上級経営委員会議長	<u>ナタリー・ブリッカー</u> 財務	<u>アンドレ・ジャン・オリヴィエ</u> 会社秘書室	<u>ジャン・レイビー</u> 資産運用およびウェルス・マネジメント部門
<u>ヴェロニク・サニ</u> テクノロジーおよび変革部門	<u>セシル・トリコン・ボサード</u> 人事部	<u>ビエール・アントワヌ・ヴァシュロン</u> 決済部門	<u>オリビエ・ヴィネロン</u> リスク部門
<u>マルク・ヴァンサン</u> コーポレート・バンキング およびインベストメント・バンキング部門			

・エグゼクティブ委員会（EXCO）の役員（本書提出日現在）

男性の数：33名、女性の数：10名（女性の比率23%）

<u>ニコラ・ナミア</u> 最高経営責任者	<u>ステファン・アブー</u> CIB - EMEA - フランスを除く	<u>バトリック・アルチュ</u> チーフエコノミスト	<u>リュック・バルノー</u> テクノロジーおよび変革部門 - デジタルおよび技術部門
<u>ビバリー・ピアードン</u> 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - Natixis Investment Managers - 人事部	<u>オリバー・ピラル</u> 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - Natixis Investment Managers - 海外営業およびマーケティング	<u>ナタリー・ブリッカー</u> 財務	<u>ナタリー・ブルテル</u> 保険部門 - 損害保険
<u>アラン・ブリュノー</u> 会社秘書室 - コンプライアンス	<u>アンヌ・クリスティーヌ・シャンピオン</u> CIB - 実物資産	<u>フォアド・チェハディ</u> <u>テクノロジーおよび変革部門 - 変革および運営効率部門</u>	<u>フレデリク・シュノ</u> 決済部門 - BPCEネットワークスのコーディネーション
<u>ジョルジュ・エリック・デ・ラ・ブルニエール</u> 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - Natixis Asset Management	<u>ギヨーム・ドゥ・サン・セーヌ</u> CIB - カバレッジ	<u>アンヌ・セシル・ドゥラス</u> CIB - トレード・アンド・トレジャリー・ソリューションズ	<u>オリビエ・ディレイ</u> CIB - 南北アメリカ大陸

ソフィー・ディドロ リスク部門 - エンタープライズ・リスク・マネジメント	クリストフ・エグリザウ 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - Natixis Interépargne	アラン・ガロワ CIB - インベストメント・バンキング	ブノワ・ゴースロン コミュニケーション
デヴィッド・ジウンタ 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - Natixis Investment Managers - 米国およびカナダ	ステファン・ホニグ 戦略	エルヴェ・ウッス <u>内部監査</u>	モハメド・カララ CIB - グローバル・マーケッツ
クリストフ・ランヌ 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - 変革部門	クリスチャン・ル・イール 会社秘書室 - 法務	クリストフ・ルパップ <u>保険部門 - 個人保険</u>	ブルーノ・ル・サン CIB - アジア太平洋
シジル・マリー 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - 財務 - Natixis Investment Managers	クロエ・マイエノベ <u>決済部門 - 成長および開発</u>	テレサ・モーラ・グルニエ <u>財務 - 財務監督</u>	ステファン・モーリン リスク部門および会社秘書室 - リスクおよびコンプライアンス米国
アンドレ・ジャン・オリヴィエ 会社秘書室	ジョセフ・ピント 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - Natixis Investment Managers - オペレーション	ジャン・レイビー 資産運用およびウェルス・マネジメント部門	イザベル・ルー・ブラウン CIB - 販売およびポートフォリオ・マネジメント
ヴェロニク・サニ テクノロジーおよび変革部門	フィリップ・セトボン 資産運用およびウェルス・マネジメント部門 - Ostrum Asset Management	セシル・トリコン・ボサード 人事部	ビエール・アントワヌ・ヴァシュロン 決済部門
オリビエ・ヴィネロン リスク部門	リチャード・ヴィナディエ 財務 - 会計および比率部門	マルク・ヴァンサン コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング (CIB) 部門	

第6 【経理の状況】

- a. 当行グループの原文の中間連結財務諸表は、EUが採用し、IASBが公表したIFRSに準拠して作成された。当行グループが採用した会計原則、会計慣行及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められるそれらとの間の主な相違点に関しては、「3. フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。
当行グループの中間連結財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の適用を受けるものである。
- b. 原文の中間連結財務諸表は、外国監査法人等から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
- c. 原文の中間連結財務諸表はユーロで表示されている。「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2020年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝125.47円の為替レートで換算された金額である。金額は億円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- d. 円換算額及び「2. その他」から「3. フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までの記載事項は、原文の中間連結財務諸表には含まれていない。

1【中間財務書類】

財務データ

中間連結財務諸表および注記

連結損益計算書
中間純利益（損失）およびその他の包括利益に直接計上された損益に係る計算書
連結貸借対照表
株主資本等変動計算書
キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表注記

注記 1 会計原則
注記 2 連結範囲
注記 3 健康危機の財務諸表への影響
注記 4 損益計算書注記
注記 5 貸借対照表注記
注記 6 保険業務注記
注記 7 コミットメント
注記 8 セグメント報告
注記 9 リスク管理情報
注記 10 その他の情報
注記 11 後発事象

連結損益計算書

	注記	2020年上半期		2019年上半期	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
受取利息および類似収益	4.1	1,463	1,836	1,955	2,453
支払利息および類似費用	4.1	(1,012)	(1,270)	(1,663)	(2,087)
受取報酬および受取手数料	4.2	2,423	3,040	2,662	3,340
支払報酬および支払手数料	4.2	(1,024)	(1,285)	(1,158)	(1,453)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純損益	4.3	366	459	1,185	1,487
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純損益	4.4	31	39	13	16
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に再分類されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純損益					
償却原価で測定される金融商品の認識中止による純損益	4.5	(3)	(4)	(6)	(8)
保険事業純利益	6.3	1,046	1,312	1,408	1,767
その他業務収益	4.6	121	152	105	132
その他業務費用	4.6	(95)	(119)	(66)	(83)
純収益		3,314	4,158	4,436	5,566
営業費用	4.7	(2,676)	(3,358)	(3,100)	(3,890)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却および減損	4.7	(198)	(248)	(219)	(275)
営業総利益		439	551	1,117	1,401
貸倒引当金繰入額	4.8	(482)	(605)	(141)	(177)
営業純利益		(43)	(54)	976	1,225
関連会社の損益に対する持分	4.9	(40)	(50)	11	14
その他の資産に係る損益	4.10	(109)	(137)	678	851
のれんの価値の変動				3	4
税引前利益		(192)	(241)	1,668	2,093
法人所得税	4.11	(19)	(24)	(379)	(476)
非継続事業からの純利益 / (損失)					
中間純利益 / (損失)		(210)	(263)	1,289	1,617
中間純利益 / (損失) の帰属					
・ グループ持分		(261)	(327)	1,110	1,393
・ 非支配持分		51	64	178	223
1株当たり利益 / (損失) (単位：ユーロ)					
株主に帰属する純利益 / (損失) - グループ持分 (注記10.1.2参照)		(0.10)	(12.55)円	0.34	42.66円
希薄化後1株当たり利益 / (損失) (単位：ユーロ)					
ストックオプションが行使された場合に発行される可能性のある株式および無償株式を含む期中平均株式数(自己株式を除く)に基づいて計算された株主に帰属する1株当たり純利益 / (損失) - グループ持分 (注記10.1.2参照)		(0.10)	(12.55)円	0.34	42.66円

中間純利益（損失）およびその他の包括利益に直接計上された損益に係る計算書

	2020年上半期		2019年上半期	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
中間純利益	(210)	(263)	1,289	1,617
損益にリサイクル可能な項目	(208)	(261)	361	453
為替換算調整額	(52)	(65)	58	73
期中の再評価調整額	(56)	(70)	36	45
純損益への振替	3	4	22	28
その他の振替	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債）商品の再評価額	(30)	(38)	15	19
期中の再評価調整額	(22)	(28)	19	24
純損益への振替	(9)	(11)	(4)	(5)
その他の振替	-	-	0	0
売却可能金融資産の再評価額	(156)	(196)	244	306
期中の再評価調整額	(69)	(87)	364	457
純損益への振替	(87)	(109)	(120)	(151)
その他の振替	0	0	(0)	0
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	(4)	(5)	134	168
期中の再評価調整額	(1)	(1)	(2)	(3)
純損益への振替	(3)	(4)	136	171
その他の振替	-	-	-	-
損益にリサイクル可能な関連会社の資本に直接認識された損益に対する持分	(3)	(4)	9	11
損益にリサイクル可能な項目に係る税効果	38	48	(99)	(124)
損益にリサイクル不能な項目	201	252	(162)	(203)
確定給付制度の再評価調整額	39	49	(41)	(51)
純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	255	320	(189)	(237)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	(21)	(26)	10	13
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額	-	-	-	-
損益にリサイクル不能な関連会社の資本に直接認識された損益に対する持分	-	-	-	-
損益にリサイクル不能な項目に係る税効果	(72)	(90)	58	73
その他の包括利益に直接認識された損益（税引後）	(7)	(9)	199	250
利益合計	(218)	(274)	1,488	1,867
グループ持分	(256)	(321)	1,273	1,597
非支配持分	38	48	215	270

未実現損益または繰延損益に係る税金の内訳

百万ユーロ	2020年上半期			2019年上半期		
	税引前	法人所得税	税引後	税引前	法人所得税	税引後
為替換算調整額	(52)	0	(52)	58	0	58
損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	(30)	7	(23)	15	(3)	12
売却可能金融資産の再評価額	(156)	31	(125)	244	(61)	183
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	(4)	0	(4)	134	(35)	99
純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	255	(66)	189	(189)	51	(137)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	(21)	4	(17)	10	(4)	6
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額	0	0	0	0	0	0
確定給付制度の再評価調整額	39	(10)	29	(41)	10	(31)
関連会社の未実現損益または繰延損益に対する持分	(5)	2	(3)	12	(3)	9
未実現損益または繰延損益の変動合計	24	(32)	(7)	243	(44)	199

億円	2020年上半期			2019年上半期		
	税引前	法人所得税	税引後	税引前	法人所得税	税引後
為替換算調整額	(65)	0	(65)	73	0	73
損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	(38)	9	(29)	19	(4)	15
売却可能金融資産の再評価額	(196)	39	(157)	306	(77)	230
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	(5)	0	(5)	168	(44)	124
純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	320	(83)	237	(237)	64	(172)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	(26)	5	(21)	13	(5)	8
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額	0	0	0	0	0	0
確定給付制度の再評価調整額	49	(13)	36	(51)	13	(39)
関連会社の未実現損益または繰延損益に対する持分	(6)	3	(4)	15	(4)	11
未実現損益または繰延損益の変動合計	30	(40)	(9)	305	(55)	250

連結貸借対照表 - 資産

	注記	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
現金および中央銀行預け金		20,929	26,260	21,016	26,369
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	5.1.1	212,018	266,019	228,802	287,078
ヘッジ目的デリバティブ		487	611	325	408
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	5.3	12,958	16,258	12,076	15,152
償却原価で測定される負債性金融商品	5.5.3	1,607	2,016	1,558	1,955
償却原価で測定される銀行貸出金および債権ならびに類似項目	5.5.1	55,570	69,724	48,115	60,370
償却原価で測定される顧客貸出金および債権	5.5.2	71,272	89,425	71,089	89,195
うち、政府代行業務		880	1,104	852	1,069
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価調整額					
保険事業投資	6.4	107,034	134,296	108,053	135,574
当期税金資産		329	413	348	437
繰延税金資産		1,247	1,565	1,388	1,742
未収勘定およびその他の資産	5.9	13,402	16,815	13,624	17,094
うち、政府代行業務		1	1	0	0
売却目的で保有する非流動資産	2.4	480	602	0	0
繰延利益分配					
関連会社に対する投資	4.9	896	1,124	743	932
投資不動産		0	0	0	0
有形固定資産		1,323	1,660	1,425	1,788
無形資産		659	827	717	900
のれん	5.10	3,602	4,519	3,891	4,882
資産合計		503,812	632,133	513,170	643,874

連結貸借対照表 - 負債および株主資本

	注記	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
中央銀行預り金		0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	5.1.2	206,425	259,001	218,279	273,875
ヘッジ目的デリバティブ		878	1,102	626	785
銀行預り金および類似項目	5.6.1	77,566	97,322	71,927	90,247
うち、政府代行業務		46	58	46	58
顧客預り金	5.6.2	34,934	43,832	30,485	38,250
うち、政府代行業務		953	1,196	964	1,210
債務証券	5.7	44,693	56,076	47,375	59,441
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価調整額		233	292	157	197
当期税金負債		375	471	571	716
繰延税金負債		375	471	616	773
未払勘定およびその他の負債	5.9	14,896	18,690	16,148	20,261
うち、政府代行業務		0	0	0	0
売却目的で保有する資産に係る負債		0	0	0	0
保険契約関連の負債	6.5	99,090	124,328	100,545	126,154
劣後債務	5.8	3,591	4,506	3,971	4,982
引当金	5.11	1,485	1,863	1,642	2,060
株主資本（グループ持分）：		19,116	23,985	19,396	24,336
- 株式資本および資本剰余金		11,036	13,847	11,036	13,847
- 利益剰余金		7,456	9,355	5,583	7,005
- 資本に直接認識した損益		898	1,127	1,093	1,371
- 資本に直接認識したリサイクル不能な損益		(11)	(14)	(212)	(266)
- 中間 / 当期純利益		(261)	(327)	1,897	2,380
非支配持分		154	193	1,430	1,794
負債および株主資本合計		503,812	632,133	513,170	643,874

株主資本等変動計算書

	株主資本および 資本剰余金		利益剰余金			資本に直接計上された損益										
	株式 資本	資本 剰余金 ⁽¹⁾	その他の 発行 済資本 性金融 商品 ⁽²⁾	自己株式 の消却	その他の 利益剰余 金	リサイクル可能				リサイクル不能				株主資本 (グループ 持分)	非支配持 分	連結 資本 合計
						為替換 算 調整額	売却可能 資産	損益にリ サイクル 可能なそ の他の包 括利益を 通じて公 正価値で 測定され る負債性 金融商品 の再評価 額	ヘッジ 目的 デリバ ティブ	その他の 包括利益 を通じて公 正価値で 測定され る資本 性金融商 品の再評 価額	純損益を 通じて公 正価値で 測定する ものと指 定された 金融負債 に係る自 己の信用 リスクの 再評価額 (3)	確定給付 制度債務 の再評価 調整額	中間 / 当 期純利益 (グループ 持分)			
(単位：百万ユーロ)																
利益処分後の2018年12月31 日現在の株主資本	5,040	5,995	1,978	(27)	6,279	452	363	(18)	(105)	(25)	83	(100)	0	19,916	1,279	21,195
増資	4	(4)												0		0
自己株式の消却				(47)	6									(41)		(41)
株式に基づく報酬制度の株 式部分					5									5		5
2019年度に支払われた2018 年度配当金					(2,452)									(2,452)	(289)	(2,741)
株主との取引合計	4	(4)	0	(47)	(2,441)	0	0		0		0		0	(2,488)	(289)	(2,778)
永久超劣後債および優先株 式の発行および償還														0		0
永久超劣後債および優先株 式に係る利息の支払い					(45)									(45)		(45)
資本に直接計上された損益 の変動額						28	233	13	(7)	6	(137)			135	38	173
期中における自己の信用リ スク引当金の繰入額					(3)						3			0		0
期中に完了した、再分類で きないその他の包括利益を 通じて公正価値で測定され る資本性金融商品の売却利 益の準備金への繰入額					3					(3)				0		0
改訂IAS第19号に従った数理 計算上の差異の変動額												(31)		(31)	(1)	(33)
2019年6月30日(日曜日) 現在の利益 / (損失)													1,110	1,110	178	1,289
取得および処分の影響額 ⁽⁴⁾					(38)	22	(70)	(1)	106			2		21	10	31
その他					3									3	0	3
2019年6月30日(日曜日) 現在の株主資本	5,045	5,991	1,978	(74)	3,757	502	525	(6)	(6)	(21)	(51)	(129)	1,110	18,621	1,215	19,835
増資	0	0												0		0
自己株式の消却				34	(6)									27		27
株式に基づく報酬制度の株 式部分					4									4	1	5
2019年度に支払われた2018 年度配当金					0									1	(12)	(11)
株主との取引合計	0	0	0	34	(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	32	(11)	21
永久超劣後債および優先株 式の発行および償還														0		0
永久超劣後債および優先株 式に係る利息の支払い					(93)									(93)		(93)
資本に直接計上された損益 の変動額						84	(9)	(1)	9	28	(29)			82	33	116
期中における自己の信用リ スク引当金の繰入額					5						(5)			0		0
期中に完了した、再分類で きないその他の包括利益を 通じて公正価値で測定され る資本性金融商品の売却利 益の準備金への繰入額					(2)					2				0		0
改訂IAS第19号に従った数理 計算上の差異の変動額												(7)		(7)	(1)	(8)
2019年下半期の利益 / (損 失)													786	786	201	988
取得および処分の影響額 ⁽⁴⁾					(9)	(6)	0	0	0			0		(14)	(4)	(18)
その他					(11)									(11)	(4)	(15)

2019年12月31日現在の株主資本	5,045	5,991	1,978	(40)	3,646	580	516	(6)	3	9	(84)	(136)	1,897	19,396	1,430	20,826
2019年度の利益処分					1,897								(1,897)	0		
利益処分後の2019年12月31日現在の株主資本	5,045	5,991	1,978	(40)	5,542	580	516	(6)	3	9	(84)	(136)	0	19,396	1,430	20,826
増資	4	(4)												0		0
自己株式の消却				31	(13)									18		18
株式に基づく報酬制度の株式部分					3									3	0	3
2020年度に支払われた2019年度配当金					0									0	(150)	(150)
株主との取引合計	4	(4)	0	31	(10)	0	0		0		0		0	21	(150)	(129)
永久超劣後債および優先株式の発行および償還														0		0
永久超劣後債および優先株式に係る利息の支払い					(64)									(64)		(64)
資本に直接計上された損益の変動額						(43)	(50)	(23)	(4)	(17)	189			52	(13)	39
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額					0						(0)			0		0
期中に完了した、再分類できないその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の売却利益の準備金への繰入額					0					0				0		0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額												18		18	0	18
2020年6月30日現在の利益 / (損失)												(261)		(261)	51	(211)
取得および処分の影響額 ⁽⁵⁾					27	4	(78)				11			(37)	(1,166)	(1,202)
その他					(9)									(9)	1	(8)
2020年6月30日現在の株主資本	5,049	5,986	1,978	(9)	5,487	541	388	(30)	(2)	(8)	104	(108)	(261)	19,116	154	19,270

(単位：億円)	株式資本および 資本剰余金		利益剰余金			資本に直接計上された損益											
						リサイクル可能				リサイクル不能							
	株式 資本	資本 剰余金 ⁽¹⁾	その他の 発行済資本 性金融商品 ⁽²⁾	自己株式 の消却	その他の 利益剰余 金	為替換 算 調整額	売却可能 資産	損益にリ サイクル 可能なそ の他の包 括利益を 通じて公 正価値で 測定され る負債性 金融商品 の再評価 額	ヘッジ 目的 デリバ ティブ	その他の 包括利益 を通じて公 正価値で 測定され る資本性 金融商品 の再評価 額	純損益を 通じて公 正価値で 測定する ものと指 定された 金融負債 に自己の 信用リス クの再評 価額 ⁽³⁾	確定給付 制度債務 の再評価 調整額	中間 / 当 期純利益 (グループ 持分)				
利益処分後の2018年12月31 日現在の株主資本	6,324	7,522	2,482	(34)	7,878	567	455	(23)	(132)	(31)	104	(125)	0	24,989	1,605	26,593	
増資	5	(5)												0		0	
自己株式の消却				(59)	8									(51)		(51)	
株式に基づく報酬制度の株式 部分					6									6		6	
2019年度に支払われた2018 年度配当金					(3,077)									(3,077)	(363)	(3,439)	
株主との取引合計	5	(5)	0	(59)	(3,063)	0	0		0		0		0	(3,122)	(363)	(3,486)	
永久超劣後債および優先株式 の発行および償還														0		0	
永久超劣後債および優先株式 に係る利息の支払い					(56)									(56)		(56)	
資本に直接計上された損益 の変動額						35	292	16	(9)	8	(172)			169	48	217	
期中における自己の信用リス ク引当金の繰入額					(4)						4			0		0	
期中に完了した、再分類で きないその他の包括利益を 通じて公正価値で測定され る資本性金融商品の売却利 益の準備金への繰入額					4					(4)				0		0	
改訂IAS第19号に従った数 理計算上の差異の変動額												(39)		(39)	(1)	(41)	

2019年6月30日（日曜日） 現在の利益 / （損失）					(48)	28	(88)	(1)	133				1,393	1,393	223	1,617
取得および処分の影響額 ⁽⁴⁾														26	13	39
その他					4							3		4	0	4
2019年6月30日（日曜日） 現在の株主資本	6,330	7,517	2,482	(93)	4,714	630	659	(8)	(8)	(26)	(64)	(162)	1,393	23,364	1,524	24,887
増資	0	0												0		0
自己株式の消却				43	(8)									34		34
株式に基づく報酬制度の株式部分					5									5	1	6
2019年度に支払われた2018年度配当金					0									1	(15)	(14)
株主との取引合計	0	0	0	43	(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	40	(14)	26
永久超劣後債および優先株式の発行および償還														0		0
永久超劣後債および優先株式に係る利息の支払い					(117)									(117)		(117)
資本に直接計上された損益の変動額						105	(11)	(1)	11	35	(36)			103	41	146
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額					6						(6)			0		0
期中に完了した、再分類できないその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の売却利益の準備金への繰入額					(3)					3				0		0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額												(9)		(9)	(1)	(10)
2019年下半期の利益 / （損失）													986	986	252	1,240
取得および処分の影響額 ⁽⁴⁾					(11)	(8)	0	0	0			0		(18)	(5)	(23)
その他					(14)									(14)	(5)	(19)
2019年12月31日現在の株主資本	6,330	7,517	2,482	(50)	4,575	728	647	(8)	4	11	(105)	(171)	2,380	24,336	1,794	26,130
2019年度の利益処分					2,380								(2,380)	0		
利益処分後の2019年12月31日現在の株主資本	6,330	7,517	2,482	(50)	6,954	728	647	(8)	4	11	(105)	(171)	0	24,336	1,794	26,130
増資	5	(5)												0		0
自己株式の消却				39	(16)									23		23
株式に基づく報酬制度の株式部分					4									4	0	4
2020年度に支払われた2019年度配当金					0									0	(188)	(188)
株主との取引合計	5	(5)	0	39	(13)	0	0		0		0		0	26	(188)	(162)
永久超劣後債および優先株式の発行および償還					(80)									0		0
永久超劣後債および優先株式に係る利息の支払い						(54)	(63)	(29)	(5)	(21)	237			(80)		(80)
資本に直接計上された損益の変動額														65	(16)	49
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額					0						(0)			0		0
期中に完了した、再分類できないその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の売却利益の準備金への繰入額					0					0				0		0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額												23		23	0	23
2020年6月30日現在の利益 / （損失）													(327)	(327)	64	(265)
取得および処分の影響額 ⁽⁵⁾					34	5	(98)					14		(46)	(1,463)	(1,508)
その他					(11)									(11)	1	(10)
2020年6月30日現在の株主資本	6,335	7,511	2,482	(11)	6,885	679	487	(38)	(3)	(10)	130	(136)	(327)	23,985	193	24,178

- (1) 資本剰余金、法定準備金、契約準備金、長期キャピタルゲイン準備金およびその他のナティクスの準備金。
- (2) その他の発行済資本性金融商品：永久超劣後債が該当。
- (3) 2020年6月30日現在株主資本において認識された純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に係る自己の信用リスクに起因する実現および未実現の公正価値の変動額は、合計+254.4百万ユーロ（総額。関連税効果（65.6）百万ユーロを含む）であった。2020年6月30日現在株主資本において認識されたナティクス発行分の早期償還に関連する残高は、合計（0.1）百万ユーロであった。
- 2019年12月31日現在株主資本において認識された純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に係る自己の信用リスクに起因する実現および未実現の公正価値の変動額は、合計（226.4）百万ユーロ（総額。関連税効果+60.4百万ユーロを含む）であった。2019年12月31日現在株主資本において認識されたナティクス発行分の早期償還に関連する残高は、合計（2）百万ユーロ（総額。関連税効果+0.7百万ユーロを含む）であった。
- (4) 2019年12月31日現在の株主資本（グループ持分）には以下が含まれていた。
- 取得に関連して非支配持分に付与された新規プット・オプションの認識による影響額（44.2）百万ユーロ。これらのプット・オプションは、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング事業部門と同部門によるM&Aアドバイザリー会社のAzure Capitalの取得に関するものだった。非支配持分の48%に対して、（9）百万ユーロのプットが認識された。それに加えて、Natixis Coficinéの非支配持分に対して（0.3）百万ユーロ（株式資本の0.01%）のプットが計上された。さらに、資産運用およびウェルス・マネジメント事業部門（Natixis Investment Managersを介して）がFlextone Partners SASに対する持分の一部を売却し、その結果ナティクスの所有持分が100%から84%に低下した。非支配持分16%について非支配持分に対するプット・オプション（3.6）百万ユーロが計上された。さらに、Thematics Asset Management（2019年にそのマネージング・パートナーとNatixis Investment Managersによって共同設立された）が財務諸表において連結された。その意図は、同社が、国際株式へのテーマ投資のためにナティクスが選任するパートナーとなることである。Natixis Investment Managersはまた、非支配持分（60%）に係る（30.2）百万ユーロのプット・オプションを有している。Massena Partnersにおいて、非支配持分（2%）に係る（0.9）百万ユーロのプット・オプションが計上された。最後に、決済事業について、Lakoozにおける非支配持分（0.1%）に係る（0.2）百万ユーロのプット・オプションが計上された。
 - 期首時点の非支配株主に付与された既存プット・オプションの影響額+12.7百万ユーロ。この影響額は、金融負債のマイナスの再評価額+29.5百万ユーロとこの金融負債に対する割引の振り戻し（16.8）百万ユーロによって生じた、期中におけるこれらのプット・オプションの公正価値の変動+12.7百万ユーロによるものだった。それらのプット・オプションに相当する当該企業の正味少数株主ポジションの持分の変動の振替による期中の影響は中立的だった。
 - 連結企業の支配の喪失を伴わない所有比率の変動による影響額（13）百万ユーロ。うち（4.4）百万ユーロはCofaceに係るものであり、（11.5）百万ユーロはMirova Natural Capital Limitedの少数株主持分の49%の買収に係る損失によるものであった。
 - 特にCEGCポートフォリオからの売却可能資産に対する未実現準備金の純損益へのリサイクル（BPCEへのSFS事業部門の売却による）の影響額（70）百万ユーロ、リサイクル可能なヘッジ目的デリバティブ準備金+106百万ユーロ、確定給付制度に対する再評価調整額+2百万ユーロ。
 - 為替換算調整額の純損益を通じたリサイクル（Natixis Brasilの処分による）の影響額+21.9百万ユーロおよび確定利付証券に対するリサイクル可能なOCI+0.8百万ユーロ。
 - 米ドル/ユーロの為替リスクに対する当グループのグローバルなエクスポージャーを低減するための、ドバイ支店による資本の一部返済（94.4百万ドル）後の為替換算調整額のリサイクルによる影響額（5.6）百万ユーロ。
- (5) 2020年6月30日現在の株主資本（グループ持分）には以下が含まれていた。
- 期首時点の非支配株主に付与された既存プット・オプションの影響額+38.7百万ユーロ。この影響額は、一部には、金融負債の再評価+31.6百万ユーロと同金融負債に係る増価コスト+6.9百万ユーロによって生じたそれらプット・オプションの公正価値の変動+38.5百万ユーロによるものであり、一部には、それらのプット・オプションに相当する当該企業の正味少数株主ポジションの持分の変動の振替+0.2百万ユーロによるものだった。
 - Natixis Investment ManagersのプラットフォームにおけるVaubanの少数株主持分の20%の売却手取金に相当する、連結企業の支配の喪失を伴わない所有比率の変動による影響額（0.4）百万ユーロ。
 - Cofaceの支配の喪失による純損益を通じたリサイクルの影響額、売却可能資産に係る未実現準備金（78.4）百万ユーロ、為替換算調整額+3.5百万ユーロ、改訂IAS第19号の適用によって生じた数理計算上の差異+10.9百万ユーロ。非支配持分は主として、Cofaceの支配の喪失の影響額（1,174.4）百万ユーロを含む。

キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預け金の正味残高、ならびに金融機関における要求払預金および金融機関からの借入金の正味残高から成っている。

営業活動により生成された現金の変動は、満期保有目的金融資産および投資不動産に関連するキャッシュ・フローを除いて、当行グループの活動により生成されたキャッシュ・フローである。

投資活動に関連する現金の変動は、連結および非連結対象の関連会社に対する投資、有形固定資産および無形固定資産の取得および処分、ならびに投資不動産、オペレーティング・リースの下で提供される不動産および満期保有目的金融資産の取得および処分に関連するキャッシュ・フローから生じている。

	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
税引前利益	(192)	(241)	2,945	3,695
+ / - 有形固定資産および無形資産の減価償却および償却の純費用計上額	200	251	454	570
+ / - のれんおよびその他の非流動資産の評価減	(0)	(0)	(2)	(3)
+ / - その他の引当金(保険会社の技術的準備金を含む)の純繰入額	1,428	1,792	8,455	10,608
+ / - 関連会社の損益に対する持分	(40)	(50)	(21)	(26)
+ / - 投資活動に係る純損失 / (利得)	3	4	(885)	(1,110)
+ / - 財務活動に係る純損失 / (利得)	34	43	88	110
+ / - その他の活動	(745)	(935)	3,171	3,979
= 税引前利益に含まれる非資金項目およびその他の調整額合計	880	1,104	11,260	14,128
+ / - インターバンク市場項目および短期金融市場項目の減少 / (増加) 額	741	930	(13,129)	(16,473)
+ / - 顧客項目の減少 / (増加) 額	2,473	3,103	(6,927)	(8,691)
+ / - 金融資産または負債の減少 / (増加) 額	2,222	2,788	(1,808)	(2,268)
+ / - 非金融資産または負債の減少 / (増加) 額	(3,358)	(4,213)	1,349	1,693
- 法人所得税の支払額	(289)	(363)	(630)	(790)
= 営業資産および負債の純減少 / (増加) 額	1,788	2,243	(21,145)	(26,531)
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,476	3,107	(6,940)	(8,708)
+ / - 金融資産および資本持分の減少 / (増加) 額 ⁽¹⁾	(105)	(132)	2,652	3,327
+ / - 投資不動産の減少 / (増加) 額	29	36	(80)	(100)
+ / - 有形固定資産および無形資産の減少 / (増加) 額	(214)	(269)	(204)	(256)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(290)	(364)	2,368	2,971
+ / - 株主との取引による収入 / (支出) 額 ⁽²⁾	(150)	(188)	(2,752)	(3,453)
+ / - その他の財務活動による収入 / (支出) 額 ⁽³⁾	(70)	(88)	(175)	(220)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(219)	(275)	(2,928)	(3,674)
売却目的で保有される資産および負債のキャッシュ・フロー⁽⁴⁾	(137)	(172)		
現金および現金同等物に係る為替レート変動の影響	(21)	(26)	164	206
現金および現金同等物の純増加 / (減少) 額	1,809	2,270	(7,336)	(9,204)
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,476	3,107	(6,940)	(8,708)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(290)	(364)	2,368	2,971
財務活動によるキャッシュ・フロー	(219)	(275)	(2,928)	(3,674)
売却目的で保有される資産および負債のキャッシュ・フロー	(137)	(172)		
現金および現金同等物に係る為替レート変動の影響	(21)	(26)	164	206
現金および現金同等物の期首残高	16,087	20,184	23,423	29,389
現金および中央銀行預け金	21,014	26,366	24,280	30,464
インターバンク残高	(4,927)	(6,182)	(857)	(1,075)
現金および現金同等物の期末残高	17,897	22,455	16,087	20,184
現金および中央銀行預け金	20,790	26,085	21,014	26,366
インターバンク残高	(2,893)	(3,630)	(4,927)	(6,182)
現金および現金同等物の増減額	1,809	2,270	(7,336)	(9,204)

- (1) 金融資産および関連会社に関連するキャッシュ・フローで、主な内訳は以下のとおり。
- 連結対象の関連会社に対する投資に関連するキャッシュ・フロー合計(183.4)百万ユーロ。その内訳は、Coficinéの持分0.1%の追加取得(0.4)百万ユーロ)、Azure Capitalの持分0.3%の取得(0.8)百万ユーロ、うち(0.6)百万ユーロは2019年に少数株主持分から取得した株式の追加の対価に相当)、非支配持分によるVauban IPの持分20%の買収に伴い受領した現金+8.6百万ユーロ、DNCA経営幹部がプット・オプションを行使し、それによりNatixis IMのDNCA Financeおよびその子会社に対する所有持分が85%になったことに対応する(104.7)百万ユーロ、Dorvalの経営幹部がプット・オプションを一部行使し、それによりNatixis IMのDorvalに対する所有持分が89%になったことに対応する(86.1)百万ユーロであった。
 - 連結対象の関連会社に対する投資に関連するキャッシュ・フロー合計+34.4百万ユーロ。うち(13.4)百万ユーロは、Natixis Investment ManagersによるFunds DLT SAに対する持分(2)百万ユーロとSmart Pension Ltdに対する持分(11.4)百万ユーロの取得およびNybeq LLCに対するNatixis New Yorkの持分の一部の売却((26.5)百万ユーロ)で構成されていた。
 - 満期保有目的資産に関連するキャッシュ・フロー+44百万ユーロ。
- (2) ナティクス取締役会は、COVID-19危機による財務的影響をめぐる不確実性を考慮して配当金を分配しないよう求める2020年3月27日の欧州中央銀行(ECB)による勧告に従うことを決定した。
- (3) 財務活動によるキャッシュ・フローの内訳は、以下のとおり。
- 劣後債の利息の支払額(44)百万ユーロ。
 - 資本として計上された超劣後債の利息の支払額(26)百万ユーロ。
- (4) 2020年2月25日に締結された売却契約により現在は持分法を用いて連結されている、Cofaceの2019年12月31日現在のキャッシュ・フローに対応。

重要な事象

ナティクスは2020年2月25日、Cofaceの株式資本と議決権の29.5%を1株当たり10.70ユーロの単位価格で売却する契約をArch Capital Group（米国の保険・再保険会社）と締結したことを発表した。この取引の完了は、規制当局からの承認を条件とする。

売却契約の締結を受け、ナティクスは、Cofaceに対する支配持分の内容を再評価した。現行の統治体制（特に、取締役会におけるナティクスの存在とその会長職への就任）が維持され、クロージング日まで株式資本の42%が保持されるとはいえ、Cofaceに対するナティクスのパワーは現在、締結された契約によって統制されているように見受けられ、ナティクスはもはや、その持分の大半についてCofaceの変動リターンにさらされていない。IFRS第10号に基づく排他的支配を定める規程がもはや満たされなくなったことから、ナティクスはCofaceに対してもはや排他的支配を行使しておらず、したがって2020年6月30日現在の連結財務諸表においてCofaceを全部連結する必要はもはやなくなったと判断されている。

しかし、ナティクスは引き続き重要な影響力を行使している。Cofaceに対するナティクスの残りの12.7%の持分は、便宜上、かつその連結財務諸表における当該取引の影響をより良く反映させるために、2020年1月1日付で持分法に基づき連結された。

子会社に対する親会社の排他的支配の喪失は、2種類の異なる取引として扱われる。すなわち、第1に(i) 子会社の全株式の売却として、第2に(ii) 保持した持分に対応する新たな投資としてである。

2020年6月30日現在、排他的支配の喪失によりナティクスは、その財務諸表に以下を計上した。

- ナティクスの連結純利益の「その他の資産に係る損益」の項目に表示される、支配の喪失日（すなわち、2020年1月1日）付の売却の手取金（111.9）百万ユーロ。
- 取引に直接関連する売却コストを控除した売却価格に基づき評価された、Arch Capital Groupに売却した株式資本29.5%は、ナティクスの貸借対照表の独立した項目「売却目的で保有する非流動資産」に、429.9百万ユーロで計上されている。
- 残りの12.7%の持分は、売却契約によって影響を受けず、持分法を用いて引き続き計上され、2020年6月30日現在、「関連会社に対する投資」の項目に169.9百万ユーロの金額で表示されている。

非常に予測が難しいもののCOVID-19パンデミックに起因するさまざまな経済的影響と、Cofaceの株価の大幅な下落も、2020年6月30日に実施された減損テストのトリガーとなる兆候として考慮された。

Cofaceの評価額は、減損テストに係る従来の慣行に含まれていた複数基準法に基づいている。このテストは、2020年6月30日現在、35.9百万ユーロの減損を示していた。この減損は、損益計算書の「関連会社の損益に対する持分」の項目に含まれている。

COVID-19

2020年上半期は、COVID-19による健康危機が際立った。この危機は、多くの国の経済活動に重大な影響を与えた。感染地域における2020年上半期の移動制限および商工業企業の閉鎖によるサプライ・チェーンの途絶は、地理的な感染地域における経済的なバリュー・チェーンおよびビジネス・セクターに明白な影響を及ぼした（観光業の収益、航空機での移動、現地の売上等）。

この健康危機において経済を支えるため、各国政府は、影響を受けたビジネス・セクターに金融面・非金融面での支援を提供する対策を発表した。

COVID-19危機は金融界にも広がり、特に激しい変動性と市場の乱高下につながった。高度な不確実性が際立つ環境の中、ナティクスは、2020年6月30日現在の財務諸表における金融資産・負債の価値ならびに減損および引当金の決定において、この危機の影響を現時点で評価可能な範囲で考慮に入れた。

ナティクスの2020年6月30日現在の財務諸表に対するこの危機の影響は、注記3に詳述されている。

[次へ](#)

注記1 会計原則

1.1 適用される基準

2020年6月30日現在のナティクスの中間連結財務諸表には、IAS第34号「期中財務報告」の規定に従って作成および表示された要約財務諸表一式が含まれている。これらの要約財務諸表は、2020年3月6日にフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers：AMF）に提出された2019年度一括登録届出書（URD）に公表された2019年12月31日に終了した事業年度の連結財務諸表と併せて読まれるべきものである。これらは、以下から構成されている。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 中間純利益 / （損失）およびその他の包括利益に係る計算書
- 株主資本等変動計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 選定された財務諸表注記

これらは、2019年12月31日現在および / または2019年6月30日現在の比較データとともに表示されている。

ヨーロッパ委員会により2016年11月22日付で採用されたIFRS第9号「金融商品」が、2018年1月1日から遡及適用されていることに注意する必要がある。IFRS第9号はIAS第39号に取って代わり、金融資産と金融負債の分類および測定に関する新たな規則、金融資産に関する新たな信用リスクベースの減損モデル、マクロヘッジを除く新たなヘッジ会計の方法を定めた。なお、マクロヘッジについては、現在IASBが別個の基準案を検討している。

ナティクスは、ヘッジ会計に関するIFRS第9号の規定を適用せず、ヘッジ取引の認識のために、欧州連合が採用したIAS第39号を引き続き適用する、すなわち特定のマクロヘッジ規定を除外するというIFRS第9号が提供する選択肢を採用することを選択した。資産の再分類の量が限定的であることを考慮し、IAS第39号に基づくヘッジ会計を使用して認識される取引の大半は、2018年1月1日以降も引き続き同じ方法で開示される。

さらに、2017年11月3日、ヨーロッパ委員会は、金融コングロマリットに関する具体的な規定を盛り込んだ、IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の同時適用に関するIFRS第4号の修正を採用し、2018年1月1日をもって発効とした。欧州の規則に基づき、金融コングロマリットは、以下の条件が充足される限り、新たなIFRS第17号「保険契約」の適用日まで保険部門へのIFRS第9号の適用を先送りすることができる。

- コングロマリットの保険部門と他の部門間で金融商品の移転を行わない（譲渡の影響を受ける2つの部門に関わる純損益を通じて公正価値で測定される金融商品を除く）。
- IAS第39号を適用する保険企業を示す。
- 注記において明確な追加情報を提供する。

金融コングロマリットとして、ナティクスは、この規定をその保険事業に適用することを選択し、保険事業は引き続きIAS第39号の対象となる。この措置に関係する主な企業は、Cofaceの保険子会社、Natixis Assurances、BPCE Vieとその連結対象ファンド、Natixis Life、BPCE Prévoyance、BPCE AssurancesおよびBPCE IARDである。

2017年11月3日の施行規則に従って、当グループは、保険事業とグループの他事業との間の金融商品の移転であって、移転する側の事業体における認識の中止を生じさせるような移転を禁止するために必要な措置を講じた。ただし、この制約は、関係する両部門によって純損益を通じて公正価値で測定される金融商品の移転には要求されない。2020年6月30日現在のナティクスの中間連結財務諸表の作成に使用した会計原則および会計処理方法は、欧州連合で採用されたIFRSに準拠して作成した2019年12月31日に終了した事業年度の連結財務諸表の作成に使用したものと同一であり、2019年度の連結財務諸表注記1「表示の基礎」（2019年度一括登録届出書の第5.1章「財務データ - 連結財務諸表および注記」（訳者注：原文の章））に表示されている。）に詳しく記載されている。この例外となるのは、2020年1月1日から適用されている以下の基準、修正および解釈指針である。

- 2019年11月29日にヨーロッパ委員会によって採択され、2020年1月1日から強制適用されている**IAS第1号およびIAS第8号の修正「『重要性がある』の定義**」。これらの修正は、特定の情報の重要性のあるなしに関する評価を容易にし、かつ、財務諸表注記に表示されている情報の目的適合性を改善するために、「重要性がある」という用語の明確化を図っている。これらの修正によるナティクスの財務諸表への影響はなかった。
- 2019年11月29日にヨーロッパ委員会によって採択され、2020年1月1日から強制適用されている**「概念フレームワーク」の修正**。この修正の目的は、いくつかの基準および解釈指針に関して従前のフレームワークへの既存の参照を、改訂後の概念フレームワークへの参照に置き換えることにある。この修正によるナティクスの財務諸表への影響はなかった。
- ヨーロッパ委員会により2020年4月21日付で採択され、2020年1月1日から適用されている**IFRS第3号「企業結合」の修正**。この修正は、企業の定義を明確化し、取得が企業結合を構成するのか、それとも単なる資産の取得を構成するのかを判断するためのより簡単な分析を可能にする。この修正によるナティクスの財務諸表への影響はなかった。

2017年5月18日にIASBによって公表され、IFRS第4号「保険契約」に置き換わることになるIFRS第17号「保険契約」は、まだヨーロッパ委員会によって採択されていない。

同基準は当初、2021年1月1日から適用を開始し、2020年1月1日現在の比較情報を表示する予定だったが、現在のところ2023年1月1日からの発効になるとのみ予想されている。2018年11月14日の会議で、IASBは、IFRS第17号とIFRS第9号の同時適用を1年延期することを決定し、その後2020年3月17日の会議で、IASBはこれら2つの基準の適用日を再度、1年延期した。また、IFRS第17号の適用可能性の開始を改善する修正が2020年6月25日に公表された。

IFRS第17号は、保険契約および裁量権のある有配当性を有する投資契約の認識、測定、表示および開示の原則を定めている。

これらの契約に基づく負債は、現在は取得原価で評価されているのに対し、IFRS第17号の下では現在価値で認識しなければならない。したがって、保険契約は、将来キャッシュ・フローに関連する不確実性を考慮に入れるために、リスク・マージンを含む将来キャッシュ・フローに基づいて評価されることになる。またIFRS第17号は契約上のサービス・マージンという概念も導入している。これは、

保険会社の未稼得利益に相当するもので、サービスが保険契約者に提供されるのに応じて時間とともに稼得される。同基準は、契約のグループごとの見積りを求めていることから、従前よりも粒度の細かい計算を要求している。

これらの会計上の変更は、保険活動の特性を変える可能性に加え（特に、生命保険の場合）、収益の変動を増大させる可能性もある。

同基準をめぐってはまだ不確実性が残っているものの、Groupe BPCEの保険企業は、同基準から生じる変更への対応を担当するプロジェクト・チームを設置しており、同基準によって認められる選択肢の検討と文書化、モデル化、システムや組織構造の調整、財務諸表の作成と移行に関する戦略、財務に関するコミュニケーション、変更管理などの準備を継続している。

IAS第17号「リース」とその解釈指針に置き換わるIFRS第16号「リース」が2019年1月1日から適用されている。2019年11月26日の会議で、IFRS解釈指針委員会（IFRS IC）は、法的に強制可能なリース期間の算定方法に関してIFRS第16号の適用に関する明確化を公表した。7月3日、フランス国家会計基準局（Autorité des Normes Comptables：ANC-フランスの会計基準策定機関）は、IFRS第16号の適用に関する結論書を公表し、2018年2月16日に公表された結論書を置き換えた。これらの公表文書の影響を評価するための分析が現在進められている。

[次へ](#)

1.2 財務諸表の作成における見積りおよび判断の使用

財務諸表の作成において、ナティクスは、専門家の判断を仰ぐ必要のある入手可能な情報に基づき、一定の見積りおよび仮定を立てる必要がある。この分析は、グローバル経済に前例のない影響をもたらしている現在の健康危機を考慮すると、とりわけ困難なものとなっている。

これらの見積りおよび仮定は、損益計算書における収益および費用の計算、貸借対照表における資産および負債の価額、および／または財務諸表注記における一定の開示事項に影響する可能性のある不確実性の原因となる。したがって、一定の営業活動の将来の業績は、特に現在広がっている極端な不確実性に照らすと、2020年6月30日現在の財務諸表に使用されている見積りから大幅に異なる結果となる可能性がある。

仮定を必要とする会計上の見積りは、主に以下に記載の項目の測定に用いられている。

- 公正価値で計上される金融商品

活発な市場で取引されていないハイブリッド市場金融商品の公正価値は、評価技法を用いて算定される。評価モデルを用いて生成された評価は、当該金融商品および関連するリスクに応じて、正味ポジションのビッド／アスク価格、モデリング・リスク、無担保のデリバティブまたは完全に担保されていないデリバティブからの将来キャッシュ・フローの資金調達コストに関する仮定、ならびに取引相手方およびインプット・リスクを勘案して調整される。これらの方法により得た公正価値は、市場で売却される場合、取引時の実際の価格と異なることがある。

流動性の低い金融商品の測定に使用される評価モデルについては、注記5.4に記載されている。

IFRS第9号の下で「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」または「リサイクル不能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」として区分される非上場の資本性金融商品の一部は非連結企業に対する投資で構成されている。非上場の非連結企業に対する投資の公正価値は、主としてマルチプル法またはDCF（割引キャッシュ・フロー）法に基づく評価方法によって設定される。当該評価方法を使用するためには、ある特定の選択および前提（特に予想将来キャッシュ・フローおよび割引率）を事前に決定しておく必要がある。

- 予想信用損失による減損

予想信用損失による減損モデルは損失に対する引当金および評価調整に影響を及ぼすパラメーターや前提に基づいている。当該パラメーターや前提は、現在および／または過去のデータに基づいており、かかるデータには、将来の経済シナリオの見積りおよび重み付けなどの合理的かつ正当な予測も含まれる。また、ナティクスは、これらのパラメーターや前提を見積り適用する際には専門家の意見を検討する。

合理的で正当と認められる予測を行うために、2020年中、健康危機がグローバル経済にもたらした非常に不確実性の高い環境に細心の注意を払う必要がある。これを受けナティクスは新たに、特に2020年6月4日に単一監督制度によって定められたマクロ経済予想に依拠したベースライン・シナリオを作成した（注記3.2を参照）。

- 資金生成単位（CGU）の評価

減損テストを行えるよう、すべてののれんがCGUに割り当てられている。ナティクスによって行われるテストは、各CGUの帳簿価額（のれんを含む）をその回収可能価額と比較することによって行われる。回収可能価額が使用価値に等しい場合には、当該回収可能額は年間のフリーキャッシュ・フローを無期限の将来にわたって割引くことによって算定される。割引キャッシュ・フロー法による算定は以下の手順で行われる。

- 将来キャッシュ・フローを見積る。ナティクスは、これらの見積りの基礎を、そのビジネス単位の中期計画に含まれる予測に置く。
- 中期計画の最終年のキャッシュ・フローを、予想年間成長率を反映させた利率で、無期限の将来にわたって見積る。
- 各CGUの個別の利率でキャッシュ・フローを割引く。

2020年6月30日現在、ナティクスの事業部門の将来の純利益に結果的に影響を及ぼす、経済的展望をめぐる高度な不確実性にかかわらず、すべての資金生成単位（CGU）について評価額の評価が行われた。CGUの減損テストは、注記2.2に表示されている。

- 償却原価で測定される貸出金および債権の公正価値

活発な市場で相場が付けられていない貸出金の公正価値は、割引キャッシュ・フロー法を使用することにより決定される。割引率は、類似のリスク特性を持つ貸出金グループに対して、当該期間中に機関投資家によって使用される利率の評価に基づく。貸出金は、信用スプレッドに影響を与える要因の特定を可能にする統計調査に基づき、類似のリスク特性を持つグループに分類されている。ナティクスはまた、この分類を改良するために、専門家の判断に依拠している。

- 従業員給付

ナティクスは、主な従業員給付の算定を独立保険数理士に依頼している。これらのコミットメントは、昇給率、割引率および制度資産の収益率などの仮定を用いて決定される。これらの割引率および収益率は、各計算期間の末日現在の観察された市場レート（例えば割引率については、AA格付の社債のイールド・カーブ）に基づく。長期給付債務に適用される場合、これらの利率が、評価に不確実性をもたらす。

- 保険契約に関連する負債

保険の技術的準備金は、次期以降の期間にわたって報告される金額の調整につながる可能性がある仮定および見積りを用いて計算される。

- 個人保護保険については、支払準備金は、保険請求経験のモデリングにより計算される。
- 生命保険については、責任準備金は、経済的仮定、金融的仮定、死亡率表、罹患率表および行動統計（例えば保険解約に関するもの）に基づき算定される。

- 損害保険については、技術的準備金は、未経過保険料（数理的根拠に基づき計算され、期中に受領した保険料のうち、報告日以降の期間に対応する部分に相当する金額）および保険金支払準備金（報告日現在で既に発生しているが未払いの既知または未知の保険金に対応）から構成される。

- 負債十分性テスト

IFRS第4号に従って、保険の技術的準備金は、現地規則によって規定された方法を用いて算定される。負債十分性テストは、連結財務諸表に表示される保険負債が当該日付時点で見積もられた将来キャッシュ・フローをカバーするのに十分であることを確実にするために実施される。このテストは、割引将来キャッシュ・フローの確率的または決定論的な評価モデルに基づいている。負債が不十分な場合、潜在的損失の全額が純利益に計上される。

- 繰延利益分配

繰延利益分配の計算に使用される配当参加率は、中期計画期間にわたる予測配当性向に基づいて、かつ前年度の実際の配当性向を踏まえて決定される。

繰延利益分配資産の場合、不利な経済環境から生じる流動性の要求により、含み損のある資産の売却を余儀なくされないよう検証するための、回収可能性テストが実施される。この回収可能性テストは、過去の償還および資金の流入に関するさまざまな経済上の仮定に基づく将来の予想キャッシュ・フローに依拠している。

シャドウ・アカウンティング・メカニズムを適用した結果、2020年6月30日現在で89%の繰延利益分配負債を認識した。すなわち、2019年12月31日から変動はなかった。したがって、回収可能性テストは実施されなかった。

- 繰延税金

欠損金の繰越は、フランスおよび英国においては無期限に認められており、その他の国でも極めて長期間（米国では2018年1月1日より前に発生した欠損金については20年間）にわたって控除可能であるなかで、ナティクスは予防措置として、一定期間（最長10年）にわたって課税所得を生み出す能力に対応させる形で正味繰延税金資産を計上している。

このため、ナティクスは、各事業部門の中期計画に基づいてタックス・プランニングを作成している。

- 法人所得税務処理をめぐる不確実性（IFRIC第23号）

ナティクスは、税務当局が法人所得税務処理を受け入れる可能性が低いと結論付けた場合、財務諸表において法人所得税務処理に関する不確実性を開示している。ある税務上のポジションが不確実かどうかを判断し、それが当グループの法人所得税の金額に与える影響を評価するために、ナティクスは、税務当局があらゆる利用可能な情報を総合的に把握した上で、報告されたすべての金額を検証すると仮定している。判断の基礎となるのは特に、行政方針、判例、税務当局が類似の不確実性に対して実施した是正の前歴である。ナティクスは、たとえば税法の変更、時効期間の終了、または税務当局が実施した管理策や施策の結果から生じる可能性のある、関連する事象および状況の変化があった場合、税務上の不確実性に関して税務当局に支払うまたは税務当局から還付を受けると予想する金額の見積りの見直しを行う。

- その他の引当金

金融商品、従業員給付および保険契約に関連する引当金を除き、連結貸借対照表で認識される引当金は、主に訴訟、リストラ、罰金および課徴金に対する引当金に關係するものである。

引当金が計上されるのは、過去の事象により生じた債務を清算するために、経済的便益を包含する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ、債務額を信頼性をもって見積ることができるときである。この金額を算定するために、ナティクスはリスクの発生確率を評価する必要がある。また割引の影響が重大である場合には、将来キャッシュ・フローが割引かれる。

ブレグジットに関連する不確実性

英国は2016年6月23日、国民投票の結果を受けて欧州連合からの離脱（ブレグジット）を決定した。2017年3月29日に欧州連合条約第50条が発動された後、英国とその他の欧州連合加盟27カ国は、英国の脱退実現に向けて2年間の準備期間を設定した。この期限は3度延期され、最終的に2020年1月31日となった。この結果、原則として2020年12月31日までの移行期間が設けられた。この期間中、将来の財およびサービスの交換に関する貿易協定が交渉され、現行の欧州の規則が引き続き適用される。

ブレグジットの政治的・経済的帰結はいまや、2020年の間に到達される合意次第だが、欧州の政策当局は既にこのスケジュールがタイトすぎるとみなしていることを念頭に置いておく必要がある。

この状況に照らして、ナティクスは、さまざまな起こりうる脱退の結果に備えており、必要な場合は、連結財務諸表の作成の際に行われる仮定および見積りに組み込めるように、これらの交渉の結論を注視していく。欧州規則に基づく英国CCPの認識中止の可能性は、短期的にはリスクではなくなっている。

BMRの特定の規定の適用に関連する不確実性

ベンチマークとして使用される指標に関する2016年6月8日付の欧州連合（EU）規則2016/1011（以下「ベンチマーク規則」または「BMR」）は、金融商品および金融契約におけるベンチマークとして使用される指標、または欧州連合域内の投資ファンドの運用成果を測定するために使用される指標の正確性および完全性の担保を目的とした共通の枠組みを導入している。

ベンチマーク規則の狙いは、欧州連合域内でのベンチマークの提供、ベンチマークの基礎となるデータの提供およびベンチマークの使用を規制することにある。同規則はアドミニストレーターのための移行期間を設けており、アドミニストレーターは2020年1月1日までに認可または登録されなければならない。この日を過ぎると、認可または登録されていない（または、アドミニストレーターがEU域外に所在する場合は、これと同等のもしくはその他の方法で広く認められているもしくは承認されている規則の適用対象ではない）アドミニストレーターのベンチマークについては、EUの監督下にある企業による使用が禁止される。BMRのもとでは、金利のベンチマークであるEURIBOR、LIBORおよびEONIAがクリティカルに指定されている。

ユーロ圏では、新たなベンチマーク金利の定義をめぐる不確実性の大半が2019年上半期に解消された。実際、新たな指標を提案するための作業は、EONIAに関しては完了し、EONIAは2019年10月1日にユーロ短期金利（€STER）のトラッカーとなり、2021年12月31日までそ

のまま存続する。2022年1月1日からは、€STERがいわゆる「再調整後の」EONIAに取って代わる。EURIBORについては、「ハイブリッド」EURIBORへの切り替えを目的とした新たな計算手法（ベルギーの規制当局がBMR要件に準拠していると認めた）が2019年11月に最終決定された。

LIBORに関しては、この段階で、英国ポンド、米ドル、スイスフランおよび日本円LIBORについて代替的な「無リスク金利」が定められた。しかし、移行方法を定めるための作業がまだ進行中である。

2018年上半期から、ナティクスは、法的、商業的、財務的、会計的な観点からベンチマーク指標改革に関連する影響の予測を担当するプロジェクト・チームを設けている。この問題の実務上の側面を分析するために、ナティクスの4つの事業部門すべてにかかわる統治体制が構築されている。

2019年中は、EURIBOR改革とEONIAから€STRへの移行に焦点を当てた。2020年からは、移行と消滅の可能性のあるベンチマークに対するエクスポージャーの低減に関するより実務的なフェーズが始まった。このフェーズは、新たな指標の使用、棚卸資産の是正および銀行顧客とのより積極的なコミュニケーションを対象とする。

会計処理に関しては、

- IASBは2019年9月に、ヘッジ関連問題に関するIFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号の修正を公表した。IAS第39号およびIFRS第9号の修正は、ヘッジ会計に関してこれらの基準が定めた要求事項の一時的な例外措置について規定している一方、IFRS第7号の修正は、これらの例外措置が適用されるヘッジ関係に関して、銀行間調達金利指標（IBOR）改革に対する企業のエクスポージャー、代替的なベンチマーク金利への移行の管理方法およびこれらの修正を適用するために行われた仮定または判断に関する情報を提供することを要求している。これらの修正を通じて、IASBは、企業が代替的なベンチマーク金利への移行前の期間中、IBOR改革に関連する不確実性が原因でヘッジ関係を中止しなければならないことを防ぐことを目指している。
- 2020年4月9日、IASBは、代替的なベンチマーク金利が伝統的なベンチマーク金利に取って代わることから生じるトピックに対処する文書草案を公表した。この概要は、金融資産および金融負債（リースに関連する債務を含む）の修正に関して、それらが既存の契約条項（フォールバック条項）の発動、ヘッジ会計または開示に関連しているか否かを問わず、IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号の規定を修正することを狙いとしている。2021年1月1日をもって適用される（早期適用が認められる）最終文書は、2020年第4四半期までに予想される。ナティクスは、この近く公表が予定されている文書を2020年12月31日に早期適用する予定である。より詳細には、この修正草案は、特に以下について規定している。
 - ・ 改革の直接的な結果として生じた金融資産および負債の変更であって、契約上のキャッシュ・フローの算定基準が変更直前に用いられた算定基準と経済的に同等になるようにするために定められたものに関しては、変動金利に連動させた金融商品のキャッシュ・フローの再見積りのために、IFRS第9号およびIFRS第16号によって定められた規定を適用すること。これは、金融資産および負債（リース債務を除く）については、実効金利の将来予測に基づく修正を意味し、リースに関連する金融負債については、リース料債務の将来予測に基づく修正（代替的なベンチマーク金利への切り替えを考慮に入れるための割引率の変更を含む）を意味する。したがって、これらの規定の適用は、移行日時点では、損益計算書に一切の影響をもたらさない。
 - ・ ヘッジ会計に関しては、当該修正草案は、IFRS第9号およびIAS第39号によって定められたヘッジ会計の適用規程に対して、ヘッジ関係の中断の回避を目的とする新たな例外措置を導入している。

[次へ](#)

注記 2 連結範囲

2.1 2020年1月1日以降の連結範囲の変更

2020年1月1日以降に生じた主な範囲の変更は以下のとおりである。

2.1.1 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

■ 連結対象から除外された企業

- 2020年第1四半期中、連結の閾値を下回ったことを受けて、Trez Commercial Finances Limited Partnershipが連結対象から除外された。

■ 持分比率の変更

- 2020年第2四半期、Natixis Partnersに対する持分は、創業者からの株式の買戻しに伴い、99.9%から100%に増加した。

2.1.2 資産運用およびウェルス・マネジメント

■ 新たに連結対象となった企業

- 2020年第2四半期中、資産運用業務のオペレーション支援（サービス提供、ITインフラ）を目的とするLoomis Sayles Operating Services LLCが設立され、連結された。

■ 連結対象から除外された企業

- 2020年第1四半期中、連結の閾値を下回ったことを受けて、Thematics Meta Fundが連結対象から除外された。

■ 持分比率の変更

- 2020年第2四半期中、DNCAの経営幹部が、保有するDNCA FinanceおよびDNCA Managementの株式の一部についてプット・オプションを行使した。これらの取引を受けて、DNCA Financeおよびその子会社（DNCA Courtage、DNCA LuxembourgおよびDNCA Financeミラノ支店）に対するNatixis IMの所有持分は85%となり、DNCAに対する所有持分は100%となった。
- 念のために付け加えると、2019年末に、Mirovaのインフラストラクチャ事業のスピンオフとしてVauban IPが、そのパートナー・マネージャー（資本の18.6%を所有）とNatixis IM（資本の81.4%を所有）によって共同設立された。2020年第1四半期中、当該パートナー・マネージャーによって保有される持分が20%増加し、取引の目標所有構造に到達した。これにより、Natixis IMのVaubanに対する持分は、81.4%から61.4%に低下した。
- Dorval Finance：同社の経営幹部が2020年第1四半期末にプット・オプションを行使し、株式を償還した。これらの取引に伴い、Natixis IMのDorvalに対する所有持分および支配は88.7%となった。
- 2020年上半期中、Thematics AI and Roboticsファンドに投資されたシード・マネーの一部が償還された。その結果、当該ファンドに対するNatixis IMの持分は、31%になった。

■ 再編

- NIMIは、米国における資産運用持株会社の組織構造を簡素化した。

2020年1月1日に、Natixis U.S. Holdings, Inc.は、Natixis Investment Managers L.P.に対してごくわずかな持分（1%）を所有する持株会社であるNatixis Investment Managers LLCを吸収した。Natixis Investment Managers L.P.の残りの資本（99%）は、Natixis U.S. Holdings, Inc.によって全額所有されていた。この取引の結果、Natixis U.S. Holdings, Inc.は有限責任会社（LLC）に転換され、その後、Natixis Investment Managers U.S. Holdings LLCに改名された。

2020年1月1日に、Natixis Investment Managers L.P.は、さまざまな米国子会社（Loomis、Harris、AEW Capital Management、Vaughan Nelson等）に対するごくわずかな持分（1%から2%）を間接的に所有する持株会社であるNatixis Investment Managers Holdings LLCを吸収した。これらの子会社の残りの資本は、Natixis Investment Managers L.P.によって全額保有されていた。この取引の結果、Natixis Investment Managers L.P.は有限責任会社（LLC）に転換され、その後、Natixis Investment Managers LLCに改名された。

2020年3月15日、Natixis ASG Holdings Inc.は、その完全所有子会社であるAlternative Strategies Group LLCを吸収した。Alternative Strategies Group LLCはそれまで、AlphaSimplex Group LLCの持株会社の役割を果たしており、AlphaSimplex Group LLCの資本を100%所有していた。

2.1.3 保険

■ 連結対象から除外された企業

- 2020年第1四半期中、連結の閾値を下回ったことを受けて、Sélection Protection 85 Fundが連結対象から除外された。

2.1.4 決済

■ 持分比率の変更

- 2020年第2四半期、Natixis Partnersに対する持分は、創業者からの株式の買戻しに伴い、99.1%から99.4%に増加した。

2.1.5 Coface

2020年1月1日以降、Cofaceは持分法を用いて連結されている（重要な事象を参照）。

2.2 のれん

のれんは取得日に、買収によって便益を受けることが予想される1つ以上の資金生成単位（CGU）に配分され、償却されない。のれんの減損テストは、少なくとも年1回実施され、減損の客観的な証拠が存在する場合は、さらに頻繁に実施される。減損テストは、のれんを含むCGUまたはCGUグループの帳簿価額とその回収可能価額の比較で構成される。

健康危機を背景に、2020年6月30日にすべてののれんについて減損テストが実施された。

使用価値の算定は主に、2020年上半期の危機との関連において再評価された最新の各事業部門の業績予測によって算定された、CGUの将来フローの見積りの更新に依拠した（すなわち、割引キャッシュ・フロー（DCF）法）。

以下の仮定が用いられた。

- 見積将来キャッシュフロー：事業部門の業績に関する最新の複数年の動向予測から導き出した予測データ。
- 永久成長率：不確実な環境の中、永久成長率を引き下げ、すべての評価について2.0%とした（従前は2.5%）。
- 割引率：各CGUについて個別の率を使用：資産運用およびウェルス・マネジメントについては8.9%（2019年12月31日現在9.1%）、CIBについては11.2%（2019年12月31日現在11.4%）、保険については10.4%（2019年12月31日現在10.6%）、決済については6.9%（2019年12月31日現在6.9%）。

割引率は、以下を考慮して決定された。

- 保険および決済のCGUについては、リスク・フリーの10年物フランス国債金利の10年間の平均値
- 資産運用およびウェルス・マネジメントとコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングのCGUについては、10年物フランス国債金利と10年物米国国債金利の10年間の平均値。その後、CGUを代表するサンプル企業をベースとして計算されたリスク・プレミアムがこれらの金利に加算される。

CIBについては、2020年6月30日現在、このCGUにとってDCF法を用いた評価の有用性を十分でないものにする非常に不確実な環境（市場および信用事業への危機の影響、規制の変更等）にあることから、減損テストは、M&A事業の範囲（2020年6月30日現在のすべてののれんをカバーする）において、好まれる評価法である市場マルチプル評価法によって補完された。

これらのテストの結果、2020年6月30日現在、減損損失は認識されなかった。

割引率の30ベシスポイントの上昇（2012年～2019年の過去データを用いて1年にわたり観察された過去の1年ごとの変動に基づく仮定）に永久成長率の50ベシスポイントの低下を組み合わせると、CGUの使用価値が以下のとおり減少する。

- ・ 資産運用およびウェルス・マネジメントのCGUについて、（9）%
- ・ コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングのCGUについて、（14）%
- ・ 保険のCGUについて、（7）%
- ・ 決済のCGUについて、（10）%

減損テストの結論への影響はない。

同様に、重要な仮定の変化に対する将来の事業計画キャッシュ・フローの感応度は、CGUの回収可能価額に重大な影響を及ぼさない。

- 資産運用およびウェルス・マネジメントについて、株式市場が10%下落（すべての年を通じて一律の下落）すると、当該CGUの回収可能価額に（5）%の負の影響を及ぼすが、減損損失の認識には至らない。さらに、感応度の理由から、たとえば関連会社の寄与に関してストレスのかかった事業計画のシナリオでも、減損には至らない。
- コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングについて、ドルまたは流動性コストの上昇に対する感応度が正味収益に及ぼす影響は限定的であり、減損の計上には至らない。
- 保険について：
 - o 生命保険の主な感応度ベクトルは、金利と相場だが、その影響を軽減させるためにさまざまな措置（分散投資、準備金、株式ヘッジ等）が取られている。よって、損益計算書への影響は限定的であり、当該CGUの価値に重大な影響を与えない。
 - o 損害保険については、主な感応度ベクトルは損害率であり、これは特に、合算比率を通じて測定される。ナティクスの戦略計画「新次元」は、合算比率を94%未満に設定している。この比率が毎年1ポイント悪化しても、CGUの評価額の下落幅は3%にとどまり、減損への影響は生じない。
- 決済については、事業活動に関して、当該CGUはビジネス・モデルを多様化しており、一方ではGroupe BPCEのネットワークにサービスを提供する従来の決済事業を展開し、ここ数年にわたり大規模な取引（と、電子決済における強い勢い）を創出しつつ、もう一方では、グループ顧客および外部顧客に対して幅広い商品（デジタル化された証券、マーチャント向けソリューション、eコマース、企業の労使協議会向けのソリューション等）を提供するフィンテック企業のポートフォリオを擁している。このビジネス・モデルは、利益の変動性が低いことを意味する。

2.3 関連会社に対する投資

IFRS第11号は、2種類のパートナーシップを区別している。すなわち、共同支配企業と共同支配事業である。共同支配企業とは、当該企業に対して共同支配を行使する当事者が当該企業の純資産に対する権利を保有するパートナーシップである。共同支配企業は、持分法を用いて連結される。持分法を用いた連結では、所有者の財務諸表における投資の帳簿価額を、被所有企業の株主資本および損益に対するナティクスの持分に置き換えることが含まれる。投資は、この再評価額で、連結貸借対照表の資産側に「関連会社に対する投資」として認識される。投資の取得原価と再評価額との差額は、貸借対照表の負債側では「株主資本（グループ持分）」に認識され、連結損益計算書では「関連会社の損益に対する持分」において損益認識され、当期純利益（損失）およびその他の包括利益に係る計算書では「資本に直接認識された関連会社の損益に対する持分」において認識される。共同支配企業に関するのれんは、帳簿価額に含まれている。

これらの投資は、減損の客観的な証拠がある場合にはいつでも減損テストの対象となる。当該投資の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、連結損益計算書の「関連会社の損益に対する持分」に減損が計上される（重要な事象および注記4.9を参照）。

2.4 売却目的で保有する企業

ナティクスが12ヶ月以内の期間に売却を意図し、買手を積極的に探している被支配企業の資産および負債は、連結貸借対照表における2つの個別の表示項目において、非流動資産および負債として区分表示されている。

売却目的保有グループは、複数のCGUのグループのこともあれば、1つのCGUまたは1つのCGUの一部のこともある。当該グループには、IFRS第5号に基づく測定規定の適用範囲に含まれない流動資産、流動負債および資産を含む、企業の資産および負債が含まれることがある。IFRS第5号に基づく測定規定の適用範囲に含まれる非流動資産が売却目的保有グループの一部である場合、IFRS第5号に基づく測定規定は、グループ全体に適用される。つまり、当該グループは、その帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。

2020年6月30日現在、Arch Capital Groupに売却されたCofaceに対する29.5%の持分（重要な事象の注記を参照）は、IFRS第5号に基づいて処理され、「売却目的で保有する非流動資産」の項目に表示されている。当該株式は、取引に直接関連する売却コストを控除した売却価格に基づいて評価された。

注記3 健康危機の財務諸表への影響

COVID-19パンデミックの急速な世界的拡大を受けて、感染国の大部分は住民に対してロックダウン措置を課し、それによってビジネス活動を著しく縮小させた。この結果、数多くのビジネス・セクターで景気が悪化するとともに金融市場に大規模な混乱が生じた。

この環境の中、多くの企業は、資金繰りの問題を抱えており、ナティクスは、特に政府指示に基づく特定の経済支援策（下記の注記3.1を参照）の実施に参加することによって、顧客がこの危機を乗り切ることができるよう支援している。

景気後退を受けて、ナティクスはまた、現在の事象が未払いの金融項目の1年以内または残存期間におけるデフォルトのリスクに与える影響について、高度な不確実性にかかわらず最善の見積りを行うために、そのエクスポージャーの予想損失水準（下記の注記3.2を参照）を決定する基礎となるベースライン・シナリオを変更した。したがって、2020年上半期において貸倒引当金繰入額が増大し、2019年6月30日現在の141.0百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は482.5百万ユーロに上昇した。

健康危機が実体経済だけでなく金融セクターに拡大したことは、一部の商品の評価にも影響を与えている（下記の注記3.3を参照）。

経済環境の変化に関する不確実性にかかわらず、ナティクスは、そのCGUすべてについてののれんの減損テストを実施した（下記の注記3.4および注記2.2を参照）。

さらに、レストラン・オーナーの営業損失率の悪化により、COVID-19パンデミックは、50%所有の持分法連結会社であるBPCA IARDの第1四半期の利益にも影響を与えた。その結果、再保険の影響を考慮すると、当半期の連結純利益への同社の寄与は、+0.5百万ユーロに限定されている。

3.1 経済支援策

2020年上半期中、貸出機関が関与する経済支援策が実施された。

3.1.1 政府保証ローン

政府保証ローン（GBL）は、2020年3月23日の2020年フランス補正予算法2020-289の第6条を通じて、かつ、COVID-19による健康危機の影響を受けた企業のキャッシュ・フローのニーズに対処するために2020年3月16日をもってフランス政府から貸出機関および金融企業に政府保証を与える2020年3月23日付経済金融相命令によって制定された支援策である。GBLの特徴（目的、金利）は、全銀行共通である。

GBLは、期間1年の現金貸付で、当該期間中の返済は猶予される。貸付を受けた企業は、1年目の終わりにGBLを1年から5年の期間にわたって返済することを選択できる。適格要件を満たす企業の場合、GBLの金額は通常、企業の収益の25%までに制限される。GBLは、企業の規模に応じて70%～90%が政府によって保証され、銀行が残りのリスクを引き受ける。政府保証は、信用事由の発生により早期に回収されない限り、満期を迎えるまで債務の一定割合の元本、利息および関連コストの残高をカバーする。

2020年6月30日現在、ナティクスによって支払総額972百万ユーロ（航空輸送セクター向けに392百万ユーロ、小売セクター向けに117百万ユーロ、接客業および外食業セクター向けに80百万ユーロ）に上る44件のGBLが供与され、それに対応して政府から受領した保証金は846百万ユーロとなっている。未使用のコミットメントは、1,470百万ユーロ（自動車製造セクター向けの1,000百万ユーロおよび航空輸送セクター向けの391.7百万ユーロを含む）に上る。

GBLに対する利息は、時間的価値と元本に関連する信用リスクの対価である。早期返済ペナルティはゼロか、または契約上妥当な方法で設定され、延長条件は事前に設定されるのではなく、市況に基づいて延長時点で見直される。

上記の特徴を考慮すると、GBLは、「元本および利息の支払いのみ（SPPI）」の基準を満たしている（2019年度一括登録届出書の第5.1章「連結財務諸表および注記」の注記6.1.2を参照）。GBLは、キャッシュ・フローを回収するためにローンを保有することを目的とする回収目的保有モデルで保有される（2019年度一括登録届出書の第5.1章「連結財務諸表および注記」の注記6.1.3を参照）ことから、「償却原価で測定される債権」に計上される。GBLは、その後の貸借対照日に、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

政府保証は、補償の原則に従っているため、IFRSの金融保証の定義を満たしている。ローンが供与された際にナティクスによって政府に支払われる保証料は、実効金利法を用いてGBLの当初期間にわたって損益計算書に計上され、「金利差益」の項目に計上される。

GBLを特定の取引相手方に供与することは、それ自体はリスク悪化の閾値を構成するものではないことに留意すべきである。というのも、その場合は、その取引相手方の他の未払項目がステータス2または3に変更されるはずだからである。

3.1.2 貸出金の返済期限の延長（返済猶予）およびその他のリストラクチャリング

COVID-19危機を背景に、ナティクスは、一部の顧客に対し、危機によって引き起こされた一時的なキャッシュ・フロー問題を克服できるように支援するために、さまざまな形の譲歩（支払期限の一時凍結、債務返済繰延べ等）を付与した。顧客が直面した財政的困難が純粋に一過性で当面のものなのかどうか、また、結果として行われるリストラクチャリングによって、取引相手方が満期時に契約上の合意を守る能力を損なうことなく危機を切り抜けることが可能になるかどうかを判断するために、ケースバイケースの分析が実施された。こうした理由により、支払猶予またはその他の譲歩の個別の付与は必ずしも、それらの貸出金が常に「譲歩が付与されているリストラクチャリングされた貸出金」に分類されることにつながらなかった。

さらに、ナティクスは、「一括の（en masse）」（あるいは、「全般的な（general）」）返済猶予、つまり、具体的な条件なしに顧客グループに大規模に提供される返済猶予は一切付与しなかったことに留意すべきである。

2020年6月30日現在、貸出総額2,286百万ユーロ（うち703百万ユーロは不動産金融セクターが対象、310百万ユーロは非鉄金属製造セクターが対象、156百万ユーロは道路輸送セクターが対象）に上る179件の貸出金が返済猶予を受けていた。これらの貸出金のうち、譲歩が付与されているリストラクチャリングされた貸出金に分類されたのは1件のみで、その評価額は7.6百万ユーロだった。

これらのリストラクチャリングされた貸出金に関連する引当金は、2020年6月30日現在、17.2百万ユーロに上る。

3.2 償却原価で測定される資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産の減損と貸出コミットメントおよび保証コミットメントに対する引当金

引当ての対象となるすべてのエクスポージャーについて6月30日現在の予想損失の金額を決定するために、ナティクスは、2019年度一括登録届出書の第5.1章「財務データ - 連結財務諸表および注記」の注記6.3に記載している予想信用損失に対する減損または引当金に係る方法を、健康危機に関して基準設定機関および監督当局によって公表された勧告を考慮入れるための調整を加えた上で適用した。

- 新たなベースライン・シナリオの決定

ナティクスは、ユーロ圏について2020年6月4日に公表されたECBの経済・金融予測に基づき、加重確率を100%とし、対象期間を3年間とする新たなベースライン・シナリオを定めた。

この新たなシナリオには、パンデミックの今後の進展と封じ込め対策および家庭と企業の行動に関する一連の主要な仮定が情報として投入されている。

このシナリオは、各国で観察されたロックダウンの期間と条件、および部分的かつ段階的な回復（ユーロ圏の国によっては2020年第3・4半期に通常生産レベルの75～80%、2020年第4・4半期に95～100%近くに回る）をベースにしている。

マクロ経済データは、健康危機による直接的な取引の喪失を見積もることによって計算されている。リアルタイムで入手可能な情報に基づく事業低迷の仮定がセクターごとに作成された。年成長率という点では、1ヶ月の厳格なロックダウンにより、GDP年成長率がおよそ3ポイント低下する。

2020年下半期に回復に転じた後、このシナリオでは、雇用と事業状況に対する危機の影響の第2波が成長を阻害すると予想され、ユーロ圏のGDPは2021年に「正常化された」四半期成長（すなわち、フランスにおいては1四半期当たり0.3%）に戻ると予想される。しかし、2021年末時点では、GDPは、2019年第4・4半期の水準を引き続き下回るだろう。

金融変数に関しては、シナリオは、以下の4つの主要な仮定に基づいて構築されている。

- 欧州と米国では、シナリオの3年間にわたりプライム・レートは変動しない。
- 欧州の株価指数は2020年末時点では変化はないが、2021年に入って3.4%上昇し、2022年および2023年はプラス1.5%となる。
- 3ヶ月EURIBORと10年物スワップのスプレッドが徐々にわずかに拡大する。
- 国債に対する需要の増大と発行体の信用の質の低下を考慮すると、債券市場におけるリスク・プレミアムは、相対的に高い水準で推移する。

これらの変数は、ナティクスが関与している主要なセクターの業種ごとに詳細に細分化された。

- セクター特有の側面をより適切に考慮に入れるための引当金メカニズムの変更

当該シナリオのマクロ経済変数および金融変数は、新たなスコアリングへの移行マトリクスと対応するデフォルト確率（PD）を構築することを可能にしている。これらは、シナリオ全体を反映し尊重しているものの、さまざまなビジネス・セクターを区別するのに十分な詳細を提供していない。システムの強化と精緻化を図るために、セクター別のPDの調整が6～12ヶ月のタイムホライズンで経済セクターの格付けの評価に基づいて定められた。移行マトリクスから作成された、セクター別に加重された将来予測に基づくPDの平均値が比較され、セクターの格付けを見込んで同等のPDに収束していくように調整される。

方法論の観点から見ると、2020年6月30日に実施されたデフォルト確率のセクター別の調整は、リスクの増大をモニタリングするための規準として、セクター格付けの変更に取って代わる。このより正確なアプローチは、信用リスクを評価する際にセクター特有の側面をより良く説明することを可能にする一方、取引相手方の格付けに関連する区別を強化する。このアプローチは、従前の方法論の順景気循環的な影響を緩和することを可能にする。従前の方法論では、格付けが特定の閾値を下回ったセクターにおけるすべての取引相手方との契約は必ずステータス2に格下げされていた。

「貸倒引当金繰入額」に係る感応度テストも実施された。このテストは、フランスのGDPについて2020年におよそ10%減少、2021年に5%回復するとし、ナティクスが専門とするセクターについて、1バレル40ドルの原油価格や実物資産価格の大幅なヘアカット（たとえば、航空についてはおよそ45%、不動産については15%）などの厳しい仮定を立てていた。このようなシナリオにおいて、2020年通期の貸倒引当金繰入率（単位：ベースポイント）は、2020年第1・4半期に観察されたものとほぼ同じか若干高くなる可能性がある。

最後に、COVID-19危機によって最も大きな影響を受けたセクターに対するエクスポージャーに関して、石油・ガスセクターの顧客に対する貸出金および債権に分類された未決済項目の総額は、2020年6月30日現在90億ユーロであり、うち27億ユーロは、コモディティ価格の変動の影響をより受けやすい独立生産者からのものだった（米国の10億ユーロ（2020年5月18日に閉鎖が発表されたポートフォリオ）を含む）。航空セクターについては、2020年6月30日現在、エクスポージャーは総額44億ユーロに上り、おおむね安全である30近い国にわたって高度に分散されている（エクスポージャーの25%超を占める国はない）。最後に、観光セクターに関しては、未払項目は2020年6月30日現在、基本的にEMEA地域における9億ユーロであり、主に業界大手が占め、不良債権率は2%に限定されていた。

3.3 健康危機によって影響を受けた金融資産の公正価値

COVID-19による健康危機の金融市場への影響を考慮して、一部商品の評価は、2020年上半期において市場の流動性によって影響を受けた。

こうした状況を背景に、CIBの活動は、「配当金」要素などの特定の価値要因の著しい再評価にさらされた。

- ・ 配当を凍結するという一部企業の発表を受けて、ほとんどの短期配当金はほぼゼロとなり、この要因の再評価に使われた合意値においても反映された。
- ・ 大きな変動を生んだストレス下の市場環境が原因で、関係するすべての取引について、「変動性」要因も再評価された。

上半期にわたるナティクシスの収益は、この状況によって直接影響を受けた（上記3.5を参照）。

非公開のプライベート・エクイティ・ファンド（シード・マネー・ポートフォリオ）において保有している持分は、IPEV（国際プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル評価）ガイドラインを用いて評価される。なお、このガイドラインは、Invest Europeによっても推奨されている。

健康危機を背景に、ナティクスはポートフォリオを幅広く見直し、その結果として2020年上半期に減損が観察された（下記3.5を参照）。

3.4 のれん

COVID-19による健康危機は、企業の環境における重要な事象を構成するものの、それ自体は減損の客観的な兆候ではない。しかし、健康危機が実体経済と金融市場に広がっていることを考慮して、CGUの減損テストが2020年6月30日に実施された。当該テストは、注記2.2に記載されている。

3.5 COVID-19による健康危機の主な影響額の要約表

（単位：百万ユーロ）		2020年上半期
純収益		(396)
シード・マネー・ポートフォリオの評価減	AWM	(51)
- 上場		(7)
- 未上場		(44)
配当金に係る持分商品の評価減	CIB	(273)
CVA/DVAの影響額 ⁽¹⁾	CIB	(54)
FVAの影響額 ⁽²⁾	コーポレート・センター	(18)
貸倒引当金繰入額 ⁽³⁾	CIB	(325)
税引前利益への影響額合計		(721)

(1) ヘッジ手段の評価額の変動を含む、XVAデスクの純利益。

(2) 財務管理によってヘッジされたFVA影響額の持分。

(3) 健全な貸出金に対するIFRS第9号の規定の影響、不正に対する引当金、航空セクターで事業を行っている取引相手方など、COVID-19危機の影響による貸倒引当金繰入額。

[次へ](#)

注記 4 損益計算書注記

4.1 金利差益

「受取利息および類似収益」ならびに「支払利息および類似費用」は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」および「償却原価で測定される金融資産」として認識される固定利付有価証券に係る利息ならびに銀行および顧客に対する貸出金および債権に係る利息から成る。

償却原価で評価される金融資産および金融負債には、実効金利法により計算される利息が認識される。

この表示項目には、ヘッジ目的デリバティブに係る利息も含まれる。

受取利息はまた、トレーディング・モデルの下で保有されていない非SPPI負債性金融商品（基本的に、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に分類される）に係る利息からも成る。

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日現在			2019年 6 月30日現在		
	収益	費用	正味	収益	費用	正味
償却原価で測定される金融資産および負債	1,238	(807)	431	1,697	(1,441)	256
中央銀行預け金	63	(18)	45	178	(57)	121
有価証券に係る利息	57	(52)	5	45	(39)	7
債権、貸出金および借入金	1,118	(371)	748	1,474	(798)	675
銀行	116	(262)	(146)	158	(549)	(390)
顧客	1,000	(108)	892	1,312	(249)	1,063
ファイナンス・リース	2	0	2	3	0	3
債務証券および劣後債務	0	(360)	(360)		(538)	(538)
リース負債	0	(7)	(7)		(10)	(10)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	39	0	39	63		63
有価証券に係る利息	39	0	39	63		63
貸出金および債権	0	0	0	0		0
純損益を通じて公正価値で評価される金融商品	36	0	36	31		31
貸出金および債権	21	0	21	19		19
有価証券に係る利息	15	0	15	12		12
ヘッジ目的デリバティブ	149	(205)	(56)	165	(222)	(57)
合計	1,463	(1,012)	451	1,955	(1,663)	292

4.2 正味受取報酬および受取手数料

サービスまたは金融商品に関連して受け取った報酬および手数料の会計処理方法は、提供されたサービスの最終的な目的およびそのサービスが関連する金融商品の会計処理方法に応じて異なる。

受託者または類似の報酬および手数料は、個々の顧客、年金制度またはその他の機関に代わり保有または投資されている資産から生ずるものである。とりわけ、信託取引は、資産管理および保管業務で、第三者に代わり行われるものを含む。

Natixis Investment Managersの関連会社が運用する特定のファンドについては、目論見書の契約規定にファンドの超過収益に関する「成功報酬」の支払いが定められている。

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期			2019年上半期		
	収益	費用	正味	収益	費用	正味
インターバンク取引	4	(12)	(9)	5	(14)	(9)
顧客との取引	240	11	251	256	11	267
有価証券取引	43	(113)	(70)	39	(61)	(22)
決済サービス	223	(32)	192	229	(31)	198
金融サービス	91	(257)	(166)	109	(302)	(193)
受託取引 ⁽¹⁾	1,618		1,618	1,840		1,840
貸出、保証、有価証券およびデリバティブのコミットメント	154	(61)	93	113	(108)	5
その他 ⁽²⁾	50	(560)	(510)	71	(653)	(582)
合計⁽³⁾	2,423	(1,024)	1,399	2,662	(1,158)	1,504

(1) 成功報酬を含む。この金額は、2019年 6 月30日現在の170百万ユーロ（欧州が158百万ユーロ、北米が12百万ユーロ）に対し、2020年 6 月30日現在は71百万ユーロ（欧州が63百万ユーロ、北米が8百万ユーロ）であった。

(2) うち保険業務による正味受取報酬および受取手数料は、2019年 6 月30日現在の(640)百万ユーロに対し、2020年 6 月30日現在は(552)百万ユーロで、その関連利益は「保険業務純利益」として表示されている。

(3) 2019年6月30日現在で、Cofaceは正味受取手数料に(65.4)百万ユーロ寄与した（収益は+30.1百万ユーロ、費用は(95.5)百万ユーロで、主に「その他」として分類されている）。

4.3 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る損益

この項目には、トレーディング目的で保有されているか、公正価値オプションに基づき指定されているか、公正価値で測定されているかを問わず、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る損益（利息を含む）が含まれる。この表示項目には、これらの商品に対する利息（受取利息として表示されるものを除く）も含まれる。

ヘッジ目的デリバティブには、公正価値ヘッジとして分類されたデリバティブの公正価値の変動（利息を除く）およびこれと対称関係となるヘッジ対象の再評価を含む。また、ヘッジ目的デリバティブには、キャッシュ・フロー・ヘッジの「非有効」部分も含む。

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期
ヘッジ目的デリバティブを除く金融資産および負債に係る純損益	359	1,195
トレーディング目的で保有する金融資産および負債に係る純損益 ⁽²⁾	(652)	3,519
うちヘッジ会計に適格でないデリバティブ	4,233	295
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産に係る純損益	(144)	159
公正価値オプションに基づく金融資産および負債に係る純損益	1,109	(2,567)
その他	46	84
ヘッジ手段およびヘッジ対象の再評価	7	(10)
キャッシュ・フロー・ヘッジ(CFH)の非有効部分	0	0
公正価値ヘッジ(FVH)の非有効部分	7	(10)
公正価値ヘッジの変動	(103)	(169)
ヘッジ対象の変動	110	160
合計⁽¹⁾	366	1,185

- (1) 損益計算書に計上される費用および利益が機能ではなく種類によって分類される限り、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る活動の純利益は、全体として考慮されるべきである。上記の結果は、受取利息あるいは支払利息として計上される当該金融商品の借換コストを含んでいない。
- (2) 「トレーディング目的で保有する金融資産および負債に係る純損益」には、以下が含まれる。
- モノライン保険会社との間で交わしたCDSの公正価値に対して計上された減損：2019年上半期は減損累計額（為替の影響とBPCE保証の影響を除く）が4百万ユーロ減少した（収益として認識）のに対し、2020年上半期は減損累計額が15.9百万ユーロ増加した。これにより減損累計額は2019年6月30日現在の19百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は41百万ユーロとなった。
 - 認識されたデリバティブに対する自己信用リスク調整（債務評価調整、すなわちDVA）は、2019年6月30日現在の（23.3）百万ユーロ（収益）に対し、2020年6月30日現在は17.7百万ユーロ（収益）であった。さらに、金融資産に対して認識された取引相手方リスクの評価に関連する信用リスク調整（信用評価調整、すなわちCVA）は、2019年6月30日現在の12.1百万ユーロの収益に対し、2020年6月30日現在は（110.2）百万ユーロ（費用）であった。
- 2020年6月30日現在、無担保のデリバティブまたは完全に担保されていないデリバティブの評価に含まれる資金調達評価調整（FVA）（45.2）百万ユーロ（費用）もこの項目に認識された（2019年6月30日現在は17.1百万ユーロの収益）。

4.4 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る損益

下記の表は、報告期間にわたり純損益に認識されるその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の純損益を示している。これらは主に、以下から成る。

- ヘッジ手段の影響の控除後の負債性金融商品の売却益
- 資本性金融商品の配当金

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期
負債性金融商品に係る純利得	9	3
資本性金融商品に係る純利得（配当金）	22	10
合計	31	13

報告期間にわたり認識された未実現損益は、「中間純利益（損失）およびその他の包括利益に直接計上された損益に係る計算書」に表示されている。

4.5 償却原価で測定される金融商品の認識中止によって生じた純損益

この表示項目には、ヘッジ手段の影響を含め、償却原価で認識される債務証券ならびに貸出金および債権の認識中止によって生じた損益が含まれる。

2020年6月30日現在、償却原価で測定される金融商品の認識中止によって生じた純損益は、償却原価で測定される金融資産の売却後に計上された（4.8）百万ユーロの損失（2019年6月30日現在では（5.0）百万ユーロ）、および償却原価で認識される債務証券の売却に関連する+1.5百万ユーロの利得（2019年6月30日現在では（1.0）百万ユーロの損失）を含む。

4.6 その他の損益

その他の業務からの損益は、主としてファイナンス・リースおよび投資不動産に関連する損益から成る。

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期			2019年上半期		
	収益	費用	正味	収益	費用	正味
オペレーティング・リース	18		18	9		9
その他の関連損益	103	(95)	8	96	(66)	30
合計⁽¹⁾	121	(95)	26	105	(66)	39

(1) うちCOVID-19危機の一環である保険会社による中小企業連帯基金への拠出は2020年6月30日現在（13.9）百万ユーロであった。

4.7 営業費用ならびに減価償却、償却および減損

営業費用の主な内訳には、再請求費用を控除した賃金・給料を含む人件費、社会保障費、年金（確定給付制度）等の従業員給付およびIFRS第2号に従い認識される株式に基づく報酬に関連する費用がある。

この項目にはまた、すべての一般管理費および外部委託費も含まれる。

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期
人件費		
賃金および給料	(1,179)	(1,391)
うち株式報酬 ⁽¹⁾	(8)	(35)
年金給付その他の長期従業員給付	(78)	(104)
社会保障費	(268)	(306)
インセンティブおよび利益分配制度	(37)	(69)
給与税	(58)	(70)
その他	(4)	8
人件費合計	(1,624)	(1,932)
その他の営業費用		
所得税を除く税金 ⁽²⁾	(259)	(251)
外部委託費	(787)	(897)
その他	(6)	(20)
その他の営業費用合計	(1,052)	(1,168)
合計⁽³⁾	(2,676)	(3,100)

(1) 維持および業績制度に関して2020年上半期に認識された金額には、現金で支払われたナティクスの株価に連動する報酬部分の費用4百万ユーロ（2019年6月30日現在では28.1百万ユーロ）およびナティクスの株式で決済された報酬部分の追加費用3.3百万ユーロ（2019年6月30日現在では5.8百万ユーロ）が含まれていた。

(2) うち単一破綻処理基金（SRF）への拠出金は、2019年6月30日現在の169.7百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は165.2百万ユーロ。うち社会保障および連帯税（C3S）は、2019年6月30日現在の33.2百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は40.7百万ユーロ。

(3) 2019年6月30日現在で、Cofaceは営業費用に（234.2）百万ユーロ寄与した。

さらに、有形固定資産および無形固定資産の減価償却、償却および減損には、公表される予定の建築契約に係る期限前返済金5百万ユーロが含まれている。

4.8 貸倒引当金繰入額

この表示項目には主に、IFRS第9号によって定義される信用リスクの認識に関連する収益が含まれる。

- 以下に関連する12ヶ月および全期間の予想信用損失に対する引当金および減損に係るキャッシュ・フロー
 - 償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で認識される負債性金融商品
 - リース債権
 - デリバティブ金融商品の定義に適合しない供与された貸出コミットメントまたは保証コミットメント
- 回収不能貸出金に係る損失、および従前に損失として認識した貸出金の回収

この表示項目には、OTC商品の取引相手方に関連する確認された債務不履行リスクに関して計上された減損も含まれ、2020年6月30日現在で22.3百万ユーロに等しい、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期					2019年上半期				
	繰入額	正味 戻入額	引当金 で充当 されな かった 償却	償却済 貸倒債 権の回 収	純額	繰入額	正味 戻入額	引当金 で充当 されな かった 償却	償却済 貸倒債 権の回 収	純額
偶発損失引当金	(141)	129	(0)	0	(12)	(149)	130	(1)	0	(19)
減損していない貸出コミットメント：12ヶ月の予想信用損失	(26)	17	0	0	(9)	(16)	14	0	0	(2)
減損していない貸出コミットメント - 全期間の予想信用損失	(93)	75	0	0	(18)	(84)	83	0	0	0
減損した貸出コミットメント - 全期間の予想信用損失	(16)	30	0	0	14	(47)	23	(0)	0	(24)
その他	(5)	7	(0)	0	2	(2)	10	(1)	0	7
金融資産の減損引当金	(725)	253	(3)	3	(471)	(369)	253	(7)	0	(122)
減損していない金融資産 - 12ヶ月の予想信用損失	(54)	29	0	0	(26)	(36)	29	0	0	(6)
減損していない金融資産 - 全期間の予想信用損失	(155)	113	0	0	(42)	(127)	122	0	0	(5)
減損した金融資産 - 全期間の予想信用損失	(516)	112	(3)	3	(403)	(206)	102	(7)	0	(111)
合計	(866)	382	(3)	3	(482)	(517)	383	(8)	0	(141)
うち										
超過減損引当金の戻入額		382					383			
取崩減損引当金の戻入額		136					111			
	戻入額	518				戻入額	494			
	小計：					小計：				
引当金で充当された償却		(136)					(111)			
	正味戻入額合計：	382				正味戻入額合計：	383			

4.9 持分法による投資利益

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日		2019年12月31日	
	関連会社に対する 投資の評価額	純利益	直接資本に計上される損益	関連会社に対する 投資の評価額
合併会社	-	-	-	-
関連会社	896	(40)	(3)	743
EDF Investment Group (EIG)	525	5	(1)	520
Coface ⁽¹⁾	170	(33)	(3)	-
その他企業 ⁽²⁾	202	(12)	1	223
合計	896	(40)	(3)	743

(1) Cofaceの純利益には持分の減損に係る(36.0)百万ユーロが含まれている。

持分法によるCofaceの持分の市場価値は、2020年6月30日現在で112.7百万ユーロである。

(2) その他企業の純利益(12)百万ユーロには、Adir社に係る減損(14.4)百万ユーロが含まれている。

Cofaceに関する主要な財務データは以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在
評価法	関連会社
受取配当金	0
主要な総計	

総資産	7,314
総負債	5,398
損益計算書	
	税引前利益 44
	法人税 (20)
	純利益 24
直接資本に計上される損益	122

4.10 その他の資産に係る損益

この項目は、有形固定資産および無形資産の処分から生じたキャピタル・ゲインおよびロス、ならびに連結対象会社に対する投資の処分に係るキャピタル・ゲインおよびロスから成る。

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期			2019年上半期		
	連結対象会社 に対する投資	有形固定資産 および 無形資産に 対する投資	合計 ⁽¹⁾	連結対象会社 に対する投資	有形固定資産 および 無形資産に 対する投資	合計 ⁽²⁾
処分に係る正味キャピタル・ゲイン / (ロス)	(107)	(2)	(109)	616	62	678
合計	(107)	(2)	(109)	616	62	678

(1) 2020年上半期に計上されたCofaceの売却手取金(111.9)百万ユーロを含む(重要な事象を参照)。

(2) SFSの事業部門の売却に係る697.1百万ユーロおよびNatixis Brasilの売却に係る(14.7)百万ユーロを含む。

4.11 財務諸表上の税務費用と理論上の税務費用の調整

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年 6 月30日 現在
+ 中間純利益 (グループ持分)	(261)	1,110
+ 非支配持分に帰属する中間純利益	51	178
+ 法人所得税費用	18	379
+ 非継続事業からの利益		0
+ のれんの減損		(3)
- 持分法による投資利益	40	(11)
= 税金、のれん、償却および持分法による投資利益控除前連結中間純利益 / (損失)	(152)	1,653
+/- 永久差異 ⁽¹⁾	322	(208)
= 連結課税所得 / (欠損金)	170	1,446
x 理論上の税率	32.02%	34.43%
= 理論上の税額	(55)	(498)
+ 軽減税率での法人所得税	0	(0)
+ 繰延税金目的上認識されない期間の欠損金 ⁽²⁾	18	(9)
+ 連結納税に係る影響額	18	17
+ 在外子会社での税率差 ⁽³⁾	(3)	102
+ 過去の期間の税金およびその他の税項目	3	9
= 当期の税金費用	(19)	(379)
うち： 当期税金	(119)	(242)
繰延税金	101	(137)

(1) 2020年の永久差異には、+106.2百万ユーロの損金算入できないキャピタル・ロスを発生させた、Cofaceの支配の喪失による影響が含まれ、2019年の永久差異には、BPCEに対するSFSの事業部門の売却に関連する免税の長期キャピタル・ゲイン(454.0)百万ユーロおよびNatixis Brasilの処分による損金算入できないキャピタル・ロス(+14.7百万ユーロ)のほか、2020年は+114.7百万ユーロ(2019年は+130.0百万ユーロ)の損金算入できない規制拠出金の影響が含まれる。

(2) 2020年には主に、香港支店からの従前に認識されなかった欠損金の算入(+22.1百万ユーロ)を通じて計上された。

(3) この差異は主に、米国および英国における資産運用事業の利益(+26.5百万ユーロ)が、米国およびシンガポールの一部CIB子会社によって実現された損失(29.3)百万ユーロによって相殺されることによって発生している。

さらに、2020年6月30日現在で、永久超劣後債の利息が+20.4百万ユーロの節税を生み出している(2019年6月30日現在では税効果はなかった)。

[次へ](#)

注記5 貸借対照表注記

5.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

これらの資産および負債は報告日現在の公正価値で測定され、利息を含めた公正価値の変動は「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純損益」として損益に認識される。ただし、以下を除く。

- 損益計算書上で受取利息および支払利息として計上されるヘッジ目的デリバティブおよび非SPPI商品に係る利息
- 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動であって、その他の包括利益の「純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額」として計上されるもの

5.1.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

下記の表は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の内訳を金融商品の種類ごとに示している。

純損益を通じて公正価値で測定しなければならない金融商品には、当行がその他の包括利益で認識しないことを選択した負債性金融商品および非SPPIローン、ならびに資本性金融商品が含まれる。

	2020年6月30日現在				2019年12月31日現在			
	トレーディング目的で保有する金融資産	純損益を通じて公正価値で評価される金融商品(1)	公正価値オプションに基づき指定された金融資産(2)	合計	トレーディング目的で保有する金融資産	純損益を通じて公正価値で評価される金融商品(1)	公正価値オプションに基づき指定された金融資産(2)	合計
(単位：百万ユーロ)								
有価証券	45,874	2,577	5	48,456	51,164	2,700	43	53,907
負債性金融商品	19,923	1,753	5	21,681	15,004	1,865	43	16,912
資本性金融商品	25,951	824		26,775	36,160	835	0	36,995
リバース・レボに対する資金調達(3)	70,341			70,341	89,971			89,971
貸出金および債権	3,139	1,949	2	5,091	4,612	1,715	2	6,329
銀行		982	2	984	13	999	2	1,014
顧客	3,139	967		4,106	4,599	716	0	5,315
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品(3)	66,386			66,386	60,880	0	0	60,880
差入保証金	21,744			21,744	17,715	0	0	17,715
合計	207,485	4,526	7	212,018	224,342	4,415	45	228,802

(1) ナティクスによって採用されたSPPIの規準を充足しないために純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の分類は、2019年度一括登録届出書第5.1章「連結財務諸表および注記」の注記6.1.2で説明されている。

(2) IFRS第9号に基づく「会計上のミスマッチ」の場合に限定される。

(3) この情報は、IAS第32号に従って実施した相殺の影響を考慮して表示されている（注記5.2を参照）。

5.1.2 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

下記の表は、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の内訳を金融商品の種類ごとに示している。

(単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日現在			2019年12月31日現在		
	公正価値オ トレーディ ング目的で 発行された 金融負債	公正価値オ ブションに 基づき指定 された金融 負債	合計	公正価値オ トレーディ ング目的で 発行された 金融負債	公正価値オ ブションに 基づき指定 された金融 負債	合計
	注記			注記		
	5.1.2.1および5.1.2.2	5.1.2.2		8.1.2.1および8.1.2.2	8.1.2.2	
有価証券	16,838	21,534	38,372	18,840	24,759	43,598
債務証券	296	21,436	21,732	297	24,659	24,955
劣後債務	0	98	98	0	100	100
空売り	16,542	0	16,542	18,543	0	18,543
買戻有価証券 ⁽¹⁾	81,906	0	81,906	96,032	0	96,032
負債	13	3,435	3,448	12	3,933	3,945
銀行預り金	0	121	122	0	96	96
顧客預り金	13	128	141	12	139	151
その他の負債	0	3,185	3,185	0	3,699	3,699
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	65,654	0	65,654	59,718	0	59,718
預り保証金	17,044	0	17,044	14,985	0	14,985
合計	181,456	24,969	206,425	189,587	28,692	218,279

(1) この情報は、IAS第32号に従って実施した相殺の影響を考慮して表示されている（注記5.2を参照）。

5.1.2.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類するための条件

金融負債は、純損益を通じて公正価値で指定することを選択した方がより適切な情報を提供できる場合、または当該金融商品が1つ以上の重要かつ分離可能なデリバティブを組み込んでいる場合、純損益を通じて公正価値で指定される。

以下の2つの状況においては、公正価値オプションを使用した方が、より適切な情報を提供できるとみなされる。

- 経済的に関連性がある資産と負債間で会計上のミスマッチがある場合。特に、公正価値オプションはヘッジ会計の条件が満たされていない場合に用いられる。そうした場合、ヘッジ対象の公正価値の変動は自動的にヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動を相殺する。
- 金融資産および負債のポートフォリオが、資産および負債管理の文書化された方針の一環として公正価値で管理され認識されている場合。

純損益を通じて公正価値で測定される負債は主に、顧客のために組成され仕組まれた発行証券で、そのリスクとヘッジはまとめて管理されている。そうした発行証券には、重要な組込デリバティブが含まれており、その価値の変動は、自己の信用リスクに配分される部分を除き、それらをヘッジするデリバティブ手段の価値の変動により相殺される。

2020年6月30日現在				2019年12月31日現在		
(単位：百万ユーロ)	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	組込デリバティブ	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	組込デリバティブ
銀行預り金	121		116	96		90
顧客預り金	129		129	139		139
債務証券	21,436	18,249	3,187	24,659	20,569	4,090
劣後債務	98		98	100		100
その他の負債	3,185	3,185		3,699	3,699	
合計	24,969	21,439	3,530	28,693	24,274	4,419

発行後、純損益を通じて公正価値オプションに基づき認識される一部の負債は、保証の対象である。この保証の影響は、負債の公正価値に織り込まれている。

5.1.2.2 公正価値オプションに基づく金融負債と信用リスク

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の帳簿価額は、貸借対照表上に表示されたそれらの公正価値に相当する。

借入金について満期時に契約上支払うべき金額は、報告日時点の元本残高に、支払期日が到来していない未払利息を加えた金額である。有価証券について契約上支払うべき金額は、その償還価額である。

信用リスクが株主資本に認識される、公正価値オプションで測定される金融負債

2020年6月30日現在					2019年12月31日現在			
(単位：百万ユーロ)	帳簿価額	契約上の 満期時支払 金額	帳簿価額と 契約上の 満期時支払 金額との 差額	純損益を 通じて公正 価値で測定 するものとし て指定され た金融負債 の公正価値 の累計変動 額で信用 リスクに起 因するもの	帳簿価額	契約上の 満期時 支払金額	帳簿価額 と契約上 の 満期時支 払金額と の 差額	純損益を 通じて公 正価値で 測定する ものとし て指定さ れた金融 負債の公 正価値の 累計変動 額で信用 リスクに 起因する もの
債務証券 ⁽¹⁾	21,436	22,463	(1,027)	(139)	24,659	23,921	738	115
劣後債務 ⁽¹⁾	98	100	(2)	(2)	100	100	0	(1)
合計⁽²⁾	21,534	22,563	(1,029)	(141)	24,759	24,021	738	114

(1) ナティクス発行証券の早期償還に関連して2020年上半期に株主資本に認識された残高は、2019年度の(2.0)百万ユーロに対し、合計(0.1)百万ユーロであった。

(2) ナティクス発行証券に係る内部信用リスクに関して計上された公正価値(注記5.4に記載されている計算方法を用いて決定された)は、2019年12月31日現在の113.5百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は合計141.0百万ユーロであった。この差額は、元本残高の変動に加えて、前年度決算以降のナティクスのスプレッドの変動を反映している。

信用リスクが純損益に認識される、公正価値オプションで測定される金融負債

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	帳簿価額	契約上の 満期時支払金額	帳簿価額と契約 上の満期時支払 金額との差額	帳簿価額	契約上の 満期時支払金額	帳簿価額と契約 上の満期時支払 金額との差額
銀行預り金	121	116	6	96	92	4
顧客預り金	128	129	(1)	139	140	(1)
その他の負債	3,185	3,185	0	3,699	3,699	0
合計	3,435	3,430	5	3,933	3,930	3

5.2 金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、IAS第32号に定める規準を満たすナティクスの貸借対照表上の相殺額、およびIAS第32号に定める相殺処理の規準を満たさないマスター・ネットリング契約または類似の契約に基づく法的強制力のある相殺権の存在に関連する影響を表示したものである。総相殺額が示された後に認識される金融資産および金融負債の総額（マスター・ネットリング契約または類似の契約の適用対象になる場合もならない場合もある、貸借対照表上で相殺されない金額を含む）は、貸借対照表に表示される正味残高に対応している。総相殺額は、IAS第32号に定める規準を満たす、買戻契約（レポ）およびデリバティブ取引を反映しており、その大半がクリアリング・ハウスとの間で実行される。

- 上場デリバティブについては、次のオプションに関する各資産および負債項目に計上しているポジションは：

指数オプションおよび先物オプションについては、満期および通貨ごとに相殺している。

株式オプションについては、ISINコードおよび満期日ごとに相殺している。

- OTCデリバティブについては、情報は資産評価と負債評価との間の通貨相殺の影響を考慮して、表示されている。

- ナティクスは、以下の条件を満たすレポとリバース・レポの純額を貸借対照表に計上している。

同一のクリアリング・ハウスと締結したもので、かつ

- ・ 満期日が同じであること
- ・ 保管機関が同じこと（保管機関がT2Sプラットフォームに加入している場合を除く）
- ・ 同じ通貨建てであること

額面金額が類似し、満期および通貨が一致する資産間の入れ替えに相当するもの。ナティクスは、当該取引を単一の金融資産または金融負債の形式で表示している。

2020年6月30日現在で、クリアリング・ハウスのLCH Clearnet Ltd、Eurex Clearing AGおよびCME Clearingによって処理されるOTCデリバティブは、IAS第32号の意味における会計上の相殺の対象ではなく、定型的な規則の対象となっている（それら3つのクリアリング・ハウスが定める「時価決済」の原則が適用され、その結果、現在では追加証拠金請求は、従前のように保証金ではなく、デリバティブの定型的な清算とみなされている）。

またこれらの表は、差金決済規準若しくは資産と負債の同時決済を証明できないマスター・ネットリング契約若しくは類似の契約、または1人以上の取引相手方のデフォルト、支払不能若しくは破産の場合を除き、相殺権を行使できないマスター・ネットリング契約若しくは類似の契約によってカバーされるデリバティブ金額またはレポ残高に対応するマスター契約または類似の契約の影響も示している。これらの金額は、貸借対照表上では相殺されない。

5.2.1マスター・ネットティング契約または類似の契約によって相殺またはカバーされる金融資産

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	貸借対照表上で認識されている金融資産総額*	相殺された金融負債総額	貸借対照表上で認識されている金融資産純額	貸借対照表上で認識されている金融資産総額*	相殺された金融負債総額	貸借対照表上で認識されている金融資産純額
	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	157,316	20,589	136,727	198,941	48,090	150,851
デリバティブ	69,467	3,081	66,386	88,360	27,480	60,880
レボ契約	87,848	17,507	70,341	110,581	20,611	89,971
ヘッジ目的デリバティブ	494	7	487	2,552	2,228	325
銀行貸出金および債権	7,202	5,004	2,199	3,036	1,100	1,936
レボ契約	7,202	5,004	2,199	3,036	1,100	1,936
顧客貸出金および債権	3,912	0	3,912	3,541	0	3,541
レボ契約	3,912		3,912	3,541		3,541
合計	168,923	25,599	143,325	208,070	51,418	156,652

(*) マスターネットティング契約または類似の契約によって相殺またはカバーされる金融資産の総額

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在				2019年12月31日現在			
	貸借対照表上で認識されている金融資産純額	マスター・ネットティング契約または類似の契約による影響(*)	現金で受領した保証	正味エクスポージャー (g) = (c) - (d) - (f)	貸借対照表上で認識されている金融資産純額	マスター・ネットティング契約または類似の契約による影響(*)	現金で受領した保証	正味エクスポージャー (g) = (c) - (d) - (f)
	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)
デリバティブ	66,873	41,649	11,797	13,427	61,204	40,616	10,170	10,419
レボ契約	76,451	70,970	14	5,467	95,448	91,724	93	3,631
合計	143,325	112,620	11,811	18,894	156,652	132,340	10,263	14,050

(*) 有価証券の形で受け取った担保を含む。

5.2.2 マスター・ネットティング契約または類似の契約によって相殺またはカバーされる金融負債

	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	貸借対照表上で 認識されている 金融負債総額*	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額*	貸借対照表上で 認識されている 金融負債純額 (c) = (a) - (b)	貸借対照表上で 認識されている 金融負債総額*	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額*	貸借対照表上で 認識されている 金融負債純額 (c) = (a) - (b)
(単位: 百万ユーロ)	(a)	(b)	(c)	(a)	(b)	(c)
純損益を通じて公正価値で指定 された金融負債	168,144	20,583	147,560	203,577	47,826	155,751
デリバティブ	68,731	3,076	65,654	86,934	27,216	59,718
レボ契約	99,413	17,507	81,906	116,643	20,610	96,032
その他の金融商品						
ヘッジ目的デリバティブ	889	12	878	3,118	2,491	626
銀行預り金	13,578	5,004	8,575	7,988	1,100	6,888
レボ契約	13,578	5,004	8,575	7,988	1,100	6,888
その他の金融商品						
顧客預り金	54	0	54	121	0	121
レボ契約	54		54	121		121
その他の金融商品						
合計	182,665	25,598	157,067	214,804	51,418	163,386

(*) マスターネットティング契約または類似の契約によって相殺またはカバーされている金融負債の総額

	2020年6月30日現在				2019年12月31日現在			
	貸借対照表上 で認識されて いる金融負債 純額	マスター・ ネットティング 契約または類 似の契約によ る影響 (*)	現金での保証	正味エクス ポージャー (g) = (c) - (d) - (f)	貸借対照表上 で認識されて いる金融負債 純額	マスター・ ネットティング 契約または類 似の契約によ る影響 (*)	現金での保証	正味エクス ポージャー (g) = (c) - (d) - (f)
(単位: 百万 ユーロ)	(c)	(d)	(f)	(g)	(c)	(d)	(f)	(g)
デリバティブ	66,532	41,771	13,076	11,685	60,345	41,151	9,960	9,233
レボ契約	90,535	87,573		2,962	103,041	99,904	14	3,124
合計	157,067	129,344	13,076	14,647	163,386	141,055	9,974	12,358

(*) 有価証券の形で受取った担保を含む。

5.3 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

この表示項目は、流動性準備において保有されている負債性金融商品などSPPI規準を満たすキャッシュ・フローを有する「回収かつ売却目的保有」事業モデルの下で管理されている負債性金融商品、およびナティクスがその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを取消不能条件で選択している資本性金融商品を扱っている。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在				2019年12月31日現在			
	負債性金融商品			合計	負債性金融商品			合計
	減損していない 金融資産 ⁽¹⁾	減損した 金融資産 ⁽²⁾	資本性 金融商品		減損していない 金融資産 ⁽¹⁾	減損した 金融資産 ⁽²⁾	資本性 金融商品	
注記	5.3.1	5.3.1	5.3.2		5.3.1	5.3.1	5.3.2	
有価証券	12,455		503	12,958	11,563		513	12,076
貸出金および債権								
銀行								
顧客								
信用損失評価調整額	(0)			(0)				
合計	12,455	0	503	12,958	11,563		513	12,076

(1) 減損していない金融資産で、評価調整額が12ヶ月予想信用損失に基づき計算されているもの（ステージ1）または全期間予想信用損失に基づき計算されているもの（ステージ2）で構成される。

(2) 減損した金融資産（ステージ3）は、信用機関に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定めるデフォルト事象が特定された資産である。

5.3.1 リサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る調整表

下記の表は、金融商品のクラスごとに、損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る会計項目および引当金の2019年上半期にわたる変動を示している。

2020年6月30日現在のリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

(単位：百万ユーロ)	予想信用損失が12ヶ月にわたり測定される減損していない資産 (S1バケット)		予想信用損失が全期間にわたって測定される減損していない資産 (S2バケット)		組成 / 取得後に減損した資産 (S3バケット)		組成 / 取得時に減損した資産		合計	
	帳簿価額 総額	信用損失 評価調整 額	帳簿価額 総額	信用損失 評価調整 額	帳簿価額 総額	信用損失 評価調整 額	帳簿価額 総額	信用損失 評価調整 額	帳簿価額 総額	信用損失 評価調整 額
2018年12月31日現在残高	10,670	(0)	4	(0)	(0)	0	0	0	10,673	(0)
新規に組成または取得した契約	1,956	(0)							1,956	(0)
認識中止に至らなかった契約上のキャッシュ・フローの変動	1								1	
信用リスク・パラメーターの変更（振替を除く）に関連する変動	(76)	0	(0)						(76)	0
金融資産の振替	(33)	0	33	(0)						
S1への振替										
S2への振替	(33)	0	33	(0)						
S3への振替										
期中に全額返済または売却された契約	(775)	0							(775)	0
価値の減損（償却）										
為替レート変動に関連する変動	86	(0)							86	(0)
使用モデルの変更										
その他の変動	(299)	0	(4)	0					(303)	0
2019年12月31日現在残高	11,529	(0)	33	(0)	0	0	0	0	11,563	(0)
新規に組成または取得した契約	720								720	
認識中止に至らなかった契約上のキャッシュ・フローの変動	0								0	
信用リスク・パラメーターの変更（振替を除く）に関連する変動	627								627	
金融資産の振替	33		(33)						0	
S1への振替	33		(33)						0	
S2への振替	0								0	
S3への振替	0								0	
期中に全額返済または売却された契約	(514)								(514)	
価値の減損（償却）									0	
為替レート変動に関連する変動	53								53	
使用モデルの変更										
その他の変動	6								6	
2020年6月30日現在残高	12,455	0	0	0	0	0	0	0	12,455	0

5.3.2 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

(単位：百万ユーロ)	公正価値	2020年6月30日現在					2019年12月31日現在				
		当該期間にわたり認識された配当金		当該期間にわたり認識中止			当該期間にわたり認識された配当金		当該期間にわたり認識中止		
		2019年6月30日現在保有する資本性金融商品	期中に認識中止された資本性金融商品	売却日時点の公正価値	売却日時点の累積損益	公正価値	2018年12月31日現在保有する資本性金融商品	期中に認識中止された資本性金融商品	売却日時点の公正価値	売却日時点の累積損益	公正価値
未上場および連結対象外企業への投資 その他資本性金融商品	503	22	0	0	0	513	30	0	4	1	
合計	503	22	0	0	0	513	30	0	4	1	

5.4 貸借対照表において公正価値で計上されている金融資産および金融負債の公正価値

金融商品（金融資産または金融負債）の公正価値とは、測定日における市場参加者間の標準的な独立当事者間取引において、資産を売却して受領する価格または負債を移転して支払う価格をいう。

したがって、公正価値は出口価格に基づく。

当初認識時の金融商品の公正価値は通常、取引価格、すなわち、資産取得時の支払価格または負債引受時の受領価格である。

当初認識後の測定においては、資産および負債の見積公正価値は、主に観測可能な市場データに基づくものでなければならず、公正価値の計算に使用されるすべてのインプットは、市場参加者が取引で使用するであろう価格と整合性のあるものにしなければならない。

この場合、公正価値は、中間市場価格ならびに対象となる金融商品およびその関連リスクに応じて決定した追加的な評価調整により構成される。

中間市場価格は以下に基づき入手される。

- 金融商品が活発な市場で相場が付けられている場合は、その相場価格。金融商品は、証券取引所、ディーラー、ブローカー、産業グループ、プライシング・サービスまたは規制当局より、相場価格が容易にかつ定期的に入手可能である場合には、活発な市場で相場が付けられているとみなされ、かかる価格が、主要市場において、またはそれがない場合には最も有利な市場において、実際に発生する独立当事者間取引を表す。
- 金融商品の市場が活発ではない場合は、評価技法。使用される技法は、関連する観察可能な入力データを最大限活用し、観察可能でない入力データの利用を最小限に抑えなければならない。この技法は、最近の取引から得られる観察可能なデータ、類似の金融商品の公正価値、割引キャッシュ・フロー分析およびオプション・プライシング・モデル、プライシング・データまたは市場データが入手できないハイブリッド商品または観察可能でないデータの場合には独自のモデルを参照することができる。

追加的な評価調整は、主要な市場における出口取引の結果生じるコストを考慮するために、市場リスクおよび信用リスクに係るリスク・プレミアムなど評価の不確実性に関する要素を組み込む。同様に、無担保のデリバティブまたは完全に担保されていないデリバティブからの将来キャッシュ・フローの資金調達に関連するコストを織り込むために、仮定に基づく資金調達評価調整（Funding Valuation Adjustment（FVA））も考慮される。

主な追加的な資金調達評価調整は以下のとおりである。

ビッド/アスク調整 - 流動性リスク：

この調整は、ビッド価格（買呼値）とアスク価格（売呼値）との間の差で、販売費に相当する。これは、ポジションを取得するリスクまたは別の市場参加者からの提案価格で売却するリスクに関して市場参加者から要求される報酬を反映する。

モデルの不確実性に関する調整：

この調整は、使用する評価技法の欠点、とりわけ、観察可能な市場インプットを入手可能な場合であっても、考慮されないリスク要因を考慮に入れるものである。これは、さまざまな金融商品に固有のリスクが、評価に使用される観察可能なインプットによって考慮されるリスクと異なる場合に該当する。

インプットの不確実性に関する調整：

評価技法で使用される特定の価格またはインプットの観察が困難であるか、あるいは価格またはインプットが定期的に入手不能で売却価格を決定できない場合がある。このような状況下においては、市場参加者が金融商品の公正価値を評価するときに同一のインプットについて異なる値を採用するという可能性を反映させるために調整が必要な場合がある。

信用評価調整（CVA）：

この調整は、取引相手方の信用の質を考慮していない評価に適用される。これは、取引相手方の債務不履行リスクに関連する予想損失に対応し、ナティクスが当該取引の市場価額の全額を回収できるとは限らないという事実を勘案することを目指している。

CVAの決定方法は、この計算に含まれる取引相手方の全セグメントに関する専門的な市場慣行に則した市場インプットの使用を基礎としている。流動性のある市場のインプットがない場合には、この方法は取引相手方の種類、格付け、地域別の代替値を使用した。

自己信用リスクに係る評価調整（債務評価調整 - DVA）：

DVAは、CVAと対称をなし、公正価値で測定すると指定されたデリバティブ金融商品の負債評価に係る取引相手方の視点からの予想損失を示す。これは、ナティクス自体の信用の質がこれらの商品の評価に与える影響を反映する。当該期間中におけるBPCEの「ゼロ・クーポン」スプレッドの流動性を考慮し、比較可能な企業のサンプルに係る「ゼロ・クーポン」スプレッドを観察することにより、調整が行われる。DVAの計算は、資金調達評価調整（FVA）を考慮して行われる。

活発な市場の特定

市場が活発かどうかの決定には以下の規準が使用される。

- 市場の活動水準および動向（発行市場における活動水準を含む）
- 類似した市場取引で観察された過去の価格データの期間の長さ
- サービス・プロバイダーによって回収された価格の希少性
- ビッド価格とアスク価格間のスプレッドの大きさ
- 一定期間におけるまたは異なる市場参加者間における価格変動の大きさ

評価に対する統制手続は、第3章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.5節「市場リスク」（訳者注：原文の章および節）に表示されている。

公正価値で測定および表示される金融資産および金融負債は、以下の尺度に基づいて区分される。

- レベル1：同一の資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて市場価額が直接算定される。
- レベル2：市場にて直接または間接的に観察可能な重要なデータを基にした評価技法を用いて市場価額が算定される。
- レベル3：公認されていないモデルや観察できない市場データを基にしたモデルを用いて市場価額が算定される。これらのモデルが評価額に著しい影響を及ぼす公算が大きい。

資産 (単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日現在				2019年12月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
トレーディング目的で保有する金融資産	141,099	42,743	96,615	1,742	163,461	47,785	112,452	3,224
うち有価証券形式の負債性金融商品	19,923	17,273	2,593	58	15,004	11,870	2,793	341
うち資本性金融商品	25,951	25,471	480		36,160	35,915	185	60
うち貸出金および債権	73,481		71,796	1,684	94,583		91,760	2,823
うち差入保証金	21,744		21,744		17,715		17,715	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	66,386	1,013	62,982	2,391	60,880	924	57,749	2,207
うち金利デリバティブ	47,206		46,655	551	43,673	2	42,931	741
うち通貨デリバティブ	12,665		11,430	1,236	12,743		11,767	976
うちクレジット・デリバティブ	751		554	197	602		373	229
うち株式デリバティブ	4,516	601	3,507	407	3,368	679	2,427	262
うちその他	1,249	412	836		495	243	251	
純損益を通じて公正価値で評価される金融商品	4,526	1,307	1,993	1,226	4,415	1,313	1,793	1,308
うち資本性金融商品	824	219		604	835	222		613
うち有価証券形式の負債性金融商品	1,753	1,088	128	538	1,865	1,091	127	647
うち貸出金および債権	1,949		1,865	84	1,715		1,666	49
公正価値オプションに基づき指定された金融資産	7		2	5	45		45	
うち有価証券形式の負債性金融商品	5			5	43		43	
うち貸出金および債権	2		2		2		2	
ヘッジ目的デリバティブ（資産）	487		487		325		325	
うち金利デリバティブ	487		487		325		325	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	12,958	12,377	225	356	12,076	11,171	585	321
うち資本性金融商品	503	147		356	514	184	8	321
うち有価証券形式の負債性金融商品	12,455	12,230	225		11,563	10,987	576	
うち貸出金および債権								
合計	225,463	57,441	162,303	5,720	241,202	61,193	172,948	7,060

保険業務を対象とする公正価値測定に関するデータは注記6.3.4に示されている。

負債 (単位: 百万ユーロ)	2020年 6 月30日現在				2019年12月31日現在			
	帳簿価額	レベル 1	レベル 2	レベル 3	帳簿価額	レベル 1	レベル 2	レベル 3
トレーディング目的で保有する金融負債	33,883	16,504	17,374	4	33,825	18,534	15,291	
うちトレーディング目的で発行された有価証券	16,838	16,504	330	4	18,840	18,534	306	
うち預り保証金	17,044		17,044		14,985		14,985	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（マイナスの公正価値）	65,654	720	62,588	2,346	59,718	674	57,146	1,898
うち金利デリバティブ	43,175		42,847	329	40,868		40,327	542
うち通貨デリバティブ	14,111		13,098	1,014	12,588		11,863	724
うちクレジット・デリバティブ	1,291		965	326	818		502	316
うち株式デリバティブ	6,005	337	4,994	674	4,844	437	4,092	315
うちその他	1,072	383	685	4	600	238	361	1
トレーディング目的で保有されるその他の金融負債	81,919	13	81,327	580	96,044		95,235	809
公正価値オプションに基づき指定された金融負債	24,969	3,183	13,857	7,929	28,692	3,696	15,627	9,368
うち公正価値オプションに基づく有価証券	21,534		13,607	7,927	24,759		15,393	9,366
うち公正価値オプションに基づくその他の金融負債	3,435	3,183	250	2	3,933	3,696	235	2
ヘッジ目的デリバティブ（負債）	878		878		626		626	
うち金利デリバティブ	878		878		626		626	
合計	207,303	20,421	176,024	10,859	218,905	22,904	183,926	12,075

a) レベル 1：流動性のある市場の相場を用いた公正価値測定

レベル 1 は、活発な市場で相場が付けられている直接利用可能な価格に基づいて公正価値が決定される金融商品で構成される。

レベル 1 に主に含まれるのは、証券取引所に上場しているかまたは他の活発な市場で継続的に売買されている有価証券、流動性が実証可能な組織的市場で取引されるデリバティブ（先物、オプションなど）、およびNAV（1株当たり純資産価額）が毎日決定され報告されるミューチュアルファンド・ユニットである。

b) レベル 2：観察可能な市場データを用いた公正価値測定

レベル 2 の公正価値は、レベル 1 の公正価値に挙げられている以外の金融商品、および満期まで直接観察可能（価格）または間接的に観察可能（価格デリバティブ）のいずれかであるインプットを組み込んだ評価技法を用いて測定される金融商品で構成される。主な商品には、以下が含まれる。

単純な金融商品：

大部分の店頭取引のデリバティブ、スワップ、クレジット・デリバティブ、金利先渡契約、キャップ、フロアおよびブレーン・バニラ・オプションは、活発な市場（すなわち、取引が定期的に発生する流動性の高い市場）で取引される。これらの金融商品は、一般的に認められたモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル、内挿法）を用いて、直接観察可能なインプットに基づいて評価される。これらの金融商品については、これらのモデルが使用される範囲およびインプットの観察可能性が文書化されている。

レベル 2 のインプットを用いて測定される金融商品には、以下も含まれる。

- レベル 1 に分類されているものより流動性の低い有価証券であって、その公正価値が合理的な数の活発なマーケット・メーカーにより提示され、（必ずしも直接的に実行可能ではないが）定期的に観察可能な外部価格に基づいて決定されるもの（価格は主にコントロール・リビューション・データベースおよびコンセンサス・データベースから得られる）。これらの規準を満たさない場合、当該有価証券はレベル 3 の公正価値に分類される。
- 活発な市場で相場が付けられていない有価証券であって、その公正価値が、観察可能な市場データに基づいて決定されるもの。例えば、同等の上場企業が公表する市場データの使用または市場参加者に広く用いられている技法に由来するマルチプル法など。
- ギリシャのソブリン債で、その公正価値がレベル 2 に分類されたもの。
- ミューチュアルファンド・ユニットであって、そのNAVが毎日決定され公表されているわけではないが、定期的な報告がなされるか、または最近の取引から観察可能なデータが得られるもの。
- 対象となるデリバティブがレベル 2 に分類される、公正価値オプションに基づき測定される発行債券。
発行体の信用リスクも観察可能とみなされる。その評価は、イールド・カーブ、再評価スプレッドなどのインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法を基礎とする。この評価は、各債券に関して、コールの存在を考慮に入れ、かつ（過去の報告日同様、2020年6月30日現在のBPCEのキャッシュ・リオファー・カーブに基づく）再評価スプレッドと平均発行スプレッドとの差異に基づいた、残存する想定元本およびその感応度の積に対応する。発行体スプレッドの変動は、当初満期日が1年未満の債券の場合、一般に重要ではない。

複雑な金融商品：

一部のよりハイブリッドなおよび／または長期の金融商品は、イールド・カーブ、オプションのインプライド・ボラティリティのレイヤー、市場コンセンサスのデータ、活発な店頭取引市場などの観察可能なデータに由来する市場インプットを基礎とする広く認められたモデルを用いて測定される。

これらの金融商品の公正価値の決定に用いられる主なモデルを、商品の種類ごとに以下に示す。

- 資本性商品：複雑な商品は、以下を用いて評価される。
 - ・ 市場データ
 - ・ 「ペイオフ」、すなわち商品に付随する満期時のプラスまたはマイナスのキャッシュ・フローの計算
 - ・ 原資産の変動モデル

取引される商品には、単独の原資産、複数の原資産またはハイブリッド（例：債券／株式）の商品がある。

資本性商品に用いられる主なモデルは、ローカル・ボラティリティ、1ファクターHull & Whiteモデル（H&W1F）と組み合わせたローカル・ボラティリティならびにローカル確率ボラティリティ（LSV）モデルである。

ローカル・ボラティリティ・モデルは、ボラティリティを時間と原資産の価格の関数として取り扱う。その主要な特性は、（市場データから得た）オプションのインプライド・ボラティリティを、権利行使価格に関連付けて考慮する点にある。

H&W1Fと組み合わせたハイブリッド・ローカル・ボラティリティは、上述のローカル・ボラティリティ・モデルと後述の1ファクターHull & Whiteモデル（固定利付商品を参照）の組み合わせで構成される。

LSVモデルは、原資産とそのボラティリティの同時拡散に基づいており（全部で2要因）、すべてのバニラ・オプションと整合させるために、ローカル・ボラティリティ関数（「デコレーター」と呼ばれる）を有している。

- 固定利付商品：固定利付商品は、一般的にモデルの選択を正当化する特定の性質を有している。ペイオフの評価は、潜在的リスク要因のすべてを考慮する。

固定利付商品の評価および管理に使用される主なモデルは、1ファクター（HW1F）および2ファクター（HW2F）Hull & Whiteモデル、または1ファクターHull & White確率ボラティリティ・モデル（HW1FVS）である。

HW1Fモデルは、バニラ型の金利オプションに関する単一のガウス型ファクターおよび1回のキャリブレーションによってイールド・カーブをモデル化することを可能にする。

HW2Fモデルは、バニラ型の金利オプションおよびスプレッド・オプション商品に関する2ファクターおよび1回のキャリブレーションによってイールド・カーブをモデル化することを可能にする。

HW1FVSモデルは、イールド・カーブに対応するガウス型ファクターおよびそのボラティリティを同時にモデル化することを可能にする（株式を対象とするLSVモデルと同様）。

- 通貨商品：通貨商品は、一般的にモデルの選択を正当化する特定の性質を有している。

通貨商品の評価および管理に使用される主なモデルは、ローカル・ボラティリティおよび確率モデル（株式を対象とするLSVモデルと同様）、ならびに基礎となる通貨モデルと、国内および外国経済の固定利付商品のイールド・カーブを理解するための2つの1ファクターHull & Whiteモデルを組み合わせたハイブリッド・モデルである。

かかるレベル2すべての金融商品に関連するインプットは、観察可能であると実証され、文書化された。方法論的観点から、観察可能性は以下の4つの不可分の規準に基づく。

- インプットが、外部の情報源（例えば、主に一般に認められたコントリビューター）に由来する。
- インプットが、定期的に更新される。
- インプットが、最近の取引を表す。
- インプットの特性が、取引の特性と同一である。必要に応じて代用を使用することができる。ただし、そのような手順の妥当性が実証され文書化されることを条件とする。

評価モデルを用いて得られた金融商品の公正価値は、流動性リスク（ビッド／アスク）、取引相手方リスク、無担保のデリバティブまたは完全に担保されていないデリバティブの資金調達コストに関連するリスク、自己の信用リスク（負債デリバティブ・ポジションの測定）、モデリング・リスクおよびインプット・リスクを考慮に入れるために調整される。

これらの金融商品の取引開始により発生する利益は、直ちに損益に認識される。

c) レベル3：観察可能でない市場データを用いた公正価値測定

レベル3は、評価に重大な影響を与える可能性がある一般に認められていないモデルおよび／または観察可能でない市場データに基づくモデルを用いて測定された金融商品で構成される。これには、主として以下が含まれる。

- 公正価値を観察可能なインプットを用いて決定することができない非上場株式
- 活発な市場に上場していないプライベート・エクイティ有価証券であって、国際プライベート・エクイティ評価（IPEV）基準に従って市場参加者が一般的に使用するモデルを用いた公正価値で測定されるが、市場の変動による影響を受けやすく、その公正価値の決定に必然的に判断を伴うもの。2020年6月30日現在、この金融危機を踏まえ、ナティクスはそのポートフォリオを徹底的に見直した（注記3.3を参照）。
- 保険事業分野が保有する仕組私募債または私募債を表象する証券
- ハイブリッドな利付商品、通貨デリバティブおよびクレジット・デリバティブのうち、レベル2に分類されないもの
- 流通市場価格のない、シンジケーション・プロセスにおける貸出金
- 公正価値が専門家の評価に基づいて決定される、証券化プロセスにおける貸出金

- 市場相場での賃貸料の資産計上と、市場取引との比較の組み合わせに基づいた多規準アプローチを用いて公正価値を取得している投資不動産
- 繰延初日利益のある金融商品
- ファンドが評価日現在の最近のNAVを公表していない、または当該有価証券について観察された低い流動性を考慮して入手可能な市場価格（NAVなど）の大幅な調整を要する制限期間その他の制約のあるミューチュアルファンド・ユニット
- 公正価値オプションに基づき測定される発行債券は、対象となるデリバティブがレベル3に分類される場合、レベル3に分類される。関連する発行体の信用リスクは観察可能とみなされ、したがってレベル2に分類される。
- モノライン保険会社と契約締結したCDS。その評価減の測定に使用される評価モデルは、方法に関して言えば、取引相手方リスクについて行われる調整（信用評価調整：CVA）により則したモデルになっている。また、エクスポージャーの予想評価減および市場データに織り込まれている取引相手方スプレッドも考慮に入れている。
- プレーン・バニラ・デリバティブも、エクスポージャーが基礎となる通貨またはボラティリティ・サーフェイス（例えば、特定の外貨オプションおよびボラティリティのキャップ/フロア）によって決定された流動性ホライズンを超えている場合、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

金融機関および投資機関に適用される規制上の自己資本の要求事項に関する2007年2月20日付の命令（2011年11月23日付の命令による改正後）およびバーゼル の要件による2013年6月26日付の欧州資本要求規則（Capital Requirements Regulation：CRR）に従い、使用されている各モデルについて、危機シミュレーションおよび事後コントロール（内部モデルおよびモデリング手続の正確性および一貫性の検証）の記述が、第3章「リスク要因、リスク管理および第三の柱に関する報告書」の第3.2.5節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

IFRS第9号に基づき、初日利益は、市場参加者が価格設定において考慮するであろう要因の変化によって生じた場合にのみ、すなわち、評価に使用されるモデルおよびパラメータが観察可能な場合にのみ、認識されるべきである。

選択された評価モデルが現行の市場慣行によって一般に認められていない場合、または金融商品の評価に重要な影響を及ぼすインプットの1つが観察可能でない場合においては、取引日の取引利益を直ちに損益計算書において認識することはできない。当該利益は、取引期間にわたってまたはインプットが観察可能となる日まで、定額法で収益として計上する。取引日に損失が生じた場合には、直ちに損益に認識される。

2020年6月30日現在、初日利益／損失の認識が繰り延べられた金融商品には、以下が含まれる。

- 複数の株式および指数を原資産とする仕組商品
- スポンサーード指数に連動した単一の原資産を持つ仕組商品
- シンセティック・ローン
- ファンドに係るオプション（複数資産およびミューチュアルファンド）
- 仕組固定利付商品
- 証券化スワップ

これらの金融商品について、下記の表に、主な観察可能でないインプットおよび値の範囲を示す。

金融商品クラス	商品の主な種類	使用される評価技法	主な観察可能でないデータ	観察可能でないデータの 最小値と最大値の範囲 (2020年6月)
金利デリバティブ	動きの鈍いCMS / ボラティリティ 債券	金利オプション用の評価モデル	平均回帰性パラメーター	[1.75%; 5%]
金利デリバティブ	コーラブル・スプレッド・オプ ションおよびコリドー・コーラブ ル・スプレッド・オプション	複数のイールドカーブ要因を表す モデル	平均回帰性スプレッド	[0%; 30%] EUR 30% , USD 25%
金利デリバティブ	バミューダ型アクリーティング		アクリーティング係数	[72.5%; 94%]
金利デリバティブ	ボラティリティのキャップ / フロア	金利オプション用の評価モデル	金利ボラティリティ	[1.5%; 73.88%]
株式	プレーン・バニラ・デリバティブ および複雑なデリバティブ、株式 バスケットまたはファンド	さまざまな株式オプション評価モ デル、株式バスケットまたはファ ンド	株式ボラティリティ	[12%; 477%]
			ファンド・ボラティリティ	[3.35%; 40.27%]
			株式 / 株式相関関係	[19.19%; 98.70%]
			一般担保バスケットに関するレ ボ	[-0.81%; 0.84%]
為替	為替デリバティブ	為替オプション評価モデル	為替ボラティリティ	[2.12%; 13.11%]
為替	長期PRDC / PRDKO / TARN	ハイブリッド型固定利付 / 為替オ プション評価モデル	外国為替相場と金利の相関関 係、および長期ボラティリティ 水準	[11.5%; 39.8%]
				長期ボラティリティ : [7.245%; 13.026%]
クレジット	債務担保証券	デフォルト率は基礎となるPFI債券 の市場価格に基づき、回収率は過 去の格付機関のデータに基づく	資産間の相関、現金資産とデリ バティブ資産の間のベース・ス プレッド、回収率	0.80%
クレジット	証券化スワップ	原資産であるポートフォリオの早 期償還仮定に基づいて予想される 割引キャッシュ・フロー	早期償還率	[3.3%; 35%]
ハイブリッド	ハイブリッド型株式 / 固定利付 / 為替 (FX) デリバティブ	株式ディフュージョン、為替ディ フュージョンおよび固定利付ディ フュージョンを連結したハイブ リッド・モデル	株式 / 為替相関関係	[-53.5%; 77.65%]
			株式 / 固定利付相関関係	[-44%; 44%]
			固定利付 / 為替相関関係	[-35%; 32.4%]
為替	Helvetix : 長期オプションのスト リップ、クオント・オプションの ストリップ、デジタル・オプショ ンのストリップ	ブラック&ショールズ・モデル	EUR / CHFおよびEUR / USD の相 関関係	[17.31%; 37.04%]
	Helvetix : スプレッド・オプショ ンおよびデジタル・スプレッド・ オプション	ガウス・コピュラ	USD / CHFおよびEUR / CHFの長期 ボラティリティ	USD / CHFボラティリ ティ : [8.6582%; 11.2792%] EUR / CHFボラティリ ティ : [7.4551%; 9.0559%]

d) 公正価値のレベル間の振替に関するナティクスの方針

公正価値のレベル間の振替は、財務、リスクおよび事業部門の代表者を中心とする評価委員会が見直し検証する。同委員会は、「一般原則」に記載されている市場活動および流動性のさまざまな指標を考慮する。

金融商品がこれらの規準を満たさなくなった場合、または再度満たすようになった場合に、見直しが実施される。レベル3への振替またはレベル3からの振替は、評価委員会による検証を要する。

念のために付け加えると、2019年度の主な再分類は、バミューダ・アクリーティング・スワップション（ユーロと豪ドル）、特定の複雑な複数または単一の原資産を持つ指数連動型デリバティブ、公正価値オプションに基づき測定される関連負債で構成されていた。これらの商品は、期中に実施された観察可能性の見直しを受けて、公正価値ヒエラルキーのレベル2からレベル3に再分類された。当該の見直しの結果、対応するインプットおよび商品について観察された価格がないことが判明し、そのことが公正価値ヒエラルキーのレベル3への再分類の根拠となった。

[次へ](#)

5.4.1 公正価値ヒエラルキーのレベル3を用いて公正価値で測定された金融資産および金融負債

2020年6月30日現在

金融資産

金融資産 (単位：百万ユーロ)	レベル3 期首残高 2020年1月1日 現在	期中に認識された損益		資本に直接認 識された損益	期中に実行された取引		期中の振替			連結範囲の変 更	為替換算 調整額	レベル3 期末残高 2020年6月 30日現在
		損益計算書			購入／発行	売却／償還	レベル3 から	レベル3へ	その他の 振替			
		報告日現在 保有取引	期中に 失効／償還し た取引									
トレーディング目的で保有する金融資産	3,224	(60)	399		3,646	(5,278)	(140)	13	(61)		(2)	1,742
うち有価証券形式の負債性金融商品	341	(128)	394		1,213	(1,750)	(25)	13			(1)	58
うち資本性金融商品	60								(60)			
うち貸出金および債権	2,823	68	5		2,433	(3,528)	(115)		(1)		(1)	1,684
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ 金融商品(プラスの公正価値)	2,207	(419)	188		683	(330)	(263)	338			(13)	2,391
うち金利デリバティブ	741	(67)	(12)		26	(96)	(39)	1			(3)	551
うち通貨デリバティブ	976	108	(4)		53	(73)	(158)	327			6	1,236
うちクレジット・デリバティブ	229	(23)	(3)		2	(5)	(1)	11			(13)	197
うち株式デリバティブ	262	(437)	206		602	(156)	(66)	(1)			(3)	407
うちその他												
トレーディング目的で保有するその他の金 融資産												
純損益を通じて公正価値で評価される金融 商品	1,308	(78)	(0)		190	(256)	0	(0)	60		1	1,226
うち資本性金融商品	613	(17)			3	(55)		(0)	60		1	604
うち有価証券形式の負債性金融商品	647	(62)	(0)			(47)	0				(0)	538
うち貸出金および債権	49	2			187	(154)						84
公正価値オプションに基づき指定された金 融資産	0								5			5
うち有価証券形式の負債性金融商品									5			5
うち資本性金融商品												
うち貸出金および債権												
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 される金融資産	321		0	14	14	(0)			8		(1)	356
うち資本性金融商品	321			14	14				8		(1)	356
うち有価証券形式の負債性金融商品			0			(0)						
うち貸出金および債権												
売却可能金融資産											(0)	
公正価値で計上される金融資産合計	7,060	(558)	587	14	4,533	(5,863)	(403)	352	12		(15)	5,720

上記の表の「期中の振替」欄に示されたフローは、2020年6月30日現在の保有取引に基づいて決定されている。

金融負債

金融負債 (単位：百万ユーロ)	レベル3 期首残高 2020年1月 1日現在	期中に認識された損益			期中に実行された取引		期中の振替			連結範囲の変 更	為替換算 調整額	レベル3 期末残高 2020年6月 30日現在
		損益計算書		資本に直接認 識された損益	購入／発行	売却／償還	レベル3 から	レベル3へ	その他の 振替			
		報告日現在 保有取引	期中に失効／ 償還した取引									
トレーディング目的で保有する有価証券		3			12	(12)		0	(0)			4
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ 金融商品(マイナスの公正価値)	1,898	296	(40)		177	(159)	(165)	361	0		(23)	2,346
うち金利デリバティブ	542	(126)	(33)		16	(65)	(3)	1	0		(2)	329
うち通貨デリバティブ	724	115	(7)		18	(7)	(139)	318			(9)	1,014
うちクレジット・デリバティブ	316	22	0		4	(2)	(0)	1			(15)	326
うち株式デリバティブ	315	294	1		139	(85)	(22)	30			3	674
うちその他	1	(8)	0		1	0	(1)	11			(0)	4
トレーディング目的で保有するその他の金 融負債	809	16	(27)		505	(723)			(0)			580
純損益を通じて公正価値オプションで測定 される金融負債	9,368	(1,102)	404		2,631	(3,255)	(288)	233	(22)		(41)	7,929
うち公正価値オプションに基づく有価 証券	9,366	(1,102)	404		2,631	(3,255)	(288)	233	(22)		(41)	7,927
うち公正価値オプションに基づくその 他の金融負債	2	(0)										2
公正価値で認識された金融負債合計	12,075	(787)	338		3,326	(4,148)	(453)	595	(22)		(64)	10,859

2019年12月31日現在

金融資産

金融資産 (単位：百万ユーロ)	レベル3 期首残高 2019年1月1日現在	期中に認識された損益			期中に実行された取引		期中の振替			連結範囲の変更	為替換算調整額	レベル3 期末残高 2019年12月31日現在
		損益計算書		資本に直接認識された損益	購入／発行	売却／償還	レベル3から	レベル3へ	その他の振替			
		報告日現在 保有取引	期中に 失効／償還した取引									
トレーディング目的で保有する金融資産	2,889	65	148		8,635	(8,431)	(116)	6	(0)		27	3,224
うち有価証券形式の負債性金融商品	75	(27)	(21)		1,350	(1,045)	(0)	6			3	341
うち資本性金融商品					60							60
うち貸出金および債権	2,814	92	169		7,225	(7,386)	(116)		(0)		25	2,823
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品(プラスの公正価値)	2,548	841	(343)		446	(1,488)	(339)	486	0		55	2,207
うち金利デリバティブ	122	306	(10)		10	(63)	(5)	381			1	741
うち通貨デリバティブ	1,299	(171)	(91)		279	(75)	(328)	13			50	976
うちクレジット・デリバティブ	725	64	9		2	(582)		1			9	229
うち株式デリバティブ	402	643	(251)		155	(768)	(5)	90	0		(5)	262
うちその他												
トレーディング目的で保有するその他の金融資産												
純損益を通じて公正価値で評価される金融商品	1,490	50	35	(0)	32	(298)		3	(5)	(4)	6	1,308
うち資本性金融商品	577	32	7	(0)	30	(26)			(5)	(4)	1	613
うち有価証券形式の負債性金融商品	862	18	28		0	(265)					4	647
うち貸出金および債権	51				2	(8)		3				49
公正価値オプションに基づき指定された金融資産	0	(0)									0	
うち有価証券形式の負債性金融商品		(0)									0	
うち資本性金融商品												
うち貸出金および債権												
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	48	1		26	256	(2)			(8)		(0)	321
うち資本性金融商品	48	1		26	256	(2)			(8)		(0)	321
うち有価証券形式の負債性金融商品												
うち貸出金および債権												
公正価値で計上される金融資産合計	6,975	958	(160)	26	9,369	(10,218)	(455)	495	(14)	(4)	88	7,060

金融負債

金融負債 (単位：百万ユーロ)	レベル3 期首残高 2019年1月1日現在	期中に認識された損益			期中に実行された取引		期中の振替			連結範囲の変更	為替換算調整額	レベル3 期末残高 2019年12月31日現在
		損益計算書		資本に直接認識された損益	購入／発行	売却／償還	レベル3から	レベル3へ(1)	その他の振替 ⁽¹⁾			
		報告日現在保有取引	期中に失効／償還した取引									
トレーディング目的で保有する有価証券		5			26	(32)			0			
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品(マイナスの公正価値)	2,054	(151)	(225)		250	(264)	(401)	598			39	1,898
うち金利デリバティブ	192	63	(22)		45	(24)	(15)	302			2	542
うち通貨デリバティブ	1,042	(32)	5		89	(30)	(375)	8			18	724
うちクレジット・デリバティブ	251	65	10		2	(23)		1			11	316
うち株式デリバティブ	569	(249)	(218)		114	(188)	(10)	287			9	315
うちその他		1										1
トレーディング目的で保有するその他の金融負債	1,176	37	(37)		1,161	(1,526)	(2)					809
純損益を通じて公正価値オプションで測定される金融負債	185	475	(2)		3,339	(1,905)		4,975	2,296		5	9,368
うち公正価値オプションに基づく有価証券	182	475	(2)		3,339	(1,905)		4,975	2,296		5	9,366
うち公正価値オプションに基づくその他の金融負債	3	(1)										2
公正価値で認識された金融負債合計	3,415	365	(264)		4,776	(3,727)	(403)	5,573	2,297		44	12,075

上記の表の「期中の振替」欄に表示されたフローは、2019年12月31日現在の保有取引に基づいて決定されている。

(1) 発行債務は、基礎となる商品と併せて公正価値ヒエラルキーのレベル3へ振り替えられた。これは、商品が期中に観察不能だったとみなされたことと、商品に関連する発行証券が2018年12月31日現在で既にレベル3に分類されていた（後者は「その他の振替」に計上されている）ことの両方によるものであった。

レベル3で測定された金融商品の公正価値の感応度分析 - 資産および負債

観察可能でないインプットを使用して測定される金融商品の公正価値の感応度について、2020年6月30日現在で見積りを行った。起こり得る仮定を用いて、不確定な経済環境における市場の変動の影響を見積もるために感応度が使用された。かかる見積りは、金利商品、為替商品、クレジット商品、資本性金融商品の評価額に対する追加調整の仮定を用いて算定された。

(単位：百万ユーロ)	損益計算書への潜在的影響額
株式およびその他の資本性金融商品、ならびにデリバティブ	(13)
金利および／または為替商品、ならびにデリバティブ	(16)
クレジット商品およびデリバティブ	(12)
レベル3金融商品の感応度	(41)

5.4.2 金融商品に係る繰延利益の修正再表示

繰延利益は、ヒエラルキーのレベル3として適格な金融商品のみを対象としており、注記5.4で説明している不確実性に係る評価調整を決定した後に算定される。未償却額の残高は、関連する取引の市場価値を控除した後、貸借対照表の「損益計算書上で時価評価される金融商品」の項目で認識される。

(単位：百万ユーロ)	新たな取引				新たな取引				2020年6月 30日現在
	2019年1月 1日現在	から生じた 利益	期中に認識 された利益	その他の変 動	2019年12月 31日現在	から生じた 利益	期中に認識 された利益	その他の変 動	
金利デリバティブ商品	1	7	(3)	4	9	7	(6)	2	12
通貨デリバティブ商品		2	(1)	0	0	2	(1)	3	4
クレジット・デリバ ティブ商品	16	8	(4)	(10)	10	1	(1)	(6)	4
株式デリバティブ商品	70	98	(69)	0	99	62	(32)	(11)	118
レボ契約		9	(11)	5	4	2	(6)	11	11
合計	87	124	(88)	0	122	74	(46)	0	150

[次へ](#)

5.4.3 公正価値で測定された金融資産および金融負債：公正価値レベル間での振替

	2020年 6月30日現在					2019年12月31日現在				
	振替 前	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 3	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 3
	振替 後	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベル 1
(単位：百万ユーロ)										
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		867	151	352		403	306	230	495	455
トレーディング目的で保有する金融資産		720	92	13		140	289	119	6	116
うち有価証券形式の負債性金融商品		530	92	13		25	233	119	6	
うち資本性金融商品		190					2			
うち貸出金および債権						115				116
うち差入保証金		1	0				54			
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品 (プラスの公正価値)		146	59	339		263	16	111	486	339
うち金利デリバティブ				1		39			381	5
うち通貨デリバティブ				327		158			13	328
うちクレジット・デリバティブ				11		1			1	
うち株式デリバティブ		81	44	1		66	16	109	90	5
うちその他		65	15					2		
純損益を通じて公正価値で評価される金融商品		1				0			3	
うち有価証券形式の負債性金融商品		1				0				
うち貸出金および債権									3	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金 融資産		107	480				273	588		
うち資本性金融商品										
うち有価証券形式の負債性金融商品		107	480				273	588		
うち貸出金および債権										

	2020年 6月30日現在					2019年12月31日現在				
	振替 前	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 3	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 3
	振替 後	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベル 1
(単位：百万ユーロ)										
トレーディング目的で保有する金融負債		139	34	361		165	12	199	598	403
トレーディング目的で保有する有価証券		33	0	0				83		
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融 商品（マイナスの公正価値）		106	34	361		165	12	116	598	401
うち金利デリバティブ				1		3			302	15
うち通貨デリバティブ				318		139			8	375
うちクレジット・デリバティブ				1		0			1	
うち株式デリバティブ		20	34	30		22	12	115	287	10
うちその他		85		11		1		1		
トレーディング目的で保有するその他の金融負 債										2
公正価値オプションに基づき指定された金融負 債				233		288			4,975	
うち公正価値オプションに基づく有価証券				233		288			4,975	
うち公正価値オプションに基づくその他の金融 負債										

5.5 償却原価で測定される金融資産

これらは、「回収目的保有」モデルに基づき保有されるSPPI金融資産である。当グループによって供与される貸出金の大半は、この区分に分類される。

5.5.1 償却原価で測定される銀行貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	減損していない金融資産 ⁽¹⁾	減損金融資産 ⁽²⁾	合計	減損していない金融資産 ⁽¹⁾	減損金融資産 ⁽²⁾	合計
当座貸越	5,332	0	5,332	5,783	0	5,783
貸出金および債権	50,237	42	50,279	42,335	48	42,383
差入保証金						
信用損失評価調整額	(4)	(38)	(42)	(3)	(48)	(51)
合計⁽³⁾	55,566	4	55,570	48,115	0	48,115

- (1) 減損していない金融資産で、評価調整が12ヶ月予想信用損失に基づき計算されているもの（ステージ1）または全期間予想信用損失に基づき計算されているもの（ステージ2）で構成される。
- (2) 減損金融資産（ステージ3）は、信用機関に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定めるデフォルト事象が特定された資産である。
- (3) 2019年12月31日現在、Cofaceは「償却原価で測定される銀行貸出金および債権」に313.8百万ユーロ寄与していた。

銀行貸出金および債権の公正価値は、2019年12月31日現在の48,578百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は55,698百万ユーロであった。

償却原価で測定される銀行貸出金および債権の調整表

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在の償却原価で測定される銀行貸出金および債権									
	予想信用損失が12ヶ月にわたり測定される減損していない資産 (S1/バケット)		予想信用損失が全期間にわたって測定される減損していない資産 (S2/バケット)		組成 / 取得後に減損した資産 (S3/バケット)		組成 / 取得時に減損した資産		合計	
	信用損失評		信用損失評		信用損失評		信用損失評		信用損失評	
	総帳簿価額	価調整額	総帳簿価額	価調整額	総帳簿価額	価調整額	総帳簿価額	価調整額	総帳簿価額	価調整額
2019年1月1日現在の残高	25,806	(0)	594	(2)	49	(48)	0	(0)	26,449	(50)
新規に組成または購入した契約	24,396	0	71	0	0	0			24,467	0
認識中止に至らなかった契約上のキャッシュ・フローの変動	(29)	0	0	0	0	0			(29)	0
信用リスク・パラメーターの変更 (振替を除く) に関連する変動	(7,046)	0	110	(1)	2	0			(6,933)	(2)
金融資産の振替	14	0	(14)	0	0	0			0	0
S1への振替	20	0	(20)	0	0	0			0	0
S2への振替	(6)	0	6	0	0	0			0	0
S3への振替	0	0	0	0	0	0			0	0
売却目的で保有する非流動資産への振替	0	0	0	0	0	0			0	0
期中に全額返済または売却された契約	(11,210)	0	(47)	0	(3)	0			(11,259)	0
価値の減損 (償却)					(1)	1			(1)	1
為替レート変動に関連する変動	80	0	1	0	1	0			82	0
使用モデルの変更										0
その他の変動 ⁽²⁾	14,835	0	0	0	0	0			14,835	0
2019年12月31日現在の残高 (1)	46,846	(0)	715	(3)	48	(48)	0	(0)	47,609	(51)
新規に組成または購入した契約	27,744	(0)	29	(0)					27,773	(0)
認識中止に至らなかった契約上のキャッシュ・フローの変動	5	0	0	0	0	0			5	0
信用リスク・パラメーターの変更 (振替を除く) に関連する変動	(9,809)	0	(177)	(0)	0	(0)			(9,986)	(0)
金融資産の振替	29	0	(33)	(0)	4	0			0	0
S1への振替	64	0	(64)	0	0	0			0	0
S2への振替	(31)	0	31	(0)	0	0			0	0
S3への振替	(4)	0	0	0	4	0			0	0
売却目的で保有する非流動資産への振替	0	0	0	0	0	0			0	0
期中に全額返済または売却された契約	(9,911)	0	(4)	0	(1)	1			(9,916)	1
価値の減損 (償却)					(9)	9			(9)	9
為替レート変動に関連する変動	(77)	0	(16)	0	0	(0)			(93)	(0)
使用モデルの変更										0
その他の変動	(27)	0	(79)	0	(0)	0			(106)	0
2020年6月30日現在の残高 (1)	54,799	0	435	(3)	42	(38)	0	0	55,277	(42)

(1) 保険会社の寄与分、すなわち2020年6月30日現在335百万ユーロ (2019年12月31日現在557百万ユーロ) を除く総帳簿価額。

(2) 2019年1月1日現在、BPCEに売却されたSFS事業部門のリテール・バンキング企業の貸出残高14,734百万ユーロに該当する。

[次へ](#)

5.5.2 償却原価で測定される顧客貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	減損していな い	減損	合計	減損していな い	減損	合計
	金融資産 ⁽¹⁾	金融資産 ⁽²⁾		金融資産 ⁽¹⁾	金融資産 ⁽²⁾	
リバース・レボ契約	3,912		3,912	3,541	0	3,541
当座貸越	2,450	20	2,470	2,625	22	2,646
ファイナンス・リース	33	8	41	38	8	45
ファクタリング				2,347	0	2,347
その他	62,736	3,718	66,454	60,749	3,043	63,792
差入保証金	84		84	93	0	93
信用損失評価調整額	(184)	(1,505)	(1,689)	(119)	(1,255)	(1,375)
合計 ⁽³⁾	69,031	2,241	71,272	69,272	1,817	71,089

- (1) 減損していない金融資産で、評価調整が12ヶ月予想信用損失に基づき計算されているもの（ステージ1）または全期間予想信用損失に基づき計算されているもの（ステージ2）で構成される。
- (2) 減損した金融資産（ステージ3）は、信用機関に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定めるデフォルト事象が特定された資産である。
- (3) 2019年12月31日現在、Cofaceは「償却原価で測定される顧客貸出金および債権」に2,345.8百万ユーロ寄与していた。

顧客貸出金および債権の公正価値は、2019年12月31日現在の71,281百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は71,932百万ユーロであった。

償却原価で測定される顧客貸出金および債権の調整表

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在の償却原価で測定される顧客貸出金および債権									
	予想信用損失が12ヶ月にわたり測定される減損していない資産 (S1/バケット)		予想信用損失が全期間にわたって測定される減損していない資産 (S2/バケット)		組成 / 取得後に減損した資産 (S3/バケット)		組成 / 取得時に減損した資産		合計	
	総帳簿価額	信用損失評価調整額	総帳簿価額	信用損失評価調整額	総帳簿価額	信用損失評価調整額	総帳簿価額	信用損失評価調整額	総帳簿価額	信用損失評価調整額
2019年1月1日現在の残高	50,255	(31)	17,758	(91)	2,143	(1,021)	363	(96)	70,518	(1,239)
新規に組成または購入した契約	16,918	(17)	1,386	(13)	0	0	0	0	18,304	(30)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動	225	1	38	(2)	(3)	(5)	0	0	259	(6)
信用リスク・パラメーターの変更 (振替を除く)に関連する変動	874	4	573	(9)	378	(367)	107	4	1,933	(368)
金融資産の振替	(1,892)	(6)	1,161	10	731	(4)	0	0	0	0
S1への振替	741	(10)	(740)	10	0	0	0	0	0	0
S2への振替	(2,285)	3	2,356	(5)	(71)	3	0	0	0	0
S3への振替	(347)	1	(455)	6	802	(7)	0	0	0	0
売却目的で保有する非流動資産への 振替										
期中に全額返済または売却された 契約	(15,008)	10	(4,653)	21	(262)	60	(123)	12	(20,046)	103
価値の減損(償却)					(191)	194	(3)	3	(195)	197
為替レート変動に関連する変動	454	0	173	(1)	9	(8)	5	(1)	641	(9)
使用モデルの変更		0		0	0	0	0	0	0	0
その他の変動 ⁽¹⁾	1,256	0	(211)	6	4	(29)	1	0	1,050	(23)
2019年12月31日現在の残高	53,083	(40)	16,224	(79)	2,809	(1,180)	349	(77)	72,464	(1,375)
新規に組成または購入した契約	7,610	(9)	2,310	(6)	0	0	45	(22)	9,965	(38)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動	(10)	0	0	0	0	0	0	0	(10)	0
信用リスク・パラメーターの変更 (振替を除く)に関連する変動	(1,270)	(18)	(54)	(45)	(142)	(393)	11	(2)	(1,456)	(458)
金融資産の振替	58	(1)	(1,068)	4	1,010	(4)	0	0	0	0
S1への振替 ⁽²⁾	3,267	(5)	(3,267)	5	0	0	0	0	0	0
S2への振替	(2,617)	4	2,618	(4)	(1)	0	0	0	0	0
S3への振替	(592)	0	(419)	3	1,011	(4)	0	0	0	0
売却目的で保有する非流動資産への 振替										
期中に全額返済または売却された 契約	(4,942)	4	(712)	6	(76)	7	(20)	0	(5,751)	17
価値の減損(償却)					(107)	104	(2)	2	(109)	106
為替レート変動に関連する変動	(61)	0	(98)	1	(25)	10	0	0	(184)	11
使用モデルの変更		0		0	0	0	0	0	0	0
その他の変動 ⁽³⁾	(2,088)	0	152	(1)	(24)	49	0	0	(1,959)	47
2020年6月30日現在の残高	52,381	(64)	16,754	(120)	3,445	(1,407)	382	(99)	72,961	(1,689)

(1) うち525百万ユーロは、2019年1月1日現在、BPCEに売却されたSFS事業部門の貸出残高に該当する。。

(2) これには、注記3.2に記載され採用されている方法論の変更の一環として、バケット2に移行する理由として、セクターの格付けを引き下げるという規準を放棄したことによる、バケット2からバケット1への貸出残高の28億ユーロの再分類が含まれる。

(3) うち(2,346)百万ユーロは2019年12月31日現在のCofaceの寄与分に相当し、現在は持分法が適用されている。。

5.5.3 償却原価で測定される債務証券

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	減損していない金融資産 ⁽¹⁾	減損した金融資産 ⁽²⁾	合計	減損していない金融資産 ⁽¹⁾	減損した金融資産 ⁽²⁾	合計
	資産	負債		資産	負債	
負債性金融商品	1,593	158	1,752	1,551	155	1,706
信用損失評価調整額		(144)	(145)	(1)	(147)	(148)
合計	1,593	14	1,607	1,550	8	1,558

(1) 減損していない金融資産で、評価調整が12ヶ月予想信用損失に基づき計算されているもの (ステージ1) または全期間予想信用損失に基づき計算されているもの (ステージ2) で構成される。

(2) 減損した金融資産 (ステージ3) は、信用機関に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定めるデフォルト事象が特定された資産である。

償却原価で測定される債務証券の公正価値は、2019年12月31日現在の1,609百万ユーロに対し、2020年6月30日現在は1,663百万ユーロであった。

償却原価で測定される債務証券の調整表

	2020年 6 月30日現在の償却原価で測定される債務証券									
	予想信用損失が12ヶ月にわたり測定される減損していない資産 (S1/バケット)		予想信用損失が全期間にわたって測定される減損していない資産 (S2/バケット)		組成 / 取得後に減損した資産 (S3/バケット)		組成 / 取得時に減損した資産		合計	
	総帳簿 価額	信用損 失評価 調整額	総帳簿 価額	信用損 失評価 調整額	総帳簿 価額	信用損 失評価 調整額	総帳簿 価額	信用損 失評価 調整額	総帳簿 価額	信用損 失評価 調整額
(単位：百万ユーロ)										
2019年 1 月 1 日現在の残高	982		95	(6)	84	(84)	168	(47)	1,330	(137)
新規に組成または購入した契約	724		57						781	
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動										
信用リスク・パラメーターの変 更（振替を除く）に関連する変 動	26		19	(1)	39	(24)			83	(25)
金融資産の振替										
S1への振替										
S2への振替										
S3への振替										
期中に全額返済または売却され た契約	(306)		(101)		(26)	2	(111)	13	(543)	15
価値の減損（償却）										
為替レート変動に関連する変動	14		1						14	
使用モデルの変更										
IFRS第 5 号 - 売却目的で保有す る企業										
その他の変動	34		7	6	(5)	14	5	(20)	40	
2019年12月31日現在の残高	1,474		77	(1)	93	(93)	63	(54)	1,706	(148)
新規に組成または購入した契約	418		328	(0)					746	
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動										
信用リスク・パラメーターの変 更（振替を除く）に関連する変 動	36		25	0	(6)		8	(3)	63	(3)
金融資産の振替	(126)		126	(0)						
S1への振替										
S2への振替	(126)		126	(0)						
S3への振替										
期中に全額返済または売却され た契約	(652)		(56)	0		1			(708)	1
価値の減損（償却）					(4)	4			(4)	4
為替レート変動に関連する変動	(35)		(6)	(0)	(1)	1			(42)	
使用モデルの変更										
IFRS第 5 号 - 売却目的で保有す る企業										
その他の変動	(13)		(1)	1	5				(9)	1
2020年 6 月30日現在の残高	1,101	(0)	492	(0)	87	(87)	71	(57)	1,752	(145)

5.6 銀行預り金および顧客預り金

銀行預り金および顧客預り金の額を預り金の種類別（要求払預金か定期預金か）に表示する。これらの額は、IFRS第9号に従って償却原価法を用いて測定され、その他の金融負債として認識されている。

5.6.1 銀行預り金

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
当座勘定	5,291	5,080
預り金および借入金	63,623	59,888
レボ契約	8,574	6,888
預り保証金	78	65
その他の負債	0	5
合計⁽¹⁾	77,566	71,927

(1) 保険企業に関する金額を含む。当該債務金額は2019年12月31日現在が1,509百万ユーロ、2020年 6 月30日現在が4,340百万ユーロであった。2019年12月31日現在、Cofaceは「銀行預り金」に451.7百万ユーロ寄与していた。

銀行預り金の公正価値は、2019年12月31日現在の72,173百万ユーロに対し、2020年 6 月30日現在は合計77,585百万ユーロであった。

5.6.2 顧客預り金

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
当座勘定	27,933	23,529
預り金および借入金	5,259	4,764
レボ契約	54	121
特殊貯蓄預金	288	294
ファクタリング勘定		301
預り保証金		
その他の負債	1,380	1,449
未払利息	19	27
合計⁽¹⁾	34,934	30,485

(1) 2019年12月31日現在、Cofaceは「顧客預り金」に301.9百万ユーロ寄与していた。

顧客預り金の公正価値は、2019年12月31日現在の30,488百万ユーロに対し、2020年 6 月30日現在は35,041百万ユーロであった。

5.7 債務証券

債務証券（利付社債、インターバンク市場有価証券等）は、有価証券の種類により分類されているが、「劣後債務」に含まれる劣後有価証券は除かれている。

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
短期金融商品	42,581	44,127
債券	1,462	1,492
その他の債務証券	650	1,756
合計⁽¹⁾	44,693	47,375

(1) 2019年12月31日現在、Cofaceは「債務証券」に1,538.7百万ユーロ寄与していた。

債務証券の公正価値は、2019年12月31日現在の47,376百万ユーロに対し、2020年 6 月30日現在は44,679百万ユーロであった。

5.8 劣後債務

劣後債務は、借入や発行済債券と異なり、すべてのシニア債権者および無担保債権者への返済が終わった後に、配当参加権付借入金および有価証券ならびに超劣後有価証券の返済よりも優先して支払われる。劣後債務は、償却原価で評価される。

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
期限付劣後債務 ⁽²⁾	3,280	3,654
無期限劣後債務	297	297
未払利息	14	20
合計⁽¹⁾	3,591	3,971

(1) 保険企業に関する金額を含む。当該金額は2019年12月31日現在が640.3百万ユーロ、2020年 6 月30日現在が257.3百万ユーロであった。2019年12月31日現在、Cofaceは「劣後債務」に対して389.3百万ユーロ寄与していた。

(2) 劣後債の発行契約書は、条項が遵守されていない場合の期限前償還を規定する条項を織り込んでいない。

劣後債務の公正価値は、2019年12月31日現在の4,307百万ユーロに対し、2020年 6 月30日現在は3,840百万ユーロであった。

期中の劣後債務の変動

(単位：百万ユーロ)	2020年 1 月 1 日現在	発行	償還	為替換算 調整額	範囲の 変更 ⁽²⁾	その他 (1)	2020年 6 月 30日現在
その他の期限付劣後債務	3,654	0	0	0	(380)	6	3,280
劣後債	674					6	680
劣後借入金	2,980				(380)		2,600
その他の無期限劣後債務	297						297
超劣後債	0						0
劣後債	46						46
劣後借入金	251						251
合計	3,951	0	0	0	(380)	6	3,577

上記の表には未払利息は含まれていない。

(1) その他の変動は主に、ヘッジ対象となる債務の再評価、および流通市場におけるナティクスの債務に関連したマーケット・メイキングを目的として Natixis Fundingにより保有されるグループ内有価証券の変動に伴うものである。

(2) 現在持分法を適用されているCofaceに関するものである。

2019年度の劣後債務の変動

(単位：百万ユーロ)	2019年 1 月 1 日現在	発行	償還	為替換算 調整額	範囲の 変更	その他 (1)	2019年12月 31日現在
その他の期限付劣後債務	3,646	0	0	0	0	8	3,654
劣後債	667					8	674
劣後借入金	2,980						2,980
その他の無期限劣後債務	297	0	0	0	0	0	297
超劣後債	0						0
劣後債	46						46
劣後借入金	251						251
合計	3,943	0	0	0	0	8	3,951

上記の表には未払利息は含まれていない。

(1) その他の変動は主に、ヘッジ対象となる債務の再評価、および流通市場におけるナティクスの債務に関連したマーケット・メイキングを目的として Natixis Fundingにより保有されるグループ内有価証券の変動に伴うものである。

5.9 未収・未払勘定、その他の資産および負債

この項目は理論上の勘定に該当する。以下にその内訳を示す。

資産

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
未収勘定 ⁽¹⁾	1,759	1,342
証券決済勘定	0	70
その他の項目	106	203
差入保証金	192	155
その他の雑債権 ⁽²⁾	11,169	11,573
その他の資産	175	280
合計⁽³⁾	13,402	13,624

(1) 2020年 6 月30日現在の額のうち225百万ユーロは契約資産（未収収益）。これに対し、2019年12月31日の当該金額は231百万ユーロであった。

(2) 2020年 6 月30日現在の額のうち647百万ユーロは売掛金。これに対し、2019年12月31日の当該金額は1,058百万ユーロであった。

(3) 2019年12月31日現在、Cofaceは「未収勘定、その他の資産」に対して256.2百万ユーロ寄与していた。

負債

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
未払勘定 ⁽¹⁾	3,059	3,215
雑債務	9,308	9,451
証券決済勘定	16	24
預り保証金	8	7
リース負債	1,091	1,164
雑負債	4	3
その他	1,410	2,285
合計⁽²⁾	14,896	16,148

(1) 2020年 6 月30日現在の額のうち112百万ユーロは契約負債（前払費用）。これに対し、2019年12月31日現在の当該金額は129百万ユーロであった。

(2) 2019年12月31日現在、Cofaceは「未払勘定、その他の負債」に対して396.3百万ユーロ寄与していた。

5.10 のれん

(単位：百万ユーロ)	2020年 1 月 1 日現在		2020年 6 月30日現在						その他の 変動	期末残高
	期首残高	期中取得	処分	評価減	為替換算 調整額	持分法へ の移行	再分類			
資産運用およびウェルス・マネジ メント ⁽¹⁾	3,235				(4)					3,231
コーポレート・バンキングおよびイ ンベストメント・バンキング	144				(3)					141
保険	93									93
決済	137									137
コーポレート・センター ⁽²⁾	282		(282)							0
合計	3,891	0	(282)	0	(7)	0	0	0	0	3,602

(1) 米国で計上されたのれんの中には、のれんの帳簿価額と税務上の価額の差異に起因して15年の税務償却が発生するものがある。当該取扱いの差異によ、2020年 6 月30日現在の繰延税金負債は347.6百万ユーロだった。

(2) (282) 百万ユーロはCofaceの支配の喪失に伴い発生したのれんの除去に該当する（重要な事象を参照）。

さらに、持分法を用いて連結された企業に係るのれんは、2020年 6 月30日現在で合計1.2百万ユーロだった。

2019年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)	2019年1月1 日現在		2019年12月31日現在						
	期首残高	期中取得	処分	評価減	為替換算 調整額	持分法へ の移行	再分類	その他の 変動	期末残高
資産運用およびウェルス・マネジメ ント ⁽¹⁾	3,136	42	(2)		30		31	(1)	3,235
コーポレート・バンキングおよびイ ンベストメント・バンキング ⁽²⁾	129	11			4				144
保険	93								93
決済 ⁽³⁾	0	10					126		137
専門金融サービス ⁽⁴⁾	157						(157)		(0)
金融投資	281				1				282
その他の活動	(0)								(0)
合計	3,796	64	(2)	0	34	0	0	(1)	3,891

(1) うちMassena Partnersの取得により計上されたのれんは+42.1百万ユーロ。。それに加え、1年の配分期間内にMV Créditに係る(1)百万ユーロののれんの調整が行われた。

(2) うちAzure Capital Holdings Pty Ltd.の取得により計上されたのれん+11.4百万ユーロ。

(3) うちTitres Cadeauxの取得により計上されたのれん+10.2百万ユーロ。

(4) SFS事業部門のリテール・バンキング企業の処分により、ナティクスのCGUの表示も変更された。かつてのSFSのCGU内における決済企業は現在、「決済」のCGUに所属している。当行グループは、126百万ユーロののれんを決済のCGUに再配分した。これは主に、上記の事業部門における最近のフィンテック企業の取得により認識されたのれんで構成されていた。Natixis Interépargneの所属が資産運用およびウェルス・マネジメントに変更された(「過去の」のれん31百万ユーロが再配分された)。

さらに、持分法により連結された企業に係るのれんは、2019年12月31日現在3.4百万ユーロだった。

米国で計上されたのれんの中には、のれんの帳簿価額と税務上の価額の差異に起因して15年の税務償却が発生するものがある。当該取扱いの差異による、2019年12月31日現在の繰延税金負債は346.6百万ユーロだった。

5.11 引当金

下表には、償却原価で測定される金融資産(注記5.5を参照)およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産(注記5.3を参照)に係る信用損失評価調整額が含まれていない。

(単位：百万ユーロ)	2020年1月1日現在	繰入額	戻入額(引当金充当額)	戻入額(引当金超過額)	為替換算調整額	その他 ⁽¹⁾	2020年6月30日現在
取引相手方リスク	916	141	(0)	(129)	(2)	8	932
貸出コミットメントおよび保証コミットメント	127	136		(122)	(1)	5	144
訴訟 ⁽²⁾	779	2	(0)	(2)	(1)	3	781
その他の引当金	10	3	(0)	(5)	(0)	(0)	7
減損リスク	24	0			(0)	(18)	7
長期投資	24	0			(0)	(18)	7
不動産開発							
その他の引当金	0						0
従業員給付債務	524	34	(73)	(13)	0	(91)	381
オペレーショナル・リスク	179	17	(3)	(7)	0	(21)	165
偶発損失引当金合計	1,642	192	(76)	(148)	(1)	(123)	1,485

(1) 主に、確定給付年金制度の数理計算上の評価の影響額および2019年12月31日現在のCofaceによる寄与分の除去(102.3)百万ユーロに該当する。

(2) うちMadoffの訴訟案件に関するエクスポージャーに係る2020年6月30日現在の引当金549百万ユーロ。

2019年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)	2019年1月1 日現在	繰入額	戻入額（引当 金充当額）	戻入額（引当 金超過額）	為替換算調整 額	その他	2019年12月31 日現在
取引相手方リスク	888	275	(1)	(263)	15	1	916
貸出コミットメントおよび 保証コミットメント	105	270	(0)	(250)	1	2	127
訴訟 ^(a)	768	0	(0)	(3)	14	0	779
その他の引当金	15	5	(0)	(10)	0	(1)	10
減損リスク	22	4	(1)	(1)	1	0	24
長期投資	21	4	(1)	(1)	1	0	24
不動産開発	0	0	0	(0)	0	0	0
その他の引当金	0	0	0	0	0	0	0
従業員給付債務	584	90	(176)	(15)	5	36	524
オペレーショナル・リスク^(b)	188	51	(42)	(17)	2	(3)	179
偶発損失引当金合計	1,681	420	(220)	(296)	23	35	1,642

この表には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に関連する信用損失に対する価額調整は含まれていない。

(a) うち551百万ユーロは、2019年12月31日現在における、Madoff詐欺のエクスポージャーに対する引当金（第3章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.9節（訳者注：原文の章および節）を参照）。

(b) うち10.5百万ユーロは、Coface計画に関する2019年12月31日現在のリストラ費用引当金。

注記6 保険業務に関する注記

6.1 保険企業の連結

保険企業については、ナティクスはIAS第39号に定められている規定を引き続き適用することを選択した（注記1.1を参照）。

会計基準局（ANC）の提言第2017-02号に従って、貸借対照表および損益計算書においてナティクスは保険事業を個別に表示している。

貸借対照表の資産の部にある「保険事業投資」は、以下に該当する保険事業の資産で構成される。

- 保険契約者への貸付けを含む金融投資（すなわち金融商品に対する投資）
- ユニット連動型商品に対する金融投資
- デリバティブ金融商品
- 金利リスクがヘッジされたポートフォリオに係る再評価差額金

有価証券に対する金融投資は、IAS第39号に定められている各種投資区分ごとに貸借対照表にて分類している。

保険事業に係る他の残高は、貸借対照表の他の科目に関連する残高と種類別に合算している。

貸借対照表の負債の部にある「保険契約に関連する負債」の表示科目は、以下の項目で構成される。

- 保険会社の技術的準備金
- 保険契約者への債務を含む保険・再保険負債
- 保険会社が保有するデリバティブ金融商品
- 金利リスクがヘッジされたポートフォリオに係る再評価額の持分
- 繰延利益分配負債

損益計算書表示科目の「保険事業純利益」は主に次の項目を網羅する。

- 計上保険料および未経過保険料準備金の変動
- 投資不動産からの収益を含む投資収益
- 投資費用
- 純損益を通じて公正価値で測定される投資の公正価値の変動、ならびに投資不動産を含む投資の売却損益
- 償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資に係る減損損失および戻入
- 取得原価の償却
- 保険給付に係る外部費用
- 出再控除後の収益および費用

6.2 保険事業純利益

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在	2019年6月30日現在
既経過保険料	5,139	7,265
計上保険料	5,201	7,370
未経過保険料収入の変動	(62)	(105)
保険事業によるその他の収益	6	4
保険事業収益	0	72
投資収益（費用控除後）	(413)	1,999
投資収益	887	1,023
投資費用	(181)	(220)
投資の処分によるキャピタル・ゲインおよびロス（戻入、評価減および償却控除後）	79	77
純損益を通じて公正価値で計上される投資の公正価値の変動	(1,055)	1,158
投資の評価減の変動	(143)	(39)
取得コストの償却	4	9
保険給付費用	(3,840)	(7,896)
出再後の損益	150	(43)
出再収益	1,517	1,839
出再費用	(1,366)	(1,883)
保険事業純利益 ⁽¹⁾	1,046	1,408

(1) 2019年6月30日現在、Cofaceは保険事業純利益に+419百万ユーロ寄与していた。

6.2.1 保険会社に適用される表示から銀行に適用される表示への移行

下表は、表示している保険会社の財務諸表を銀行業の形式へ転換する際の調整を示している。

2020年6月30日現在									
保険会社の形式	合計	銀行業の形式							
		正味収益		費用	営業総利益	貸倒引当金 繰入額	税金	その他の 項目	純利益
		保険からの 純利益	その他の正 味収益項目 (保険から の純利益を 除く)						
計上保険料	5,201	5,201	0	0	5,201	0	0	0	5,201
未経過保険料収入の変動	(62)	(62)	0	0	(62)	0	0	0	(62)
経過保険料	5,139	5,139	0	0	5,139	0	0	0	5,139
銀行業務営業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動による収益および利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の営業収益	11	6	0	5	11	0	0	0	11
投資収益	941	887	54	0	941	0	0	0	941
投資費用	(226)	(181)	(40)	(5)	(226)	0	0	0	(226)
投資の処分によるキャピタル・ゲインおよびロス (戻入、評価減および償却控除後)	80	80	0	0	80	0	0	0	80
純損益を通じて公正価値 で計上される投資の公正 価値の変動	(1,057)	(1,055)	(2)	0	(1,057)	0	0	0	(1,057)
投資の評価減の変動	(143)	(143)	0	0	(143)	0	0	0	(143)
投資収益(費用控除後)	(405)	(412)	12	(5)	(405)	0	0	0	(405)
保険給付費用	(3,887)	(3,840)	0	(47)	(3,887)	0	0	0	(3,887)
出再収益	1,515	1,517	(2)	0	1,515	0	0	0	1,515
出再費用	(1,360)	(1,367)	7	0	(1,360)	0	0	0	(1,360)
出再後の損益	155	149	5	0	155	0	0	0	155
貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銀行業務営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
契約取得コスト	(358)	4	(296)	(66)	(358)	0	0	0	(358)
ポートフォリオ価値の償却 および関連項目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費	(324)	0	(261)	(63)	(324)	0	0	0	(324)
その他の経常営業損益	(89)	0	(29)	(60)	(89)	0	0	0	(89)
その他の非経常営業損益	(14)	0	(14)	0	(14)	0	0	0	(14)
営業利益(損失)	227	1,031	(569)	(236)	227	0	0	0	227
財務費用	(6)	0	(6)	0	(6)	0	0	0	(6)
持分法による投資利益	(46)	0	0	0	0	0	0	(46)	(46)
法人所得税	(72)	0	0	0	0	0	(72)	0	(72)
非継続事業からの税引後利 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
少数株主持分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結純利益	103	1,046	(589)	(236)	221	0	(72)	(46)	103

2019年6月30日

2019年6月30日現在									
保険会社の形式	合計	銀行業形式							
		正味収益		費用	営業総利益	貸倒引当金繰入額	税金	その他の項目	純利益
		保険からの純利益	その他の正味収益項目（保険からの純利益を除く）						
計上保険料	7,312	7,370	(57)		7,312				7,312
未経過保険料収入の変動	(98)	(105)	7		(98)				(98)
経過保険料	7,214	7,265	(50)		7,214				7,214
銀行業務営業収益	31		31		31				31
その他の業務による収益および利益	87	72	15		87				87
その他の営業収益	8	4	(1)	5	8				8
投資収益	1,082	1,023	60		1,082				1,082
投資費用	(258)	(220)	(32)	(6)	(258)				(258)
投資の処分によるキャピタル・ゲインおよびロス（戻入、評価減および償却控除後）	139	77	1	0	78			61	139
純損益を通じて公正価値で計上される投資の公正価値の変動	1,156	1,158	(1)	0	1,156				1,156
投資の評価減の変動	(40)	(39)	(1)		(40)				(40)
投資収益（費用控除後）	2,082	1,999	27	(6)	2,020			61	2,082
保険給付費用	(7,915)	(7,896)	46	(66)	(7,915)				(7,915)
出再収益	1,833	1,839	(7)		1,833				1,833
出再費用	(1,865)	(1,883)	18		(1,865)				(1,865)
出再後の損益	(33)	(43)	11		(33)				(33)
貸倒引当金繰入額	(1)					(1)			(1)
銀行業務営業費用	(7)			(7)	(7)				(7)
契約取得コスト	(497)	9	(402)	(104)	(497)				(497)
ポートフォリオ価値の償却および関連項目									
管理費	(429)		(243)	(186)	(429)				(429)
その他の経常営業損益	(151)		(40)	(113)	(154)			2	(151)
その他の非経常営業損益			2	(3)	0				
営業利益（損失）	388	1,408	(605)	(479)	325	(1)		63	388
財務費用	(16)		(16)		(16)				(16)
持分法による投資利益	5							5	5
法人所得税	(100)			(1)	(1)		(98)		(100)
非継続事業からの税引後利益									
少数株主持分	(79)				0			(79)	(79)
連結純利益	198	1,408	(621)	(481)	307	(1)	(98)	(10)	198

6.3保険事業投資

(単位：百万ユーロ)	注記	2020年6月30日 現在	2019年12月31日 現在
投資不動産	6.3.3	1,505	1,498
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	6.3.1	25,380	23,360
ヘッジ目的デリバティブ			
売却可能金融資産	6.3.2	49,213	51,391
貸出金および債権	6.3.5	13,470	13,994
満期保有目的金融資産	6.3.6	894	918
保険契約および金融契約に関連する負債のうち再保険者および再々保険者が保有する部分		15,397	15,218
保険および受再事業に起因する債権		866	1,265
出再に起因する債権		33	86
繰延契約取得コスト		277	323
その他			
合計⁽¹⁾		107,034	108,053

(1) 2019年12月31日現在、Cofaceは「保険事業投資」に3,987.4百万ユーロ寄与していた。

6.3.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

(単位：百万ユーロ)	注記	2020年6月30日 現在	2019年12月31日 現在
トレーディング目的保有証券		5,066	2,286
有価証券形式の負債性金融商品		-	-
その他の発行済資本性金融商品 ⁽¹⁾		5,066	2,286
貸出金および債権		-	-
ヘッジ会計に適合でないデリバティブ金融商品		56	19
ヘッジ目的デリバティブ		4	
純損益を通じて公正価値オプションに基づき測定される有価証券	6.3.1.1	20,254	21,055
有価証券形式の負債性金融商品		1,835	2,046
その他の発行済資本性金融商品 ⁽¹⁾		605	785
ユニット・リンク型保険契約を裏付けとする投資		17,814	18,224
純損益を通じて公正価値で測定される貸出金および債権	6.3.1.1	-	-
銀行			
顧客			
合計		25,380	23,360

(1) ミューチュアルファンドのユニットを含む。

6.3.1.1公正価値オプションで測定される金融資産に分類するための条件

金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定するものと指定するのは、それを選択した方がより適切な情報を提供できる場合、または金融商品に1つ以上の重要かつ分離可能な組込デリバティブが組み込まれている場合である。

以下の2つの状況においては、公正価値オプションの使用を選択する方が、より適切な情報を提供できるとみなされる。

- 経済的に関連性がある資産と負債間で会計上のミスマッチがある場合。例えば、ヘッジ会計の条件を満たさない場合の資産とヘッジ目的デリバティブとの間でミスマッチが生じる。
- 金融資産および負債のポートフォリオが、資産および負債管理の文書化された方針の一環として公正価値で管理され認識されている場合。

純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融資産は主に、保険事業におけるユニット・リンク保険に相当する金融資産で構成されている。

(単位：百万 ユーロ)	2020年6月30日現在				2019年12月31日現在			
	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	公正価値に基 づく管理	組込デリバ ティブ	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	公正価値に基 づく管理	組込デリバ ティブ
銀行貸出金および債権								
顧客貸出金および債権								
有価証券形式の負債性金融商品	2,394	585		1,809	2,670	622		2,048
資本性金融商品	17,860	17,860			18,385	18,385		
合計	20,254	18,445		1,809	21,055	19,007		2,048

6.3.2 売却可能金融資産

下表は、売却可能金融資産を金融商品の種類ごと（固定利付有価証券、変動利付有価証券）に表したものであり、減損前の総額、減損額および減損累計額を控除した正味価額を開示している。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日 現在	2019年12月31日 現在
有価証券	49,453	51,592
- 負債性金融商品	41,356	42,651
- その他の発行済資本性金融商品 ⁽¹⁾	7,710	8,509
- 未収利息	386	432
売却可能資産の減損	(240)	(201)
- 負債性金融商品	(55)	(50)
- その他の発行済資本性金融商品 ⁽²⁾	(185)	(151)
合計⁽³⁾	49,213	51,391

(1) ミューチュアルファンドのユニットを含む。

(2) 変動利付有価証券の永久的減損は、2019年6月30日現在の(34)百万ユーロに対して、2020年上半期は(137)百万ユーロであった。この費用は利益分配メカニズムにより89%相殺されている。2020年上半期の費用は、過去に減損処理した有価証券に係る追加的減損損失(106)百万ユーロ(2019年6月30日現在は(9)百万ユーロ)と新たに減損処理した有価証券に対する引当金(31)百万ユーロ(2019年6月30日現在は(25)百万ユーロ)に分けられる。

(3) 2019年12月31日現在、Cofacelは「売却可能金融資産」に2,911百万ユーロ寄与していた。

6.3.3 投資不動産

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	総価額	減価償却 および減損	正味価額	総価額	減価償却 および減損	正味価額
投資不動産 - 公正価値	1,088		1,088	1,070	0	1,070
投資不動産 - 取得原価	40	(14)	26	40	(14)	26
投資不動産 - ユニット・リンク型保険契約	391		391	402	0	402
合計	1,519	(14)	1,505	1,512	(14)	1,498

投資不動産の公正価値は、評価技法は注記5.4で説明しているが、IFRS第13号における公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

公正価値が変動した結果、2020年6月30日現在の関連基本金額の平均89%に該当する繰延利益分配準備金（すなわち、2019年12月31日時点と同一水準）を対称的に認識した。

6.3.4 貸借対照表において公正価値で計上する金融資産の公正価値

公正価値で測定される金融資産および負債は、注記5.4で説明している公正価値ヒエラルキーに基づいて分類する。

資産 (単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在				2019年12月31日現在			
	帳簿価格	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価格	レベル1	レベル2	レベル3
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 - トレーディング	25,376	19,611	4,031	1,734	23,360	17,505	4,569	1,286
トレーディング目的保有の固定利付有価証券	5,066	5,066			2,286	2,202	84	
うち有価証券形式の負債性金融商品								
うち資本性金融商品	5,066	5,066			2,286	2,202	84	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	56	54	2		19	14	5	0
うち金利デリバティブ	1		1		1		1	
うち通貨デリバティブ	7	6	2		9	6	4	
うちクレジット・デリバティブ								
うち株式デリバティブ	48	48			8	8		0
うちその他					0			0
トレーディング目的保有のその他の金融資産								
純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融資産	20,254	14,491	4,029	1,734	21,055	15,289	4,480	1,286
うち有価証券形式の負債性金融商品	1,835	100	34	1,701	2,046	98	663	1,285
うち資本性金融商品	605	65	540		785	125	659	
うち貸出金および債権								
うちユニット・リンク型保険契約を裏付けとする投資	17,814	14,326	3,455	33	18,224	15,065	3,159	0
ヘッジ目的デリバティブ	4		4					
売却可能金融資産	49,213	39,253	6,673	3,287	51,391	43,317	5,279	2,795
売却可能有価証券 - 持分投資	91			91	240			240
その他の売却可能有価証券	49,122	39,253	6,673	3,196	51,151	43,317	5,279	2,554
うち有価証券形式の負債性金融商品	41,688	34,173	4,319	3,196	43,033	37,311	3,189	2,534
うち資本性金融商品	7,434	5,080	2,354		8,118	6,006	2,091	21
うちその他の売却可能金融資産								
合計	74,594	58,864	10,708	5,021	74,751	60,822	9,848	4,081

[次へ](#)

公正価値ヒエラルキーのレベル3を用いて公正価値で測定された金融資産

(単位：百万ユーロ)	レベル3 期首残高 2020年1月1日 現在	期中に認識された損益			期中に実行された取引		期中の振替			連結範囲 の変更	為替換算 調整額	レベル3 期末残高 2020年6月30 日現在
		損益計算書		資本に直接認 識された損益	購入／発行	売却／償還	レベル3から	レベル3へ	その他の振替			
		報告日現在 保有取引	期中に 失効／償還 した取引									
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産	1,286	(36)	(1)		53	(113)		576	(30)			1,734
ヘッジ会計として適格でないデリバ ティブ金融商品（プラスの公正価値）												
うち通貨デリバティブ												
うち株式デリバティブ												
うちその他												
純損益を通じて公正価値オプションで 測定するものと指定された金融資産	1,286	(36)	(1)		53	(113)		576	(30)			1,734
うち有価証券形式の負債性金融商品	1,285	(36)	(1)		53	(113)		543	(30)			1,701
うちユニット・リンク型保険契約を 裏付けとする投資								33				33
売却可能金融資産	2,795	1	(3)	(52)	260	(112)	(42)	605	(21)	(142)		3,287
売却可能有価証券 - 持分投資	240			(6)						(142)		91
その他の売却可能有価証券	2,554	1	(3)	(45)	260	(112)	(42)	605	(21)			3,196
うち有価証券形式の負債性金融商品	2,534	1	(3)	(45)	260	(112)	(42)	605				3,196
うち資本性金融商品	21								(21)			
うちその他の売却可能金融資産												
公正価値で計上される金融資産合計	4,081	(35)	(4)	(52)	312	(225)	(42)	1,181	(51)	(143)		5,021

(単位：百万ユーロ)	レベル3 期首残高 2019年1月1 日現在	期中に認識された損益			期中に実行された取引		期中の振替			連結範囲 の変更	為替換算 調整額	レベル3 期末残高 2019年12月 31日現在
		損益計算書		資本に直接認 識された損益	購入／発行	売却／償還	レベル3から	レベル3へ	その他の振替			
		報告日現在 保有取引	期中に 失効／償還 した取引									
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産 - トレーディング	1,238	87	(3)		201	(207)	(31)	0	1			1,286
ヘッジ会計として適格でないデリバ ティブ金融商品（プラスの公正価値）	0				0				(0)			
うち通貨デリバティブ	0								(0)			
うち株式デリバティブ					0							
うちその他	0											
純損益を通じて公正価値オプションで 測定するものと指定された金融資産	1,238	87	(3)		201	(207)	(31)	0	1			1,286
うち有価証券形式の負債性金融商品	1,238	87	(3)		201	(207)	(31)		1			1,285
売却可能金融資産	2,475	(11)	51	14	740	(601)	(572)	685	14		1	2,795
売却可能有価証券 - 持分投資	208			12	17				3		1	240
その他の売却可能有価証券	2,267	(11)	51	3	724	(601)	(572)	685	10			2,554
うち有価証券形式の負債性金融商品	2,218	(11)	(4)	3	724	(507)	(572)	685				2,534
うち資本性金融商品	49		55			(94)			10			21
うちその他の売却可能金融資産												
公正価値で計上される金融資産合計	3,713	76	48	14	941	(808)	(603)	685	15		1	4,081

[次へ](#)

公正価値で測定される金融資産：公正価値レベル間の振替

	2020年 6 月30日現在						2019年12月31日現在				
	振替 前	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベ ル3	レベル3	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 3	レベル3
	振替 後	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベ ル1	レベル2	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベル 1	レベル2
(単位：百万ユーロ)											
純損益を通じて公正価値で測定 される金融資産				576					0		31
純損益を通じて公正価値オブ ションで測定するものと指定さ れた金融資産				576					0		31
うち有価証券形式の負債性 金融商品				543							31
うち資本性金融商品											
うちユニット・リンク型保険 契約を裏付けとする投資				33							
売却可能金融資産		2	64	605		42	401	825	685		572
売却可能有価証券 - 持分投資							401	825	685		572
その他の売却可能有価証券		2	64	605		42	99	544	685		572
うち有価証券形式の負債性 金融商品		2		605		42	302	280			
うち資本性金融商品											

6.3.5 貸出金および債権

6.3.5.1 銀行貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
貸出金残高	479	682
貸出金および債権	477	681
未収利息	2	1
引当金		
合計（正味） ⁽¹⁾	479	682

(1) 2019年12月31日現在、Cofaceは「銀行貸出金および債権」に16.7百万ユーロ寄与していた。

銀行貸出金および債権の公正価値は、2019年12月31日現在の682百万ユーロに対して、2020年 6 月30日現在は479百万ユーロであった。

6.3.5.2 顧客貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
貸出金残高	12,991	13,312
貸出金および債権	12,977	13,299
有価証券形式の負債性金融商品		
リバース・レボに対する資金供給		
その他		
未収利息	14	13
引当金		
合計 ⁽¹⁾	12,991	13,312

(1) うち再保険契約の受託に関して行われた預り保証金は、2019年12月31日現在の11,666百万ユーロに対して、11,365百万ユーロであった。
2019年12月31日現在、Cofaceは「顧客貸出金および債権」に59.2百万ユーロ寄与していた。

顧客貸出金および債権の公正価値は、2019年12月31日現在の13,312百万ユーロに対して、2020年 6 月30日現在は12,991百万ユーロであった。

6.3.6 満期保有目的金融資産

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
公債	629	636
総価額	629	636
引当金		0
債券	265	282
総価額	265	282
引当金	(1)	(1)
合計	894	918

満期保有目的金融資産の公正価値は、2019年12月31日現在の1,124百万ユーロに対して、2020年 6 月30日現在は1,087百万ユーロであった。

6.4 保険契約関連の負債

(単位：百万ユーロ)	2020年 6 月30日 現在	2019年12月31日 現在
技術的準備金	88,900	90,018
保険契約に関連する技術的準備金	48,375	48,724
ユニット・リンク型保険契約に関連する技術的準備金	12,405	12,164
任意の利益分配機能を有する金融契約に関連する技術的準備金	19,819	20,161
任意の利益分配機能を持たない金融契約に関連する技術的準備金	-	-
ユニット・リンク型保険契約に関連する技術的準備金	4,828	4,930
繰延利益分配負債	3,473	4,039
保険および受再保険事業に起因する債務	10,108	10,489
保険および受再保険事業に起因する債務	297	475
出再事業に起因する債務	9,811	10,015
デリバティブ	82	39
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品	29	39
ヘッジ目的デリバティブ	52	-
保険契約に関連するその他の負債	-	-
合計⁽¹⁾	99,090	100,545

(1) 2019年12月31日現在、Cofacelは「保険契約関連の負債」に2,022.3百万ユーロ寄与していた。

6.4.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に関してIFRS第7号に基づき要求される情報は注記5.1.2に表示している。

6.4.2 銀行預り金および顧客預り金

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に関してIFRS第7号に基づき要求される情報は注記5.6.1および5.6.2に表示している。

6.4.3 債務証券

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に関してIFRS第7号に基づき要求される情報は注記5.7に表示している。

6.4.4 劣後債務

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に関してIFRS第7号に基づき要求される情報は注記5.8に表示している。

6.4.5 IFRS第9号の保険事業への適用の一時的免除に関して開示すべき情報

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
	公正価値	期間中における公正価値の変動	公正価値	期間中における公正価値の変動
SPPI金融資産	41,822	(55)	43,660	2,011
非SPPI金融資産	3,235	(72)	3,177	54
合計(1)	45,057	(127)	46,837	2,066

この表には、純損益を通じて公正価値で認識された金融資産または再保険事業は含まれていない。

(1) 2020年6月30日現在売却可能資産として分類されたミューチュアルファンドの5,618百万ユーロ(2019年12月31日現在では5,994百万ユーロ)を除く。

2019年12月31日現在、Cofaceは公正価値総額に2,447.3百万ユーロ寄与していた。

[次へ](#)

注記7 コミットメント

7.1 保証コミットメント

金融保証とは、債務者が期限到来の支払を履行しなかったために契約保有者が損失を被った場合、保証の発行者が契約保有者に損失を補填する義務を負う契約をいう。こうした権利の行使は、不確実な将来事象の発生を条件とする。

下記の金額は、引き受けたコミットメントの名目価値で表示している。

	2020年6月30日 現在	2019年12月31日 現在
(単位：百万ユーロ)		
供与した保証コミットメント		
銀行向け	7,823	8,447
- 信用状の確認	1,768	1,851
- その他の保証	6,055	6,595
顧客向け	14,561	17,779
- 不動産保証	153	205
- 行政・納税保証金	258	292
- 供与したその他の保証金および裏書 ⁽¹⁾	805	1,728
- その他の保証	13,345	15,554
供与した保証コミットメント合計	22,384	26,226
銀行から受けた保証コミットメント	12,795	12,229

(1) 2019年12月31日現在、Cofaceは当該項目に1,530百万ユーロ寄与していた。

政府保証ローンを通じて受領する保証は、注記3.1.1に記載されており、846百万ユーロに該当する。

保証コミットメント調整表

2020年6月30日現在の保証コミットメント									
(単位: 百万 ユーロ)	予想信用損失が12ヶ月 にわたり測定される減 損していないコミット メント (S1/バケット)		予想信用損失が全期間にわ たって測定される減損して いないコミットメント (S2 バケット)		組成 / 購入後に減損したコ ミットメント (S3/バケッ ト)		組成 / 購入時に減損したコ ミットメント		合計
	総エク ス ボージャー	損失引当 金	総エク ス ボージャー	損失引当金	総エク ス ボージャー	損失引当金	総エク ス ボージャー	損失引当金	総エク ス ボージャー 損失引当金
2019年1月1 日現在の残高	24,669	(3)	4,947	(10)	74	(20)	5	(1)	29,695 (34)
組成または購 入した新しい OBS コミット メント	9,153	(1)	203	(1)					9,356 (3)
信用リスク・ パラメータの 変動に伴う増 減 (振替を除 く)	(2,316)	2	(256)	0	(32)	(4)			(2,604) (2)
保証コミット メントの振替	(581)	(1)	529	1	52	0			0 0
S1への振替	370	(2)	(370)	2	-	-			0 0
S2への振替	(929)	1	929	(1)	0	0			0 0
S3への振替	(22)	0	(30)	0	52	0			0 0
売却目的で保 有する非流動 資産への振替 全額売却、実 行または期間 満了したコ ミットメント 為替レート の変動に伴う増 減	(5,840)	0	(1,439)	2	(18)	1			(7,296) 4
使用モデルの 変更 その他の変動 (2)	(4,154)	0	(723)	1	53	(18)	(2)	1	(4,826) (16)
2019年12月31 日現在の残高 (1)	21,257	(3)	3,294	(7)	129	(41)	3	0	24,682 (51)
組成または購 入した新しい オフバラン ス・コミット メント	2,283	(1)	196	(1)	0	0			2,479 (2)
信用リスク・ パラメータの 変動に伴う増 減 (振替を除 く)	(1,845)	0	(5)	(2)	(25)	2			(1,877) 0
保証コミット メントの振替	168	(1)	(187)	1	19	0			0 0
S1への振替	979	(1)	(979)	1	0	0			0 0
S2への振替	(809)	0	810	0	(1)	0			0 0
S3への振替	(2)	0	(18)	0	20	0			0 0

売却目的で保有する非流動資産への振替										
全額売却、実行または期間満了したコミットメント	(2,977)	0	(220)	1	0	0		(3,198)	2	
為替レートの変動に伴う増減	42	0	(18)	0	(5)	1		19	1	
使用モデルの変更	0	0	0	0	0	0		0	0	
その他の変動	82	0	58	0	126	(2)		266	(2)	
2020年6月30日現在の残高(1)	19,008	(4)	3,117	(8)	242	(40)	3	0	22,370	(52)

(1) 保険会社の寄与分（2020年6月30日現在で14百万ユーロ、2019年12月31日現在では1,544百万ユーロ）を除く総帳簿価額である。

(2) 主にUCITSに対して供与された保証であり、当該保証は現在ではデリバティブとして認識されている。

7.2 貸出コミットメント

以下の貸出コミットメントはIFRS第9号の適用範囲に含まれる。

- コミットメントを供与された企業が貸出の実行後直ちに当該貸出を転売または証券化するのが通常である場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として適格であるコミットメント
- 純額決済（すなわち売却）されるコミットメント
- 市場金利を下回る利率で付与される貸出金を生じさせるコミットメント

上記以外の貸出コミットメントはIAS第37号の適用範囲に含まれる。

供与した貸出コミットメントは、以下のいずれかに該当する場合、IAS第37号の定義による偶発負債に該当する。

- 過去の事象から発生し得る債務のうち、完全に企業が支配できる範囲にあるとはいえない将来の1つ以上の不確実な事象が発生するか、または発生しないことによりその存在が確認されるもの
- 過去の事象の結果として発生した現在の債務であるが、以下のいずれかの理由により認識していないもの
 - ・ 債務決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高くない。
 - ・ 債務の金額を十分な信頼性をもって測定できない。

	2020年6月30日 現在	2019年12月31日 現在
(単位：百万ユーロ)		
供与した貸出コミットメント		
銀行向け	5,651	2,533
顧客向け	52,040	49,668
- 信用状	1,874	4,171
- その他の確認済みと信梓	49,427	45,005
- その他のコミットメント	739	492
供与した貸出コミットメント合計	57,691	52,201
受け取った貸出コミットメント		
- 銀行から ⁽¹⁾	4,497	5,530
- 顧客から	13	116
受け取った貸出コミットメント合計	4,510	5,646

(1) 2019年12月31日現在、Cofaceは当該項目に965百万ユーロ寄与していた。

貸出コミットメント調整表

2020年6月30日現在の貸出コミットメント									
(単位: 百万 ユーロ)	予想信用損失が12ヶ月に わたり測定される減損し ていないコミットメント (S1/バケット)		予想信用損失が全期間に わたって測定される減損 していないコミットメン ト(S2/バケット)		組成 / 購入後に減損した コミットメント(S3/バ ケット)		組成 / 購入時に減損した コミットメント		合計
	総エクス ポージャー	損失引当金	総エクス ポージャー	損失引当金	総エクス ポージャー	損失引当金	総エクス ポージャー	損失引当金	
2019年1月1 日現在の残高	43,290	(13)	6,609	(51)	46	(3)	87	(4)	50,032 (71)
組成または購 入した新たな オフバランス シートのコ ミットメント 信用リスクパ ラメータの変 動に伴う増減 (振替を除く)	11,345	(3)	343	(1)	0	0	0	0	11,688 (4)
貸出コミット メントの振替	(2,863)	4	(2,546)	3	(47)	(4)	(5)	2	(5,462) 5
S1への振替	(1,188)	(3)	1,146	3	43	(1)			0 0
S2への振替	256	(4)	(256)	4	0	0			0 0
S3への振替	(1,415)	1	1,418	(2)	(3)	0			0 0
売却目的で保 有する非流動 資産への振替	(29)	0	(16)	1	45	(1)			0 0
全額売却、実 行または期間 満了したコ ミットメント 為替レートの変 動に伴う増減	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用モデルの 変更	(5,148)	1	(418)	0	(21)	1	0	0	(5,586) 2
その他の変動 (1)	296	0	80	(1)	0	0	0	0	376 (1)
	795	(1)	376	(1)	55	(5)	(73)	2	1,153 (6)
2019年12月31 日現在の残高	46,527	(15)	5,590	(48)	76	(12)	9	0	52,201 (76)
組成または購 入した新たな オフバランス シートのコ ミットメント 信用リスクパ ラメータの変 動に伴う増減 (振替を除く)	5,755	(4)	1,183	(6)	0	0	5	(2)	6,938 (10)
貸出コミット メントの振替	4,761	(4)	(2,016)	(11)	(13)	8	(5)	0	2,732 (9)
S1への振替	(1,536)	(1)	1,534	1	2	0			0 0
S2への振替	969	(3)	(969)	3	0	0			0 0
S3への振替	(2,503)	2	2,503	(2)	0	0			0 0
売却目的で保 有する非流動 資産への振替	(2)	0	0	0	2	0			0 0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0

全額売却、実行または期間満了したコミットメント	(4,137)	0	(117)	0	(1)	0	(4)	0	(4,259)	1
為替レートの変動に伴う増減	(40)	0	(32)	0	0	0	0	0	(72)	0
使用モデルの変更										0
その他の変動	204	0	(37)	2	(17)	0	0	0	150	1
2020年6月30日現在の残高	51,534	(23)	6,105	(63)	47	(5)	5	(2)	57,691	(92)

(1) バケット1の総エクスポージャーは、BPCEへ売却されたSFS事業部門のリテール・バンキング事業の貸出残高から成っている。

注記8 セグメント報告

2017年11月、ナティクスは2018-2020年戦略計画「新次元」を新たに打ち出した。「新次元」では、私たちのクライアントへ高い付加価値をもたらすソリューションの開発を目的とする断固とした3つの取組みを定めている。「ニューフロンティア計画のもと達成した事業モデルの転換をさらに進める」「投資の大部分をデジタル技術へ割り当てる」「評価の高い確固としたスキルをナティクスの組織が誇る分野で標準とするべく差別化を図る」という私たちの明確な決意を反映する」というのが3つの取組みである。

2019年3月31日に成立したリテール・バンキング事業のBPCE S.A.への売却後、当行の組織は、次の4事業部門で構成されている。

- **資産運用およびウェルス・マネジメント。** Natixis Investment Managers内の資産運用、ウェルス・マネジメント事業および従業員貯蓄制度から成る。
- **コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング。** 企業、機関投資家、保険会社、銀行、公共部門組織に対しアドバイスをを行い、さまざまな種類の金融ソリューションを提供するとともに、資本市場へのアクセスも提供する。主な責務は3つであり、まず、当行の顧客重視の姿勢を強化すること、発行体と投資家の仲立ちを務めること、そして「OTD (Originate-to-distribute: 組成販売型)」モデルを展開し、融資ポートフォリオの積極的な運用によって当行のバランスシートの回転の最適化を図ることである。
- **保険。** 個人保険と損害保険商品の販売を担うBPCEグループの単一基盤。
- **決済。** 決済に必要な各種ツール、インフラ、各種サービスをBanque Populaire/Caisse d'Epargne銀行の顧客およびナティクスの直接顧客に提供する。

プライベート・エクイティ（流出まで維持される自己勘定取引およびスポンサー・ファンドの割当分）、およびNatixis Algérieの事業は非戦略的事業とみなされ、コーポレート・センターに加えられている。

この新組織構造に基づき、経営陣は部門別の営業成績を監視しており、事業計画の策定および戦略的見地からの事業管理が行われる。IFRS第8号「事業セグメント」に従い、これがナティクスがその事業セグメントとして定めた事業区分である。

8.1 資産運用およびウェルス・マネジメント

- **資産運用：**資産運用事業は、Natixis Investment Managersのもとに集約されている。同部門は、すべての資産カテゴリーを網羅しており、主に米国とフランスで事業を展開している。この事業は、それぞれ独立した企業（専門の資産運用会社や販売組織）が担っており、持株会社が、戦略的方向性を監督することで組織の一貫性を確保し、事業の調整を図っている。よってこれらの会社は、適切な経済モデルに基づき、自己の中核事業に集中し、堅調なパフォーマンスを達成することに注力しながら、自己の法人の顧客を開拓するという選択肢を残し、かつ本事業分野の他のサポート機能を利用できる。これら資産運用会社の中には、Loomis Sayles、Harris Associates、AEW、H2O、DNCAおよびOstrum Asset Managementなど確固とした評価を確立した会社も多々ある。

これら専門の資産運用会社を集約しているおかげで当グループは、一通りのノウハウを提供し、あらゆる顧客セグメントの需要に応えることができる。共通のプラットフォームと各資産運用会社が長年かけて構築した営業フランチャイズを活用した販売の確立により、各種顧客セグメントの取り込みの最適化を図っている。2014年に入ってから、第三者顧客向けプライベート・エクイティ会社をNatixis Investment Managersへ移管し、スポンサー・ピークルを設立して、ナティクスによる各ファンドへのコミットメントを監督している。各チームには、スポンサー対象の株式保有を通じた、フランスや欧州にある基本的に未上場の中小企業へのエクイティ・ファイナンスにおいて幅広い実績がある。本事業分野は、第三者投資家向けのプライベート・エクイティ・セグメントを網羅しており、プライベート・エクイティ案件（成熟企業向けの重要な資金供給）、ベンチャーキャピタル（新しい革新的な企業）およびファンド・オブ・ファンズを手掛ける。

- **ウェルス・マネジメント：**この事業分野は、フランスおよびルクセンブルクでのウェルス・マネジメント事業と資産運用を網羅する。Natixis Wealth Managementはフランス市場において重要な地位を占めている。当行は主に、Caisses d'EpargneおよびBanque Populaireの顧客を基に顧客基盤を構築しているほか、それより規模は小さいものの、ナティクスの顧客も活用して顧客基盤を開拓している。プライベート・バンキングでは、アドバイス業務、ファイナンシャル・プランニングおよび金融ノウハウならびにファンド運用ソリューションを提供している。
- **従業員貯蓄制度：**この事業分野では、従業員の貯蓄管理ソリューション（従業員口座の管理、資金管理および記帳）を会社に提供している。

8.2 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングは、企業、機関投資家、保険会社、銀行、公共部門組織に対しアドバイスをを行い、さまざまな種類のカスタマイズされた金融ソリューションを提供するとともに、資本市場へのアクセスも提供する。

チームの持っている技術面での専門知識を活かし、ナティクスは、最新の市場動向を考慮に入れたカスタマイズされたソリューションを顧客のために設計する。

戦略的対話を強化することによってより良い顧客サービスを提供するため、また、OTD（組成販売型）モデルの実施を加速するために、2016年に当該部門の組織構造が再構築された。これによって、インベストメント・バンキングに新たな事業分野を創設した。同事業分野の使命は、顧客と戦略的な対話を構築することであり、取得＆戦略的ファイナンス、資本＆格付アドバイザリー、エクイティ・資本市場、戦略的資本取引といった事業分野を網羅している。また、債券の組成も手掛ける。

2018年初め、CIBはファイナンス事業の業績および分析の表示方法を変更し、「新次元」計画に定められている4つの主要セクターを基に3つの新事業分野を創設した。

- **エネルギー&天然資源**セクター：貿易金融、ストラクチャード・コモディティ・ファイナンスの組成および構築を手掛ける。
- **実物資産**事業分野：インフラ、航空、不動産&ホスピタリティの3セクターにおける組成および構築を集約。
- **ディストリビューション&ポートフォリオ管理**事業分野：シンジケーションと、ストラクチャード・ファイナンスおよびバニラ・ファイナンスのポートフォリオ管理を手掛ける。

株式、固定利付、クレジット、為替、コモディティおよび「グローバル・ストラクチャード・クレジット&ソリューション」業務は、引き続きグローバル・マーケット事業部門が所管し、短期貿易金融および資金フローの提供の開発は「トレード・アンド・トレジャリー・ソリューションズ」のもと統合した。

最後に、リテール・バンキング事業のBPCE S.A.への売却に伴い、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門には現在、**映画業界金融**事業分野も含まれている。この事業分野は、フランスおよび欧州の映画やオーディオ・ビジュアル業務関連の仕組ローンに専門とする子会社であるCoficinéを通じて運営されている。

8.3 保険

Natixis Assurancesは、保険事業を営むさまざまな子会社を傘下に置く持株会社である。2014年3月、パンカシュランス・モデルの確立計画に従い、Natixis AssurancesはPPIと損害保険子会社のBPCE Assurancesを取得し、現在は完全子会社化している。保険事業では、個人・団体生命保険、人身保障保険、損害保険商品などあらゆる保険をBanque PopulaireおよびCaisse d'Epargneのネットワークに提供している。これらの多様なカスタマイズ・ソリューションを、個人や小規模企業の顧客、農家、企業、各種非営利団体向けに設計している。

8.4 決済

この事業分野では、決済に必要な各種ツール、インフラ、各種サービスを提供しており、エレクトロニック・バンキングや、大量の電子送金の実行および回収、小切手決済、サービス・パウチャー、eコマースなどを手掛けている。「新次元」計画のもと、決済部門は欧州における決済専門組織になり、デジタル変革の加速を図っている。決済部門は近年、Payplug、S Money、DalenysおよびComiteoなど、電子決済やeコマースに特化した新興企業を何社か取得した。

8.5 コーポレート・センター

これらのオペレーション・センターに加えて、コーポレート・センター事業があり、これには主に、中央資金調達メカニズムおよびナティクシスの資産負債管理業務に関連する収益が含まれる。この目的のため、コーポレート・センターは、短期金融を含むあらゆる財務業務を担っており、2017年の始め以来ナティクシスの財務部に組み込まれている（以前はコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門に属していた）。また、当行の持分投資ポートフォリオの純利益で、どの部門にも属さない純利益に加え、自己勘定のプライベート・エクイティ事業(流出まで維持される)およびNatixis Algérieの事え業も含まれる。

Cofaceの株式資本の29.5%（ナティクスは12.2%の持分を保有）を売却した後、ナティクシスの連結財務諸表に対するCofaceの残存寄与分は、損益計算書の「持分法による投資利益」の項目に表示されている。念のため付け加えると、Cofaceの主な事業は、信用保険、海外ファクタリング、企業情報および格付け、ならびに売掛金である。

コストについては、コーポレート・センターは、当行の構造的コストおよび単一破綻処理基金への拠出金を認識している。

8.6 損益計算書のセグメント報告

2020年6月30日						
(単位：百万ユーロ)	資産運用および ウェルス・マネ ジメント ⁽²⁾	コーポレート・バ ンキングおよびイ ンベストメント・ バンキング	保険	決済	コーポレート・ センター ⁽³⁾	合計
純収益	1,478	1,098	449	198	90	3,314
2019/2020変動 ⁽¹⁾	(13) %	(31) %	6 %	(5) %	(82) %	(25) %
費用	(1,116)	(1,002)	(250)	(190)	(316)	(2,874)
2019/2020変動 ⁽¹⁾	(4) %	(7) %	4 %	5 %	(52) %	(13) %
営業総利益	362	96	199	8	(226)	439
2019/2020変動 ⁽¹⁾	(33) %	(82) %	8 %	(69) %	40 %	(61) %
貸倒引当金繰入額	(10)	(469)	0	2	(5)	(482)
2019/2020変動 ⁽¹⁾	780 %	249 %			7 %	242 %
営業純利益	352	(373)	199	10	(231)	(43)
2019/2020変動 ⁽¹⁾	(35) %	(195) %	8 %	(61) %	39 %	(104) %
関連会社	1	5	(13)	0	(33)	(40)
2019/2020変動 ⁽¹⁾	57 %	(15) %				(458) %
その他	(6)	(0)	0	0	(103)	(109)
2019/2020変動 ⁽¹⁾	27 %	(100) %			(115) %	(116) %
税引前利益	347	(368)	186	10	(367)	(192)
2019/2020変動 ⁽¹⁾	(35) %	(196) %	(2) %	(61) %	(169) %	(112) %
中間純利益（グループ持分）	203	(272)	127	7	(326)	(261)
2019/2020変動 ⁽¹⁾	(31) %	(201) %	(2) %	(58) %	(181) %	(124) %

この情報は、2020年6月30日現在で欧州連合が採択していたIFRSに従って適用された会計原則を基に算出されたものである。

(1) 2019年6月30日から2020年6月30日までの変動を修正再表示。

(2) うち資産運用に関するもの：

純収益：	1,354百万ユーロ
費用：	(1,002)百万ユーロ
営業総利益：	351.3百万ユーロ
貸倒引当金繰入額：	(11.5)百万ユーロ
税引前利益：	340百万ユーロ

(3) うち短期金融に関するもの

純収益：	109百万ユーロ
費用：	(32)百万ユーロ
営業総利益：	77百万ユーロ
貸倒引当金繰入額：	0百万ユーロ
税引前利益：	77百万ユーロ

うちCofaceに関するもの：関連会社の損益に対する持分（33）百万ユーロ（注記4.9を参照）

純収益の内訳

(単位：百万ユーロ)	純収益	2019/2020変動
資産運用およびウェルス・マネジメント	1,478	(13) %
資産運用	1,354	(15) %
ウェルス・マネジメント	77	22 %
従業員貯蓄	47	2 %
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	1,098	(31) %
資本市場 ⁽¹⁾	277	(62) %
グローバル・ファイナンスおよびインベストメント・バンキング	831	(2) %
その他	(11)	
保険	449	6 %
決済	198	(5) %
コーポレート・センター	90	(82) %
合計	3,314	(25) %

(1) うちXVAデスクの純収益を除く純収益は440百万ユーロである。内訳は、FICTに関する純収益646百万ユーロ、株式に関する純収益の206百万ユーロである。

2019年6月30日(修正再表示後)

2019年6月30日(※)						
(単位: 百万ユーロ)	資産運用および ウェルス・マネ ジメント ⁽¹⁾	コーポレート・バ ンキングおよびイ ンベストメント・ バンキング	保険	決済	コーポレート・ センター ⁽²⁾	合計
純収益	1,705	1,599	425	208	499	4,436
費用	(1,163)	(1,074)	(241)	(181)	(660)	(3,319)
営業総利益	542	525	184	27	(162)	1,117
貸倒引当金繰入額	(1)	(134)		(1)	(5)	(141)
営業純利益	541	391	184	26	(167)	976
関連会社	0	6	5			11
その他	(4)	(15)			700	681
税引前利益	537	382	189	26	533	1,668
中間純利益(グループ持分)	292	269	130	17	402	1,110

(※) 2020年6月30日現在の各事業分野の新たな組織構造に従って再計算後。

(1) うち資産運用に関するもの:	純収益:	1,595百万ユーロ
	費用:	(1,047)百万ユーロ
	営業総利益:	548百万ユーロ
	貸倒引当金繰入額:	(4)百万ユーロ
	税引前利益:	545百万ユーロ
(2) うち短期金融に関するもの:	純収益:	55百万ユーロ
	費用:	(32)百万ユーロ
	営業総利益:	23百万ユーロ
	貸倒引当金繰入額:	0百万ユーロ
	税引前利益:	23百万ユーロ

コーポレート・センターに帰属する純収益および営業費用には、2019年3月31日付の連結除外に伴う、BPCEに売却されたリテール・バンキング事業に関する第1四半期の残存影響額が含まれている。純収益に対する影響額は22.3百万ユーロ、営業費用に対する影響額は(22.5)百万ユーロであった。

純収益の内訳

(単位: 百万ユーロ)	純収益(※)
資産運用およびウェルス・マネジメント	1,705
資産運用	1,595
ウェルス・マネジメント	63
従業員貯蓄	47
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	1,599
資本市場	730
グローバル・ファイナンスおよびインベストメント・バンキング	847
その他	22
保険	425
決済	208
コーポレート・センター	499
合計	4,436

(※) 2020年6月30日現在の各事業分野の新たな組織構造に従って再計算後。

2019年 6 月30日現在 - 報告済数値

2019年 6 月30日現在							
(単位：百万ユーロ)	資産運用およびウェルス・マネジメント (2)	コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	保険	決済	Coface	コーポレート・センターおよび金融投資(Cofaceを除く) (3)(4)	合計
純収益	1,705	1,599	425	208	356	142	4,436
2018/2019変動 ⁽¹⁾	4%	(14)%	7%	10%	7%	8%	(11)%
費用	(1,163)	(1,074)	(241)	(181)	(252)	(408)	(3,319)
2018/2019変動 ⁽¹⁾	4%	(1)%	6%	8%	6%	11%	(3)%
営業総利益	542	525	184	27	104	(266)	1,117
2018/2019変動 ⁽¹⁾	3%	(32)%	8%	25%	10%	12%	(28)%
貸倒引当金繰入額	(1)	(134)		(1)	(1)	(4)	(141)
2018/2019変動 ⁽¹⁾	(12)%	99%				(49)%	69%
営業純利益	541	391	184	26	103	(270)	976
2018/2019変動 ⁽¹⁾	4%	(45)%	8%	23%	9%	10%	(34)%
関連会社	0	6	5				11
2018/2019変動 ⁽¹⁾							12%
その他	(4)	(15)			5	694	681
2018/2019変動 ⁽¹⁾							
税引前利益	537	382	189	26	108	425	1,668
2018/2019変動 ⁽¹⁾	3%	(47)%	9%	19%	17%	(282)%	12%
中間純利益（グループ持分）	292	269	130	17	27	375	1,110
2018/2019変動 ⁽¹⁾	(2)%	(48)%	10%	16%	21%	(282)%	23%

この情報は、2019年 6 月30日現在で欧州連合が採択していたIFRSに従って適用された会計原則を基に算出されたものである。

(1) 2018年 6 月30日から2019年 6 月30日までの変動。

(2) うち資産運用に関するもの：

純収益： 1,595百万ユーロ
費用： (1,047)百万ユーロ
営業総利益： 548百万ユーロ
貸倒引当金繰入額： (4)百万ユーロ
税引前利益： 545百万ユーロ

(3) うち短期金融に関するもの：

純収益： 55百万ユーロ
費用： (32)百万ユーロ
営業総利益： 23百万ユーロ
貸倒引当金繰入額： 0 百万ユーロ
税引前利益： 23百万ユーロ

(4) コーポレート・センターに帰属する純収益および営業費用には、2019年 3 月31日付の連結除外に伴う、BPCEに売却されたリテール・バンキング事業に関する第 1 四半期の残存影響額が含まれている。純収益に対する影響額は22.3百万ユーロ、営業費用に対する影響額は(22.5)百万ユーロであった。

純収益の内訳

(単位：百万ユーロ)	純収益	2018/2019変動
資産運用およびウェルス・マネジメント	1,705	4%
資産運用	1,595	5%
ウェルス・マネジメント	63	(14)%
従業員貯蓄	47	3%
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	1,599	(14)%
資本市場 ⁽¹⁾	730	(21)%
グローバル・ファイナンスおよびインベストメント・バンキング	847	(6)%
その他	22	(35)%
保険	425	7%
決済	208	10%
Coface	356	7%
コーポレート・センター（Cofaceを除く）	142	8%
合計	4,436	(11)%

(1) うち、XVAデスクの純収益を除く純収益は742百万ユーロである。内訳は、FICTに関する純収益の500百万ユーロ、株式に関する純収益の242百万ユーロである。

注記9 リスク管理

9.1 自己資本比率

IAS第1号に基づき要求されている自己資本比率に関する情報は、第3章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.3.1節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

9.2 信用リスクと取引相手方リスク

IFRS第7号に基づき要求されているリスク管理に関する情報は、以下に示している開示事項を除き、第3章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.3節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

9.3 市場リスク、全般的な金利リスク、流動性リスク、構造的な為替リスク

IFRS第7号に基づき要求されている市場リスク、全般的な金利リスク、流動性リスク、および構造的な為替リスクの管理に関する開示は、第3章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.5節および第3.2.7節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

9.4 保険事業関連のリスク

IFRS第7号に基づき要求されている保険事業関連のリスク管理に関する情報は第3章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.10節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

注記10 その他の情報

10.1 資本性金融商品の発行

10.1.1 株式資本

普通株式	株式数	額面	株式資本（ユーロ）
1月1日現在	3,153,078,482	1.60	5,044,925,571
増資	2,768,013	1.60	4,428,821
6月30日現在	3,155,846,495		5,049,354,392

2020年6月30日現在、当行グループは4,743,812株（2019年12月31日現在では2,083,199株）の自己株式を計上していた。

2020年上半期の増資は、2017年および2018年の株式に基づく従業員維持および業績報酬制度に基づく特定のナティクスの従業員への無償株式の付与によるものである。

10.1.2 1株当たり利益の計算

	2020年6月30日	2019年6月30日
1株当たり利益 / (損失)		
グループ持分に帰属する中間純利益 / (損失) (単位：百万ユーロ)	(261)	1,110
株主に帰属する中間純利益 / (損失) (単位：百万ユーロ) ⁽¹⁾	(325)	1,065
期中平均発行済流通普通株式数	3,154,928,922	3,152,153,657
期中平均自己株式数	3,548,594	2,394,650
1株当たり利益 / (損失) の計算に使用される平均株式数	3,151,380,328	3,149,759,007
1株当たり利益 / (損失) (単位：ユーロ)	(0.10)	0.34
希薄化後1株当たり利益 / (損失)		
グループ持分に帰属する中間純利益 / (損失) (単位：百万ユーロ)	(261)	1,110
株主に帰属する純利益 / (損失) (単位：百万ユーロ) ⁽¹⁾	(325)	1,065
期中平均発行済流通普通株式数	3,154,928,922	3,152,153,657
期中平均自己株式数	3,548,594	2,394,650
ストック・オプション制度および無償株式割当に起因する希薄化性潜在的株式数 ⁽²⁾	9,079,926	8,089,124
希薄化後1株当たり利益 / (損失) の計算に使用される平均株式数	3,160,460,254	3,157,848,131
希薄化後1株当たり利益 / (損失) (単位：ユーロ)	(0.10)	0.34

(1) グループ持分に帰属する中間純利益 / (損失) と株主に帰属する中間純利益 / (損失) の差異、すなわち2020年上半期の(63.8)百万ユーロと2019年上半期の(45)百万ユーロは、超劣後債と優先株式について生じた利息に該当する。

(2) この株式数は、2016年、2017年、2018年、2019年および2020年無償株式報酬制度（PAGA）、2016年、2017年、2018年および2019年長期インセンティブ制度（LTIP）、および決済事業部門に関する2018年制度のもと付与された株式数を指している。

10.2 その他の資本性金融商品の発行

永久超劣後債および優先株式

IAS第32号に従い、発行済の金融商品は、現金を保有者に提供する契約上の義務が組込まれているか否かにより、負債性または資本性に分類される。

2009年12月31日以降、発行済の永久超劣後債および優先株式は、配当支払を任意とする条項に従って発行された資本性金融商品として認識され、連結貸借対照表の「利益剰余金」に計上されてきた。

これら負債性金融商品を資本性金融商品へ転換した結果、2009年6月30日に418百万ユーロの利得が純損益に認識された。

2009年6月30日より後の発行は、その利息の任意性に鑑み、常に資本に分類している。

超劣後債の総額は、2020年6月30日現在で1,978百万ユーロとなった（2019年12月31日現在から変動なし）。

2020年6月30日現在、純損益に計上された外貨建て超劣後債の為替変動総額は、2019年6月30日現在での+4百万ユーロ（税引後+3.2百万ユーロ）に対し、（0.7）百万ユーロ（税引後（0.5）百万ユーロ）であったことに留意すべきである。

10.3 IFRIC第21号

2015年1月1日から適用されているIFRIC解釈指針第21号「賦課金」は、財務諸表における賦課金の認識のために使用される日付の明確化を目的とするものである。当該解釈指針は、以下の内容を含んでいる。

- 1月1日現在で発生している債務発生事象に基づいて計算された税額については第1四半期において全額の引当てを認識する。当該税額は、以前は四半期毎に徐々に計上されていた。これは主に、現地当局支援税および単一破綻処理基金への拠出金に適用される。2019年1月1日付で廃止されているシステミック・リスク税（2014年12月29日付2014年金融改革法No.2014-1655（第26条））が、2018年6月30日現在の純損益には全額反映されていたことに留意すべきである。
- 次年度中に支払われる収益ベースの税金については、税金が支払われる年度の1月1日現在の税金の全額を認識する。当該税額は、以前は期中の収益に比例按分して計上されていた。これは主に、社会保障および連帯税(C3S)に関するものである。

2020年6月30日現在、新しい会計処理が純利益（グループ持分）に及ぼした影響は、2019年6月30日現在の95百万ユーロに対して、94.5百万ユーロだった。

10.4 関連当事者

10.5 グループの連結対象企業との関係

ナティクスと関連当事者（BPCEおよび子会社、Banque Populaireの各行、Caisse d'Epargne、ならびに持分法により会計処理されるすべての金融投資）との間の主な取引は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年12月31日現在		
	BPCE	Banque Populaire の各行	Caisses d'Epargne	BPCE	Banque Populaire の各行	Caisses d'Epargne
資産						
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	12,355	6,336	5,447	14,376	3,196	5,408
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産						
償却原価で測定される負債性金融商品	0	90		52	190	
償却原価で測定される銀行貸出金および債権ならびに類似項目	48,611	441	321	39,663	418	281
償却原価で測定される顧客貸出金および債権	272	120		319	120	
保険事業投資	12,059	173	225	12,274	172	225
売却目的で保有する非流動資産						
負債						
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	8,045	2,927	4,381	7,970	1,590	3,940
銀行預り金および借入金ならびに類似項目	55,142	206	194	46,359	1,726	102
顧客預り金および借入金	349	15	13	346	41	14
債務証券						
劣後債務	2,597			2,596		
保険契約関連の負債	0	1	77	0		81
売却目的で保有する資産に係る負債						
株主資本	1,812			1,741		
コミットメント						
供与コミットメント	5,566	2	135	2,481	100	125
受取コミットメント	7,807	235	963	7,419	253	1,037

関連会社および共同支配企業との関係は重要ではない。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在			2019年6月30日現在		
	BPCE	Banque Populaire の各行	Caisses d'Epargne	BPCE	Banque Populaire の各行	Caisses d'Epargne
収益						
受取利息および類似収益	67	25	1	97	23	0
支払利息および類似費用	(216)	(2)	(0)	(360)	(2)	0
正味受取報酬および受取手数料	(33)	(186)	(149)	(24)	(169)	(129)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る純損益	(1,560)	(59)	582	(971)	204	1,097
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純損益						
償却原価で測定される金融資産の認識中止による純損益						
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に再分類された償却原価で測定される金融資産に係る純損益						
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に再分類されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純損益						
保険事業純利益	10	1	0	13	1	
その他業務の収益および費用	31	3	8	30	0	0
営業費用	(35)	(0)	(5)	(39)	(1)	(7)

関連会社および共同支配企業との関係は重要ではない。

注記11 後発事象

2020年8月3日、取締役会は2020年上半期の財務諸表を承認した。これ以降、ナティクスの財務状況や取引状況に重要な変動は生じていない。

2 【その他】

(1) 後発事象

本書の他の箇所に記載した内容以外に、2020年6月30日以降の当行グループの財務状態および営利状況における重要な変更はない。

(2) 訴訟

本書提出日現在、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (d) 法的リスク」に記載したもの以外に、当行は重要な訴訟に関与していない。

3 【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

日本とIFRSとの会計原則の相違

添付の当行グループの中間連結財務諸表は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本基準」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な相違点は以下のとおりである。

1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、親会社およびグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体（以下「SPE」という。）を含む。）（すべての子会社）ならびに共同支配企業に対する持分についての財務諸表が含まれている。

「支配」は、親会社がその事業体の活動からの便益を得るためにその事業体の財務および経営に関する方針を左右するパワーを有する場合に存在し、一般的には議決権の過半数を保有することにより生じる。企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他社により保有されているものを含め、現時点で行使可能または転換可能な潜在的議決権の存在を考慮している。企業がSPEを実質的に支配している場合には、当該SPEは当該企業に連結される。

2012年12月11日、ヨーロッパ委員会は、IFRS第10号「連結財務諸表」を採用した。これにより、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」のうち連結財務諸表にわたる部分ならびに特別目的事業体に関するSIC第12号は、IFRS第10号により置き換えられた。同基準は、組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）であるか否かを問わず、すべての事業体に対して同一の支配モデルを適用することを規定している。事業体に対する支配は、同時に充足されるべき三つの要件（関連する事業活動に対する支配、当該事業体の変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利および当該事業体の得る変動リターンに影響を及ぼす能力）を用いて分析されることになる。同基準は、2014年1月1日から開始する報告期間において遡及的に強制適用された。

日本基準では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配されている会社の財務諸表は連結される。他の企業の財務上または営業上もしくは事業上の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配権を有しているといえる。潜在的議決権は考慮されていない。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

日本基準ではまた、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を

当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、類似の状況における同様の取引および事象に関し、統一された会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、類似環境下で行われた同様の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本基準では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、IFRSに基づく投資不動産の時価評価およびIFRSに基づく固定資産の再評価、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

3) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容

および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動)

- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスク）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

4) 企業結合

IFRSでは、すべての企業結合は取得法で会計処理することが要求されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）。子会社の支配を獲得した取得日に、のれんと区別して、その識別可能な資産および負債は一般的に支配獲得日の公正価値により、また非支配持分を連結財務諸表に計上する。

日本基準では、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理することが要求されている。パーチェス法による会計処理では、企業結合の対価は公正価値で測定される。

5) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

(a) 次の総計

- (i) 移転された対価（通常は取得日における公正価値）
- (ii) 被取得企業のすべての非支配持分の金額
- (iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値

(b) 取得した識別可能な資産および引き受けた負債の取得日における正味の金額

IFRS第3号（改訂）では、非支配持分の認識について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- a) 非支配持分を取得日に公正価値により測定する。（いわゆる、全部のれんアプローチ）
- b) 非支配持分は被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する持分割合により測定する。（いわゆる、購入のれんアプローチ）

日本基準では、のれんは、企業または事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される（いわゆる、購入のれんアプローチ）。子会社の資産および負債は取得日において公正価値により測定され、非支配株主持分は

取得日における純資産の公正価値の非支配株主持分割合相当額により認識される(いわゆる、全面時価評価法)。

6) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回もしくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本基準では、のれんは20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

また、負ののれんについては、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に従い、その発生が見込まれる場合には、取得企業は、すべての識別可能資産および負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかを見直す。その見直し後もなお負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。

7) 段階取得

IFRSでは、段階取得による企業結合の場合、支配獲得前に保有していた被取得企業に対する持分を取得日における公正価値により再評価し、再評価差額は純損益に認識する。さらに、取得企業が被取得企業への持分の価値の変動をその他の包括利益に認識していた場合には、その認識額については取得企業が従来から保有していた持分を直接処分する場合に求められる会計処理と同じ基準により認識される。

非支配持分の測定については、上記「のれんの当初認識と非支配持分の測定方法」を参照のこと。

日本基準では、連結財務諸表上、支配を獲得するに至った取引のすべてについて、企業結合日の公正価値で取得原価を算定する。当該取得原価と、支配獲得までの個々の取引の原価合計との差額は損益とする。非支配株主持分の測定については、上記「のれんの当初認識と非支配持分の測定方法」を参照のこと。

8) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。

(c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有または企業結合における取得者によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプションおよび負債であるデリバティブ等を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本基準では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額は、(a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくは(b) 個々の証券について、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。

(a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、取得原価または償却原価から貸倒引当金を控除した金額とする。

(b) 社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券についての取扱いは、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始に合わせて削除される。同会計基準等の適用開始以降は、改正企業会計基準第10号により、市場価格のない株式等について、取得原価をもって貸借対照表価額とすることが求められる。

- ・ 債権は取得原価または償却原価から貸倒引当金を控除した金額で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については償却原価法に基づいて算定された価額で評価される。

日本では、IFRSで認められる公正価値オプションに関する規定はない。

9) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、

IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つの階層に分類し、公正価値測定を当該階層別に開示することを求めている。

日本では、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ならびに関連する基準および適用指針の改正（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等はIFRS第13号の定めを、市場価値のない株式等を取得原価をもって貸借対照表価額とすることを除き、概ね取り入れている。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めている。なお、本会計基準等は、(1)改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における金融商品および(2)改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産を対象としている。

本会計基準等が公表されるまでは、時価の算定（公正価値測定）について包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められていた。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されていた。また、評価技法に用いるインプットのレベルに基づき時価を分類することは求められていなかった。

10) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積もらなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金をIFRS第9号に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの（企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始以降は、「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」は「市場価格のない株式等以外のもの」）について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式（企業会計基準第30号の適用開始以降は、「市場価格のない株式等」）については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

11) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ(a)企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが他の当事者に移転した時、もしくは(b)企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本基準では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

12) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止

を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（其他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

13) ヘッジ会計

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」において、ヘッジに関する方針の文書化等のヘッジ会計の要件を満たした場合に、以下の3つのヘッジ関係に基づいて会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジ：認識されている資産若しくは負債または未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。ただし、公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する公正価値ヘッジの場合には、ともにその他の包括利益に認識される。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ：認識されている資産若しくは負債または可能性の非常に高い予定取引の全部または構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- (c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ会計の方法は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点では其他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資に対するヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（なお、合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

14) 退職後給付

IFRSでは、確定給付制度においては、制度負債は、予測単位積増方式を用いた数理計算に基づき測定され、制度負債と同様の期間および同様の通貨の優良社債の直接利回りを反映した金利で割引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は資産(超過額)として、不足する場合は負債(不足額)として、それぞれ貸借対照表に計上されている。各貸借対照表日においては、制度資産および確定給付制度債務は再測定される。損益計算書においては、以下を除く利得または損失の変動を反映する：退職給付制度への拠出および制度から支払われる退職給付ならびに企業結合および再測定後の利得および損失。再測定された利得および損失は、数理計算上の差異および制度資産からの収益(確定給付負債または資産の純額に係る利息純額に含められた金額を除く)および資産上限額の影響の変動(確定給付負債または資産の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く)からなる。再測定された金額は、その他の包括利益に計上される。

利益または損失として認識される年金費用(収入)の金額は、制度資産の原価に含めることが他のIFRSで要求されているか、または、認められている場合を除いて、以下の個々の構成要素に含まれる。

- ・ 勤務費用(当期中の従業員の勤務により生じる、確定給付制度債務の現在価値の増加)
- ・ 利息費用の純額(確定給付制度債務の割引による戻入分および制度資産からの理論的な収益)

確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値(資産上限額)

日本基準では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従って、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法(期間定額基準)と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

日本では、割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。制度資産に係る利息収益(長期期待運用収益)は、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて算定する。確定給付資産の上限はない。

また、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分(未認識数理計算上の差異)および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分(未認識過去勤務費用)についてはいずれも、連結財務諸表においては、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う。

15) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- (a) 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- (b) 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- (c) 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また、同基準では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が定められている。

16) 有給休暇引当金

IFRSでは、改訂IAS第19号「従業員給付」に従って、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本基準においては、該当する規定はない。

17) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。尚、オペレーティング・リース取引、および少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

18) 無形資産および有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において、有形固定資産または無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、会社は当該資産の回収可能価額および減損損失を見積らなければならない。のれんおよび耐用年数を特定できない無形資産については、年1回もしくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）または有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本基準では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

19) 投資不動産

IFRSでは、IAS第40号「投資不動産」に従い、投資不動産の当初認識後の評価方法として以下のいずれかを選択できる。

(a) 公正価値モデル

投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は発生した期の純損益に認識される。

(b) 原価モデル

原価モデルでは、投資不動産を取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定することが要求される（IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い、売却目的保有に分類する（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれる）要件に合致するものを除く）。原価モデルを選択した場合には、投資不動産の公正価値を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

(a) 賃貸等不動産の概要

(b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動

(c) 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法

(d) 賃貸等不動産に関する損益

20) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・ 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的または推定的）を有している。
- ・ 当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・ 当該債務の金額について信頼性のある見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本基準では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・ 将来の特定の費用または損失である。
- ・ その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・ 発生の可能性が高い。
- ・ その金額を合理的に見積もることができる。

日本基準においては、「現在の債務」であることが明確に要請された規定は無い。また、引当金について割引計算について該当する一般的な規定はない。

21) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。関連する貸倒引当金も計上される。

22) コミットメント・フィー

IFRSでは、コミットメント・フィーは、融資枠残高に対する割合により決定されている。融資枠が使用される可能性が低い場合、この手数料は融資枠の契約期間にわたり損益として認識され、その他の場合は、貸付が実行されるまで繰延べられ、実行の際に実効金利に対する調整として認識されている。

日本基準では、コミットメント・フィーは、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

23) 賦課金

IFRIC第21号「賦課金」では、企業は、法令によって賦課金の支払の契機となる活動が生じた時点においてのみ当該支払を負債認識する。債務発生事象が一定期間にわたって生じる場合には、負債は当該期間にわたって徐々に認識される。賦課金を支払う義務が、一定の閾値に達した時に発生する場合には、当該負債はその閾値に達した時点においてのみ認識される。

日本では、IFRIC第21号のような賦課金に関する特段の規定はない。

24) 収益認識

IFRSでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識することが要求されており、この中心となる原則に従って収益を認識するために、以下の5つのステップを適用する。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

本会計基準の要求事項は顧客と合意され、かつ、所定の要件を満たす契約のそれぞれに適用される。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

契約は、顧客に財またはサービスを移転する約束を含んでいる。それらの財またはサービスが別個のものである場合には、当該約束が履行義務であり、区分して会計処理される。

ステップ3：取引価格を算定する。

取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる契約における対価の金額である。取引価格は固定金額の顧客の対価である場合もあるが、変動対価または現金以外の形態の対価を含む場合もある。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、各履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、当該独立販売価格を見積る。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に、または充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。財またはサービスが移転するのは、顧客が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時（または獲得するにつれて）である。履行義務は、一時点で充足される場合（顧客に財を移転する約束の場合に一般的）もあれば、一定の期間にわたり充足される場合（顧客にサービスを移転する約束の場合に一般的）もある。

IFRS第15号はまた、契約獲得の増分コストに関する要求事項も含み、本人なのか代理人なのかの検討等に関する適用指針を提供している。

日本では、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等は、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、これまで日本で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することを基本的な方針として開発が行われている。

本会計基準等が公表されるまでは、収益認識に関する包括的な会計基準は存在せず、従来より企業会計原則の実現主義の原則に基づき収益を認識するとされている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。また、割賦販売については販売基準以外に回収基準・回収期限到来基準も容認されている。ただし、企業会計基準第29号においては、割賦販売について回収基準・回収期限到来基準を適用することは認められない。

25) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュール等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、JICPA会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」に基づき、また、2018年4月1日以後開始する連結会計年度から企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

26) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

第 7 【外国為替相場の推移】

ユーロと本邦通貨との間の為替相場は、当該半期中において、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 発行登録書および添付書類 | 提出日：2020年5月25日 |
| (2) 有価証券報告書および添付書類 | 提出日：2020年6月10日 |
| (3) 臨時報告書および添付書類 | 提出日：2020年8月7日 |
| (4) 訂正発行登録書（上記(1)の訂正） | 提出日：2020年8月11日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当行の発行している有価証券

- 1) ナティクス 2020年12月1日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- 2) ナティクス 2021年6月21日満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン社債（満期償還額225連動型）
- 3) ナティクス 2021年7月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債
- 4) ナティクス 2021年12月1日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- 5) ナティクス 2021年12月1日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- 6) ナティクス 2022年7月25日満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン社債（満期償還額225連動型）
- 7) ナティクス 2022年12月2日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- 8) ナティクス 2020年12月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債（ノックイン65）
- 9) ナティクス 2020年12月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債（ノックイン60）
- 10) ナティクス 2021年6月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債（ノックイン65）
- 11) ナティクス 2021年6月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債（ノックイン60）
- 12) ナティクス 2021年7月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債
- 13) ナティクス 2023年7月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債
- 14) ナティクス 2023年7月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債
- 15) ナティクス 2023年10月25日満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン社債（満期償還額225連動型）
- 16) ナティクス 2021年10月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債（ノックイン65）
- 17) ナティクス 2021年10月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債（ノックイン60）

(2) 理由

上記8)、10)、12)および16)の社債は、その条件に従い、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

上記1)、5)、7)、13)および14)の社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価およびS&P500の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とする。

上記2)、3)、4)、6)および15)の社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

上記9)、11)および17)の社債は、その条件に従い、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価およびS&P500により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とする。

(3) 内容

1) 日経平均株価

東京証券取引所市場第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価（日経225）をいい、かかる指数は株式会社日本経済新聞社により計算および公表される。

2) S&P500

S&P500指数としてS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーが計算し、公表している値をいう。

2【当該指数等の推移】

(1) 日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

(単位：円)

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年別	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年			
	最高	20,868.03		19,494.53		22,939.18		24,270.62		24,066.12			
	最低	16,795.96		14,952.02		18,335.63		19,155.74		19,561.96			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	月別	2020年 1 月		2020年 2 月		2020年 3 月		2020年 4 月		2020年 5 月		2020年 6 月	
	最高	24,083.51		23,873.59		21,344.08		20,193.69		21,916.31		23,178.10	
	最低	22,977.75		21,142.96		16,552.83		17,818.72		19,619.35		21,530.95	

出典：ブルームバーグ・エルピー

(2) S&P500の過去の推移（終値ベース）

(単位：ポイント)

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年別	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年			
	最高	2,130.82		2,271.72		2,690.16		2,930.75		3,240.02			
	最低	1,867.61		1,829.08		2,257.83		2,351.10		2,447.89			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	月別	2020年 1 月		2020年 2 月		2020年 3 月		2020年 4 月		2020年 5 月		2020年 6 月	
	最高	3,329.62		3,386.15		3,130.12		2,939.51		3,044.31		3,232.39	
	最低	3,225.52		2,954.22		2,237.40		2,470.50		2,820.00		3,002.10	

出典：ブルームバーグ・エルピー